

平成 20 年度

包括外部監査の結果報告書

平成 21 年 3 月

宮崎県包括外部監査人

安 樂 健 一

目 次

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査の補助者	2
7. 利害関係	2
8. 監査結果及び監査意見全般	2

II. 宮崎県総合農業試験場

1. 概要

(1) 所在地	12
(2) 沿革	15
(3) 設置等根拠	17
(4) 業務概要、内容	20
(5) 施設の概要	26
(6) 組織	27
(7) 平成19年度の主な事業内容	31
(8) 試験研究について	35
(9) 収入・支出の状況（総合農業試験場 全体）	55
(10) 宮崎県の農業政策（農業分野）及び総合農業試験場の位置付けと特徴	58
(11) 国・都道府県・大学・民間等との役割分担及び連携について	59
(12) 過去5年分の「生産物調」について	60
(13) 過去5年分の「委託料調」について	61
(14) 物品購入、外注委託について	61
(15) 施設設備及び備品について	66
(16) 薬品等の管理状況について	69
(17) 歳入について	74
(18) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示等について	77
(19) 人事について	81

2. 監査結果

(1) 収入に関する財務事務	85
(2) 委託料の支出に関する財務事務	87

(3) 委託料以外の支出に関する財務事務	89
(4) 現金及び郵便切手等の管理	90
(5) 公有財産の管理	90
(6) 物品の管理	92
(7) 毒物・劇薬の管理	94

Ⅲ 宮崎県畜産試験場

1. 概要

(1) 所在地	96
(2) 沿革	96
(3) 設置根拠等	98
(4) 業務概要	98
(5) 施設の概要	99
(6) 組織	101
(7) 平成19年度の主な事業内容	103
(8) 最近の主な研究成果について	105
(9) 収入・支出の状況	105
(10) 宮崎県の農業政策（畜産分野）及び畜産試験場の位置付けと特徴	111
(11) 国、都道府県、大学、民間等との役割分担	116
(12) 宮崎県が出資している畜産関係公社等について	116

2. 監査結果

(1) 収入に関する財務事務	118
(2) 支出に関する財務事務	120
(3) 公有財産管理の状況	128
(4) 物品管理の状況	130
(5) 毒物、劇物の管理の状況	133
(6) 現金、預金通帳、郵便切手、印紙等の管理の状況	133
(7) 人事について	134
(8) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示の状況	140

Ⅳ 宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センター

1. 概要

(1) 設置目的	148
(2) 沿革	148
(3) 所在地等	148
(4) 宮崎県工業技術センターの組織・事務分掌（19年度）	148

(5) 宮崎県食品開発センターの組織・事務分掌	149
(6) 職員状況	149
(7) 業務内容	152
(8) 産業財産権等（知的財産権）	155

2. 監査結果

(1) 収入に関する財務事務	158
(2) 支出に関する財務事務	172
(3) 重要備品の管理事務	178
(4) 土地、建物の管理事務	179
(5) 現預金実査について	179
(6) 指導業務について	179

V 宮崎県水産試験場

1. 概要

(1) 所在地	187
(2) 沿革	189
(3) 設置等根拠	190
(4) 業務概要、内容	191
(5) 施設の概要	195
(6) 組織	196
(7) 平成19年度の主な事業内容	198
(8) 収入・支出の状況（水産試験場）	199

2. 監査結果

(1) 収入に関する財務事務	202
(2) 支出に関する財務事務	207
(3) 業務委託契約等に関する財務事務	211
(4) 物品購入契約に係る財務事務	212
(5) 知的財産権に関する財務事務	216
(6) 公有財産の管理事務	217
(7) 物品の管理事務	219
(8) 毒物・劇物の管理に関する財務事務	221
(9) 現金及び郵便切手等の管理について	222
(10) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示について	223
(11) 宮崎県の水産業政策及び水産試験場の位置付けと特徴	233
(12) 国・都道府県・大学・民間等との役割分担及び連携について	235
(13) 人事について	237

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件

試験研究機関の財務事務について

(2) 監査対象機関

宮崎県総合農業試験場

宮崎県畜産試験場

宮崎県工業技術センター

宮崎県食品開発センター

宮崎県水産試験場

(3) 監査対象期間

平成19年度（必要と認めた場合過年度分を含む）

3. 事件を選定した理由

地域経済の発展や地域産業の振興及び県民生活の向上のために科学技術が果たすべき役割と重要性は一段と高まっている。本県においては、試験研究機関の整備充実が進んでおり、時代の要請や地域特性をより有効に生かしていくことが重要になっている。このような情勢を踏まえ、試験研究機関の財務事務の執行の現状を認識するため監査することは有意義と考え、上記を特定の事件とした。

4. 外部監査の方法

(1) 検討した監査要点

歳入及び歳出の合规性・効率性の検討を主要点とする。

(2) 実施した主な監査手続

収入については、平成19年度に調定が行われた取引につき該当資料〔調定調書、収入管理簿、契約に基づく収入は契約書、条例等に基づく収入は条例等の規程、交付申請によるものは申請書・決定通知書・実績報告書、納入義務者に対する納入通知（領収書控え）、現金出納帳、売却単価の積算根拠資料〕の検討及び担当者へのヒアリングにより検討した。

支払については、平成19年度に支払が行われた任意抽出の取引につき、該当資料〔見積書、注文書控え、契約書（請書）、納品書、物品受領書控え、請求書、領収書、支出負担行為書・支出調書・資金前渡精算書等、条例・規則等に基づき支払いがあるものはその条例・規則等、委託・請負契約の契約関係書類（起案・業者選定・入札・契

約・支出・検査等の一連事務手続資料で例えば予定価格調書・開札結果表・契約書・請書等)の検討及び担当者へのヒアリングにより検討した。

(3) 現地調査

5. 外部監査の実施期間

平成20年7月3日から平成21年2月27日まで

6. 外部監査の補助者

公認会計士 肥田木良博

公認会計士 川島秀文

公認会計士 工藤経芳

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査結果及び監査意見全般

(1) 監査結果

試験研究機関の財務事務は、下記の事項を除き、特記すべき事項はなかった。指摘事項の詳細は、各試験研究機関の監査結果に記載している。

ア 収入に関する財務事務

(ア) 宮崎県総合農業試験場

- a 本場の生産物処分伺の生産日に誤記入があった。
- b 茶業支場の調定が販売時点でのみ生産物台帳登記を行っており、持ち帰り分の生産物台帳を作成していなかったため遅れていた。
- c 茶業支場の自動販売機電気料が公有財産の目的外使用許可をしている(社)宮崎県職員互助会宛とされていなかった。

イ 支出に関する財務事務

(ア) 宮崎県総合農業試験場

- a 予定価格調書で見積書比較価格とすべきところを入札書比較価格としていた。
- b 使用料及び賃借料の見積書が年度を一般的に間違えて提出されていた。
- c 使用料及び賃借料の支出命令書の起案日及び請求日が稟議確認日以後となっていた。

(イ) 宮崎県水産試験場

- a 物品購入事務処理で、一部未納品であるにもかかわらず、納品書への記載、及びこれに基づく消耗品出納簿への記載があった。納品書の差し替え等適切な処置をすべきであった。また、管理課による物品確認および都度の出納簿への記載といった原則が守られていない。さらに、物品購入要求書等は請求書に基づき後付で作成、送付されており所定の手続によっていない。定期的な棚卸もされておらず、出納簿の信憑性にも疑義があると言わざるを得ない。
- b 「書き換え」が発覚している。いずれも予算不足等を理由に消耗品（需用費）を購入したようにみせかけて備品（備品購入費）を購入していたものであり、私的な消費はなかったものと見られるが、適正な予算執行の観点からも不適切な処理であることは明らかであり、厳に慎むべきである。会計はあくまで事実の写像であり、真実を歪めるものであってはならない。

ウ 公有財産の管理

(ア) 宮崎県総合農業試験場

- a 土地について、宮崎県作成の監査調書と登記事項要約書と照合した結果、面積が不一致であった。
- b 土地の登記事項要約書に、抵当権の解除がされないまま放置されていたものがあつた。

(イ) 宮崎県水産試験場

- a 土地について、宮崎県作成の監査調書と登記事項要約書と照合した結果、面積が不一致であった。
- b 小林分場米良試験地については、平成 20 年 6 月に飼育魚を全て小林分場に移し、以降については使用の見込みがなく、財産調整委員会に「有効活用の協議を提案していきたい」との回答を得ているので、早期に実行していただきたい。本場の水産研修館は、従来地元漁業関係者の研修や小学生等の見学等で活用されていたが、建物の老朽化による危険性、維持費用の増加および漁具等の雨漏りなどによる劣化等を考えるに、出来る限り早いうちに対策を講じるべきものと思われる。本場の回遊魚施設についても、現在はアカマダイの飼育に一部使用されているのみで、決して有効活用されている状況とは言えない。

エ 物品の管理

(ア) 宮崎県総合農業試験場

- a 備品について、整理票のシールが貼付されないもの、はがれているもの、は

がれかけているものがあった。整理票は、備品の所管換や処分等が発生した場合に、同様の備品が多数存在する場合は整理票による判断が不可欠となるため、シールがはがれないように日頃から注意が必要である。

(イ) 宮崎県畜産試験場

- a 重要備品も含め、備品には整理票が貼付してあるが、整理票の様式が重要備品もそれ以外の備品も全く同一であり、現品確認に手間取る原因となった。色で区分する等の工夫がぜひ必要と思われる。
- b 現品確認時、整理票が貼付していないものが1件あった。
- c 物品管理担当者による現品確認は、過去においては適正に行われていたとは言い難い。

(ウ) 宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センター

- a 宮崎県工業技術センター所属とされている重要備品276件の内64件を重要備品現有高調書と照合したが、その中で所管換を要するものが3件あった。他にもある可能性があり、早急に全件照合し直す必要がある。

(エ) 宮崎県水産試験場

- a レオメーターについて、老朽化による廃棄を理由に代替品を平成20年1月に取得しているが、古いレオメーターについては往査時現在廃棄処分の伺いまでしか処理をしておらず手続が遅延している。
- b 実際の備品整理票と備品出納簿の備品番号に相違のある備品が2件（分光光度計、コンプレッサー）あった。

オ 毒物・劇薬の管理

(ア) 宮崎県総合農業試験場

- a 鍵の施錠ができない収納ケースに医薬品外劇薬が保管してあった。
- b 実査の結果、実際数量と帳簿数量とが不一致であった。

(イ) 宮崎県水産試験場

- a 本場の一部課の中には、保管庫の鍵が誰にでも入手できる場所に保管されているところがあった。
- b 本場で不用薬品として処分対象としたが、廃棄物業者が引き取れないとのことで、そのまま残っている薬品があった。安全管理上も、早期に処分の検討が必要である。
- c 劇毒物以外の薬品については、受払台帳等の記帳、実地棚卸はなされておら

ず、十分な管理がされているとはいえなかった。

カ 知的財産権に関する財務事務

(ア) 宮崎県水産試験場

- a 「宮崎県職員の職務発明等に関する規程」第9条に基づき本年度取得時の発明者に対しては往査時点では登録補償金が支払われていなかった。早急に規程に従った処理を行う必要がある。

(2) 監査意見

試験研究機関の財務事務は、下記の事項を除き、特記すべき事項はなかった。指摘事項の詳細は、各試験研究機関の監査意見に記載している。

ア 収入に関する財務事務

(ア) 宮崎県総合農業試験場

- a 本場の米、茶業支場のお茶については、平成20年度分からは、貯蔵できる状態になった時点で台帳登記されていることに改善されていた。

(イ) 宮崎県畜産試験場

- a 子豚の成豚振替時や子牛の成牛（肥育牛）振替時に「生産物売払収入」として収入が計上されている。これは、現金の移動を生じさせない単なる計算上の収入であり、歳入規模が膨らんでしまう結果になっている。総務省が推進している「新地方公会計制度」の導入を機に改善する必要があると考える。
- b 独立行政法人からの受託研究において、研究受託の決裁、受託承諾書の作成や送付、委託先からの契約書の送付、委託研究契約書の作成（締結）送付という一連の手続きが、同一日付で行われていたが、改善が必要と考えられる。
- c 受託研究費の請求に当たって、決裁を受けた日以前に調定調書が作成されていたが、手続きを遵守すべきである。
- d 受託研究の事前の積算に当たってはそれら新たに発生する支出以外の項目についても含めて原価計算を行い、少しでも多くの受託料を引き出す努力、そして、受託研究ごとのより精密な収支計算を行うべきかと思慮する。
- e 平成14年度に発生した鶏の販売代金2件777,490円が未収のままとなっている。どのような回収のための方策をとったのか、その結果どのような状況であるのかを記録として残すとともに、徴収不能であれば速やかに不納欠損金として処理すべきものとする。

(ウ) 宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センター

- a 機械等の減価償却費を含んだところの製造直接費による原価計算は、現状の

事務作業のままでもある程度適正に行うことはそれほど困難であるとは思われず、原価計算制度を確立させた方がよいと思われる。

(エ) 宮崎県水産試験場

- a 生産物処分の決裁権限は「財務規則第3条第3項の規定による総合農業試験場、畜産試験場及び水産試験場の各支（分）場長の専決額の引き上げ等について（通知）」によると、他の試験場と異なり分場長ではなく場長にあることになっているが、分場での生産物処分については、分場長の承認により行われており、場長への処分伺いが処分後となっており実質事後報告となっている。規則に基づかない処理であるため、改める必要がある。ただし、事務の効率化の観点からも他の試験場同様生産現場の長とすることも検討してはどうだろうか。
- b 小林分場での直接販売における処分先について、公有財産でもあるため、不正使途等へのけん制等管理面からも処分伺に処分先の業種、購入使途・目的は記入させてもよいのではないだろうか。
- c 無償贈与について、一部民間業者へなされているが、少なくとも特定の業者に有利に働くようなことがあってはならない点に注意を要する。

イ 支出に関する財務事務

(ア) 宮崎県総合農業試験場

- a 委託料で2人以上から見積書を取っている取引では、その見積業者選定の抽出方法を明記すべきである。
- b 備品購入すれば重要備品となりえるものについては賃貸借契約とする比較検討資料を作成すべきである。
- c 工事請負費で当初予算内での設計としていたため工事請負変更契約をしているものがあつたが、今後は適切な予算措置をすべきである。

(イ) 宮崎県畜産試験場

- a 旅費で、飛行機と宿泊がセットになった、いわゆるパック旅行については、旅費内訳書兼請求書のすべての支出項目の合計額より精算支出額のほうが若干多くなっており、一見旅費の過大支給のように見て取れる。これは、旅費のうち宿泊費については実際に宿泊しようがしまいが、職務の級に応じた定額が支給されることに起因している。宿泊費が定額支給のため、パック旅行の場合わざわざ財務会計システムを離れて手計算でパック代金を飛行機代と宿泊費に分解し、その結果得られた宿泊代が所定の宿泊代に満たない場合はその差額を上乗せ支給している。旅費精算の透明性を高め無用な事務作業を

減らすためにも、職務の級に応じた一定の限度額を設けた上で実費精算とする方向で検討されたい。

- b 需用費の内容は種々雑多なものが含まれているため、支出の傾向分析等を行うのは非常に困難である。県の財務規則を改定し、支出区分をもう少し細分化すべきと考える。
- c 随意契約による物品（乾草）の購入において、「物品購入要求書」の作成承認、「見積書」の徴収、「調達決定兼受入交付伺」の作成承認という一連の手続きが1日で終了しているものがあつた。請求書の受領日ではなく発行日に支出命令がなされているものがあつた。正規の手続きを踏むべきものと考ええる。
- d 予定価格調書はあるものの、その予定価格の算出根拠が不明確なものが一部あつた。予定価格調書には漏れなくその算出根拠を明確に示す資料を添付すべきと考える。
- e 財務規則において納品書の保存義務を定めていないが、納品書が保存・整理され、請求書と照合可能な状態にあれば預けや書き換えの問題については抑制が働き、また、発見も比較的容易であつたと考えられる。
- f 委託費において、庁舎警備委託業務の場合、受託業者が委託者や第3者に損害を与えた場合に備えて受託業者が賠償責任保険に加入しなければならない契約になっているが、この保険加入の事実の確認漏れが1件あつたので、契約締結時には、契約の類型に応じたチェックリスト等を作成しておき活用することが望まれる。
- g 見積依頼においては、より明確な見積条件等の提示が望まれる。
- h 経費節減については、説明責任を果たし、経費削減の実を上げるためにも、単なる予算との比較にとどまらず試験場独自の目標を定め、一般企業なら当然のように行っている目標設定、差異分析、支出分析、支出効果の測定、代替手段の検討等の手段を実施するとともに、その経緯・結果を記録に残すべきと考える。

(ウ) 宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センター

- a 委託料について、請書及び契約書を作成する場合に納入業者に対して課税事業者届出書の提出が求められているが、課税事業者届出書は宮崎県及び納入業者の双方にとって実務上意味がなく、廃止するのが適当と考えられる。

(エ) 宮崎県水産試験場

- a 委託先選定理由や随意契約の理由について、予算執行伺等に形式的な記載はあるが、もう少し内容が理解できる程度の理由・根拠等を付して回覧・決裁

した方が良いのではないか。多少具体的な理由・根拠あるいは選定に至った経緯・検討過程を記述させることにより形式的な選定になることを避けることができ、また責任所在の明確化にもなるのではないかとと思われる。

- b 研究委託について、契約によっては契約書上特許権等の帰属先、特許料等費用の負担関係、経済的利益の帰属関係、委託終了後の物品の所有関係等が不明確となっている先がある。後の紛争を防止するためにも特許権等の帰属については事前に契約書上で出来る限り具体的に明示して取り決めておく必要がある。
- c 有料道路通行料については、予算から引き出した段階で「現金」として管理し、現金出納帳への記載、手許現金との照合も必要である。
- d 業務委託契約の随意契約において、予定価格＝契約価格のケースが一件見られるが、二者以上から見積書を徴収できず、予定価格の判断がつかない案件については、仮見積から予定価格を設定している。ただし、業者の言い値にならないよう検証の工夫は必要と思われる。

ウ 現金及び郵便切手等の管理

(ア) 宮崎県水産試験場

- a 平成 19 年度の購入はなかったが、平成 18 年度までにおいて種別によっては年間の払い出し数量の倍以上の購入があったり、使用状況からみて在庫が十分あるにもかかわらず追加購入したりしているものもあり、適正在庫とはなっていない。全般的にみても経済性を考慮した購入を行っているとはいえないため今後も注意を要する。

エ 公有財産の管理

(ア) 宮崎県総合農業試験場

- a 遊休不稼働建物の活用について今後吟味する必要がある。
- b 県民財産の資産保全の観点から火災保険を掛けていない物件についても保険を掛けるべきではないかと思慮する。

(イ) 宮崎県畜産試験場

- a 本場の建物およびその付属設備については老朽化が進んでおり、県の財政が厳しい状況の中制約はあるものの、一度にまとまった負担が発生する状況を避けるために、今後計画的な補修を行っていくことが望まれる。
- b 酪農研修館については、手狭な研究棟を見た後では、何らかの有効活用方法はないかとの印象を持った。ぜひ、さらなる活用方法の模索検討をすべきと考える。

- c 木造以外の建物が災害に遭わないはずがなく、早急に損害保険に加入すべきである。

(ウ) 宮崎県水産試験場

- a 建物には一切火災保険が付されていないが、公共施設であるため、予算の関係もあるかもしれないが、基準を設け何らかの資産保全を図る必要があるのではないだろうか。
- b 玄関展示用水槽が、現在は使用されていないにもかかわらず重要備品現有高調書に計上されていた。当初の用途に使用されていない以上、少なくとも重要備品現有高調書ないし備品出納簿からは除却処理すべきであると思われる。

オ 物品の管理

(ア) 宮崎県畜産試験場

- a 備品整理票は、番号を見ただけでどの部署の所属かが分かるような発行方法に改めるよう配慮されたい。
- b 物品管理担当者による現品確認は、「物品管理事務の手引き」の規定を最低限「毎年定時に最低限1度は行うこと」という規定に改めるべきと考える。
- c 重要備品の老朽化・陳腐化はかなり進んでいるが、計画的な設備の更新が望まれる。

(イ) 宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センター

- a 重要備品現有高調書に、当初取得年月日が記載されていない状態が今まで問題になってこなかったのは、価格決定の基礎となる原価計算に直接経費としての減価償却費を含めてこなかったためだと思われる。使用頻度が高いと思われる重要備品現有高調書には当初取得年月日が記載されるように様式を改定して、減価償却費の計算に資することができるようにするほうが良いと思われる。

(ウ) 宮崎県水産試験場

- a 『みやざき丸』および『みやざき丸』の搭載艇に船舶保険（19年度掛金4,106千円）、『たちばな』に船舶保険（19年度掛金2,403千円）、『あおしま丸』に漁船保険（19年度掛金58千円）が付保されているのみで、他の重要物品については保険が付されていない。予算の関係もあるかもしれないが、公共物であるため、基準を設け何らかの資産保全を図る必要があるのではないだろうか。

- b 図書出納簿を整備し、消耗的なもの等は別として取得価額2万円未満の図書についても、定期的な実地棚卸等適切な管理を行う必要があると思われる。
- c 丸型分液ロート（昭和60年取得）および丸型フラスコ（平成12年取得）については、使用可能な状態であるが現在未使用であり、今後も使用見込みはないとのことであるので、早期に他機関に照会するなど有効活用を図るべきと思われる。

カ 毒物・劇薬の管理

（ア）宮崎県総合農業試験場

- a 保管管理に関する内部規程および使用管理に係る規則を定め、管理簿の統一化及び定期的な実査を行う必要がある。

（イ）宮崎県水産試験場

- a 毒物・劇物を含め、薬品の取扱いについて、具体的な手引き・要領等が整備されていない。適切な管理を継続的に行うためには、取扱いについて文書化し標準化することが必要である。
- b 日常の使用に関しては、各課で独自の受払メモにより管理しているが、定型的な出納簿を作成する必要はないだろうか。

キ 人事について

（ア）宮崎県畜産試験場

- a 行政職はともかく研究職で4年という平均在職年数は、長期継続の試験研究課題も多いことから考えても、腰を落ち着いた深みのある研究が可能であるのかということについて疑問を抱かざるを得ない。
- b 人件費の状況から、業務の見直しによる外注化等が可能な作業の洗い出し等、さらなる削減努力が期待される。
- c 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示をより確実に行い、畜産試験場に外部の目を意識させることにより常に緊張感をもって自己啓発・自己研鑽に当たられることを望みたい。
- d 優秀な人材を獲得、維持していくためには、研究職独自の人事評価制度を設けるべきと考える。

（イ）宮崎県水産試験場

- a 必要な人材の維持・確保のため、ますます効率的な外部委託や人材派遣、非常勤職員の活用等の工夫が求められるものと思われる。

ク 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示の状況

(ア) 宮崎県畜産試験場

- a 研究課題の中間評価は、任意に行うのではなく制度として、実施に移されたすべての研究課題について行うべきではないかと考える。
- b 研究成果の開示や普及活動は、Eメールを利用してメールマガジンの登録を呼びかけ、定期的にメールマガジンを配信する等の方法で、せつかくの研究成果をより周知するような方策をとることが望まれる。
- c 研究課題ごとの工数管理やコスト管理については、支出項目には、職員の人件費は勿論、将来の負担に係る退職給付費用や減価償却費、畜産試験場が負担すべき公債費等は含まれていないため、畜産試験場全体でのコスト計算書の作成・開示が必要かと考える。

(イ) 宮崎県水産試験場

- a 公表された研究成果が、どのように利・活用されているかについての追跡調査は実施されていないとのことであったので、この点に関しては今後検討する必要があると思われる。
- b 限られた予算の範囲で、国や他の都道府県、大学、民間等との効率的な役割分担及び連携・協力の強化がいっそう求められるものと思われる。

ケ 知的財産権に関する財務事務

(ア) 宮崎県水産試験場

- a 特許取得の決裁伺いはあるが、特許申請をするか否かの議事録等はない。責任所在の明確化の観点からも特許申請をするか否かの検討および議事録の作成は行う必要があったものと思われる。

II 宮崎県総合農業試験場

1. 概要

(1) 所在地

【本 場】 宮崎県宮崎市佐土原町下那珂 5805

【畑作園芸支場】 宮崎県都城市横市町 10683

【茶業支場】 宮崎県児湯郡川南町大字川南 17070

【亜熱帯作物支場】 宮崎県南那珂郡南郷町大字贅波 3236 - 3

【薬草・地域作物センター】 宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓 2581 - 88

本場・各支場の所在及びアクセス



宮崎県総合農業試験場（本場）

住所 〒 880-0212

宮崎県宮崎市佐土原町下那珂 5805

TEL 0985-73-2121（代）

FAX 0985-73-2127

交通 ・ 佐土原駅（日豊本線）下車、車で10分

・ 宮崎交通バス高鍋行、「農試前」停留所下車、徒歩12分

E-mail sogonogyoshikenjo@pref.miyazaki.lg.jp

畑作園芸支場

住所 〒 885-0091

宮崎県都城市横市町 10683

TEL 0986-22-1743 (代)

FAX 0986-22-1744

交通 ・ 西都城駅（日豊本線）発、宮崎交通バス関之尾・霧島神宮行、「横市」
・ 停留所下車、徒歩 20 分 西都城駅からタクシー約 15 分

E-mail sogonoshi-hatasaku@pref.miyazaki.lg.jp

茶業支場

住所 〒 889-1301

宮崎県児湯郡川南町大字川南 17070

TEL 0983-27-0355 (代)

FAX 0983-27-1314

交通 ・ 高鍋駅（日豊本線）下車、タクシー 10 分

E-mail sogonoshi-chagyo@pref.miyazaki.lg.jp

亜熱帯作物支場

住所 〒 889-3211

宮崎県南那珂郡南郷町贅波 3236-3

TEL 0987-64-0012 (代)

FAX 0987-64-0657

交通 ・ 南郷駅（日南線）下車、宮崎交通バス夫婦浦行、「夫婦浦」停留所下車、徒歩 30
分

E-mail sogonoshi-anettai@pref.miyazaki.lg.jp

薬草・地域作物センター

住所 〒 886-0212

宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓 2581-88

TEL 0984-21-6061

FAX 0984-21-6063

交通 ・ 宮崎交通バス「ゆーぱるのじり前」停留所下車、徒歩 3 分

E-mail sogonoshi-yakusoh@pref.miyazaki.lg.jp

本場の場内マップ



施設名	【01】 管理棟	【16】 作業員控室	【29】 ハウス群(生産流通部)
	【02】 研修棟	【17】 総合低温研究棟	【30】 ハウス群(土壌環境部)
	【03】 駐車場	【18】 野菜研究棟	【31】 ハウス群(野菜部)
	【04】 大農業具庫	【19】 花き研究棟	【32】 ハウス群(花き部)
	【05】 穀物調整作業棟	【20】 生物工学研究棟	【33】 ハウス群(生物工学部)
	【06】 生物環境研究棟(1)	【21】 果樹研究棟	【34】 露地圃場
	【07】 生物環境研究棟(2)	【22】 果樹栽培管理棟	【35】 樹園地
	【08】 作業棟	【23】 果樹選果棟	
	【09】 人工気象室	【24】 果樹堆肥舎	
	【10】 作物研究棟	【25】 果樹ウィルスフリー研究棟	
	【11】 天日乾燥棟	【26】 ハウス群(果樹部)	
	【12】 土壌環境研究棟(1)	【27】 ハウス群(生物環境部)	
	【13】 土壌環境研究棟(2)	【28】 ハウス群(作物部)	
	【14】 農薬資材保管庫		
	【15】 生産流通研究棟		

(2) 沿革

【本 場】

- 明治 32 宮崎県農事試験場創設(現宮崎市赤江地区)
- 大正 5 農事試験場移転(現宮崎市京塚町)
- 昭和 25 整備統合により本場を企画部外 9 部茶業試験場を合併
都城試験場を昇格、それぞれ分場とする。畜産部の新設
- 昭和 35 農業試験場創立 60 周年記念式典
「宮崎県農業試験場創立 60 年史」刊行
- 昭和 40. 8. 1 総合農業試験場発足(農業試験場、蚕業試験場、種畜場種きん場、家畜衛
生試験場、これらの支場、分場、試験地並びに農業講習所、内部研修施設
をすべて含める。) 1 室 9 部 5 支場
- 昭和 41. 8 佐土原に移設(佐土原町大字下那珂)
- 昭和 49. 4. 1 化学部土壤保全科を「土壤保全科」「土壤環境科」に、病虫部病虫科を「病
理科」
「害虫科」に改組
- 昭和 50. 8. 1 果樹部果樹科を「栽培科」「育種科」に改組
- 昭和 51. 4. 1 栽培部高冷地科を廃止
- 昭和 56. 4. 1 畜産部門の分離独立(畜産試験場として発足)
- 昭和 57. 4. 1 営農部機械科・基盤整備科を「機械農地科」に統合。化学部土壤環境科を
「土壤保全科」に併合
そ菜花き部に「花き科」を新設
- 昭和 58. 4. 1 栽培部を作物部に、そ菜花き部を野菜花き部に改称
- 昭和 59. 4. 1 企画室を廃止
- 昭和 61. 4. 1 化学部に「生物工学科」を新設。蚕業部の「蚕病科」、病虫部の「発生予察
科」を廃止
- 昭和 63. 4. 1 組織改正により、管理部を廃止し「管理課」(庶務係、会計係、管理係)に、
営農部を「経営開発部(経営科、情報システム科、生物工学科)」に、化学
部の土壤保全科を「環境保全科」に農産化学科を「流通利用科」に、果樹
部の科を再編して「常緑果樹科」と「落葉果樹科」に、作物部の品種科を
「栽培科」に統合
- 平成 5. 4. 1 組織改正により、経営開発部を改組して「情報経営部」とし、「情報経営
科」(経営科と情報システム科を統合)と「流通利用科」(化学部より移
設)を設けた
また、生物工学科を昇格させて「生物工学部」とし、「遺伝子工学科」と
「種苗工学科」を新設した。更に、化学部と病虫部を統合して「環境部」と
し、「土壤肥料科」、「環境保全科」、「病理科」、「害虫科」を置いた。野菜花

き部は、「野菜部」と「花き部」に分離し、それぞれの部に「栽培科」と「育種科」を設けた。

果樹部と蚕業部を統合して「果樹蚕業部」とし、「常緑果樹科」、「落葉果樹科」、「蚕業科」(養蚕科と栽桑科を統合)を設けた。

- 平成 7. 4. 1 管理課に「繭検定係」を設置
- 平成 9. 3. 31 管理課の「繭検定係」を廃止
- 平成 10. 4. 1 果樹蚕業部を「果樹特産部」に改組。蚕業科を「特産科」に改組
- 平成 15. 4. 1 組織改正により、「企画情報室」(情報経営科を統合)を新設した
また、情報経営部は「生産流通部」とし、「生産施設科」、「流通科学科」を置いた。更に、環境部を「土壌環境部」、「生物環境部」に分離し、土壌環境部に「土壌肥料科」、「環境保全科」を置き、生物環境部に「病理科」、「害虫科」を置いた果樹特産部は、特産科を廃止し、「果樹部」とした
- 平成 17. 11. 11 総合農業試験場本場整備完成
- 平成 18. 4. 1 組織改正により、それぞれの部の科を廃止し、「生産流通部」、「土壌環境部」、「生物環境部」、「生物工学部」、「作物部」、「野菜部」、「花き部」、「果樹部」とした
- 平成 19. 4. 1 組織改正により、管理課の係を廃止し、「管理課」とした

【畑作園芸支場】

- 大正 9 都城市東町に農事試験場原種圃として設置(水稻、陸稻、甘しょなどの原種生産)
- 昭和 13 都城市花繰町 21-2 に移転し都城試験地と改称
- 昭和 25 都城分場と改称、都城・小林を中心とした高台地帯における主要作物及び園芸作物の優良品種の選定と栽培法改善に関する試験研究開始
- 昭和 31 農林省指定陸稻新品種育成試験地設置。陸稻新品種の育成事業開始
- 昭和 37 農林省指定の陸稻新品種育成試験が飼料用とうもろこしの新品種育成に変更
- 昭和 40. 8. 1 総合農業試験場栽培部都城支場に改称、庶務係、栽培科、育種科を設置
- 昭和 58. 4. 1 総合農業試験場都城支場となる
- 平成 2. 4. 1 総合農業試験場畑作園芸支場と改称して主任制をとり、高台・中山間地域を対象とした施設園芸の試験研究を新たに開始。指定試験とうもろこし育成試験を国に移管
- 平成 11. 4. 1 都城市横市町 10683 に移転する。畑作物・園芸作物の栽培技術・品種選定、並びに畑作物・露地野菜の省力機械化試験を分担

【茶業支場】

大正 2	農事試験場に茶業部創設
昭和 4	現地に川南分場設置(茶、ラミー)
昭和 21	農事試験場より分離独立して茶業試験場となり、都城・一里山の試験地を分場とする。
昭和 25	整備統合により農業試験場川南分場となる
昭和 33	指定試験「茶育種試験」を開始
昭和 40	機構改革により総合農業試験場栽培部茶業支場と改称。「栽培加工科」「育種科」設置
昭和 57	機構改革により栽培加工科を「栽培科」「加工科」に分科
昭和 58. 4. 1	総合農業試験場茶業支場となる
平成 19. 4. 1	組織改正により、栽培科と加工科が統合して「栽培加工科」とした

【亜熱帯作物支場】

昭和 9	宮崎県農事試験場南郷柑橘試験地として、南郷町津屋野に設置、カンキツに関する試験研究、苗木の養成配布事業を開始
昭和 31	機構改革により南郷試験地に名称変更
昭和 40	宮崎県総合農業試験場が発足し、果樹部亜熱帯果樹科に名称変更
昭和 48	果樹部亜熱帯作物支場として発足し、晩生カンキツ類、亜熱帯性の果樹と有用植物の導入試験研究を開始
昭和 51	南郷町上中村から現在地に移転
昭和 58. 4. 1	総合農業試験場亜熱帯作物支場となる
昭和 58. 5. 18	支場の落成、有用植物園の開園
昭和 63. 4. 1	亜熱帯果樹科及び有用植物科を廃止し、主任制となる
平成 13. 3. 31	管理棟、研究棟及び研究施設、トロピカルドームの完成
平成 14. 3. 28	有用植物園の再整備が完了

【薬草・地域作物センター】

平成 13. 11. 13	総合農業試験場薬草・地域作物センターとして、野尻町東麓に開設 地域資源作物を活用した「地域農業の振興」と「食と健康の情報発信」を進めるため、栽培・加工技術の開発・導入を行う試験研究機関として位置づけられるとともに、研究成果や利用方法の紹介など需要創出等の情報提供機能も併せて整備
---------------	--

(3) 設置等根拠

(根拠法令、条例、規則等)

宮崎県行政組織規則

第194条（設置）

農業に関する試験研究を総合的に行い、高度な農業技術創出とその体系化を図り、もって本県の農業の近代化と合理化に資するため、総合農業試験場を置く。

第195条（名称及び位置）

総合農業試験場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
宮崎県総合農業試験場	宮崎市佐土原町下那珂字峯前5805番地

第196条（所掌事務）

- (1) 農作物等の試験研究に関すること。
- (2) 農作物等の改良増殖に関すること。
- (3) 農水産業技術の調整及び評価に関すること。

第197条（内部組織）

総合農業試験場に次の課、室及び部を置く。

管理課

企画情報室

生産流通部

土壌環境部

生物環境部

生物工学部

作物部

野菜部

花き部

果樹部

2 総合農業試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮崎県総合農業試験場 畑作園芸支場	都城市横市町10683番地
宮崎県総合農業試験場 茶業支場	児湯郡川南町大字川南字勝司ヶ別府17070番地
宮崎県総合農業試験場 亜熱帯作物支場	南那珂郡南郷町大字贅波字御津3236番地3
宮崎県総合農業試験場 薬草・地域作物センター	西諸県郡野尻町大字東麓2581番地88

3 前項に規定する茶業支場に、次の科を置く。

栽培加工科

育種科

第198条（分掌事務）

前条第一項に規程する課、室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1) 庶務一般に関すること。
- (2) 場務の総合運営に関すること。
- (3) 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
- (4) 試験場内の連絡調整に関すること。
- (5) 他の室及び部の主管に属さないこと。

企画情報室：

- (1) 試験研究の総合的企画調整に関すること。
- (2) 農水産業技術の調整及び評価に関すること。
- (3) 試験研究情報の収集及び発信に関すること。
- (4) 広報、研修及び農業相談に関すること
- (5) 試験研究における他部の主管に属さないこと。

生産流通部

- (1) 生産施設及び農業機械の改良開発の試験研究に関すること。
- (2) 農産物の貯蔵、輸送、安全性確保及び品質評価の試験研究に関すること。

土壌環境部

- (1) 土壌改良の試験研究及び土壌調査に関すること。
- (2) 肥料及び施肥改善の試験研究に関すること。
- (3) 土壌及び肥料の分析鑑定に関すること。

生物環境部

- (1) 病害虫の生態、発消長の研究に関すること。
- (2) 病害虫の防除の試験研究に関すること。

生物工学部

- (1) バイオテクノロジーによる育種技術の試験研究に関すること。
- (2) バイオテクノロジーによる生物農薬の試験研究に関すること。
- (3) バイオテクノロジーによる優良種苗の大量増殖に関すること。

作物部

- (1) 普通作物の栽培及び品種改良の試験研究に関すること。
- (2) 主要作物の原種の栽培に関すること。
- (3) 特用作物の栽培の試験研究に関すること。

野菜部

- (1) 野菜の栽培及び品種改良の試験研究に関すること。
- (2) 野菜の原種の栽培に関すること。

花き部

- (1) 花きの栽培及び品種改良の試験研究に関すること。
- (2) 花きの原種の栽培に関すること。

果樹部

- (1) 果樹の栽培及び品種改良の試験研究に関すること。
- (2) 果樹の母樹の栽培に関すること。

2 前条第2項に規定する支場の分掌事務は、次のとおりとする。

畑作園芸支場

- (1) 畑作園芸作物の栽培及び品種改良の試験研究に関すること。
- (2) 畑作園芸作物の農作業システムの試験研究に関すること。

茶業支場

- (1) 茶樹の栽培及び品種改良の試験研究に関すること。
- (2) 茶の加工製造の試験研究に関すること。

亜熱帯作物支場

- (1) 亜熱帯性果樹の栽培の試験研究に関すること。
- (2) 亜熱帯性有用植物の栽培の試験研究に関すること。

薬草・地域作物センター

- (1) 薬草の栽培及び加工の試験研究に関すること。
- (2) 地域作物の栽培及び加工の試験研究に関すること。
- (3) 薬草及び地域作物の情報提供に関すること。

(4) 業務概要、内容

ア 基本コンセプト

農業情勢の変化に的確に対応し、みやぎきの農業を先導する技術開発を推進するため、「元みやぎき農業・農村創造計画～第六次宮崎県農業・農村振興長期計画～」に掲げる目標達成を目指し、以下の四つの柱に沿って課題解決に積極的に取り組んでいる。

- (ア) 時代が求める価値に対応する技術の開発
- (イ) 競争力強化のための戦略的な取組の推進
- (ウ) 大きく変化する生産環境に対応する技術の開発
- (エ) 産学公民連携によるスピード感を持った試験研究の展開

四つの柱を推進するキーワードは、選択と集中、普及する成果、的確な情報発信をキーワードに以下の四つをそれぞれの柱の重点推進事項として位置づけている。

- (ア) 少子化・高齢化・ほんもの志向に対応したブランド力向上支援のための新品種育成及び技術開発
- (イ) 自然との共存、健康社会実現への貢献、企業的経営体育成のための、環境負

- 荷軽減安全性、低コスト化、機能性等の付加価値追求に向けた技術開発
- (ウ) 産学公連携による迅速な成果の創出、知的財産の保護活用を図るための研究員の資質向上に向けた共同研究体制の整備、試験研究アドバイザーの活用
- (エ) 関係機関団体や農業者等への情報提供の円滑化、産地との双方向性を推進するための研究成果発表会等PRの充実並びに農業改良普及センターと連携した現場試験等の実施（現地実証による普及適正把握等）

イ 具体的業務内容（機構・分掌・研究）

（本場）

○場長、副場長（総括）、副場長（技術）

○管理課（総務担当・会計担当）

【分掌】・庶務一般

- ・場務の総合運営
- ・県有財産・機械器具管理
- ・試験場内の連絡調整
- ・他に属さない事項

○企画情報室：

【分掌】・試験研究の企画調整

- ・行政・普及等との連絡調整
- ・産学官共同研究に関すること
- ・研究成果の普及・広報、情報収集

○生産流通部

【分掌】・農業施設及び機械の改良に関する研究

- ・農業気象の調査・試験研究
- ・農産物の貯蔵・輸送・品質評価の試験研究
- ・農産物の残留農薬調査研究

【研究】 低コスト・省力化のための農業機械・生産施設の改良開発とともに青果物・花きの鮮度保持技術の開発、特産青果物の機能性成分の解明及び全般にわたっての残留農薬の高度な析技術の開発に取り組む。

- ・低コスト耐候性ハウス・装置の改良・開発
- ・作業機械の改良・開発
- ・青果物・花きの鮮度保持技術の開発
- ・特産青果物における機能性成分を主体とした品質特性の解明
- ・農産物の高品位生産を図るための残留農薬調査

○土壌環境部

【分掌】・土壌改良の試験研究、土壌調査

- ・施肥及び土壌管理技術の試験研究

- ・ 土壌・肥料の分析鑑定

【研究】 持続的な農業を推進するため、環境にやさしく、農作物の安定生産を目指して、県内の様々な農地の土壌や作物、水等を調査し、営農状況の把握、農地土壌図の作成、今後の施肥管理等に活かす情報収集のための農業環境モニタリング調査やバイオマス等有機物の効率的な利用、施肥量の削減、廃液処理の浄化技術に関する試験研究等に取り組む。

- ・ 生産環境からの病原指標菌の高感度検出法の開発及び動態解明
- ・ 主要野菜における低硝酸化技術の開発
- ・ 施設トマト等における各種有機物の施用試験
- ・ ニガウリ等におけるかん水施肥栽培技術の確立
- ・ マンゴー王国産地確立事業
- ・ 露地野菜栽培における家畜堆肥連用による環境負荷量調査
- ・ 土壌機能実態モニタリング調査

○生物環境部

【分掌】・ 病害の生態及び防除の試験研究

- ・ 虫害の生態及び防除の試験研究
- ・ 病害虫の発生予察の調査研究

【研究】 普通作物・野菜・花き・果樹病害虫の発生生態の調査、物理的・化学的・生物的防技術やそれらを組み合わせた防除技術の開発、新農薬の適応性試験を行う。

- ・ 施設野菜病害虫の環境にやさしい防除技術の開発
- ・ 臭化メチル代替防除技術の開発
- ・ 土壌病害虫の生態解明
- ・ マンゴー炭疽病防除技術の開発
- ・ 新規農薬の適応性試験および地域に適した防除技術の開発
- ・ 普通作物・野菜・花き・果樹病害虫の発生生態の調査

○生物工学部

【分掌】・ バイオテクノロジーを活用した育種技術開発

- ・ ウィルスフリー化及び優良種苗の大量増殖

【研究】 場内の各部及び支場と連携し、DNA マーカーやイオンビームによる新品種育成技術の開発、ウィルスフリー化技術や大量増殖技術による優良種苗育成技術の開発を行う。

- ・ ピーマンにおける青枯病抵抗性DNA マーカーの開発
- ・ ゲノム育種によるイネいもち病抵抗性同質遺伝子群及び集積系統群の育成
- ・ 花き類の重イオンビームによる突然変異個体育成技術の開発

- ・花き類の低コスト大量増殖技術の開発
- ・焼酎等原料用かんしょのウィルスフリー化での塊根の優良形質発現と形質変化に及ぼす各ウィルスの要因解明

○作物部

【分掌】・普通作物の栽培技術の試験研究

- ・水稻の品種改良、主要作物の原々種採種

【研究】 暖地に適した水稻新品種育成及び特性検定等と本県の水稲・大豆・そば・落花生・麦類の品種選定、水稻の品質・収量の安定化、食味向上、省力低コスト化等の総合的な栽培技術の確立に取り組んでいる。

- ・普通期水稻の良食味・多収・新形質・直播適性新品種育成
- ・早期水稻の良食味・多収及び宮崎オリジナル多用途新品種育成
- ・いもち病抵抗性を持つ「ヒノヒカリ」同質遺伝子系統の育成
- ・病害抵抗性等の特性検定試験
- ・温暖化に対応した高品質・良食味米生産技術の確立
- ・新飼料イネの有機質堆肥を活用した循環省力多収栽培技術の確立
- ・水稻の新直播栽培技術の開発
- ・水稻・大豆除草剤適応性試験
- ・水稻・大豆・そば・落花生・麦類の優良品種選定、水稻・大豆・そばの種子生産

○野菜部

【分掌】・野菜の栽培技術の試験研究

- ・野菜の品種選定及び品種改良

【研究】 ブランド化や国際化に対応した高品質野菜を安定して生産できる栽培技術の開発と本県に適する野菜の品種育成と品種選定等の試験に取り組む。

- ・イチゴの高設栽培技術の確立
- ・ピーマンつり下げ誘引栽培による多収技術確立
- ・果菜類の炭酸ガス施用技術の確立
- ・宮崎特産ニガウリの新品種育成
- ・イチゴの新品種育成

○花き部

【分掌】・花きの栽培技術の試験研究

- ・花きの品種選定及び品種改良

【研究】 本県主要切花類であるスイートピー・デルフィニウム等の品種育成とキク・アスター等の品種選定、収量・品質向上・低コスト化対策などの栽培技術の開発に取り組む。

- ・交雑育種法によるスイートピー新品種育成（平成20年3月現在13品種育成）
- ・雑種強勢育種法によるデルフィニウムの新品種育成（平成20年3月現在8品種育成）
- ・キクの優良系統選抜
- ・ほおずきの優良系統選抜
- ・電照キクの安定生産のための植物成長調節剤活用技術の確立
- ・小輪系アスターの養液栽培技術の確立
- ・ホームユース需要に対応した有望切花新品目の選定

○果樹部

【分掌】・果樹の栽培技術の試験研究

- ・果樹の品種選定及び品種改良

【研究】 常緑果樹では本県の主要作物であるカンキツ類の品質向上や軽労働化等についての栽培技術の開発、胚培養技術の活用による種なしキンカン等の新品種育成に取り組む。落葉果樹ではブドウやナシ、ブルーベリーなど多くの品目及び品種を扱っており、栽培適応性や低コストで高品質な果実生産技術の研究を行う。

- ・本県に適した品種の検討（共通）
- ・ハウス栽培技術の確立（共通）
- ・新中晩柑類の施設利用による品質向上技術の開発
- ・うんしゅうみかんの適正な水分管理による高品質果実生産技術の開発
- ・カンキツ類の新品種の育成
- ・ブドウの高品質果実栽培技術の確立
- ・ナシの安定生産技術の確立
- ・ブルーベリーの栽培適応性

○畑作園芸支場

【分掌】・畑作物・園芸作物の栽培技術の試験研究

- ・畑作物・園芸作物の品種選定
- ・畑作物・露地野菜の省力機械化の試験研究

【研究】 いも類、根菜類、葉茎菜類、花き等の栽培技術の改善、更に、畑地かんがい用水を活用した安定生産・多収化・高品質化、農業機械を活用した省力化・軽作業化・低コスト化に関する研究を行う。

- ・高品質・安定生産技術の確立
- ・省力・低コスト・作業の快適化のための技術体系の確立
- ・環境保全型栽培技術の確立
- ・かんがい用水の有効利用技術の確立

○茶業支場（栽培加工科・育種科）

【分掌】・茶の栽培技術の試験研究

- ・茶の加工製造の試験研究
- ・茶の品種改良

【研究】 栽培加工科

お茶の収量・品質の向上、作業の省力化、低コスト化など、環境に優しい栽培技術や気候の温暖化に対応した試験研究に取り組む。

- ・暖地茶園における生物機能を活用した減農薬病害虫防除技術の体系化と実証
- ・秋期温暖化に対応した一番茶安定生産技術と病害虫防除法の確立
- ・みやざき茶生産拡大のための良質苗木の大量生産技術の確立
- ・茶害虫クワシロカイガラムシの環境保全型防除技術の実用化
- ・新農薬・肥料の適応性試験

また、煎茶や釜炒り茶の品質向上、製茶技術及び製茶機械の改良等に取り組む。

特に近年は本県の特産品である釜炒り茶に重点を置いた試験研究を行う。

- ・みやざき茶地域対応型加工技術の開発
- ・茶の用途拡大に向けた製造法、商品の開発

【研究】 育種科

国の委託を受けて、九州を中心とした暖地向けの高品質で耐寒性、耐病虫性のある煎茶及び釜炒り茶用品種の育成に取り組む。

- ・茶樹新品種育成試験
- ・育種法改善のための基礎試験

○亜熱帯作物支場

【分掌】・亜熱帯性果樹・中晩生カンキツの栽培の試験研究

- ・亜熱帯務花き・花木街路樹等の栽培の試験研究

【研究】 亜熱帯性果樹、高温性カンキツ、亜熱帯性花き・花木を対象に、新品目の開発や高品質安定生産技術の開発及び試験研究成果の積極的な公開や需要拡大のためのPR等を行う。

- ・亜熱帯性果樹の高品質安定生産技術の確立

産地化が進むマンゴー、それに続くゴレンシ（スターフルーツ）、パパイヤ等を対象に、産地の拡大を目指して研究している。

- ・高温性カンキツの高品質安定生産技術の確立

全国一の生産量を誇るキンカン、独特な味と香りのヒュウガナツ、有望品種のせとか、はるみ、天香等を対象に、地域特産カンキツの産地化を目指した研究を行う。

- ・ 亜熱帯性花き・花木の安定生産技術の確立
切り葉としてアスパラガス・ルスカス等、鉢物としてジャカランダ・アセローラ等の研究を行う。また、カユプテ・グレーヴィレアやヤシ類について、本県での適応性を検定を行う。

○ 薬草・地域作物センター

【分掌】・ 薬草や地域作物の栽培と加工技術の開発研究

- ・ 薬草やハーブ等の利用方法の紹介と需要創出に関する情報提供

【研究】 近年の健康志向や生活様式に自分らしさを求める人が多くなる中で注目されている薬草・ハーブや地域作物等について、本県の新たな地域特産物として開発育成を進めるため、下記に関する試験研究を行い、「新みやぎきブランド」の確立をめざす。また、これら薬草・ハーブ等の利用法の紹介と料理教室等も実施する。

- ・ 生薬原料としての薬用植物栽培技術の確立
- ・ 特色ある宮崎県産ハーブの生産技術の確立
- ・ 山菜類の栽培技術確立試験
- ・ 地域在来野菜の優良系統選抜と栽培技術の確立

(5) 施設の概要

ア 土地、建物の概要（平成20年3月31日現在）

（単位：m²）

箇所	土地			建物	備考	
	区分	項目	面積	延面積		
本場	公有	庁舎	68,177	5,948		
		山林	180,058			
		実習試験地	331,752	27,429		
		その他	61,296			
	借受					
	計		641,283	33,377		
畑作園芸支場	公有	庁舎	9,943	1,236		
		山林				
		実習試験地	32,647	4,827		
		その他	82,717			
	借受					
	計		125,307	6,063		

茶業支場	公有	庁舎	27,595	2,318	
		山林	2,405		
		実習試験地	96,607		
		その他			
	借受				
	計		126,607	2,318	
亜熱帯作物支場	公有	庁舎	5,000	1,079	
		山林	303,104		
		実習試験地	43,580	5,950	
		その他	30,163		
	借受				
	計		381,847	7,029	
薬草・地域作物支場	公有	庁舎	4,992	941	
		山林			
		実習試験地	12,721	1,855	
		その他			
	借受	実証ほ場	2,043		期間 19.4.1 ～ 20.3.31
	計		19,756	2,796	
合計			1,294,800	51,583	

* 項目は宮崎県作成の監査調書の区分で記載しており、面積は小数点以下を四捨五入している。

イ 主な施設（平成20年3月31日現在）

分野	施設等名称
本場	管理棟 (3,649 m ²)、研修棟 (616 m ²)、生物工学研究棟 (1,281 m ²)、土壌環境研究棟 (1) (1,252 m ²)
畑作園芸支場	管理棟 (1,236 m ²)、大農器具庫 (408 m ²)
茶業支場	管理棟 (548 m ²)、製茶実験室 (703 m ²)
亜熱帯作物支場	管理棟 (968 m ²)、トロピカルドーム (846 m ²)、収納庫・低温庫 (451 m ²)
薬草・地域作物センター	管理研修棟 (921 m ²)、展示温室 (633 m ²)

* 面積は小数点以下を四捨五入している。

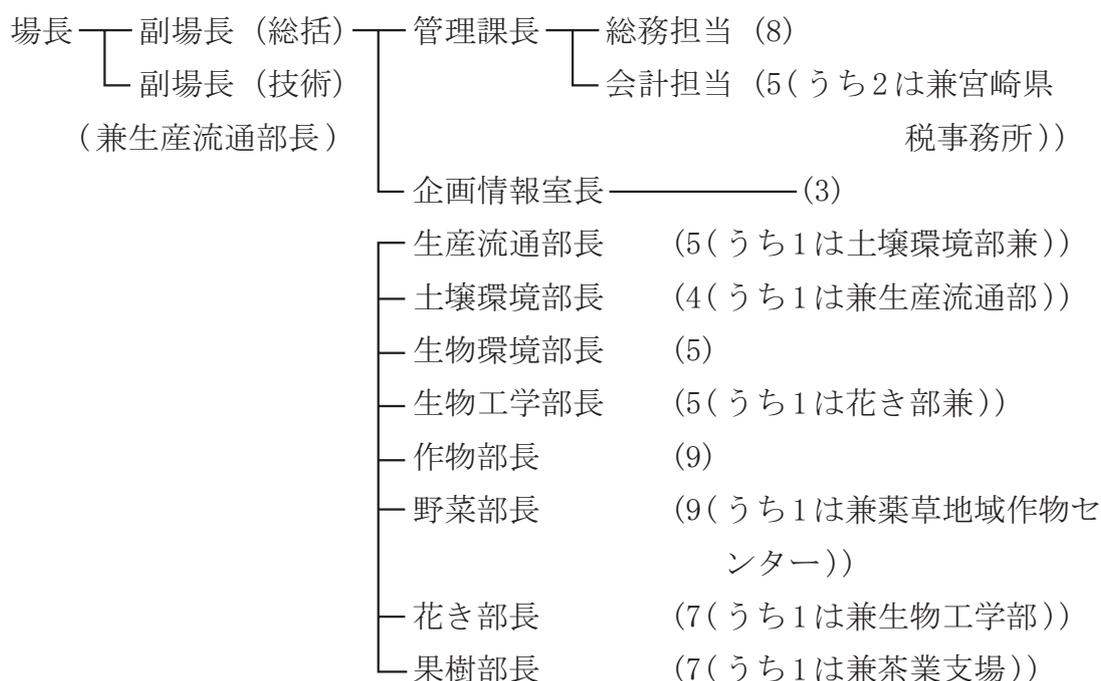
(6) 組織

ア 組織図及び職員に関する調べ

(ア) 本場職員の現員調

平成20年4月1日現在			
事務職員	技術職員	その他の職員	計
21	49	7	77
長期研修者数	0		
長期休業者等数	4		
非常勤職員数	農業研究員3、農薬分析1、保健師1、農業研究補助員23		
臨時的任用職員数	10		

(イ) 本場組織図



(ウ) 畑作園芸支場職員の現員調

平成20年4月1日現在			
事務職員	技術職員	その他の職員	計
0	5	1	6
長期研修者数	0		
長期休業者等数	4		
非常勤職員数	事務補助員1名、研究補助員3名		
臨時的任用職員数	0		

(エ) 畑作園芸支場組織図

支場長 — 主任 (5)

(オ) 茶業支場職員の現員調

平成20年4月1日現在			
事務職員	技術職員	その他の職員	計
2	6	2	10

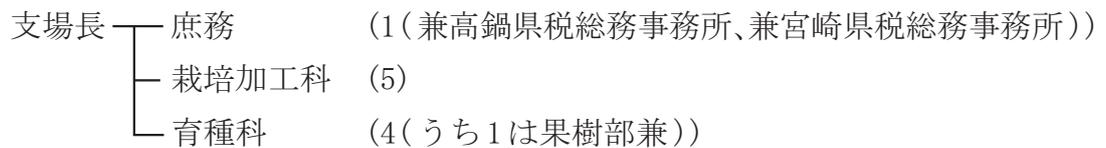
長期研修者数	0
--------	---

長期休業者等数	1
---------	---

非常勤職員数	農業研究補助員3
--------	----------

臨時的任用職員数	1
----------	---

(カ) 茶業支場組織図



(キ) 亜熱帯作物支場職員の現員調

平成20年4月1日現在			
事務職員	技術職員	その他の職員	計
2	5	0	7

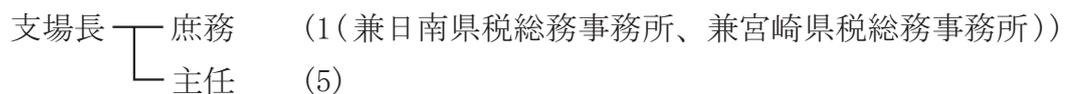
長期研修者数	0
--------	---

長期休業者等数	0
---------	---

非常勤職員数	農業研究員2、農業研究補助員2
--------	-----------------

臨時的任用職員数	0
----------	---

(ク) 亜熱帯作物支場組織図



(ケ) 薬草・地域作物センター職員の現員調

平成20年4月1日現在			
事務職員	技術職員	その他の職員	計
0	4	0	4

長期研修者数	0
--------	---

長期休業者等数	0
---------	---

非常勤職員数	農業研究員2、農業研究補助員1
--------	-----------------

臨時的任用職員数	1
----------	---

(コ) 薬草・地域作物センター組織図



イ 最近5カ年間の職員数の推移（各年度会計事務監査日現在）

全体 (単位：人)

職種	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研究職	80	79 (1)	76	73 (1)	68
行政職	13 (2)	14	14	14	14
技労職	44	44 (1)	44 (1)	43 (2)	20 (1)
合計	137	137	134	130	102

(注) 各職種につき、長期休職者がいる場合はカッコ書きしてある。(以下同じ)

本場 (単位：人)

職種	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研究職	58	57	55	52	48
行政職	11 (1)	11	10	10	12
技労職	32	32	32	32	15
合計	101	100	97	94	75

畑作園芸支場 (単位：人)

職種	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研究職	6	6	6	6	5
行政職	0	1	1	1	0
技労職	3	3	3	3	1
合計	9	10	10	10	6

茶業支場 (単位：人)

職種	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研究職	7	7	6	6	6
行政職	1	1	1	1	1
技労職	6	6	6	5	3
合計	14	14	13	12	10

亜熱帯作物支場 (単位：人)

職種	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研究職	5	5	5	5	5
行政職	1 (1)	1	2	2	1
技労職	2	2	2	2	1
合計	8	8	9	9	7

職種	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研究職	4	4	4	4	4
行政職	0	0	0	0	0
技労職	1	1	1	1	0
合計	5	5	5	5	4

(7) 平成19年度の主な事業内容

ア 重点推進試験研究

(ア) 施設機械・流通科学部門

施設機械関係では、低コスト耐候性ハウスの開発に関する研究を進めるとともに、遮根シート埋設機の改良や普及についてメーカーと共同研究に取り組んでいる。

流通科学関係では、青果物・花きなど農産物の鮮度保持・貯蔵技術の開発改良に取り組むとともに、青果物等の機能性成分の迅速分析技術の開発により、本県の特産青果物の機能性成分を解明する。また、宮崎方式の迅速な残留農薬一斉分析技術の拡充により、農薬成分分析数の追加拡大に努めている。

(イ) 生産環境部門

土壌肥料関係では、環境保全型農業の推進を基調として土壌実態調査を行い、農耕地の健全化対策技術を確立する。また、環境に負荷の少ない低コスト・省力施肥法や土壌養水分制御技術の開発を更に進める。施設栽培では果菜類において局所施肥による環境負荷低減技術の確立に努める。また、家畜ふん堆肥を主体とした有機物の安全な施肥管理技術の開発に取り組む。特産果樹マンゴーの時期別養分吸収特性を明らかにし、肥培管理技術を確立する。

病害虫関係では、新奇侵入病害虫の発生生態及び環境に配慮した防除技術の開発を進めるほか、天敵や弱毒ウイルス等を利用した生物防除並びに、臭化メチル代替技術としての新たな土壌病害虫防除技術の開発に取り組む。さらに、マイナー作物等の農薬登録促進を目指した取り組みを行う。

(ウ) バイオテクノロジー部門

安全安心な宮崎県産ピーマンの安定的生産技術確立の1つとして、青枯病抵抗性 DNA マーカーの開発による早期青枯病抵抗性選抜技術開発を行うとともに、野生種を利用した青枯病、疫病、ウイルス病抵抗性を持つピーマン中間母本の育成を行う。青枯病及び疫病抵抗性ピーマン台木に関しては、PMMoV 抵抗性因子 L3 を持つ品種の他に L1 因子を持つ系統を育成し、穂木の品種を選ばない台木の品種系統の充実を図る。

また、イネにおいては、遺伝子診断技術を用いたもち病抵抗性、特に圃場抵

抗性を持つヒノヒカリの育成により、育種の効率化を図る。

焼酎の原料となる原料用かんしょにおいては、ウイルスフリー化による優良形質発現を目指すとともに、各種ウイルスが及ぼす形質劣化の要因解明も併せて調査する。

さらに、新品目・優良系統のウイルスフリー化などにより優良種苗を育成し、効率的種苗供給体制を確立する。

花き部門では、重イオンビームによる突然変異育種技術を利用し、デルフィニウム等、花き類の新花色や非ロゼット性等の有用形質を備えた優良品種育成を試みる。また、併せてラナンキュラス・デルフィニウム等を対象に、低コスト大量増殖法を開発する。

(エ) 作物部門

水稲については、多様な消費者ニーズに対応した宮崎米のブランド定着化を目指し、特性の優れた多様な新品種の育成と、低コスト高品質米生産技術の確立を図る。

育種では、早期水稲のコシヒカリより極早生の良食味品種、普通期水稲のヒノヒカリより晩生の多収・良質・良食味品種の育成を目指す。形質面では、高温耐性、耐病虫性、耐倒伏性の導入を進める。

加えて、需要・用途拡大のための香り米、低アミロース米等の新形質米や飼料用米等の育成を進める。

育種法においては、DNAマーカーを用いた効率的な選抜により、耐病虫抵抗性品種の育成を加速化する。

栽培では、地球温暖化を含めた気象変動に対応し得る安定良質多収栽培技術の確立を目指す。また、地域の有機質資源を活用し、化学肥料の使用量を減らした、環境にやさしい水稲栽培技術を開発する。

更に、生産費の低減のための直播栽培技術の確立と、耐倒伏性の強い直播適性品種の開発を図る。麦・大豆・落花生・そばについては、用途に応じた良質・多収品種の選定と多収安定栽培技術を確立する。

(オ) 園芸特産部門

a 施設野菜

宮崎野菜ブランド化のための新栽培管理体系や優良品種の選定、主要な果菜類への炭酸ガス施用技術の確立、ピーマンのつり下げ新栽培技術の確立、イチゴの周年出荷体系技術の確立、中山間地域の野菜生産安定技術確立、生理生態解明による生育障害の課題解決等に取り組むとともに、ニガウリやイチゴ等、本県特産野菜のオリジナル品種の育成を行う。

b 露地野菜

カンショについては「宮崎紅」及び「コガネセンガン」の優良系統選抜等に

取り組む。サトイモについては民間及び独立行政法人との連携により開発中である「追肥培土機」及び「いも分離機」を改良するとともに、機械特性に適合した栽培方法を確立し、省力化のための機械化作業体系を開発する。また、レタスについては各種資材を利用した保温効果等を検討し、安定生産技術を開発する。

c 花き

平成元年からスイートピーやデルフィニウムを中心に、本県独自のオリジナル品種の育成を行い、産地の競争力強化を図っている。しかしながら、花きの品種はその時代の流行の影響を受けやすく変遷が早いため、今後も継続して新品种の作出と発表品種の栽培技術の改良を行い、収量・品質の向上を図り、特色ある産地を育成する。スイートピーでは国内の約50%を生産する責任産地として多くのバラエティに富んだ品種供給が望まれていることから、現地生産者との協力により品種登録候補系統の現地適応性の確認に努め育種年限を短縮する。また花色だけでなく、省力性や形状等特徴を持った品種育成にも取り組む。デルフィニウムでは引き続きエラータム系でロゼット性が低く生育揃い等、特徴ある特性を持ったF1品種の育成を図る。ラナンキュラスでも多収で切り花に向く特徴ある品種育成を図ると共に、温度や光反応等にかかる特性解明の栽培試験に取り組む。電照キクでは低温開花性や省力的系統の選抜に取り組む。トルコギキョウでは低温条件下でも開花する品種の育成に取り組む。

d 果樹

柑橘類、落葉果樹、亜熱帯性果樹について、新品种や新品目の導入、開発を行いながら、出荷期の前進化や継続出荷への要望に応えるとともに、地球温暖化に対応した栽培技術の確立を図る。

柑橘類では、交配育成した無核のキンカンについて調査を継続し、品種登録も視野に入れながら優良系統の選定を行う。また「日向夏」でも無核系統の開発を行い、優れた特性を備えた宮崎オリジナルの新品种育成を進める。

期待される晩生カンキツ「陽のかおり」では、ウイルス、ウイロイドの存在との関連を明らかにしながら、樹勢に応じた栽培条件の解明を行う。

落葉果樹では、ブドウ、ナシを中心に本県での栽培に適した有望な品種、系統の選定と栽培技術の確立を行う。ブドウでは「サニールージュ」に続く新たなブランド品目認証を目指し、また、ナシでは、継続的な出荷が可能となるよう、既存品種の出荷期の谷間を埋める新品种を選定し、栽培技術を確立する。

e 亜熱帯性果樹

亜熱帯果樹ではマンゴー、パパイヤ、ゴレンシを中心に高品質、安定多収技術を確立し、栽培技術のマニュアル化を行うが、マンゴーでは併せて、燃料費

の高騰に対する省エネルギー管理技術の開発を行う。

f 特用作物

健康志向に対応した薬用植物やハーブ類の栽培技術、特定の地域に残っている地域野菜の特産化、また、山菜類の効率的な増殖・栽培技術、さらにはこれらの加工・利用技術の確立に取り組む。

(カ) 茶業部門

高品質化と生産拡大により宮崎茶の銘柄確立を図るため、摘採期間の拡大等に対応した高品質、耐寒性、耐凍性、病虫害抵抗性の品種育成を進める。さらに、優良苗木生産のための育苗法開発や秋冬期温暖化に対応した整枝技術の確立を図るとともに、防除や施肥法の改善による環境にやさしい栽培技術の確立に取り組む。

また、宮崎県が主産地となっている「釜炒り茶」の品質および処理能力の向上を図るため、新たな製造技術の開発に取り組むとともに、茶の機能性を活かした商品の開発を進める。

イ 産学官共同研究

(ア) 産学官連携による宮崎県農水産試験研究機能発揮事業（H17～21）

産学官連携による共同研究体制を整備し、より重点的・戦略的な技術開発の加速化・高度化を図ることとし、現在取り組んでいる「蕾の落ちないスイートピー栽培技術の確立（花き部）」と「土地利用型サトイモにおける快適化・機械化作業体系の開発（畑作園芸支場）」について、メーカー等と連携した実用性・普及性の高い技術開発を促進する。

また、当事業の進行管理指導や共同研究課題の提案・調整等のため設置した試験研究アドバイザーの活動を強化し、大学や関係団体、公設試連携のもと、昨年から実施している「宮崎の食材を活かした健康学研究会」の情報発信や産業クラスター形成を見据えた共同研究の基盤づくり、競争的資金への応募を行う。

(イ) 生産環境部門

a 土壌肥料

佐賀大学や大阪大学、野菜茶業研究所、(株)中央電気と共同で行う「生産環境等からの病原指標菌の高感度検出法の開発及び動態解明」試験において、野菜栽培による大腸菌の定着・移行試験（土耕ポット栽培）を実施し、阻止技術を確立する。

工業技術センター、宮崎大学、宮崎市と共同で、養液栽培の浄化技術及び装置を開発する。

b 病虫害

「ワクチン接種キュウリの実用性の検証」というテーマで、キュウリで問題となっているズッキーニ黄斑モザイク (ZYMV) に対して、京都府農業資源研究センターが開発した優良 ZYMV ワクチンの本県での効果を確認する。

また、「果菜類の新奇コナジラミ (バイオタイプ Q) 等防除技術の開発」というテーマで、トマト黄化葉巻病の媒介昆虫であるタバココナジラミ・バイオタイプ Q の防除技術の開発とキュウリ黄化症の発生状況の把握、発生条件の類別化及びタバココナジラミ・バイオタイプ Q の防除を主体とした黄化症防除技術を確立する。

c バイオテクノロジー部門

近年、ピーマン栽培において、青枯病対策が重要な課題となっているため、独立行政法人、公的研究機関、民間企業と連携し、青枯病抵抗性に連鎖する DNA マーカーの開発と安定的な青枯病抵抗性接種検定法の確立、マーカー選抜育種による実用的な青枯病抵抗性台木品種を育成する。

d 園芸部門

宮崎県では、地域結集型共同研究事業を活用し、県産業支援財団を中心に大学、企業、県関係研究機関の医農連携により、「食の機能を中心としたがん予防基盤技術創出」に取り組んでいる。

この中で、ニガウリでは、宮崎県食品開発センターと連携し、各品種や育成系統毎にビタミン類や各種のポリフェノール類などの機能性成分の含有量や抗酸化能の分析等を行い、機能性成分に対する遺伝的な知見の集積を図り、新品種を育成する。

また、ブルーベリーでは、宮崎大学や企業等と連携し、機能性成分の高いラビットアイ系ブルーベリーの大量増殖技術 (育苗技術) を開発するとともに育成された品種の品種判別用マーカーを開発する。

(8) 試験研究について

ア 平成 19 年度実施中の主な試験研究課題

担当部署	試験研究課題・事業名	試験研究期間	当初予算額 (千円)
生産流通部	低コスト耐候性ハウス・装置等の改良開発	H16～19	1,336
	場内気象観測事業	S41～	285
	遮根シート埋設機の実用化と機能強化試験	H18～21	2,108
	コスト削減技術開発事業	H18～21	(農産園芸課)
	マンゴー栽培における硬質ハウスの谷換気システムの開発試験	H18～19	500
	「切り花と言えば宮崎」と評価される品質保持技術の開発	H17～19	936
	物流変化に即した鮮度保持技術の開発	H16～20	911
	地域農業技術開発試験	H12～	3,094
	機能性成分に着目した品種選抜と宮崎特産物特有の成分探索	H18～20	1,708
	農産物安全・安心日本一推進事業	H18～22	(営農支援課)
	マンゴー王国産地確立対策事業	H17～21	(農産園芸課)
	土壌・肥料等の依頼分析	S40～	1,200
土壌環境部	主要野菜における低硝酸化技術の開発	H18～20	1,996
	施設トマト等における家畜ふん堆肥の施用技術の開発	H18～20	1,894
	生産環境からの病原指標菌の高感度検出法の開発及び動態解明	H19～21	2,500
	施設ニガウリ等におけるかん水施肥技術及び簡易診断技術の開発	H18～20	1,062
	耐候性ハウス等における生産安定のための土壌健全化技術の確立	H19～23	936
	ウリ類における黄化症対策試験	H19～21	937
	地域農業技術開発試験	H12～	631
	養液栽培システムにおける廃水処理対策試験	H18～19	500
	土壌・肥料等の依頼分析	S40～	665
	マンゴー王国産地確立対策事業	H17～21	(農産園芸課)
	特産果樹の生産安定のための適正施肥管理技術の開発	H16～19	835

	露地野菜栽培における家畜堆肥連用による環境負荷量調査	H17～21	870
	土壌汚染防止対策事業	S57～	(営農支援課)
	土地分類基本調査	S55～	(農村計画課)
生 物 部 環 境 部	ワクチン接種キュウリの実用性の検証	H17～19	1,320
	TYLCVを媒介するシルバーリーフコナジラミの効率的防除対策	H18～20	2,881
	新農薬の適応性試験	S50～	7,716
	ウリ類黄化症の発生原因の解明	H18～20	3,150
	ポジティブリスト制度に配慮したウンカ類の省力的防除体系の確立	H19～21	937
	野菜・花き類における難防除および新奇病害虫の発生生態解明と防除技術の確立	H19～21	1,250
	マンゴー王国産地確立事業	H17～21	(農産園芸課)
	病害虫発生予察事業	S16～	(営農支援課)
	宮崎特産農作物農薬登録拡大推進事業	H18～22	(営農支援課)
	生産技術開発事業	H17～21	(営農支援課)
	新技術確立支援事業	H18～21	(営農支援課)
	葉たばこ日本一産地基盤強化対策事業「タバコ黄斑えそ病効率的防除法確立」	H18～20	(農産園芸課)
生 物 部 工 学 部	ゲノム育種によるイネいもち病抵抗性同質遺伝子系統群及び集積系統群の育成	H17～19	4,000
	エコブランド確立のためのピーマン新品種育成技術の開発	H17～21	353
	野生種を利用した青枯病抵抗性ピーマン育種素材の作出(ジーンバンク事業)	H17～19	1,200
	ピーマンにおける青枯病抵抗性DNAマーカーの開発	H18～20	17,894
	優良種苗増殖対策事業	H15～	(農産園芸課)
	花き類の重イオンビームによる突然変異個体育成技術の開発	H18～21	1,329
	焼酎原料用かんしょのウイルスフリー化での塊根の優良形質発現と形質変化に及ぼす各ウイルスの要因解明	H18～21	4,990

作物部	奨励品種決定調査及び原々種生産	S 28～	1, 235
	パワーアップみやぎき多用途品種の育成	H19～23	937
	地域水田農業をリードする気象変動に強い宮崎米生産技術の確立	H19～22	2, 227
	水田高度利用ができる畜産たい肥活用の飼料イネ栽培技術の確立	H19～21	937
	新除草剤の適応性試験	S50～	3, 514
	地域農業技術開発試験 (たばこ耕作資材・水稻施肥試験)	H12～	700
	普通期水稻新品種育成試験	S22～	7, 440
	水稻育種高度化緊急促進事業	H9～	700
	主要作物系統適応性及び特性検定試験	S35～	938
	ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発	H17～21	2, 000
	いもち病抵抗性同質遺伝子系統群の作出	H17～19	1, 470
	葯培養による水稻新品種の育成技術開発	S61～	1, 025
	水稻の新直播栽培技術の開発	H18～21	1, 538
野菜部	消費の多様化に即した果菜産地形成のためのオリジナル品種群の育成	H16～20	1, 779
	日本一のニガウリ産地を目指したみやぎきオリジナル品種の育成と宮崎方式栽培技術の確立	H19～23	1, 641
	イチゴの周年出荷体制を確立するための新品種育成とその栽培技術の確立	H19～23	1, 688
	新除草剤等の適応性試験	S50～	536
	元気&パワフルなピーマンアイランド育成に向けた新しい「つり下げ誘引」栽培技術の確立	H19～22	2, 181
	園芸作物の生理生態解明による安定生産技術の確立	H18～22	897
	主要な施設果菜類における炭酸ガス施用効果の明確化と効率的炭酸ガス施用法	H18～21	5, 731
	中山間地域における新品目導入・栽培技術確立に向けた現地試験事業	H18～21	3, 064
	ナス科そ菜耐病性特性検定試験	S48～	350
	優良種苗増殖対策事業	H15～	(農産園芸課)
高冷地園芸振興対策事業	H18～21	(農産園芸課)	

	地域農業技術開発試験（低コスト養液栽培システムの開発）	H19～20	1,000
花き部	特色ある産地の育成及び発展のための新品種育成	H16～20	1,048
	園芸作物の生理生態解明による安定生産技術の確立	H18～22	2,664
	花きの優良種苗生産技術の開発	H19～22	1,563
	みやざき特産花きの低コスト生産技術の開発	H19～22	1,563
	洋ラン高品質安定生産技術確立試験	H18～21	1,240
	中山間地域における新品目導入・栽培技術確立に向けた現地試験事業	H18～21	3,064
	ホームユース需要に対応した切り花栽培技術の確立	H18～21	1,780
	蕾の落ちないスイートピー栽培技術の開発	H17～21	5,646
	優良種苗増殖対策事業	H15～	(農産園芸課)
	高冷地園芸振興対策事業	H18～21	(農産園芸課)
果樹部	適正な水分管理によるカンキツ高品質果実連年安定生産技術の開発	H17～21	1,356
	本県特産カンキツ有利販売のための新系統の選定・開発	H16～20	1,048
	新中晩柑類の施設栽培での特性発揮と低コストな樹体管理法の開発	H16～20	1,162
	宮崎オリジナル柑橘の育成と高品質栽培技術の開発	H19～23	1,250
	魅力あるみやざきの果樹産地育成事業	H19～21	(農産園芸課)
	旬を彩るみやざきの落葉果樹ブランドの栽培技術開発	H18～22	2,494
	中山間地域の果樹産地再編のための新栽培技術の開発	H15～19	2,467
	新栽培法による核果類の高品質多収技術の開発	H16～20	1,239
畑園芸支場	青果用カンショにおける商品性向上	H19～23	1,235
	焼酎原料用カンショにおける商品性向上	H19～23	937
	畑かん利用を前提とした環境にやさしい畑作物栽培技術の開発	H19～23	1,563
	土地利用型サトイモにおける快適化・機械化作業体系の開発	H17～21	5,646
	みやざきのブランド土地利用型花き類の生産技術確立	H15～19	1,026

	高品質レタスの安定生産技術の確立と管理作業の省力化	H18～20	1,423	
	奨励品種決定調査及び原々種生産「主要畑作物の品種選定試験」	H6～	1,153	
	主要作物系統適応性及び特性検定試験	S51～	243	
	優良種苗増殖対策事業	H15～	(農産園芸課)	
	新農薬の適応性試験	H16～	1,000	
	新除草剤等の適応性試験	S50～	536	
	地域農業技術開発試験(甘藷に対する鶏糞焼却灰(粒状PK)の肥料効果の確認)	H16～19	230	
茶 業 支 場	栽培加工料	秋冬期温暖化に対応した一番茶安定生産技術と病害虫防除法の確立	H18～21	3,984
		みやざき茶生産拡大のための良質苗木の大量生産技術の確立	H17～21	5,459
		新農薬の適応性試験	S50～	4,284
		みやざき茶地域対応型加工技術の開発	H16～19	2,828
	育種料	茶樹新品種育成試験	S33～	5,556
		茶育種高度化緊急促進事業	H13～	700
	育種科・栽培加工科	新技術確立支援事業(みやざきエコ農業推進事業)	H18～21	(営農支援課)
		暖地茶園における生物機能を活用した減農薬病害虫防除技術の体系化と実証	H18～20	2,300
	亜 熱 帯 作 物 支 場	マンゴー王国産地確立事業	H17～21	(農産園芸課)
		完熟マンゴー(太陽のタマゴ)の連年安定生産技術及び新作型の開発	H16～20	1,146
「パパイヤ」高付加価値生産技術の確立による新需要創出		H15～19	1,277	
新亜熱帯性果樹の定着化促進技術の開発		H16～20	1,147	
特産カンキツの産地化を目指した新技術の開発とマニュアル化		H18～19	3,131	
南国宮崎をアピールする亜熱帯性花き等の新品目選定と鉢物生産技術の確立		H16～20	835	
新除草剤の適用性試験		S50～	446	

	マンゴーの老化木の着果促進対策試験	H18～19	500
薬草・地域 作物セン ター	生薬原料としての薬用植物栽培技術の確立	H18～22	3,523
	特色ある宮崎県産ハーブの生産技術の開発	H18～22	1,839
	山菜類の栽培化技術開発試験	H17～21	1,496
	地域在来野菜の優良系統選抜と栽培技術の確立	H18～21	1,195

イ 最近の主な研究成果

(ア) 実用化できた研究成果

担当部署	課 題 名
生産流通部	農産物に含まれる機能性成分の一斉分析法 残留農薬の迅速一斉分析法
土壌環境部	適正な堆肥化と宮崎型改良陽熱消毒法による生物的に安全な堆肥利用技術 加工ニンジン栽培におけるケイ酸質資材の施用が収量及び硝酸態窒素濃度 に及ぼす影響
生物環境部	本田中後期に発生する紋枯病に対する水面施用粒剤の防除効果 クロルピクリン燻蒸剤の灌注処理によるメロン黒点根腐病の効率的な土壌 消毒法
生物工学部	花き類の低コスト大量増殖技術の開発 ピーマンにおける青枯病抵抗性DNAマーカーの開発 マイクロサテライトマーカーによるブルーベリー品種識別法
作物部	栽培特性の優れた暖地向き香り糯新品種「南海163号」の育成 そば新品種「宮崎早生かおり」の育成 普通期水稻「ヒノヒカリ」の移植時期が収量及び品質に及ぼす影響
野菜部	促成ピーマンにおける不織布マルチの効果 夏秋イチゴ「みやざきなつはるか」の育成 促成ピーマンに対する炭酸ガス施用効果
花き部	スイートピー新品種「試行12号」・「試行13号」の育成 デルフィニウム新品種「リゲル」・「試行9号」の育成 ラナンキュラス新品種「ガーネット」・「0302008」の育成 スプレーカーネーション新品種「ローロレッド」・「ローロピンク」の育成 穂冷蔵期間が秋ギク「神馬」の開花に及ぼす影響
果樹部	「日南一号」の高畝マルチ栽培における高品質果実生産のための適正葉果化 雨よけ栽培による完全甘ガキ「富有」の12月出荷技術 黄緑色ブドウ「ハニービーナス」の無核果率向上技術
畑作 園芸支場	ウィルスフリー化した焼酎原料用カンショ「コガネセンガン」の収穫時期別 収量 早掘り焼酎原料用カンショの栽植密度 小ギクの7、9月開花作型における電照による開花調節有効品種の選定

茶業支場	クワシロカイガラムシ及び輪斑病に複合抵抗性の緑茶用新品種「宮崎23号」の育成。スプリンクラー散水によるクワシロカイガラムシの防除 茶園の周縁部を対象としたクワシロカイガラムシの効率的防除
亜熱帯作物支場	簡易パイプハウスによるヒュウガナツの多目的ネット栽培技術 完熟キンカンの秋冬期夜温の省エネ加温限界
薬草・地域作物センター	糸巻きダイコンの優良系統選抜 地域作物「イラカブ」の栽培法

(イ) 広報活動

刊行物名	発行年月日	部数	ページ数
平成19年度農業試験場の概要	19年 5月	300	45
平成18年度業務年報	20年 3月	300	80
宮崎県総合農業試験場研究報告 (第43号)	20年 3月	320	26
宮崎県総合農業試験場研究報告 (第43号特別号)	20年 3月	320	55
総合農試だより (No. 156)	20年 3月	275	50
試験研究成果選 (第10号)	20年 3月	260	11
MAESニュース (第16号)	19年 6月	390	4
MAESニュース (第17号)	19年 9月	390	4
MAESニュース (第18号)	19年12月	390	4
MAESニュース (第19号)	20年 3月	390	4

(ウ) 主な研究等の発表事項

a 成績書

部・支場名	誌名	発行年月日	部数	ページ数
生産流通部	平成18年度生産流通関係試験成績書	20年 3月	30	40
土壌環境部	平成18年度土壌肥料試験成績書	19年10月	100	198
生物環境部	平成18年度病害虫関係試験成績書	19年 9月	80	90
作物部	平成19年度畑作物試験成績	20年 3月	30	45
	平成19年度水稲栽培試験成績書	20年 3月	60	135
	平成19年度麦類試験成績書	20年 3月	20	27
	平成19年度水稲育成系統配布に関する参考成績書 (南海170号、南海171号)	20年 3月	100	12
	平成19年度水稲品種試験成績書	20年 3月	60	73
	平成19年度水稲新品種育成試験成績書	20年 3月	100	70
花き部	平成18年度花き試験成績書	19年12月	130	170
果樹部	平成18年度果樹に関する試験成績書	20年 3月	70	106
	平成19年度果樹に関する試験成績書	20年 3月	70	129
畑作園芸支場	平成19年度畑作・野菜・花き試験成績書	20年 3月	100	174
茶業支場	平成19年度茶樹新品種育成に関する試験成績書	20年 3月	100	72
	平成18年度栽培・加工試験成績書	19年12月	100	82
亜熱帯作物支場	平成19年度試験成績書	20年 3月	150	109

b 農林水産業における普及技術（・）及び九州農業研究成果情報（＊）

部・支場名	普及技術名
土壌環境部	・細粒灰色低地土における水稲—イタリアンライグラス体系での牛ふん堆肥施用限界
生物環境部	・箱施薬剤と育苗箱灌注処理の併用によるウンカ類の効率的防除法 ・トビイロウンカに対する本田中期の粒剤による追加防除
生物工学部	・複合土壌病害抵抗性を有するピーマン台木抵抗性素材の育成 ・ランンキュラスの茎頂培養物の効率的な増殖方法
作物部	・そば新品種候補「宮崎そば1号」の特性 ＊飼料イネ「ミナミユタカ」の牛糞たい肥および化学肥料施用による多収栽培技術
野菜部	・促成栽培カラーピーマンの低温期の温度管理 ・一季成り性品種「さがほのか」を利用した夏秋イチゴ栽培における短日処理と肥培管理 ・四季成り性イチゴ品種「みやざきなつはるか」の育成
花き部	・スイートピー新品種「試交12号（ムジカローズ）」の育成 ・スイートピー新品種「試交13号（ムジカパープル）」の育成 ・デルフィニウム新品種「リゲル」の育成 ・デルフィニウム新品種「試交9号（カペラ）」の育成 ・ランンキュラス新品種「ガーネット」の育成 ・ランンキュラス新品種「0302008（ラズベリル）」の育成 ・スプレーカーネーション新品種「ローロピンク」・「ローロレッド」の育成 ・＊穂冷蔵期間が秋キク「神馬」の開花に及ぼす影響 ＊スイートピーの栽培終期における摘心がその後の生育・収量に及ぼす影響
果樹部	・2倍体大玉キンカン新系統の育成 ・3倍体種なしキンカン新系統の育成 ・黄緑色ブドウ「ハニービーナス」の無核果粒肥大技術 ・ブドウ「ロザリオビアンコ」のH型整枝による栽培法 ・ブルーベリーの育苗に適した用土の選定 ・ブリーベリーの挿し木用土の選定
茶業支場	・＊炭疽病及び輪斑病に抵抗性を有する晩生の緑茶用新品種候補「宮崎25号」 ＊茶園の周縁部を対象としたクワシロカイガラムシの効率的防除 ＊無施肥栽培された茶芽の硬さおよびクロロフィル含有量等の特徴 ＊土着天敵を保護した防除体系におけるクワシロカイガラムシの密度抑制
亜熱帯作物支場	・＊ハウス栽培キンカンの秋期夜温管理による果実肥大促進と品質向上 ・完熟キンカンの生育後期における昼温管理法 ・ヒュウガナツ受粉における花粉精製のための最適蕾採取時期と採取樹の管理法 ・ヒュウガナツ受粉における有機溶剤を利用した効率的な花粉精製法の開発
薬草・地域作物センター	・糸巻きダイコンの優良系統選抜

注) ・は「農林水産業における普及技術」 ＊は「九州農業研究成果情報」を示している。

c 学会発表等

部・支場名	発表課題	発表年月日	発表部会等
生産流通部	<ul style="list-style-type: none"> ・超臨界流体抽出法による農薬残留分析 ・作物の残留分析システムの開発「宮崎方式」 ・農の安全 	19年 4月 3日 19年 9月20日 19年11月29日	日本農薬学会第32回大会 第24回農薬環境動態研究会 コープこうべ学習会
土壌環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・細粒灰色低地土における水稻—イタリアンライグラス体系での牛ふん堆肥が土壌・作物に及ぼす影響 ・施設果菜類における家畜ふん堆肥の施用効果（第1報） 	19年 8月28日 〃	第70回九州農業研究発表会 〃
生物環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県のキュウリ栽培におけるズッキーニ黄斑モザイクウイルス(ZYMV)弱毒株2002の実用性 ・宮崎県内で採取したミナミキイロアザミウマに対する各種薬剤の殺虫効果 ・タバココナジラミバイオタイプQに対する気門封鎖型殺虫剤の防除効果 	20年2月 1日 〃 20年 3月26日	九州病害虫研究会 〃 日本応用動物昆虫学会52回大会
生物工学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ピーマンにおける複合病害抵抗性台木品種の育成 ・ピーマン青枯病抵抗性に関するQTL解析 	19年11月 20年 3月	第2回九州育種談話会 20年度園芸学会春季大会
作物部	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県における水稻品種「ヒノヒカリ」の白未熟粒発生に及ぼす気温および日射量の影響 ・暖地水稻品種「ヒノヒカリ」における登熟期の気温・日射量と白未熟粒との関係 	19年 9月27日 〃	日本作物学会発表会 〃
野菜部	<ul style="list-style-type: none"> ・トマト養液栽培における杉バーク培地利用が生育・収量及び植物体無機成分に及ぼす影響 ・ニガウリのアスコルビン酸含量に及ぼす気温及び日照時間の影響 ・品種や栽培法の違いがニガウリのアスコルビン酸含量に及ぼす影響 ・ニガウリにおけるアスコルビン酸含量の収穫時期による変動特性 ・果菜類における炭酸ガス施用技術（第1報促成ピーマンにおける炭酸ガス施用効果） 	19年 9月29～30日 〃 〃 19年 8月23日 19年 8月21～22日	19年度園芸学会秋季大会 〃 〃 土壌肥料学会 園芸学会九州支部第47回大会

花き部	・秋キク'神馬'に対する穂冷蔵が開花、生育に及ぼす影響	19年 8月22日	19年度園芸学会九州支部
	・秋キク'神馬'における摘心時のベンジルアミノプリン処理の効果持続節数の検討	19年 9月28日	19年度園芸学会秋季大会
	・スイートピー新品種'美々'の育成	〃	〃
	・スイートピー新品種'ムジカローズ'の育成	20年 3月27日	20年度園芸学会春季大会
	・スイートピーの栽培終期における摘心がその後の生育・収量に及ぼす影響	19年 8月22日	19年度園芸学会九州支部
果樹部	・「日南1号」の根域制限シートマルチ栽培技術	20年 2月 5日	常緑果樹研究会（静岡市）
	・ランンキュラスの促成栽培における養分吸収特性	20年 3月27日	20年度園芸学会春季大会
畑作園芸支場	・スプレーギクにおける成分調整型たい肥利用技術	19年 8月22日	園芸学会九州支部第47回大会
	・冬どりレタス及び中晩生タマネギ栽培における焼酎蒸留粕堆肥の肥効	19年 8月29日	第70回九州農業研究発表会
茶業支場	・乗用型送風式捕虫機のチャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマに対する効果	19年11月 5日	茶業技術研究発表会
	・暖地茶園における生物機能を活用した減農薬病害虫防除技術の体系化と実証	20年 1月29日	生物機能プロジェクト推進会議
	・DEVELOPMENT OF A SECONDARY TEADRYERWITH JUUATSU-MECHANISM	19年11月 4日	International Conference on Tea Culture and Science
	・THE STATUS OF NEW CULTIVAR DEVELOPMENT BY UTILIZING A GENETIC RESOURCE IN MIYAZAKI PREFECTURE	20年 2月17日 ～19日	The1stapan-Korea Tea Breeding Symposium(第1回日韓チャ育種シンポジウム)

d 学会及び雑誌論文発表

部・支場名	発表課題	発表年月日	学会誌等
生産流通部	・超臨界流体抽出法による農薬残留分析	19年 7月	日本農薬学会誌
土壌環境部	・細粒灰色低地土における水稻—イタリアンライグラス体系での牛ふん堆肥が土壌・作物に及ぼす影響	19年 8月	九州農業研究要旨
	・施設果菜類における家畜ふん堆肥の施用効果（第1報）	〃	〃
	・ハウス栽培キュウリの生理障害に及ぼす亜鉛と銅の影響	19年 5月	土壌肥料学会誌78-2

	<ul style="list-style-type: none"> ・虫害を受けたダイズ子実のポリフェノール含量、ラジカル消去活性及びイソフラボン含量 	19年 9月	土壌肥料学会誌 78-4
生物環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県で発生したニガウリつる割病(新称)と病原菌のrDNA IGS領域の解析 	19年11月 1日	九州病害虫研究会 報53:1-8
	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県のキュウリ栽培におけるズッキーニ黄斑モザイクウイルス(ZYMV)弱毒株2002の実用性 	20年 2月 1日	九州病害虫研究会 発表要旨
	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県内で採取したミナミキイロアザミウマに対する各種薬剤の殺虫効 ・タバココナジラミバイオタイプQに対する気門封鎖型殺虫剤の防除効果 	<p style="text-align: center;">〃</p> 20年 3月26日	<p style="text-align: center;">〃</p> 日本応用動物昆虫 学会52回大会発表 要旨
生物工学部	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県で発生したニガウリつる割病(新称)と病原菌のrDNAIGS領域の解析 	19年11月	九州病害虫研究会 報53:1-8
	<ul style="list-style-type: none"> ・Clonal propagation and quick detection of virus-free plants of sweet potato, Ipomoea batatas 	20年 1月	Bull. Minamikyushu Univ. No.38A: 1-5
	<ul style="list-style-type: none"> ・Capsicum annuum における分子マーカーの開発とQTL解析に関する育種学的基礎研究 	20年 3月	宮崎県総合農業試 験場研究報告(第43 号特別号博士号論 文)
作物部	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県における水稲品種「ヒノヒカリ」の白未熟粒発生に及ぼす気温および日射量の影響 	19年 9月27日	日本作物学会発表 会要旨
	<ul style="list-style-type: none"> ・暖地水稲品種「ヒノヒカリ」における登熟期の気温・日射量と白未熟粒との関係 	〃	〃
野菜部	<ul style="list-style-type: none"> ・トマト養液栽培における杉バーク培地利用が生育・収量及び植物体無機成分に及ぼす影響 	19年 9月29～ 30日	園芸学研究第6巻別 冊2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ニガウリのアスコルビン酸含量に及ぼす気温及び日照時間の影響 	〃	〃
	<ul style="list-style-type: none"> ・品種や栽培法の違いがニガウリのアスコルビン酸含量に及ぼす影響 	〃	〃
	<ul style="list-style-type: none"> ・ニガウリにおけるアスコルビン酸含量 	19年 8月23日	土肥要旨集第53集
	<ul style="list-style-type: none"> ・果菜類における炭酸ガス施用技術(第1報促成ピーマンにおける炭酸ガス施用効果) 	19年 8月21～ 22日	園芸学会九州支部 研究集録 第15号
花き部	<ul style="list-style-type: none"> ・秋キク'神馬'に対する穂冷蔵が開花、生育に及ぼす影響 	19年 8月22日	園芸学会九州支部 研究集録 第15号
	<ul style="list-style-type: none"> ・スイートピーの栽培終期における摘心がその後の生育・収量に及ぼす影響 	〃	〃

	<ul style="list-style-type: none"> ・秋キク'神馬'における摘心時のベンジルアミノプリン処理の効果持続節数の検討 ・スイートピー新品種'美々'の育成 ・スイートピー新品種「ムジカローズ」の育成 ・ラナンキュラスの促成栽培における養分吸収特性 	19年 9月28日 〃 20年 3月27日 〃	園芸学会研究 第6巻別冊2 〃 園芸学会研究 第7巻別冊1 〃
畑 作 園 芸 支 場	<ul style="list-style-type: none"> ・スプレーギクにおける成分調整型たい肥利用技術 ・冬どりレタス及び中晩生タマネギ栽培における焼酎蒸留粕堆肥の肥効 	19年 8月22日 19年 8月29日	園芸学会九州支部研究集録第15号 九州農業研究要旨
茶 業 支 場	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用型送風式捕虫機のチャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマに対する効果(講演要旨) ・高湿度と湛水条件がクワシロカイガラムシ卵のふ化に与える影響と茶園でのスプリンクラー散水による防除 ・クワシロカイガラムシに抵抗性を有する緑茶用品種'ゆめかおり'の育成 ・DEVELOPMENT OF A SECONDARY TEADRYERWITH JUUATSU-MECHANISM ・THE STATUS OF NEW CULTIVAR DEVELOPMENT BY UTILIZING A GENETIC RESOURCE IN MIYAZAKI PREFECTURE ・イネ種子におけるオーキシン誘導カルス化及びオーキシン誘導発根化におよぼす亜鉛の影響 	19年11月 5日 19年12月31日 19年12月31日 19年11月 4日 20年 2月17日 ~19日 20年 3月	茶業研究報告第104号(別冊) 茶業研究報告第104号 茶業研究報告第104号 Proceedings of 2007 International Conference on Tea Culture and Science: No. Pr-P-504 Proceedings of The 1stJapan-Korea Tea Breeding yposium: P-12~P15 宮崎県総合農業試験場研究報告第43号
亜 熱 帯 作 物 支 場	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒュウガナツの多目的ネット栽培法 	20年 3月	宮崎県総合農業試験場研究報告第43号

e 新聞、広報誌等掲載

部・支場名	発表課題	発表年月日	誌 名
生産流通部	・総合農業試験場型低コスト耐候性ハウスの開発へ向けた取り組み	19年 7月	農業と生活42巻2号
	・ピーマンの機能性成分調査	19年11月	農業と生活42巻4号
	・ピーマンの栄養成分	20年 1月	宮崎日日新聞
	・太陽の恵み 宮崎ピーマン	20年 1月	読売新聞

<p>土壌環境部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス抑制キュウリの植穴施肥 ・細粒灰色低地土における水稲—イタリアンライグラス体系での牛ふん堆肥が土壌・作物に及ぼす影響 ・宮崎型改良陽熱消毒法による生物的に安全な堆肥利用技術 ・土壌肥料Q Qシリーズ1 水稲(油害) ・ " 3 水稲(栄養不良) ・ " 4 水稲(水質汚濁) 	<p>19年 5月 2日 20年 3月 " " 19年 5月 19年 9月 19年11月</p>	<p>農業共済新聞 農試だよりNo. 156 " 農業と生活42巻1号 農業と生活42巻3号 農業と生活42巻4号</p>
<p>生物環境部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物理的・生物的防除による促成栽培トマトのタバココナジラミ防除 ・クロルピクリン剤によるメロン黒点根腐病の防除について ・マンゴー軸腐病の防除について ・メロン黒点根腐病に対するクロルピクリン剤の効果的な防除方法 	<p>19年 6月 1日 19年 7月 19年11月 20年 3月</p>	<p>農業及び園芸 農業と生活42巻2号 農業と生活42巻4号 試験研究成果選第10号</p>
<p>生物工学部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ピーマン研究で農学博士号を取った杉田亘さん ・期待できる宮崎の農業生産技術 ・PCRでの各種ウィルス診断要プライマー開発 ・複合土壌病害抵抗性を有するピーマン台木品種の育成 ・ランシキユラスに感染する各種RNAウィルス検定用プライマーの開発 ・複合土壌病害抵抗性品種'みやざき台木1号' 'みやざき台木2号'の育成 	<p>19年 6月30日 19年10月 20年 3月 " " 20年 3月 " "</p>	<p>宮崎日日新聞 宮崎銀行調査月報 農試だよりNo. 156 " 試験研究成果選第10号 "</p>
<p>作物部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通期水稲「まいひかり」の多収栽培技術 ・飼料イネ「ミナミユタカ」の乾田直播栽培 ・飼料イネ「ミナミユタカ」の多収・低コスト栽培技術 ・秋色五色の稲穂（鑑賞用イネ） ・早期米不作、田植え時期に分散、肥料管理の徹底を ・飼料用イネ、収量50トン見込む 	<p>19年 5月 19年12月 20年 3月 19年 9月 8日 19年 9月20日 19年10月28日</p>	<p>農業と生活42巻1号 MAESニュース18号 農試だよりNo. 156 宮崎日日新聞 " "</p>
<p>野菜部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中果系カラーピーマンの促成栽培における栽培初期の着果法 ・新品種「みやざきなつはるか」 ・ニガウリ登録品種 ・四季成り性イチゴ新品種'みやざきなつはるか'について ・ケーキ用夏どりイチゴ新品種'みやざきなつはるか'の育成 	<p>20年 3月 20年 3月 20年2月27日 20年 1月 20年 3月</p>	<p>グリーンレポート No. 466 宮崎の野菜 農業共済新聞 農業と生活42巻5号 試験研究成果選第10号</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・促成カラーピーマンのつり下げ誘引栽培 ・新品種紹介「ケーキを彩る四季成り」 ・夏イチゴ増収（打ち水効果） ・打ち水で増収 	19年11月 19年11月2日 19年8月19日 19年8月15日	農業および園芸第82巻10号 全国農業新聞 日本農業新聞 日本農業新聞
	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーキ用新品種「みやざきなつはるか」 ・夏イチゴ国産大モチ ・新品種イチゴ開発 ・夏採れイチゴ新品種開発 ・新品種イチゴ開発 ・夏イチゴ新品種育成 ・ケーキ用品種育成 ・ケーキ彩る新イチゴ ・ケーキ用夏イチゴ開発 ・カラーピーマン傷み果減る ・夏どりイチゴの可能性について ・イチゴの最新栽培技術「夏どりイチゴ栽培の可能性」 ・イチゴ夏どりにめど ・研究サプリー ・カラーピーマンのつり下げ誘引 	19年8月11日 19年8月 5日 19年7月28日 19年7月14日 19年月11日 19年7月 6日 19年7月 4日 19年7月 4日 19年7月 4日 19年6月21日 19年5月30日 19年5月28日 19年4月15日 19年4月12日 19年4月	日本種苗新聞 読売新聞 MR T宮崎放送 読売新聞 毎日新聞 南日本新聞 日本農業新聞 朝日新聞 宮崎日日新聞 日本農業新聞 日本農業新聞 日本農業新聞 日本農業新聞 日本農業新聞 日本農業新聞 農業および園芸
花 き 部	<ul style="list-style-type: none"> ・スプレーカーネーション新品種「ローロピンク・ローロレッド」育成 ・ラナンキュラス新品種「ラズベリル」育成 ・スイートピー新品種'ムジカローズ''ムジカパープル'の育成 ・エラータム系デルフィニウムF1品種'カペラ'の育成 ・ラナンキュラス新品種'ラズベリル'の育成 ・スプレーカーネーション'ローロピンク''ローロレッド'の育成 ・巻きひげのないスイートピー新品種'ムジカローズ''ムジカパープル'の育成 ・ラナンキュラス新品種'ラズベリル'の育成 ・スプレーカーネーション新品種'ローロピンク''ローロレッド'の育成 ・夏秋キク'文化の旭'花色発現異常対策 ・バイオ技術でラナンキュラス苗を大量生産 ・デルフィニウム「ポラリス」総合農試にて育成 ・スイートピー新品種「美々」について 	19年 6月 20年 3月 20年 3月 // // // 20年 3月 // // // 20年 1月 19年 4月 19年 5月	MAESニュース16号 MAESニュース19号 試験研究成果選第10号 // // // 農試だよりNo. 156 // // // あすの九州・山口(九州経済連合会) 園芸施設共済パンフの表紙 農業と生活42巻1号

・輪ギクに対するベンジルアミノプリンの処理方法	19年 7月	農業と生活42巻2号
・施肥量がラナンキュラスの収量及び切花品質に及ぼす影響について	19年 9月	農業と生活42巻3号
・デルフィニウム・エラータム系オリジナルF1品種「リゲル」	〃	〃
・スプレーカーネーションの育成	20年 1月	農業と生活42巻5号
・スイートピーの新品種「美々」	19年 4月 1日	南日本新聞
・新種カーネーション開発	19年 5月11日	朝日新聞
・新2品種育成に成功カーネーション「ローロ」	19年 5月13日	南日本新聞
・新カーネーション誕生「ローロピンク」「ローロレッド」	19年 5月11日	毎日新聞
・母への「感謝」色どり豊かに	19年 5月10日	読売新聞
・多収カーネ新たに2色	19年 5月10日	日本農業新聞
・カーネーション茎1本に花複数	19年 5月10日	宮崎日日新聞
・物語を持った花作り	19年10月26日	日本農業新聞
・バイオ技術で芽の先端培養 ラナンキュラスの苗量産	19年11月12日	宮崎日日新聞
・新デルフィニウム「カペラ」豪華な草姿特徴	19年12月21日	日本農業新聞
・スイートピー新品種 巻きひげなく作業楽	19年12月21日	日本農業新聞
・県総合農試が新品種 スイートピー巻きひげなし 花大きく豪華デルフィニウム	19年12月21日	宮崎日日新聞
・デルフィニウム新品種開発 花が大ぶりの「カペラ」	19年12月25日	毎日新聞
・スイートピー新品「ムジカ」巻きひげなしで労力軽減	19年12月28日	西日本新聞
・「巻きひげ」なしスイートピー	20年 1月 9日	朝日新聞
・スイートピー・デルフィニウム新品種開発	20年 1月19日	読売新聞
・切り花用「ラナンキュラス」鮮やかピンクの新品種	20年 2月 7日	日本経済新聞
・八重咲き長持ちラナンキュラス新品種	20年 2月 7日	宮崎日日新聞
・スター予備軍登場ーラナンキュラスの新品種ー	20年 2月 7日	宮崎日日新聞宮日戯評
・鮮やか紫ピンクの「宝石」	20年 2月14日	西日本新聞
・ラナンキュラスの新品種「ラズベリル」開発	20年 2月24日	毎日新聞
・ラナンキュラス新品種	20年 2月24日	読売新聞
・ピンクの宝石出来た ラナンキュラス新品種	20年 3月11日	朝日新聞
・品種名で宮崎PR	20年 3月 8日	宮崎日日新聞
・カーネーション新品種	19年 5月14日	MRTラジオスクーピー

果 樹 部	<ul style="list-style-type: none"> ・「不知火」ヒリュウ台による高糖度果実生産 ・甘柿「太秋」の高品質化確立 ・富有柿を雨よけ栽培 ・雨よけ栽培におけるカキ「富有」の12月出荷技術 ・早生不知火（デコポン）「陽のかおり」の特性と栽培方法について ・極早生温州ミカンの根域制限マルチ栽培による高品質9月出荷 ・緑色ブドウ「ハニービーナス」の無核栽培技術 ・地域資源杉バーク利用によるブルーベリー育苗技術開発 ・黄緑色ブドウ「ハニービーナス」の無核果 粒肥大技術 ・ブドウ「ロザリオビアンコ」のH型整枝による栽培法 	<p>19年 4月 5日</p> <p>19年10月20日</p> <p>20年 1月11日</p> <p>19年11月</p> <p>20年 3月</p> <p>20年 3月</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>20年 3月</p> <p>〃</p>	<p>日本農業新聞</p> <p>南日本新聞</p> <p>日本農業新聞</p> <p>農業と生活42巻4号</p> <p>農業と生活42巻6号</p> <p>農試だよりNo. 156</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>試験研究成果選第10号</p> <p>〃</p>
畑 作 園 芸 支 場	<ul style="list-style-type: none"> ・コガネセンガン早掘りの多収化技術 ・焼酎用カンショ「コガネセンガン」ウイルスフリー苗なら早掘りの収量増 ・早生サトイモ収穫用に開発「分離機で労力低減」 ・サトイモの機械化作業について ・シキミ栽培における育苗時の夜温管理と草生栽培に適した草種選定 ・冬レタス栽培における小型トンネル開閉作業の省力化 ・スプレーギク栽培における成分調整成型たい肥利用技術 	<p>19年12月</p> <p>20年 2月 5日</p> <p>19年 6月 8日</p> <p>20年 1月</p> <p>19年 9月</p> <p>20年 3月</p> <p>〃</p>	<p>農業経営者No. 142</p> <p>日本農業新聞</p> <p>宮崎日日新聞</p> <p>農業と生活42巻5号</p> <p>MAESニュース17号</p> <p>農試だよりNo. 156</p> <p>〃</p>
茶 業 支 場	<ul style="list-style-type: none"> ・散水を繰り返せば卵が孵化しない ・茶園でのスプリンクラー散水によるクワシロカイガラムシの防除 ・クワシロカイガラムシ防除対策に朗報 抵抗性品種「ゆめかおり」誕生 ・土着天敵を保護した防除体系におけるクワシロカイガラムシの密度抑制効果 ・第4回茶試験研究成果発表会を開催 ・茶業支場が宮崎日日新聞賞(産業賞)を受賞「茶の害虫クワシロカイガラムシに対する総合的な防除技術の確立」 ・茶園の周縁部防除によるクワシロカイガラムシの効率的防除 ・土壌Phの違いがチャの初期生育に与える影響 	<p>19年 6月</p> <p>19年 7月</p> <p>19年 8月23日</p> <p>19年 9月</p> <p>19年12月</p> <p>〃</p> <p>20年 3月</p> <p>〃</p>	<p>現代農業</p> <p>グリーンレポート</p> <p>宮崎日日新聞</p> <p>MAESニュース</p> <p>MAESニュース</p> <p>〃</p> <p>農試だよりNo. 156</p> <p>〃</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 釜炒り茶製造における新型水乾機の開発 釜炒り茶製造における新型水乾機の開発について 	〃	〃
亜熱帯作物支場	<ul style="list-style-type: none"> 日向夏における受粉管理 完熟キンカンの生育後期における昼温管理法 マンゴーの変温管理技術が果実品質等に及ぼす影響について ヒュウガナツ受粉における有機溶剤を利用した効率的な花粉精製法の開発 ヒュウガナツの少核果実生産のための花粉管理法 これから期待される中晩柑類 ヒュウガナツにおける花粉管理 	19年 5月 19年 9月 19年11月 19年12月 20年 3月 20年 1月 8日 20年 3月 8日	農業と生活42巻1号 MAESニュース 農業と生活42巻4号 MAESニュース 農試だより 宮崎日日新聞 宮崎日日新聞
薬草・地域作物センター	<ul style="list-style-type: none"> セリ科のハーブ3種の生育特性 糸巻きダイコンの優良系統選抜 糸巻きダイコン評価会 ガジュツの貯蔵方法と発芽率の関係 なになに農業アラカルト「糸巻きダイコンの系統選抜」 施設及び研究成果紹介 西米良村の純粋な糸巻きダイコン作り 	19年 3月 20年 3月 20年 3月 19年11月 19年12月8日 20年 2月9日 19年11月21日	農試だよりNO. 156 試験研究成果選10号 MAESニュース19号 農業と生活42巻4号 宮崎日日新聞 MRTテレビ NHKテレビ

(エ) 特許の状況、数

a 平成18年度から19年度特許出願件数

区分	特許・登録事項	時期	担当部署	備考
特許	釜炒り茶の製茶行程における水乾方法並びにこれに用いる水乾装置	H18. 10. 23	茶業支場	特願2006-287773
	脱窒素材およびそれを利用した土壌または排水の脱窒素方法	H19. 3. 30	土壌環境部	特願2007-094898 (新産業支援課所管)
	2件			
品種登録	ピーマン台木「みやざき台木1号」	H19. 12. 19	生物工学部	出願第21833号
	〃 「みやざき台木2号」	H19. 12. 19		出願第21834号
	四季成りイチゴ「みやざきなつはるか」	H19. 6. 18	野菜部	出願第21162号
	デルフィニウム「カペラ」	H19. 12. 19	花き部	出願第21838号
	スイートピー「ムジカローズ」	H19. 12. 19		出願第21835号
	〃 「ムジカパープル」	H19. 12. 19		出願第21836号
	ラナンキュラス「ガーネット」	H19. 3. 22		出願第20812号
〃 「ラズベリル」	H19. 12. 19	出願第21837号		
スプレーカーネーション「ローロレッド」	H19. 4. 2	出願第20879号		
〃 「ローロピンク」	H19. 4. 2	出願第20880号		
10件				

b 平成20年3月31日現在特許保有件数

区 分		保有件数
登録品種	水稲	12
	飼料用イネ	1
	観賞用イネ	5
	ニガウリ	4
	デルフィニウム	6
	スターチス	1
	スイートピー	8
	かんきつ	1
	茶	6
		44
特許		3
著作権		1

(オ) 平成19年度における技術指導の実績

a 依頼分析と技術相談

部門	依頼分析の主な内容	件数	技術相談の主な内容	件数
生産流通部	残留農薬	87	環境調査	6
土壌環境部	土壌水質診断等	41	生理障害診断・対策	378
生物環境部	-	-	病害虫診断・対策	303
生物工学部	イネ、サトイモの品種判別、トマト青枯病抵抗性検定等	109	花き類のバイテク技術、DNA抽出等	18
作物部	米のタンパク質含有量等の分析	79	稲の品種・栽培管理技術	45
野菜部	-	-	高設イチゴ、野菜病害虫、加工野菜、家庭菜園	220
花き部	-	-	新品種の特性相談と栽培技術の相談	85
果樹部	強制発芽による温州ミカン加温時期の判別	20	カンキツ、落葉果樹の栽培管理技術の提供	126
畑作園芸支場	土壌分析	6	畑作物、野菜及び花きの栽培技術	81
茶業支場	茶の成分分析	262	茶栽培技術、製茶加工技術、品種特性等	812
亜熱帯作物支場	亜熱帯性果樹、カンキツの果実分析・葉分析	142	亜熱帯性果樹・花木、カンキツの栽培	232
薬草・地域作物センター	-	-	薬草やハーブの栽培、利用法	43
計		746		2,349

b 病害虫、生育障害等診断件数

内 容 品 目	病気	虫	生育障害	その他	計
稲	3	1	2		6
野菜	135	20	191	113	459
果樹	56	26	51	33	166
花き	38	12	84	41	175
食品	—	—	—	—	—
その他	26	56	34	10	126
計	258	115	362	197	932

(9) 収入・支出の状況（総合農業試験場 全体）

ア 最近5年間の決算の状況

(単位：千円)

款	項	目	節	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
使用料及び手数料				205	207	234	232	246
	使用料			205	207	234	232	246
		農林水産業使用料		205	207	234	232	246
		公有財産使用料		205	207	234	232	246
財産収入				14,505	17,556	17,162	14,934	18,838
	財産売払収入			14,505	17,556	17,162	14,934	18,838
		物品売払収入		10	41	17	72	516
		不要物品売払代金		10	41	17	72	516
		生産物売払収入		14,495	17,515	17,145	14,862	18,322
		総合農業試験場		14,495	17,515	17,145	14,862	18,322
諸収入				25,504	38,553	44,102	47,768	41,060
	受託事業収入			22,723	35,541	43,013	46,733	39,004
		農林水産業受託事業収入		22,723	35,541	43,013	46,733	39,004
		植物防疫協会等業務受託料		22,723	35,541	27,365	23,953	26,144
		農業・生物系特定 産業技術研究				14,800	20,930	11,300
		農事試験業務受 託料				848	1,850	1,560
	雑入			2,781	3,013	1,089	1,034	2,056
		雑入		2,781	3,013	1,089	1,034	2,056
		雑入		2,781	3,013	1,089	1,034	2,056
		合計		40,214	56,316	61,498	62,934	60,144

(単位：千円)

款	項	目	節	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
			報酬	17,938	15,256	15,037	16,672	60,471
			職員手当等	2,365	3,135	2,950	4,310	3,350
			共済費	5,120	5,009	4,574	4,342	10,688
			賃金	110,345	101,014	95,326	91,569	89,936
			報償費	1,584	1,473	1,318	1,273	1,444
			旅費	30,490	20,051	19,244	15,130	14,550
			(普通旅費)	28,980	19,409	18,867	14,831	13,974
			(特別旅費)	1,511	642	377	298	406
			需用費	224,810	254,929	216,909	214,077	220,300
			食糧費	34	32	0	0	0
			役務費	14,091	16,561	8,674	9,373	8,136
			委託料	128,919	155,721	128,465	116,656	112,311
			使用料及び賃借料	12,859	10,774	9,860	8,215	10,540
			工事請負費	0	11,298	8,554	10,414	14,741
			原材料費	10,525	6,743	5,782	4,523	4,552
			備品購入費	297,449	52,563	2,779	1,786	4,981
			負担金・補助及び交付金	2,233	2,225	2,412	2,204	2,204
			補償・補填及び賠償費	1,785	491	660	581	344
			公課費	204	123	114	182	174
			合計	860,717	657,368	522,657	501,307	558,722

イ 支出額の業務別内訳

(単位：千円)

款 項 目 節	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総務費	2,787	2,775	1,861
総務管理費	2,787	2,775	1,861
一般管理費	2,787	2,775	1,691
報酬	0	0	0
共済費	133	27	153
賃金	1,019	2,556	1,116
旅費	1,636	193	423
普通旅費	1,636	193	423
特別旅費			
人事管理費			170
旅費			170
普通旅費			170
特別旅費			
農林水産業費	514,444	494,582	549,186
農業費	512,562	492,422	547,289
農業総務費	59,920	62,448	54,440
報酬	848	1,482	1,498
職員手当等	2,950	4,310	3,350
共済費	0	0	0
賃金	14,437	12,611	13,607
報償費	0	0	60
旅費	4,397	3,396	3,050
普通旅費	4,397	3,396	3,034
特別旅費			16
需用費	26,897	25,924	18,233
役務費	524	601	413
委託料	7,681	9,330	7,322
使用料及び賃借料	927	228	930
工事請負費	0	2,662	4,399
原材料費	1,260	1,323	1,578
備品購入費	0	580	0
補償・補填及び賠償費	0	0	0
農作物対策費	23,156	29,550	34,449
共済費	0	0	0
賃金	4,981	3,766	3,877
旅費	518	437	865
普通旅費	518	437	865
特別旅費	0	0	0
需用費	16,697	16,578	14,503
役務費	0	15	534
委託料	960	2,057	1,700
使用料及び賃借料	0	0	34
工事請負費	0	6,511	10,343
備品購入費	0	187	2,593
肥料対策費	1,639	2,955	3,746
賃金	168	669	669
旅費	360	280	363
普通旅費	360	280	363
特別旅費	0	0	0

需用費	1,093	1,540	2,267
役務費	0	40	20
委託料	0	0	0
使用料及び賃借料	18	427	427
備品購入費			
負担金・補助及び交付金			
公課費			
植物防疫費	12,944	13,438	14,327
報酬	0	1,547	1,528
共済費	0	182	186
賃金	1,194	868	1,086
旅費	469	404	748
普通旅費	469	404	748
特別旅費	0	0	0
需用費	11,233	10,401	10,779
食糧費	0	0	0
役務費	0	3	0
委託料	0	0	0
使用料及び賃借料	0	0	0
原材料費	49	33	0
備品購入費	0	0	0
補償・補填及び賠償費	0	0	0
公課費	0	0	0
総合農業試験場費	414,902	384,031	440,327
報酬	14,189	13,643	57,445
共済費	4,441	4,133	10,349
賃金	73,528	71,100	69,580
報償費	1,318	1,273	1,384
旅費	11,680	10,410	8,931
普通旅費	11,303	10,111	8,542
特別旅費	377	298	389
需用費	154,833	156,314	165,985
食糧費	0	0	0
役務費	8,150	8,715	7,169
委託料	119,824	104,043	102,251
使用料及び賃借料	8,914	7,560	9,149
工事請負費	8,085	0	0
原材料費	4,473	3,167	2,974
備品購入費	2,281	707	2,388
負担金・補助及び交付金	2,412	2,204	2,204
補償・補填及び賠償費	660	581	344
公課費	114	182	174
畜産業費	410	250	0
畜産振興費	410	250	0
賃金	0	0	0
旅費	10	10	0
普通旅費	10	10	0
特別旅費	0	0	0
需用費	400	240	0
備品購入費	0	0	0

農地費	1,473	1,910	1,897
農地総務費	300	300	0
賃金	0	0	0
旅費	0	0	0
普通旅費	0	0	0
特別旅費	0	0	0
需用費	300	300	0
土地改良費	1,173	1,610	1,897
旅費	175	0	0
普通旅費	175		
特別旅費			
需用費	500	701	1,305
委託料	0	596	592
備品購入費	498	313	0
災害復旧費	5,426	3,951	7,674
県有施設災害復旧	5,426	3,951	7,674
県有施設災害復旧	5,426	3,951	7,674
需用費	4,956	2,080	7,228
委託料	0	630	446
工事請負費	469	1,241	
	0		
研究者人数(人)	76	73	68

(10) 宮崎県の農業政策（農業分野）及び総合農業試験場の位置付けと特徴

ア 宮崎県の農業（農業分野）について

本県農業は、温暖な気候や平地から山間地に至る変化に富んだ地形、豊かな大地、きれいな空気や水といった優れた資源を活かし、早期水稻や畜産、施設園芸などを中心に、付加価値の高い農業を展開している。

本県の農業生産は、これら優れた資源を活かし畜産・野菜を中心に順調に伸びてきたが、平成2年をピークに減少傾向にあり、平成18年の農業産出額は3,211億円（全国5位）であった。作物構成比をみると、農業産出額の56.9%と約半分を畜産が占め、次いで野菜が19.5%、米が7.7%、工芸農作物が4.3%となっている。

イ 宮崎県の農業政策について

近年の農業を取り巻く情勢は、国際競争の激化や担い手の減少と高齢化の進行などの構造的な課題に加え、食の安産性に対する消費者の関心の高まり、さらには温暖化の進行による地球規模での環境問題の顕著化など、様々な課題に直面している。

このような情勢の変化に対応し、本県農業の持続的発展に向けた総合的かつ長期的な振興方向を示す基本計画となる「第六次宮崎県農業・農村振興長期計画」に基づき施策を展開している。

ウ 農業試験場の使命と特徴

本県農業の競争力の強化や環境への負荷軽減などを図るために、バイオテクノロジー等先端技術を駆使した新品種の開発のほか、高品質な農産物の省力・低コスト栽培技術の開発、鮮度保持技術及び環境に配慮した技術の開発等に取り組んでいる。

エ 農業施策における総合農業試験場の位置付け

「安全・安心」、「健康」、「環境」等の時代が求める価値に対応した技術開発を強力に推進するとともに、国内外の競争に打ち勝つため、多様な消費者等のニーズに対応した新品種等や高品質、安定、低コスト、省力化等の生産技術を開発し、知的財産権の戦略的な利用を図っている。

オ 公的研究機関の必要性

地球温暖化等の気候変動や担い手の高齢化等の生産環境の大きな変化に的確に対応するための作物栽培技術や軽作業・安全化等の生産技術の開発等は、リスクが高く、データの蓄積・分析等高い技術を要し、調査期間も長期化することから、生産現場での対応は困難であるため、公的研究機関において効率的に研究開発することは必要不可欠である。

(11) 国・都道府県・大学・民間等との役割分担及び連携について

ア 類型及びそれぞれの機関の役割、特徴

(ア) 国及び独立行政法人研究機関

我が国農業及び食品産業の競争力強化と健全な発展、食の安全・消費者の信頼確保と健全な食生活の実現、次世代の農業・食品産業の展開と新たな生物産業の創出、農業の担い手の育成を目的として、生産基盤、農業生産現場から加工・流通・消費までの技術並びにこれらと関連した農村及び食品産業の振興に資する一貫した応用技術の中核を担う研究開発等を行う。

(イ) 都道府県立試験研究機関

都道府県において、特徴ある農業及び食品産業の競争力強化に資する試験研究を実施する。

(ウ) 大学

各大学の研究室単位でそれぞれがテーマを持った農業関連の試験研究を実施する。

(エ) 民間企業、団体等

営利目的とした農業用施設、機械の製造販売の実施や、販売目的とした出荷規格の検討を実施する。

イ 上記の各機関との連携の状況

(ア) 国及び独立行政法人研究機関

国として行うべき農業試験研究について、独立行政法人研究機関等が中核を担い、宮崎県の気候・土壌条件にあった試験研究課題について県の試験場に事業を委託するなど連携を図っている。また、県が実施する試験研究課題の早期解決に向けた技術的な助言をもらうなど連携を図っている。

(イ) 都道府県立試験研究機関

九州管内の試験研究機関で組織する九州沖縄農業試験研究推進会議において、情報交換を行うことにより、効率的な技術開発を図ることとしている。

(ウ) 大学

県と宮崎大学農学部は、本県の農林畜水産業の抱える諸課題の解決をめざすと共に農林畜水産振興を担う人材の育成、共同研究等の推進及び大学における地域貢献の促進を図るため、相互の連携を強化し、諸課題の解決に協力して取り組むことを目的として「宮崎大学農学部・宮崎県連携協議会」を設置し、連携を深めている。

(エ) 民間企業、団体等

県は、野菜・花き・いも類・果樹など試験場で新たに育成された品種を生産者へ安定供給させるため、県と市町村、JA宮崎経済連、JAが会員となった社団法人宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センターを設立している。試験場は、社団法人宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センターに対し、試験場が保存している原種を安定的に提供する役割を担っている。

(12) 過去5年分の「生産物調」について

生産物調のうち有償処分額推移

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
生物工学部	77	70	67	54	45
作物部	3,327	2,219	2,289	2,081	2,417
野菜部	1,497	2,365	1,917	2,052	2,855
花き部	638	701	648	618	771
果樹部	1,051	2,371	2,336	1,435	1,709
土壌環境部	18	63	89	144	67
茶業支場	7,461	9,353	9,242	7,944	9,276
亜熱帯作物支場	321	331	369	385	1,052
畑作園芸支場	102	38	185	144	126
合計	14,495	17,515	17,145	14,862	18,321

(13) 過去5年分の「委託料調」について

(単位:千円)

工事に関連する 委託以外のもの	契約 方法	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
本場	農業総務費	随意	13 7,705	11 5,163	14 5,378	20 7,552	15 5,507				
	農作物対策費	随意	3 1,500	3 1,200	3 960	7 1,556	6 1,200				
	総合農業試験場費	随意	58 53,402	56 53,533	54 58,497	37 44,639	47 46,390				
		入札	2 8,904	5 41,361	7 19,774	6 18,815	7 15,536				
畑作 園芸 支場	農業総務費	随意	2 101	1 89	2 2,302	2 1,777	2 1,814				
	総合農業試験場費	随意	19 12,158	12 9,008	11 6,737	10 5,854	11 5,987				
		入札	1 875	1 1,081	1 1,113	1 1,083	1 680				
	土地改良費	随意	0 0	0 0	0 0	1 596	1 591				
茶業 支場	総合農業試験場費	随意	11 4,381	11 3,648	9 3,457	8 3,110	7 3,152				
		入札	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100				
亜熱帯 作物 支場	総合農業試験場費	随意	25 18,025	24 16,044	22 14,161	21 13,675	19 12,755				
		入札	2 12,747	2 15,855	3 17,325	3 10,384	3 11,130				
	農作物対策費	随意	0 0	0 0	0 0	1 500	1 500				
	県有施設災害復旧	随意	0 0	0 0	0 0	1 644	1 446				
葉草地域 作物セン ター	総合農業試験場費	随意	19 6,835	16 6,139	14 5,319	13 4,536	16 4,875				
		入札	1 2,238	1 2,100	1 2,100	1 1,942	2 1,642				

(14) 物品購入、外注委託について

契約の締結について法律は以下のとおりとなっている。

地方自治法第234条（契約の締結）

第1項 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

第2項 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令第167条（指名競争入札）

地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

地方自治法施行令第167条の2（随意契約）

第1項第1号

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸貸料の年額又は総額）が別表五左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表五

一. 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村(指定都市を除く)	130万円
二. 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村(指定都市を除く)	80万円
三. 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村(指定都市を除く)	40万円
四. 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村(指定都市を除く)	30万円
五. 物件の貸付		30万円
六. 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村(指定都市を除く)	50万円

宮崎県財務規則第136条の2（随意契約によることができる場合）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|-------------------|-------|
| 一. 工事又は製造の請負 | 250万円 |
| 二. 財産の買入れ | 160万円 |
| 三. 物件の借入れ | 80万円 |
| 四. 財産の売払い | 50万円 |
| 五. 物件の貸付け | 30万円 |
| 六. 前各号に掲げるもの以外のもの | 100万円 |

宮崎県財務規則第137条（予定価格）

契約担当者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第122条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、その契約が次の各号の一に該当するものであるときは、予定価格書の作成を省略することができる。

- 一. 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるもの
- 二. 予定価格が100万円未満のもので契約担当者が省略しても支障がないと認めるもの

宮崎県財務規則第138条（見積書）

第1項

契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書をとらなければならない。ただし、1件の金額が10万円未満の契約をしようとするとき、又は特別の事情により2人以上から見積書をとることができないときは、1人から見積書をとらなければならない。

第2項

契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、見積書を省略することができる。

- 一． 国又は地方公共団体と直接に契約しようとするとき
- 二． 季節がある産物又は腐敗のおそれがある物件の購入で見積書をとる暇がないとき
- 三． 官報、郵便切手その他公定価格の定めがあるものを購入するとき
- 四． 1件の金額が3万円未満の契約をしようとするとき。
- 五． 前各号に掲げるもののほか、特に見積書を提出させることが適当でないと認めるとき

ア 指名競争入札分

区分	摘 要		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
指名競争入札	件 数	総額契約	12 件	14 件	13 件
		単価契約	0 件	2 件	2 件
	平均落札率	総額契約	92.7%	87.2%	87.2%
		単価契約	0.0%	85.6%	97.5%
	総 契 約 金 額		45,142 千円	37,399 千円	42,801 千円

※総契約金額の欄については単価契約分は計上していない。

イ 一般競争入札分

区分	摘 要		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
一般競争入札	件 数	総額契約	0 件	0 件	7 件
		単価契約	0 件	1 件	5 件
	平均落札率	総額契約	0.0%	0.0%	62.6%
		単価契約	0.0%	94.9%	85.3%
	総 契 約 金 額		0 千円	0 千円	23,906 千円

※総契約金額の欄については単価契約分は計上していない。

ウ 随意契約分（1件30万円以上）

区分	摘 要		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
随意契約	件 数	総額契約	143 件	123 件	138 件
		単価契約	25 件	21 件	17 件
	平均契約率	総額契約	96.2%	94.9%	92.8%
		単価契約	97.4%	98.8%	98.0%
	総 契 約 金 額		96,872 千円	89,301 千円	90,983 千円

※総契約金額の欄については単価契約分は計上していない。

エ 指名競争入札及び一般競争入札における落札率(金額の大きいものから上位10件)
外注等に関する調

年度	科目(目)	科目(節)	所属名	契約年月日	契約等の名称	契約方法	入札見積者数	落札率	備考
19	農業試験場費	委託料	本場	H19.4.1	警備業務委託	一般	8	75.7%	長期継続契約(H19～H21)
19	農業試験場費	委託料	亜熱帯	H19.5.8	草刈業務委託	指名	7	98.2%	再入札不落随契
17	農業試験場費	工事請負費	茶業	H18.2.8	茶業支場防霜ファン設置工事	指名	9	99.4%	再入札不落随契
17	農業試験場費	委託料	亜熱帯	H17.5.31	亜熱帯作物支場内草刈業務委託	指名	7	99.4%	
17	農業試験場費	委託料	亜熱帯	H17.5.31	有用植物園内草刈業務委託	指名	7	98.9%	
19	農作物対策費	工事請負費	本場	H20.1.9	試験低コスト耐候性ハウス新設工事	指名	9	81.5%	
18	農業試験場費	委託料	亜熱帯	H18.6.30	草刈業務委託	指名	7	74.8%	
18	農業試験場費	委託料	本場	H18.4.1	清掃業務委託	指名	6	99.6%	
17	農業試験場費	委託料	本場	H17.4.1	清掃業務委託	指名	6	90.5%	
18	農作物対策費	工事請負費	本場	H18.7.24	低コスト耐候性ハウス新設工事	指名	9	84.7%	

オ 随意契約における1者随意契約（見積合わせ省略分）・・・1件30万円以上

摘 要	平成17年度	平成18年度	平成19年度
随意契約数(A)	143件	123件	138件
1者随意契約数(B)	37件	33件	44件
1者随意契約率(B)/(A)	25.8%	26.8%	31.8%

※総額契約を記載している。

カ 随意契約における予定価格と契約価格の一致について

平成17年度から平成19年度の間、予定価格＝契約価格のケースが生じる原因について

摘 要	平成17年度	平成18年度	平成19年度
随意契約数(A)(100万円以上)	14件	16件	14件
予定価格＝落札価格件数(B)※予定価格書を作成しているのみ	9件	7件	5件
発生率(B)/(A)	64.3%	43.8%	35.7%

随意契約数について100万円以上のみ提示。総額契約を記載している。

平成17年度から平成19年度の間締結された随意契約案件（契約高100万円以上）は44件であったが、そのうち21件は契約額と予定価格とが同一金額となっていた。同一金額となっている原因について調査したところ以下のとおりであった。

ア. 大型試験研究機材の賃貸借に係る前年度からの継続案件が3件

前年度に単年度毎の契約金額が実質的に決定されていることに伴うもの

イ. 国等の競争的資金に係る産学官の共同研究実施に伴うもの9件

競争的資金に係る試験研究計画（資金配分計画を含む）の策定及び国等からの交付決定を通じて、中核機関である宮崎県（委託者）からの各研究機関（受託者）への配分額（再委託費）が実質的に決定されていることに伴うもの

ウ. 県において積算した金額を限度として契約を締結しているもの9件

（ア）国の独立行政法人への試験研究委託費3件

（イ）現地試験地の生育状況調査等に係る委託費（旅費、日当等の実費）3件

（ウ）独自の技術力を有する民間事業者に対する研究開発委託費3件

(15) 施設設備及び備品について

ア 施設設備及び備品の概要

平成20年3月31日現在（単位：千円）

箇所	土地	建物	重要物品		合計
	取得価額	取得価額		取得価額	取得価額
本場	152,098	6,855,858	258	778,989	7,634,847
畑作園芸支場	273,226	1,023,096	32	98,248	1,121,344
茶業支場	3,378	88,923	25	69,393	158,316
亜熱帯作物支場	60,882	1,837,220	29	110,873	1,948,163
薬草・地域作物センター	12,164	715,085	9	20,091	735,176
計	501,748	10,520,182	353	1,077,594	11,597,776

上記のうち、20年経過済みのもの

区分	数量	取得価額
建物	29件	199,181千円
重要物品	6件	11,236千円
合計	35件	210,417千円

イ 備品の購入について

平成19年度予算（当初・補正）における部署別備品要求（単位：千円）

部署からの要求 (予算上要求しているもの(当初・補正))		総合農業試験場最終決定額＝購入額	
点数	金額	点数	金額
4	1,870	18	4,981

備品のうち試験研究機器の選別の優先順位は、「総合農業試験場研究機材類機種選定委員会」により決定している。試験研究用機器備品の累積取得価額は、1,306,470千円である。

最近5年間の試験研究用機器備品の年度別取得金額は、下記のとおりである。

平成15年度	625,999千円
平成16年度	43,592千円
平成17年度	4,881千円

平成18年度	45,279千円
平成19年度	3,311千円

ウ 重要機器備品について

重要機器備品について、取得価額の高額のものから上位20点は以下のとおりである。

(単位：台数、千円)

NO	機器備品名称	取得年月	取得価額	備考
1	電子顕微鏡	平成16年 3月	44,195	
2	残留農薬自動解析システム	平成15年11月	31,658	
3	液体クロマトグラフ質量分析計	平成18年10月	27,405	
4	高周波プラズマ発光分析装置	平成15年11月	19,845	
5	近赤外分光光度計	平成15年10月	18,690	
6	遺伝子解析装置	平成16年11月	18,585	
7	オートアナライザー	平成 8年 3月	15,914	
8	走査電子顕微鏡	平成16年 3月	15,750	
9	残留農薬自動前処理システム	平成 8年11月	14,595	
10	残留農薬自動解析システム	平成 8年11月	12,288	
11	蛍光線分析装置	平成15年11月	11,529	
12	プレハブ低温室	平成11年 3月	10,290	畑作園芸支場
13	遺伝子解析装置	平成12年10月	10,185	
14	AVシステム	平成11年 3月	9,555	畑作園芸支場
15	その他の光度測定機器	平成15年11月	9,240	
16	自動窒素蛋白定量装置	平成12年 3月	9,083	亜熱帯作物支場
17	炭素窒素分析装置	平成15年11月	8,925	
18	原子吸光光度計	平成15年11月	8,820	
19	原子吸光分析装置	平成16年 1月	8,820	畑作園芸支場
20	養液栽培装置	平成12年 3月	8,768	亜熱帯作物支場

なお、平成17年度から平成19年度までの3年間の研究用重要備品の購入点数、購入金額は以下のとおりである。

年 度	購入点数	購入金額合計
平成17年度	1点	2,205千円
平成18年度	5点	43,531千円
平成19年度	1点	1,397千円
合 計	7点	47,133千円

エ 遊休不稼働建物について

(単位：千円)

財 産 No	財産名称	取得年度	耐用 年数	取得価額	備 考
120	蚕業部管理棟	S 40	50	8,410	旧蚕業部
121	蚕病実験蚕室	S 40	31	5,750	〃

122	特殊蚕室	S 40	38	12,600	〃
123	温室ガラス室	S 40	24	1,665	〃
126	屋外便所	S 44	34	185	〃
127	車庫	S 57	24	1,194	〃
131	人工飼料仕蚕室	S 59	31	10,819	〃
3	普通蚕室	S 40	15	7,100	〃
4	農機具・肥料及び調査室	S 40	15	1,530	〃
5	簡易蚕室	S 41	15	3,461	〃
6	栽桑実験調査室	S 41	15	1,713	〃

平成15年4月1日に蚕業部は廃止されている。

オ 火災保険付保状況

(単位：千円)

火災保険契約書 No(共済加入申込番号)	保険金額	対象物件の管理番号(符号)	対象物件の名称	対象物件の評価額(見積額)	備考
4500401	19,776	1986-001	作業員控室棟	26,368	本場(木造)
	1,196	1986-002	屋外トイレ	1,595	本場(木造)
	2,576	1986-003	旧蚕業部普通蚕室	3,435	本場(木造)
	1,220	1986-004	旧蚕業部農機具・肥料及び調査室	1,627	本場(木造)
	2,440	1986-005	旧蚕業部簡易蚕室	3,254	本場(木造)
	894	1986-006	旧蚕業部栽桑実験調査室	1,193	本場(木造)
	469	1987-001	用務員室	625	茶業(S造)
	1,413	1987-002	資材倉庫	1,884	茶業(S造)
	437	1987-003	屋外便所	583	茶業(木造)
	6,771	1987-004	製茶実験室	9,028	茶業(S造)

	3,467	1987-005	茶育種栽培 調査室	4,623	茶業(S造)
	175	1988-003	有用植物園 管理事務所	234	亜熱帯(木造)

*評価額は火災保険で算定する見積額を記載している。

(16) 薬品等の管理状況について

総合農業試験場本場については、1課1室8部のうち、試験研究を行っている8つの研究部門で、「毒物及び劇物取締法」により毒物又は劇物、若しくは「農薬取締法」により農薬に指定されているものなど、使用や保管方法如何によっては、人、生物等の周辺環境に危害を及ぼすおそれのある有害化学物質を取り扱っている。

いずれも研究棟や圃場内における試験研究のために使用保管しているものであり、その保管管理に関しては、研究部門毎に所定の場所、方法に従い取り扱われている。

4支場においてもほぼ同様の状況にある。

ア 毒物、劇物の保管管理に関する規則等

総合農業試験場本場については、「毒物及び劇物取締法」、「農薬取締法」等の関係法令にこれらの有害化学物質の使用、保管及び管理に関する内部規則やガイドラインの制定等の義務もないことから、独自の規則等は定めていない。

しかしながら、これら有害化学物質流出事故の発生の防止や発生した場合の被害の拡大防止を目的とした危機管理マニュアルを平成18年1月に総合農業試験場独自に策定し、毎年、流出事故を想定した訓練等も試験場を挙げて実施している。

4支場においても、保管管理に関する内部規則は定めていないが、同様のマニュアルを策定している。

上記のマニュアルは、次のとおりである。

水質汚濁

(目的)

- 1 このマニュアルは、研究棟及びほ場等で使用する農薬などの有害化学物質（以下「有害化学物質等」という。）の流出事故の発生の防止や発生した場合の被害を最小化することを目的とする。

(想定される危機事象)

- 2 このマニュアルで想定される危機事象は、試験研究排水処理施設、合併処理浄化槽並びに排水路からの排出基準を超える有害化学物質等が流出した場合の水質汚濁とする。

(有害化学物質等使用の心得)

3 農薬は、計画に基づく必要量のみを購入し、又は供試に必要な量だけ提供を受けるものとし、試験研究及び作業で農薬等の有害物を使用しようとする者は、機器の故障等による有害物の漏えい等を防止するため、事前に使用する機材の点検を行うものとする。

(2) 農薬の散布に当たっては、事前に散布量を把握し、過不足が生じないようにするものとし、薬液が残った場合は、河川などに流れ込んだり、地下水を汚染しないようほ場内の適切な場所に散布するものとする。

(有害化学物質等の保管・管理責任者の選任)

4 有害化学物質等の保管は、鍵のかかる場所に保管するものとする。

(2) 場長は、有害化学物質等の保管施設の管理に万全を期するため、その施設毎に保管・管理責任者を選任するものとし、保管・管理責任者は、毎月1回以上点検を行い、その結果を所属の部長に報告するものとする。所属の部長は、報告に異常又は施設の改善を要する箇所があった場合は、速やかに場長に報告するものとする。

(水質検査)

5 場長は、研究排水処理施設並びに合併処理浄化槽の水質管理に万全を期するため、水質検査責任者を選任するものとし、水質検査責任者は、毎月1回以上、関係職員に指示または検査機関への委託により水質検査を行い、その結果を場長に報告するものとする。

(応急対策等に必要な機材の配備)

6 応急対策に必要な機材は、次のとおりとする。

- ①ヒシャク 5本
- ②バケツ 10個
- ③ドラム缶 2本
- ④スピードスプレーヤー 1台
- ⑤土のう 20袋

(2) 応急対策に必要な機材は、原則として大農機具庫で保管するものとする。ただし、土のうは有害化学物質等が河川に流出するものを防止するため幹線排水路に配備するものとする。

(伝達内容)

7 危機事象の発生にともなう伝達は、事故の内容、事故発生の場所、被害状況(流出の範囲、流出量、流出箇所など)その他、応急措置に必要な事項などとし、以下のとおり例示する。

(1) 場内の通報、連絡

- ①発見者

〇〇〇から〇〇〇が流出しています。応援をお願いします。

②管理課への通報

〇〇流出事故発生、〇〇から〇〇が流出しました。流出量は〇〇リットルです。河川に流出する恐れがあります。応援をお願いします。

③場内放送

〇〇〇流出防止対策を行います。職員は、直ちに〇〇に集合してください。

(2) 関係機関への通報

①宮崎市北消防署、宮崎中央保健所、宮崎土木事務所、宮崎市佐土原町総合支所及び宮崎病害虫防除・肥料検査センターに通報する。こちらは、佐土原町にあります農業試験場です。本日、〇時〇分に〇〇が（石崎川又は排水路）に流出しました。流出しました〇〇の成分は・・・・です。毒性があり、生活環境に影響がでる可能性があります。流出量は、おおよそ〇〇リットルです。河川への流出を防止するため、排水路に土のうを積み、流出した〇〇をスピードスプレーヤーで回収しています。

②農政企画課及び関係市町村への通報

総合農業試験場の〇〇（職、氏名）です。〇〇流出事故が発生しましたので報告します。本日〇時〇分頃、試験場〇〇部の〇〇作業中に機械が転倒し（理由）、〇〇が流出しました。流出した〇〇の性質は・・・・です。住民の健康への影響は・・・・です。生活環境への影響は・・・・です。流出量は約〇〇リットルで河川に流出する恐れがあります。河川への流出を最小限にするため排水路の止水などの応急措置を行い、回収作業を行っています。宮崎市北消防署、宮崎中央保健所、宮崎土木事務所、宮崎市佐土原町総合支所及び宮崎病害虫防除・肥料検査センターに通報しました。

(応急対策)

8 有害化学物質等流出事故の応急対策は、以下のとおりとする。

①被害を最小限に止めるための措置

漏えい箇所流出防止措置を施すとともに、ヒシヤク、バケツ等を用いて回収を行う。

②河川への流出防止対策

河川に流出又は流出する恐れのある場合は、速やかに、排水路横に設置している土のうを排水路の2箇所積み上げ、流出を防止する措置を行った後、ヒシヤク、バケツ、スピードスプレーヤー等を用いて回収を行う。

③河川等の監視

河川への農薬等流出を監視するため排水路と河川の合流点に位置し、河川に流出又は流出する恐れのある場合は、土のうを用いて止水を行い、流出有害化学物質等の回収に努めるものとする。

④住民への広報

住民の健康又は生活環境に被害発生が予想される場合は、速やかに宮崎市北消防署並びに宮崎市佐土原町総合支所と連携して、被害を防止するための広報に努めるものとする。

⑤機材運搬

応急対策に従事する者は、現場近くの施設から応急措置に必要な機材を持ち寄るものとし、その他の機材は、大農機具庫から搬送するものとする。

イ 毒物、劇物を使用保管している部署、毒物、劇物の種類名称、その部署における保管管理状況、管理簿の有無について

(ア) 使用保管している毒物劇物等の状況

使用保管している有害化学物質は、農薬類と各種試薬類（有機溶剤を含む。）の2種に大別できる。

農薬類は、防除（殺虫剤、殺菌剤）又は除草用途が主であり、一部に毒物劇物として指定されたものを使用している。

各種試薬類は、殺菌処理、試料の破壊抽出又は分析用途が主であり、一部に毒物劇物として指定されたものを使用している。

なお、各部署毎の使用又は保管している主要な毒物劇物を含む有害化学物質は次のとおりである。

使用保管している毒物劇物等有害化学物質の状況

部署名	主要な保管物質の状況（※）	主要な使用物質の名称（※）
本場 生産流通部	アセトニトリル、エタノール、☆メタノール、アセトン、ヘキサン、テトラヒドロフラン、ポリオキシエチレン／(10)オクチルフェニルエーテル、☆酢酸エチル、塩化カリウム、☆酢酸鉛	アセトニトリル、エタノール、☆メタノール、アセトン、ヘキサン、1/10N-水酸化ナトリウム、トープチルメチルエーテル、メタリン酸、トリフルオロ酸、ダコニール1000
本場 土壌環境部	☆水酸化ナトリウム、☆硝酸、エタノール、☆硫酸、過塩素酸、☆塩酸、硝酸カルシウム、キタジンP、☆パダン	☆硝酸、☆水酸化ナトリウム、エタノール、過塩素酸、☆硫酸、☆塩酸、パダン、メチルブチルケトン、☆メタノール、☆硫酸銅
本場 生物環境部	キルパー、クレフノン、ハーベストオイル、DD92、モゲトン、ICボルドー、スタークル、☆ネマトリンエース、☆パダン、☆クロロピクリン	エタノール、☆パダン、☆パダンリンパー、ザークD、キタジンP、☆クロロピクリン、ラウンドアップ、ミックスパワー、粘着くん、☆フルサポート
本場生物工 学部	☆メタノール、特級エタノール、1級エタノール、グリシン、ショ糖、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、☆クロロホルム、☆アクリルアミドモノマー、☆イソプロパノール、トリスヒドロキシアミノメタン	1級エタノール、特級エタノール、グリシン、次亜塩素酸ナトリウム、☆アクリルアミドモノマー、☆イソプロパノール、トリスヒドロキシアミノメタン、☆クロロホルム、☆メタノール、☆酢酸エチル

本場作物部	イモチミン、リボルバー、ザーク D、☆ヒノバイジェット、テクノリードCフロアブル、オリブライト、トレファノサイド、Mr. ホームラン、カスラバリラトレボン、スクミノン	フルサポート、スクミノン、☆パダン、☆パダンバッサ、イモチミン、ラウンドアップ、Mr. ホームランLジャンボ、クリンチャーバスME、スタークル、トレボン
本場野菜部	コロマイト水和剤、☆塩酸、☆モスピラン水和剤、☆硝酸、ニッソラン水和剤、ダコニール水和剤、☆アドバンテージ、スタークル粒剤、☆ダイアジノンSLゾル、ネマトリン粒剤	コロマイト水和剤、トリフミン乳剤、☆モスピラン水溶剤、ニッソラン水和剤、ダコニール1000水和剤、ニーズ、☆アドバンテージ粒剤、ネマトリン粒剤、スタークル粒剤、☆ダイアジノンSLゾル
本場花き部	☆クロルピクリン、☆オンダイアエース粒剤、リゾレックス粉剤、硫黄粒剤、ラウンドアップハイロード、ネキリトン粒剤、☆ダイシストン粒剤、☆バスアミド粒剤、ネマトリン粒剤、リドミル粒剤	☆クロルピクリン、リドミル粒剤、アプローチ、タチガレン、スカッシュ、ベストガード水溶剤、粘着君、ダコニール1000、ベンレート、アンビルフロアブル
本場果樹部	石炭硫黄合剤、マシン油乳剤、ICボルドー66D、☆ネマモール乳剤、クレフノン、グリホエキス液剤、硫黄粉剤、ジマンダイセン水和剤、トラサイド乳剤、ダコニール1000	マシン油乳剤、クレフノン、ICボルドー66D、ジマンダイセン水和剤、モレスタン水和剤、ベルコート水和剤、☆ディプテレックス乳剤、サニパー、☆モスピラン水溶剤、ダニエモンフロアブル
畑作園芸支場	☆ガスタード微粒剤、トレファノサイド粒剤2.5、DD-92、ラウンドアップハイロード、オリゼメート粒剤、☆クロルピクリン、アドマイヤー粒剤、クレマートU粒剤、パスタ液剤、☆モスピランジェット	ネマトリンエース粒剤、トレファノサイド粒剤2.5、ラウンドアップハイロード、パスタ粒剤、オリゼメート粒剤、☆デュプテレックス乳剤、☆ラービフロアブル、ベンレート水和剤、☆ダイシストン粒剤、ダコニール1000
茶業支場	ハーベストオイル、LCエタノール、☆ネマモール粒剤、アサトン、☆ディトラペックス油剤、ジエチルエーテル、テデオンの乳剤、エタノール、オルトラン水和剤、アプロード水和剤	テデオンの乳剤、アプロードフロアブル、サンフーロン、オルトラン水和剤、オマイト乳剤、ダコニール1000、☆ダズバン乳剤、アプロード水和剤、☆サンマイトフロアブル、マイトクリーン
亜熱帯作物支場	ハーベストオイル、ジマンダイセン水和剤、ICボルドー66D、オルトラン粒剤、石炭硫黄合剤、スミパインMC、アクタラ粒剤5、ジェイエース水和剤、☆スミロディー乳剤、ダニカット乳剤20	ハーベストオイル、ジマンダイセン水和剤、ICボルドー66D、アクタラ粒剤5、三共の草枯し、オルトラン粒剤、石炭硫黄合剤、☆スプラサイド乳剤40、ジェイエース水和剤
薬草・地域作物センター	ネマトリンエース、オルトラン粒剤、☆メタノール、ダイアジノン粒剤、☆クロロホルム、☆アセトニトリル、オレート液剤、トレファノサイド粒剤、☆パダンバッサ粒剤、タチガレン液剤	☆ダイアジノン粒剤、オレート液剤、オルトラン粒剤、ネマトリンエース、ラウンドアップハイロード、アプロード水和剤、トレボン乳剤、ベストガード水溶剤、グリーンベイト粒剤、モスピラン水溶剤

※「☆」印を物質名称の頭に付したものが毒物及び劇物取締法に基づき毒物又は劇物に指定されているもの

(17) 歳入について

ア 使用料及び手数料について

使用料及び手数料徴収条例
総合農業試験場分析及び鑑定手数料 一覧

項 目		単価	
定性分析	一般成分	1,000	
定量分析	土壌	一般成分	2,800
		PH	1,000
		電気伝導度	1,000
		水分	1,000
		PF水分	3,000
		塩基置換容量	3,500
		微量成分	4,500
		粒径組成	5,500
		その他特殊成分	実費
		水	一般成分
	PH		1,000
	電気伝導度		1,000
	微量成分		4,500
	その他特殊成分		実費
	農産物	一般成分	2,800
微量成分		4,500	
その他特殊成分		実費	

イ 財産収入について

(ア) (目)「物品売払収入」の(節)「不用物品売払代金」について、その内容、金額(単価)の算出根拠

内容・・・・・・・・・・・・・・・・使用不能となった備品の売却代金である。

金額の算出根拠・・物品としての価値はない物品のため、スクラップ価格で算定しているが、試験研究機器は、特殊機器等のため有価物価格の積算は困難であるため、物価資料の鉄くずヘビーH4の単価で算定している。売却の際は、2業者で見積合わせを行い価格の高い業者に決定している。

(イ) (目)「生産物売払収入」の(節)「総合農業試験場」について、その内容、金額(単価)の算出

根拠

市場販売や所属内販売、単価算出根拠は市況速報単価と市場取引価格の中値の7割の単価設定としている。

(ウ) (款)「諸収入」の(節)「農業・食品産業技術総合研究機構」「日本植物調節剤研究協会業務受託料」「農事試験業務受託料」及び「雑入」のそれぞれについて、その内容、金額(単価)の算出根拠

平成19年度受託試験共同研究一覧(※農林水産業受託事業収入によるもの) 単位:円

NO	研究	契約年月日	委託元	事業名	課題名	金額
1	共同	H19.6.20	京都府	平成19年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業	安心感・信頼感の高いワクチン接種キュウリ苗のオンデマンド供給	1,300,000
2	共同	H19.6.15	佐賀大学	平成19年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業	生産環境等からの病原指摘菌の高感度検出法の開発及び動態解明	2,500,000
3	共同	H19.5.1	農業生物資源研究所	平成19年度アグリ・ゲノム研究の総合的な推進委託研究	イネの出穂性同質遺伝子の九州地域適応性の評価	2,000,000
4	共同	H19.5.1	農業生物資源研究所	平成19年度アグリ・ゲノム研究の総合的な推進委託研究	ヒノヒカを遺伝背景とした同質遺伝子系統の育成	4,000,000
5	共同	H19.4.2	農業生物資源研究所	農業生物資源ジーンバンク事業	野生種を利用した青枯病抵抗性ピーマン育種素材の作出	1,200,000
6	共同	H19.6.4	農業・食品産業技術総合研究機構業務受託料	平成19年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業委託事業	ウリ類黄化症の発生病原因の解明	3,150,000
7	共同	H19.6.4	農業・食品産業技術総合研究機構業務受託料	平成19年度「生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発」委託事業	暖地茶園における減農薬病害虫防除技術の体系化と実証	2,150,000
8	受託	H19.9.12	宮崎市	受託試験事業	マンゴーの老化木の着果促進対策試験 マンゴー栽培における硬質ハウスの谷換気システムの開発試験 養液栽培システムにおける廃水処理対策試験	1,330,000
9	受託	H19.4.1	宮崎県経済連	受託試験事業	施設野菜・花の新肥料による合理化施肥技術の確立	367,500
10	受託	H19.4.1	宮崎県経済連	受託試験事業	低コスト養液栽培システムの開発	1,000,000
11	受託	H19.4.1	宮崎県経済連	受託試験事業	園芸農産物の機能性成分分析技術の開発	3,094,350
12	受託	H19.4.1	南国興産(株)	受託試験事業	甘藷に対する鶏糞燃焼灰入り配合肥料の肥料効果確認試験	230,000

13	受託	H19.7.17	(財)日本植物調節剤研究協会	受託試験事業	除草剤・生育調節剤の適用性の判定及び使用法の確立	5,720,400
14	受託	H19.6.1	(社)日本植物防疫協会	受託試験事業	新規殺虫殺菌剤の防除効果及び薬害試験等	8,016,750
15	受託	H19.5.1	九州病害虫防除推進協議会	受託試験事業	普通作・野菜作・果樹・茶樹連絡試験(病害虫の効率的防除技術確立)	2,068,500
16	受託	H19.4.1	宮崎県土壌肥料対策協議会	受託試験事業	「くみあい粒状スーパーエンリッチ1号」の肥効試験 「NEWスーパーペレット1号」の肥効試験	472,500
17	受託	H19.4.1	(財)日本葉たばこ技術開発協会	受託試験事業	たばこ耕作資材委託試験	119,700
18	受託	H19.5.1	(社)農林水産先端技術産業振興センター	受託試験事業	稲民間育成品種評価試験	164,000
19	受託	H19.12.14	宮崎県土地改良事業団体連合会	受託試験事業	散水防除のデータ収集とその技術の確立	50,000
20	受託	H19.12.14	宮崎県土地改良事業団体連合会	受託試験事業	間断散水のデータ収集とその技術の確立	70,000
合 計						39,003,700

(エ) 「雑入」について

平成19年度予算

歳入 (款)諸収入 (項)雑入 (目)雑入 (節)雑入の内訳について

総額: 2, 056, 344円

内 容	金 額	積 算
自動販売機電気料	81,378	支場分 H19.4～H2.3月分
有価物売り払い	559,740	本場 4件・亜熱帯1件・茶業2件
公衆電話委託手数料	830	亜熱帯作物支場 1件
預け金残高納入金	128,071	茶業支場 2件
太陽光発電余剰電力	851,335	本場・畑作園芸支場設置H19.4～H20.3月分
22条職員・非常勤職員 雇用保険料(個人負担分)	434,990	本場・支場非常勤職員 雇用保険料(個人負担分)(公金振替)552名 H19.4～H20.3月分
計	2,056,344	

ウ 受託事業収入について

年 度	受託件数	受託事業収入
平成 17 年度	21件	43,013 千円
平成 18 年度	20件	46,733 千円
平成 19 年度	20件	39,004 千円
合 計	61件	128,750 千円

※農林水産受託事業収入に該当する分の件数である。

(18) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示等について

ア 研究課題の設定について

試験研究に対する評価方針及び評価方法並びに評価基準は、行政・普及・試験研究機関から構成される「宮崎県農政水産部技術調整会議」の中で全てのテーマについて評価をしている。“評価方針”は「設置要領」に、“評価方法”及び“評価基準”は「事務処理要領」に規定されている。「宮崎県農政水産部試験研究評価検討委員会」の「農産委員会」が総合農業試験場の試験研究評価を担当する。この委員会は消費者1、生産者2、関連業界関係者1、関係機関・団体関係者1、学識経験者2の7名で構成されており、各委員は農政水産部長が選任する。

研究課題の選定に当たっては、JA等農業団体等から収集した現地ニーズや緊急に解決を求められた行政課題等を基に設定した試験研究課題について、その必要性や見込まれる成果等を技術調整会議にて評価・決定している。この過程の中で国や大学等の学識経験者、消費者などの方々に意見を聞いて、成果が上がっていない、手法が違うのではないかなどさまざまな意見をいただき、テーマを止める、別のテーマを設定する等のフォローを毎年度行っている。

研究課題優先順位の決定は、「第6次宮崎県農業・農村振興長期計画」に基づき策定された「宮崎県農畜水産試験研究推進構想」の3つの柱、①競争力強化のための戦略的な取組みの推進、②時代が求める価値に対応する技術の開発、③大きく変化する生産環境に対応する技術の開発等の施策展開の方向性に合致しているかどうか。さらに、現場からの要請が強く問題解決の緊急度に関わる“研究の必要性”、当面する問題解決に直接役立つかどうかの“研究の方向性”、農業生産力向上や経営体質強化への“見込まれる研究成果の貢献度”などによって決定する。

「宮崎県農政水産部技術調整会議事務処理要領」に基づく次年度の試験研究課題の具体的な選定までの流れは次のとおりである。

① 事務局は、関係機関に対し、次年度の試験研究課題選定の参考とするため、農畜水産業技術に関する要望事項（以下「研究問題」という。）の提出を依頼し、2月末日までに研究問題の収集を行うとともに、これを速やかに営農支援課に送付するものとする。

関係機関：農政水産部各課、西臼杵支庁、各農林振興局、各地域農業改良普及センター、JA中央会、JA経済連、青果市場連合会 その他

② 営農支援課は、送付を受けた研究問題を専門部会別に整理・分類し、3月末日までに試験場に送付するものとする。

③ 専門部会長（試験場各部長等）は、5月中旬までに専門部会を開催し、送付を受けた研究問題を研究課題選定基準により検討を行うとともに、回答のため、研究問題の回答区分を行い、その結果を整理する。

④ 幹事長（試験場長）は、幹事会を開催し、②で整理された研究課題について

検討を行い、5月末日までに試験研究候補課題を決定し、技術調整会議会長（農政水産部長）に提出するとともに、宮崎県農政水産部試験研究評価検討委員会（農産委員会）に提出し、評価を受けるものとする。

⑤ 試験研究候補課題の提出を受けた会長は、本会議を開催し、評価検討委員会の協議結果も参考にしつつ検討を行い、7月中旬までに試験研究課題を決定する。

⑥ 事務局は、試験研究課題の決定後速やかに、研究問題の提出を受けた関係機関へ通知する。

試験研究テーマ別のコスト管理・計算については、明確なコスト管理・計算は実施していないが、各試験研究課題の予算に基づき、各事業目的に沿って計画的な支出管理を行うとともに、毎年度経費削減策に取り組んでいる。

イ 研究課題の中間・事後評価について

「宮崎県農政水産部技術調整会議事務処理要領」に基づき、試験研究課題の評価を行っている。評価の流れは次のとおりである。

① 評価を行う試験研究成果等の範囲は、試験場において当該年度に試験研究を終了した課題、試験研究が継続中で普及の可能性があると思われる技術を含む課題、途中で試験研究を中止しようとする課題及び農政水産部外の試験場、先進的農業者等が開発した普及性の高いと思われる農業に係る技術に限るものとする。

② 専門部会長（試験場各部長等）は、試験研究が終了後速やかに専門部会を開催し、研究成果評価基準により試験研究課題の評価を行い、その結果を「終了課題検討表」に取りまとめるとともに、生産者に普及可能な技術及び指導機関、研究機関等での活用が見込まれる技術（以下「普及技術等」という。）について、普及技術等分類基準により分類し、その結果を「研究成果カード」に取りまとめる。

③ 特に開発した品種の品種登録又は技術の特許取得をする場合は、専門部会長（試験場各部長等）は、②の「研究成果カード」を基に、品種登録又は特許取得の可否に対する意見について、「登録等の可否に対する意見総括表」を作成するものとする。

④ 幹事長（試験場長）は、取りまとめた「終了課題検討表」、「研究成果カード」、「登録等の可否に対する意見総括表」について、6月及び12月に幹事会を開催し、検討を行い、「普及技術等」の決定及び登録等の可否に対する意見の取りまとめを行う。

また、「終了課題検討表」を会長及び委員会に提出し、終了課題の評価を受けるとともに、登録等の可否に対する意見の取りまとめ結果を報告する。

- ⑤ 終了課題の研究成果の提出を受けた会長は、7月上旬までに本会議を開催し、評価委員会の協議結果も参考にしつつ評価・検討を行うものとする。
- ⑥ 事務局は、3の「普及技術等」について「普及技術カード」を作成し、幹事会終了後速やかに関係機関に送付する。

ウ 必要人材の維持・確保や共同研究・受託研究・アウトソーシング（外部委託・人材派遣・非常職員等の活用等）について

農業研究員を補佐するために任用替えの主任主事及び技術員を配置し、当該職員の指導のもとに非常勤職員が主にほ場管理を実施している。当該業務のうち、単純労務については、日々雇用職員の任用及びシルバー人材センターへの業務委託等により業務を行っている。また、間接的業務（事務作業）についても、22条職員を活用して業務を行っている。このように必要最低経費で人材を確保することにより経費節減に努めている。

エ 研究成果の開示について

研究成果の評価基準は公表していない。「宮崎県農政水産部技術調整会議事務処理要領」に普及技術の決定、普及に移した技術の普及結果の評価等が規定されており、普及・行政・研究が一体となって研究成果を迅速に普及させる仕組みとなっている。また、評価結果についても個々のテーマについては公表していないが、評価結果に基づく研究成果（総合農試が開発した技術や品種等）は、普及に移すべき技術として「普及技術カード」の印刷物に取りまとめて、普及・行政や市町村、JA等の関係機関に送付（公表）している。

この他に、年2回発行の「農試だより」、年4回発行の「MAESニュース」、年1回発行の「研究成果選」などの刊行物やホームページ（年4回更新）を通じて情報発信している。

また、早期普及への方策としては、普及センターやJA等の技術者向けに農試で開催する「研究成果発表会」、県内何カ所か現地に出向いて開催する「出前研究成果発表会」や農林技術連絡協議会など関係団体と共催の成果発表会など公表の機会を捉えてPRに努めている。さらに、技術調整会議で定められた普及に移して3年目の普及状況の把握だけでなく、農試独自で1年目の普及状況を把握することで、研究成果の早期普及と成果の改善に努めている。

オ 最近5年間の特許権、実用新案権、意匠権、育成権等（以下、「特許権等」という）の知的財産権の取得状況について

最近5年間の「特許権等（①特許権、②実用新案権、③意匠権、④育成権）」の取得状況：平成19年度：11件（①1件、④10件）、平成18年度：7件（④7件）、

平成17年度：10件（①1件、④9件）、平成16年度：4件（①2件、④2件）、平成15年度：0件

カ 実施許諾のない特許権等の利用されていない知的財産がある場合、その理由と今後の利用促進について

平成16年7月に特許取得した“切り花の品質保持剤”は、普及段階になって特定品種に薬害が発生し、これを回避するための技術開発に取り組中で、今後、技術を確立し次第に普及を図る方針である。

キ 実施許諾のない特許権等の利用されていない知的財産がある場合、その消滅手続について消滅についての判断は、その特許や育成権等の創出部署に判断を委ねている。

ク 特許権等の知的財産の実施許諾及び売却について、そのライセンス料や売却価額の算定等に関する規程及び具体的算定方法の仕方について

特許権等の実施許諾によるライセンス料の算定等は、“宮崎県職員の職務発明等に関する規定”に基づき定められた“実施料算定基準”に準じている。一方、特許権等の売却については、“宮崎県職員の職務発明等に関する規定”に定められているが、具体的な算定方法についての規定はない。

ケ 試験研究業務に関して自主研究・共同研究・受託研究の割合について（件数・金額）及び試験研究業務に関して国庫補助・県単独・その他（国庫・県単独以外）の割合について（件数・金額）

平成18年度 件数及び事業額 (単位:円)

事業分類	割合	件数	割合	金額	備 考
自主研究(県費)	79.8%	95	61.9%	163,819,919	
共同研究事業	10.1%	12	19.9%	52,654,820	
受託研究事業	10.1%	12	18.2%	48,293,000	
合 計	100.0%	119	100.0%	264,767,739	

平成18年度 件数及び事業額 (単位:円)

事業分類	割合	件数	割合	金額	備 考
国庫補助事業	10.9%	13	21.7%	57,326,000	
県 費 事 業	72.3%	86	60.7%	160,708,739	
その他	16.8%	20	17.7%	46,733,000	
合 計	100.0%	119	100.0%	264,767,739	

平成19年度 件数及び事業額 (単位:円)

事業分類	割合	件数	割合	最終予算額	備 考
自主研究(県費)	79.5%	89	67.0%	167,702,860	自主研究
共同研究	8.9%	10	17.6%	43,964,425	共同研究:特定研究開発促進費
受託研究	11.6%	13	15.4%	38,503,000	受託研究:受託事業費+指定試験費
合 計	100.0%	112	100.0%	250,170,285	

平成19年度 件数及び事業額 (単位:円)

事業分類	割合	件数	割合	最終予算額	備 考
国庫補助	9.8%	11	19.5%	48,741,885	
県 費	73.2%	82	64.9%	162,422,400	
その他	17.0%	19	15.6%	39,006,000	
合 計	100.0%	112	100.0%	250,170,285	

コ 外部資金導入施策の実施及び規程について

特に規程はないが、研修会や設計検討会等の機会を捉えて外部資金獲得の必要性、緊急性を説明している。また、国等の外部資金公募説明会やホームページ等を通じた情報収集に努めて研究員へ情報周知を図ると共に、将来的な外部資金獲得に向けて他県との共同研究にも努めている。

サ 共同研究及び受託研究（以下、共同研究等）の採用方針、経費（人件費含む）負担割合、研究成果の帰属割合、特許権等の出願について

共同研究及び受託研究の採用方針は、研究内容や予想される成果の必要性・緊急性等を勘案して決定している。また、経費負担割合、研究成果の帰属割合、特許権等の出願についての規定はないが、“共同研究契約書”の中で決定している。

シ 試験研究機関での機密情報に対するセキュリティ対策の具体的方針について

総合農試としての機密情報は、特許や育成権等出願前の研究データであるが、「宮崎県情報セキュリティポリシー」に基づき、専用キャビネットで施錠管理することとしている。

また、試験場外への研究情報のセキュリティ対策として、柵や門扉などを設けて外部からの入場を制限している。

(19) 人事について

ア 職種等

職種	人数	平均年齢	勤続年数			
			当 場	他試験場	行政機関	計
研究職	66人	40.5	7.2	0.0	9.9	17.1
行政職	16人	45.5	2.7	0.0	20.1	22.8
技労職	20人	54.4	22.1	3.0	5.8	30.8
平 均		44.0	9.4	0.6	10.7	20.7

イ 人事評価（業績評価）制度や仕組み

研究職に限定した人事評価はない。人事評価については一般の職員と同様の方法で行っており、研究職に特殊なものではないが、研究の進捗状況、成果等につい

ては観察・ヒアリングを行い総合的に評価している。実施補償金が下記のとおりある。

「県職員の職務発明に関する規程」

第6条 発明者は、知事が前条の規定により県が特許を受ける権利又は特許権を承継すると決定したときは、速やかに、譲渡書を知事に提出し、その権利を譲渡しなければならない。

第10条 知事は、第6条の規定により県が取得した特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者に対し、毎年1月1日から12月31日までの当該収入の実績に応じ、翌年5月31日までに次に定めるところにより算定した補償金を支払うものとする。

一. 県が特許を受ける権利又は特許権に係る発明の実施を許諾して収入を得たときは、その収入額を次の各級に区分し、順次当該区分に応ずる率を適用して計算して得た金額の合計額

30万円以下の金額 100分の30

30万円を超え50万円以下の金額 100分の20

50万円を超え100万円以下の金額 100分の10

100万円を越える金額 100分の5

二. 県が許諾を受ける権利又は特許権を処分して収入を得たときは、その収入額の100分の30

三. 知事は、特別の事情があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、別に算定する補償金を支払うことができる。

ウ 研究職員の育成、能力向上のための制度や仕組み

試験研究者の採用方針及び方法並びに長期的視野から人材を育成する仕組みは、本県においては試験研究専門職の採用は行っておらず、人事異動の中で適性・能力等を見極め、また人材育成の観点も含めて試験研究機関への配置を行っている。試験研究については通常の業務（行政・普及）と比較すると専門性も高く、成果を発揮できるまでに時間を要する事から、人事ローテーションを長期化（5年以上）している。長期的な視野からの人材育成については、本庁・振興局・試験研究・普及部門等の様々な分野を経験させる中で、現場のニーズに立脚し、かつ先見性のある施策を立案・実施する能力を有する職員の育成を図っているが、試験研究職員もこのジョブローテーションの中で育成し、適性を見極めている。具体的な人材育成の仕組みはないが、予算や研究員の削減が続く中で、最新の研究理論や研究方法等を習得することで試験研究の速やかな実施と成果等の発現のために、依頼研究員受入制度・短期集合研修など国等の制度を活用したり、学会等への積極的な発表を通じて国や大学等の研究員と交流することで研究員の育成に努めている。

エ 人件費について

(ア) 最近の試験研究従事者数及び非従事者数並びに年齢構成・平均在籍年数・1人当たり人件費

農業試験場

平成18年度職種別年齢別人数及び人件費推移							〔単位:千円、人〕	
		20代	30代	40代	50代	60代以上	合計	平均年齢
研究職	人数	11	17	13	11		52	
	人件費						377,957	
その他正規職	人数	3	13	16	9	1	42	
	人件費						278,063	
非常勤職	人数						1,294	
	人件費						108,241	
合計	人数						1,388	41.04
	人件費						764,261	

平成19年度職種別年齢別人数及び人件費推移							〔単位:千円、人〕	
		20代	30代	40代	50代	60代以上	合計	平均年齢
研究職	人数	12	15	8	11		46	
	人件費						320,819	
その他正規職	人数	1	3	8	15	2	29	
	人件費						212,393	
非常勤職	人数						1,591	
	人件費						150,484	
合計	人数						1,666	43.04
	人件費						683,696	

(単位:千円、人)

(単位:千円、人)

平成18年度				平成19年度			
内 訳		合計		内 訳		合計	
平成18年度	非常勤	人数①(延べ月数)	132	平成19年度	非常勤	人数①(延べ月数)	458
		人件費②	16,672			人件費②	60,471
		共済費	2,091			共済費	8,699
		人件費合計③	18,763			人件費合計③	69,170
		1人当たり人件費③/①	142			1人当たり人件費③/①	151
		②/①	126			②/①	132
	22条職員	人数①(延べ月数)	111		22条職員	人数①(延べ月数)	94
		人件費②	12,135			人件費②	12,254
		共済費	1,907			共済費	1,717
		人件費合計	14,042			人件費合計	13,971
		1人当たり人件費③/①	127			1人当たり人件費③/①	149
		②/①	109			②/①	130
	日々雇用職員	人数①(延べ月数)	1,051		日々雇用職員	人数①(延べ月数)	1,039
		人件費②	79,434			人件費②	77,760
		共済費	344			共済費	271
		人件費合計	79,778			人件費合計	78,031
		1人当たり人件費	76			1人当たり人件費	75
		②/①	76			②/①	75
	合計	人数①(延べ月数)	1,294		合計	人数①(延べ月数)	1,591
		人件費②	108,241			人件費②	150,484
		共済費	4,342			共済費	10,688
		人件費合計	112,583			人件費合計	161,172
		1人当たり人件費③/①	345			1人当たり人件費③/①	375
		②/①	311			②/①	337

なお、総合農業試験場の業務内容は、大きく分けて①調査研究業務、②場管理業務（管理業務）、③ほ場管理業務、④技術指導業務、⑤生産物販売業務であると考えられるが、それぞれのたまかな業務従事時間は全業務を100%とした場合、下記のとおりである。

①調査研究業務	50%
②場管理業務（管理業務）	12%
③ほ場管理業務	23%
④技術指導業務	12%
⑤生産物販売業務	3%

(イ) 嘱託、臨時職員の所属表

19年度（単位：人）

所属グループ等	非常勤職員	22条職員
管理課	1	1
企画情報室	3	1
生産流通部	3	1
土壌環境部	2	1
生物環境部	3	1
生物工学部	1	1
作物部	6	1
野菜部	3	1
花き部	2	1
果樹部	4	1
畑作園芸支場	4	0
茶業支場	3	1
亜熱帯作物支場	4	0
薬草・地域作物センター	3	1
合計	42	12

2. 監査結果

(1) 収入に関する財務事務

分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入、諸収入の平成19年度に調定が行われた任意抽出12取引につき該当資料（調定調書、収入管理簿、契約に基づく収入は契約書、条例等に基づく収入は条例等の規程、交付申請によるものは申請書・決定通知書・実績報告書、納入義務者に対する納入通知（領収書控え）、現金出納帳、売却単価の積算根拠資料）を吟味した結果以下の指摘事項があった。

ア 作物部財産収入（生産物売払収入）

単位：円

訂正前			調定調書		場内販売内訳	生産物台帳		生産物処分伺	
			調定年月日	納入期限		販売月日	生産日	売却日	生産日
コシヒカリ規格外	900kg	135,000	H19.12.26	H20.1.9	H19.12.26	H19.8.28	H19.12.26	H19.8.28	H19.12.26
コシヒカリ2等	3895kg	817,950					H19.12.26	H19.10.20	H19.12.26
合計		952,950							
金額			調定年月日	納入期限	販売月日	生産日	売却日	生産日	決裁日
まいひかり	1050kg	210,000	H20.3.24	H20.4.7	H20.3.24		H20.3.24	H19.10.20	H20.3.24
もち米	446kg	89,200					H20.3.24	H19.10.20	H20.3.24
合計		299,200							
金額			調定年月日	納入期限		生産日	売却日	生産日	決裁日
もち米	90kg	18,000	H20.3.24	H20.4.7			H20.3.24	H19.10.20	H20.3.24
まいひかり	90kg	18,000				H20.3.24	H19.10.20	H20.3.24	
雑米	4260kg	616,000				H20.3.24	H19.10.20	H20.3.24	
くず米	840kg	33,600				H20.3.24	H19.10.20	H20.3.24	
雑米	510kg	51,000				H20.3.24	H19.10.20	H20.3.24	
合計		736,600							

(ア) 監査結果

上記生産物処分伺の生産日に誤記入があり、正しくは下記の日付であった。
誤記入原因は生産物台帳の当初の生産日を記入したためである。

単位：円

訂正後			調定調書		場内販売内訳	生産物台帳		生産物処分伺	
			調定年月日	納入期限		販売月日	生産日	売却日	生産日
コシヒカリ規格外	900kg	135,000	H19.12.26	H20.1.9	H19.12.26	H19.8.28	H19.12.26	H19.8.28	H19.12.26
コシヒカリ2等	3895kg	817,950					H19.12.26	H19.12.26	H19.12.26
合計		952,950							
金額			調定年月日	納入期限	販売月日	生産日	売却日	生産日	決裁日
まいひかり	1050kg	210,000	H20.3.24	H20.4.7	H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24
もち米	446kg	89,200					H19.10.20	H20.3.24	H19.10.20
合計		299,200							
金額			調定年月日	納入期限		生産日	売却日	生産日	決裁日
もち米	90kg	18,000	H20.3.24	H20.4.7		H19.10.20	H20.3.24	H19.10.20	H20.3.24
まいひかり	90kg	18,000				H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24
雑米	4260kg	616,000				H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24
くず米	840kg	33,600				H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24
雑米	510kg	51,000				H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24	H20.3.24
合計		736,600							

平成19年10月20日生産物の売却日が平成20年3月24日となった理由は、「宮崎県総務事務センターで策定している生産物取扱要領によれば、米をはじめとした穀物類の生産物としての整理する時期は、収穫し、脱穀、乾燥もみすり等を経て、売り払い又は貯蔵ができる状態となったときとされている。このことから試験場で生産された売り払い用の米については、従前から、売り払いができる状態になったときに、生産物台帳への生産登記をおこなってきた。平成19年度に実施された平成18会計年度を対象とする会計事務監査において、生産物の整理の時期を見直すよう要望があったことから、平成19年度中に検討を行い、平成20年度生産分からは玄米として貯蔵ができる状態になったときに生産物台帳に登録するように見直したところではありますが、平成19年度分は過渡期であったことから、貯蔵できる状態となったときに生産登記したもの、販売できる状態となったときに生産登記されたものとが混在した状態となっております。平成19年10月20日の生産物は、いずれも貯蔵ができる状態となった時に生産物としての整理（生産物台帳への登記）を行なったものであり、当該日以降、試験研究業務の合間を縫っての袋詰作業、相手業者の選定、業者との品質等級や単価等の契約内容をめぐっての協議等、売り渡しにいたるまでの手続きに時間を要したことから、結果的に平成20年3月24日の売却となった。」との回答があった。

(イ) 監査意見

今後は貯蔵ができる状態になったときに生産物台帳に登録することに留意する必要がある。

イ 茶業支場財産収入（生産物売払収入）

(ア) 監査結果

茶加工販売委託業者に対する平成19年4月から平成19年6月分出荷分煎茶の調定が平成20年1月25日で、収入が平成20年2月4日に3,155,180円で平成20年2月8日に201,821円となっていた。茶加工販売委託契約書の委託期間は、平成19年4月23日から平成19年10月31日で委託料は平成19年8月10日に支払っている。支出が収入より先に支払われており収入が遅れた原因は、「販売時点でのみ生産物台帳登記を行っており、持ち帰り分の生産物台帳を作成していなかったため、会計事務監査において指摘があり、平成20年度から荒茶として貯蔵できる状態となった時期に生産物台帳登記時期とするように改善した。」との回答があった。

(イ) 監査意見

今後は貯蔵ができる状態になったときに生産物台帳に登録することに留意する必要がある。

ウ 茶業支場使用料収入（公有財産使用料）

（ア）監査結果

総合農業試験場本場大金庫保管の総合農試互助会の普通預金通帳は、（有）キリシマ商事及び高原ミネラル㈱の互助会自動販売機電気料が振込まれている。公有財産の目的外使用許可は、（社）宮崎県職員互助会に対して行っているが、自動販売機電気代の請求は、（社）宮崎県職員互助会と契約締結している（有）キリシマ商事に請求して平成20年8月分までは、上記通帳に振込まれていた。総合農業試験場に九州電力からの電気料金等請求書が来ているため公用の電気料（支出負担行為兼支出命令書）に上記の互助会自動販売機電気料を加えて支払いをしていた。平成20年9月分より会計課の指導により通帳に振込む処理方法を中止し、納付書を発行し県の歳入に受入れるよう変更したが、納入義務者は高原ミネラル㈱としていた。今回の指摘により、平成20年11月分の互助会自動販売機電気料の支払は、公有財産の目的外使用許可をしている（社）宮崎県職員互助会に対し電気料金等請求書を発行するよう取扱を改めるとのことであった。

（イ）監査意見

今後は的確な事務処理を行う必要がある。

（2）委託料の支出に関する財務事務

ア 1. 概要（14）物品購入、外注委託について

（ア）監査結果

1. 概要（14）物品購入、外注委託の「エ 指名競争入札及び一般競争入札における落札率（金額の大きいものから上位10件）」のうち平成19年度に支払が行われた上記取引につき、該当資料〔見積書、注文書控、契約書（請書）、納品書、物品受領書控え、請求書、領収書、支出負担行為書・支出調書・条例・規則等に基づき支払いがあるものはその条例・規則等、委託・請負契約の契約関係書類（起案・業者選定・入札・契約・支出・検査等の一連事務手続資料で例えば予定価格調書・開札結果表・契約書・請書等）〕を吟味した結果、亜熱帯作物支場及び有用植物園内草刈業務の過去5年間の落札率は平成15年度68.9%平成16年度87.0%平成17年度99.2%平成18年度74.8%平成19年度98.2%で平成17年度亜熱帯作物支場草刈業務と平成19年度亜熱帯作物支場及び有用植物園内草刈業務が同一落札者であった。なお、平成18年度からは、業務仕様（草刈面積、回数）の見直しを行いコストダウンが図られていた。

平成17年度は有用植物園内草刈業務と亜熱帯作物支場及び有用植物園の樹木剪定業務は同一落札者であった。

亜熱帯作物支場及び有用植物園の樹木剪定業務の過去5年間の落札率は平成15年度89.1%平成16年度76.4%平成17年度99.1%平成18年度94.1%平成19年度92.1%で過去5年間で平成17年度と平成18年度が同一落札者であった。なお、当該亜熱帯作物支場及び有用植物園の樹木剪定業務は、上記亜熱帯作物支場及び有用植物園内草刈業務と異なり平成16年度から平成19年度まで予定価格に著しい変動はなかった。

特記すべき事項はなかった。

イ 委託料の支出に関する財務事務

平成19年度に支払が行われた委託料のうち任意抽出21取引につき、該当資料[見積書、注文書控、契約書(請書)、納品書、物品受領書控え、請求書、領収書、支出負担行為書・支出調書・資金前渡精算書等、条例・規則等に基づき支払いがあるものはその条例・規則等、委託・請負契約の契約関係書類(起案・業者選定・入札・契約・支出・検査等の一連事務手続資料で例えば予定価格調書・開札結果表・契約書・請書等)]を吟味した結果、提出された書類では確認できなかった以下の点について現地調査を行った。

(ア) 監査結果

温室暖房装置保守点検業務及び高周波プラズマ発光分析装置保守点検業務並びに吸収式除湿機解体業務、暴風樹選定業務、大温室暖房機保守点検作業、温室暖房設備保守点検業務、雑木伐採業務、倒木伐採業務、空調保守点検業務、展示温室清掃業務で保守点検報告書が提出書類に綴じられてなかったが、現地調査で保守点検報告書を確認した。

農業プラスチック類処理業務及び産業廃棄物(廃棄農薬等)処理業務でマニフェスト(委託業務完了報告)が提出書類に綴じられてなかったが、現地調査でマニフェスト(委託業務完了報告)を確認した。

宮崎県財務規則第138条(見積書)では、契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書をとらなければならないと規定している。支出負担行為兼支出命令書・支出命令書で2人以上から見積書を取っていない取引については、現地調査で一者随意契約理由が記載してある予算執行伺いで確認した。

以上現地調査の結果、特記すべき事項はなかった。

(イ) 監査意見

委託料で2人以上から見積書を取っている取引では、その見積業者選定の抽出方法が明記されてなかったので聞き取りした結果合理性はあったが、その見積業者選定の抽出方法を明記すべきである。

(3) 委託料以外の支出に関する財務事務

報償費、旅費、需用費、役務費、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料、備品購入費の平成19年度に支払が行われた任意抽出32取引につき該当資料〔見積書、注文書控、契約書（請書）、納品書、物品受領書控え、請求書、領収書、支出負担行為書・支出調書・資金前渡精算書等、条例・規則等に基づき支払いがあるものはその条例・規則等、委託・請負契約の契約関係書類（起案・業者選定・入札・契約・支出・検査等の一連事務手続資料で例えば予定価格調書・開札結果表・契約書・請書等）〕を吟味した結果、提出された書類では確認できなかった以下の点について現地調査を行った。

ア 監査結果

宮崎県財務規則第138条（見積書）では、契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書をとらなければならないと規定している。

支出負担行為兼支出命令書で2人以上から見積書を取っていなかった取引については、現地調査で一者随意契約理由が記載してある予算執行伺い又は物品購入要求書で確かめた。

賃貸借契約書に貼付不要の印紙が貼付して提出されているものがあつた。

使用料及び賃借料のうち提出された35K型FA製茶機賃貸借料の見積書で平成19年4月1日から平成20年3月31日の見積書を添付すべきところ平成20年4月1日から平成21年3月31日の見積書が間違つて添付されていたが、平成19年4月1日から平成20年3月31日の見積書原本を確かめた。

需用費のうち果樹部防鳥ネット等修理で予定価格調書が提出書類に綴じられてなかったが、後日提出された。

以上現地調査の結果、特記すべき事項はなかった。

使用料及び賃借料のうち少量製茶機賃貸借料の予定価格調書で見積書比較価格とすべきところを入札書比較価格としていた。システムで自動出力された予定価格書は、全て入札書比較価格となっているため訂正忘れしたためであつた。

使用料及び賃借料のうち35K型FA製茶機賃貸借料について支出命令書の起案日及び請求書日が平成20年3月31日であるのに、稟議確認日が平成20年3月21日となつていたが、事務処理の誤りにより、平成20年3月31日と記入すべきものを平成

20年3月21日と記入していた。

正確に事務処理すべきである。

イ 監査意見

継続した賃貸借契約で備品購入としなかった理由として高額でありメンテナンス費用等も考慮したと回答あったが、①乗用型送風式補虫賃貸借料では備品か賃貸借契約かの比較検討資料がない。②少量製茶機賃貸借料では備品か賃貸借契約かの比較検討資料はあるが、結果は随意契約者より別の業者が安価となっており、賃貸借契約が随意契約者であることと矛盾していた。③35K型FA製茶機賃貸借料では「耐用年数8年だが、条例では契約は最長5年なので単年度契約とした。」と回答があったが、備品か賃貸借契約かの比較検討資料がない。備品購入すれば重要備品となりえるものについては賃貸借契約とする比較検討資料を作成すべきである。

また、委託料と同様に支出負担行為兼支出命令書・支出命令書で2人以上から見積書を取っている取引では、その見積業者選定の抽出方法が明記されてなかったもので聞き取りの結果合理性はあったが、その見積業者選定の抽出方法を明記すべきである。

工事請負費で当初予算内での設計としていたため工事請負変更契約をしているものがあったが、今後は適切な予算措置をすべきである。

(4) 現金及び郵便切手等の管理

ア 監査結果

基本的には入り払いともに金融機関への振込となっているために、手許に現金は本場及び各支場とも保有していない。総合農業試験場本場大金庫保管の資金前渡の普通預金通帳は、新規採用職員の初回給料は本人口座に振込み不能のためこの口座に振込まれた日に本人現金渡しとなっている。給与台帳（本人の受領印あり）と照合した。また、各支場の大金庫保管普通預金通帳通帳も実査した。

本場及び各支場の消耗品出納帳、郵便切手出納帳、給油券整理簿と実査及び関連資料と照合し、年度末近くの購入の有無及び経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

特記すべき事項はなかった。

(5) 公有財産の管理

ア 監査結果

建物は登記されていない。土地について県監査事務局に提出された土地調と登記事項要約書と照合した結果、面積が下記のとおり不一致であったが、指摘の結果

平成20年度に財産台帳の修正がなされた。

単位: m²

土地調	本場	畑作園芸支場	茶業支場	亜熱帯作物支場	薬草・地域作物センター	合計
	宮崎市	都城市	川南町	南郷町	野尻町	
当初	641,282.70	125,306.53	126,606.57	381,846.71	17,713.37	1,292,755.88
修正後	645,394.90	125,302.00	127,369.04	381,844.00	17,713.37	1,297,623.31
誤差	-4,112.20	4.53	-762.47	2.71	0.00	-4,867.43

登記事項要約書に抵当権が設定されたままの土地が下記のとおりあった。他の部署にも抵当権の解除がされないまま放置されていないか調べる必要がある。

下記は早急に抵当権解除すべきである。

所在地	都城市横市町10677番
細目	畑
面積	2,013.00 m ²
甲区	所有権移転 平成8年6月28日売買 所有者 宮崎県
乙区	抵当権設定 昭和4年12月23日 債権額 金 870円 利息 無利息 共同担保 横市町6924番1、横市町6924番3 の土地
所在地	都城市横市町10693番1
細目	畑
面積	718.00 m ²
甲区	所有権移転 平成8年2月23日売買 所有者 宮崎県
乙区	抵当権設定 昭和11年7月24日 債権額 金 384円 利息 無利息 共同担保 目録(え)第1107号
所在地	都城市横市町10698番
細目	畑
面積	998.00 m ²
甲区	所有権移転 平成8年2月23日売買 所有者 宮崎県
乙区	抵当権設定 昭和11年7月24日 債権額 金 384円 共同担保 目録(え)第1107号

イ 監査意見

1. 概要 (15) 施設設備及び備品について オ 遊休不稼働建物について
平成15年4月1日に蚕業部は廃止されている。遊休不動産の活用について今後吟味する必要がある。

1. 概要 (15) 施設設備及び備品について カ火災保険付保状況について
 県民財産の資産保全の観点から火災保険を掛けていない物件についても保険を
 掛けるべきではないかと思慮する。

(6) 物品の管理

ア 監査結果

重要備品及び備品の実査を実施した。整理票は、備品の所管換えや処分等が発生した場合に、同様の備品が多数存在する場合は整理票による判断が不可欠となるため、シールがはがれないように日頃から注意が必要である。なお、重要備品現
 有高調書では、保管場所が記載されていないため、重要備品調に備品番号を記入し
 て備品に貼付してある整理票と照合した。

[本場]

重要備品（普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車のほか、一品
 の取得価格又は取得見積価格（評価額）が100万円以上の備品を対象に、自動車に
 ついては自動車検査証と照合し、100万円以上の備品については全点（245点）を実
 査した結果、下記は整理票のシールがはがれていて備品番号が照合できなかった。

重要備品調

単位:円

備品番号	品名	型式・年式・品質・形状	取得年月日	現在高	設置場所
o217095	シーダーマシン	日本ブランドシーダ―製SMV-1J	10.02.20	1,963,500	作物研究棟原採種調査室
o327397	ドラフトチャンバー	ダルトンDF-11AK	20.01.07	1,166,968	野菜研究棟化学分析室

下記は整理票のシールがはがれかけていた。

重要備品調

単位:円

備品番号	品名	型式・年式・品質・形状	取得年月日	現在高	設置場所
o264190	データ処理装置	パソコンDELLP	15.12.26	1,659,000	花き作業温室

備品（計上及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得る
 もので、一品の取得価格又は取得見積価格（評価額）が2万円以上のもので、昭和
 に取得された備品74点を対象に実査した結果、下記は整理票のシールが貼付され
 ず、消耗品のシールが貼付されていた。

備品出納簿

単位:円

備品番号	品名	規格	受払年月日	前年期末保有高	受高	払高	現在高	保管場所
oo60154	万力	150mm	昭和63年3月31日	28,800			28,800	果樹栽培棟機械庫

[茶業支場]

重要備品（普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車のほか、一品
 の取得価格又は取得見積価格（評価額）が100万円以上の備品を対象に、自動車に
 ついては自動車検査証と照合し、100万円以上の備品については全点（24点）を実
 査した結果、問題なかった。

備品（計上及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので、一品の取得価格又は取得見積価格（評価額）が2万円以上のもので、昭和に取得された備品 55点を対象に実査した結果、下記は整理票のシールがはがれていた。

備品出納簿

単位:円

備品番号	品名 規格	受払年月日	受払状況	前年期末保有高	受高	払高	現在高	保管場所
oo60436	電気ドリル 日立DM-13A	昭和62年8月28日	購入 高鍋電化センター	21,600			21,600	茶業製茶工場

下記は遊休備品で事業年度末に処分予定(例年処分はまとめて事業年度末に一斉に処分される)のものである。

備品出納簿

単位:円

備品番号	品名 規格	受払年月日	受払状況	前年期末保有高	受高	払高	現在高	保管場所
oo60503	消火器 50型 車載式	昭和59年3月21日	購入 ヤマト	65,000			65,000	茶業製茶工場

[畑作園芸支場]

重要備品（普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車のほか、一品の取得価格又は取得見積価格（評価額）が100万円以上の備品を対象に、自動車については自動車検査証と照合し、100万円以上の備品については全点（29点）を実査した結果、問題なかった。

備品（計上及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので、一品の取得価格又は取得見積価格（評価額）が2万円以上のもので、昭和に取得された備品が少ないので平成10年以前の備品 29点を対象に実査した結果、下記は整理票のシールがはがれていた。

備品出納簿

単位:円

備品番号	品名 規格	受払年月日	受払状況	前年期末保有高	現在高	保管場所
oo60534	肘掛け付多機能椅子	平成9年3月14日	購入 オカムラ	42,745	42,745	畑作園芸支場
oo60630	マルチ機械	平成7年8月28日	購入 クボタ	466,590	466,590	畑作園芸支場

下記は平成20年4月以降未使用となっているが、来年度以降研究テーマの変更により使用見込みとなっている。

単位:円

備品番号	品名 規格	受払年月日	受払状況	前年期末保有高	現在高	保管場所
oo59508	原子吸光分析装置	平成16年1月13日	所管換による受入 日本ジャーレルフッシュ	8,820,000	8,820,000	生態分析室

下記は遊休備品で事業年度末に処分予定(例年処分はまとめて事業年度末に一斉に処分される)のものである。

単位:円

備品番号	品名 規格	受払年月日	受払状況	前年期末保有高	現在高	保管場所
oo60582	養液栽培システムJT楽農次郎	平成7年8月25日	購入	844,600	844,600	畑作園芸支場

[薬草・地域作物センター]

重要備品（普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車のほか、一品の取得価格又は取得見積価格（評価額）が100万円以上の備品を対象に、自動車については自動車検査証と照合し、100万円以上の備品については全点（9点）を実

査した結果、問題なかった。

薬草・地域作物センターは、平成13年11月に新設された施設であるため、下記の方法で実査した。

備品（計上及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので、一品の取得価格又は取得見積価格（評価額）が2万円以上のもので、任意の現物備品が備品出納簿に記載されているか 8点を対象に実査した結果、整理票と備品出納簿は一致した。

[亜熱帯作物支場]

重要備品（普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車のほか、一品の取得価格又は取得見積価格（評価額）が100万円以上の備品を対象に、自動車については自動車検査証と照合し、100万円以上の備品については全点（26点）を実査した結果、下記は整理票のシールがはがれていて備品番号が照合できなかった。

重要備品調		単位:円			
備品番号	品名	型式・年式・品質・形状	取得年月日	現在高	設置場所
227891	深耕機	小松 PC20MR-1	10.02.20	2,152,500	農具舎

備品（計上及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので、一品の取得価格又は取得見積価格（評価額）が2万円以上のもので、昭和に取得された備品24点を対象に実査した結果、整理票と備品出納簿は一致した。

(7) 毒物・劇薬の管理

ア 保管管理状況

農薬類が主に圃場において使用されることから近接する資材保管庫等で、各種試薬類（有機溶剤を含む。）は主に研究棟内において使用することから研究棟内の保管庫等で保管している。

法令に基づき毒物又は劇物に指定され、若しくは農薬類に分類される有害化学物質に関しては、関係法令に定める基準に則って、施設設備の整った建物内の専用の設備又は施設内に保管しており、必要な都度、当該研究部門の職員が取り出し、調整措置後、使用している。

4支場においても、同様の状況にある。

イ 管理簿

本場、4支場いずれの研究部門においても、管理簿を備えている。ただし、薬品等の受払簿が各部統一されてなかった。このことについて、「管理簿については、記載対象項目を含め書式が研究部門毎に三者三様の状態にあるので、規則の制定と併行して、標準的な書式の制定に向けて調査検討を行うこととしている。」と回

答あった。

ウ 薬品等の管理状況（保管状況及び実数・帳簿残高の不一致）

（ア）監査結果

作物部で鍵の施錠ができない収納ケースに医薬品外劇薬が保管してあった。

畑作園芸支場の「レグロックス」が帳簿残高 8 本と記載されていたが実査した数量は 5 本 + 450 m l であった。

亜熱帯作物支場の「ミスロディ」が帳簿残高 9850 m l と記載されていたが実査した数量は 6500 m l であった。

保管管理に関する内部規則および使用管理に係る規則が定められていない。このことについて「使用管理に係る規則に関しましては、現場の状況や他県の状況をも踏まえつつ、制定に向けて検討していきたいと考えております。」との回答があった。

（イ）監査意見

保管管理に関する内部規程および使用管理に係る規程を定め、管理簿の統一化及び定期的な実査を行う必要がある。

Ⅲ 宮崎県畜産試験場

1. 概要

(1) 所在地

【本 場】 宮崎県西諸県郡高原町大字広原 5066

【川南支場】 宮崎県児湯郡川南町大字川南 21986

(2) 沿革

種畜場時代	畜産試験場(本場)関連事項	畜産試験場(川南支場)関連事項	その他の事項
大正 9年 5月	①5月11日に軍馬補充部用地を借り受けて「宮崎県種畜場」(西諸県郡高原村)を創設 ②種畜場で種雄畜候補の牛・馬を導入し、育成事業を開始		
大正11年		種畜場に「養鶏部」を設置	
昭和13年 4月		「宮崎種鶏場」(宮崎市天神山)として養鶏部門が種畜場から移転独立	
昭和23年 4月	種畜場で乳用牛の繁殖事業を開始		「有畜営農指導所」を種畜場に併設(昭和32年に改組)
昭和25年 4月～5月	①「農業試験場 畜産部」(宮崎郡生目村)新設 ② 種畜場で山羊の繁殖事業を開始	「家畜衛生試験所」(宮崎市御船町)設置 5月に種鶏場が「宮崎県種きん場」(宮崎市島之内)として移転	
昭和25年 6月	6月25日に国から用地を買い受けて種畜場の所有地となる。		
昭和30年12月			「牛の子宮頸管粘液採取器」の発明で、家畜衛生試験所が全国発明協会会長賞を受賞
昭和31年11月		「川南分場」(児湯郡川南町)として中家畜部門が種畜場から移転独立	
総合農業試験場時代	畜産試験場(本場)関連事項	畜産試験場(川南支場)関連事項	その他の事項
昭和40年 8月	総合農業試験場の設置に伴い家畜飼料研究室を「畜産部」、種畜場本場を「酪農支場」として発足	総合農試設置に伴い家畜衛生試験所を「畜産部」、川南分場を「肉畜支場」、種きん場を「養鶏支場」として発足	

畜産試験場時代	畜産試験場(本場)関連事項	畜産試験場(川南支場)関連事項	その他の事項
昭和 56 年 4 月	「宮崎県畜産試験場」の設置（総合農業試験場から分離独立）		
昭和 58 年 4 月	本場を高原町に移転し、「肉用牛部」、「酪農部」、「畜産部」を新設		
昭和 59 年 4 月	「副場長(総括・技術)」制を新設、畜産部を廃止し「飼料草地部」を新設	肉畜支場を「川南支場」に改組	
昭和 60 年 3 月	近赤外分析器を設置し、畜産試験場をメインとする「自給飼料分析指導センター」体制を整備		
昭和 61 年 4 月		養鶏支場を廃止し、「養鶏科」として川南支場に統合	
昭和 63 年 4 月	管理部を「管理課」とし、肉用牛部と酪農部を統合し「大家畜部」を設置	川南支場の肉豚科と育種科を統合し「養豚科」を設置	
平成 2 年 4 月	大家畜部繁殖科を廃止し「生命工学科」を設置		「優良家畜受精卵総合センター」が畜試内に設置され、同年 11 月から受精卵の供給を開始
平成 6 年 4 月	大家畜部を「育種部」に、飼料草地部を「飼養部」に改組		
平成 14 年 3 月		平成 9 年 4 月より行っていた施設整備事業完了	
平成 19 年 4 月	畜産試験場と優良家畜受精卵総合センターを統合再編各部の科を廃止し「副部長」を設置(2 部 5 科を 3 部 3 副部長体制に変更)		

(3) 設置根拠等

宮崎県行政組織規則（平成10年3月31日規則第15号）第216条において、畜産試験場の設置について次のように規定している。

（設置）

第216条 畜産に関する試験研究を行い、畜産技術の創出とその体系化を図り、もって本県の畜産業の近代化と合理化に資するため、畜産試験場を置く。

(4) 業務概要

ア 基本コンセプト

宮崎県の経済において、畜産業は基幹産業の一つとも言える位置付けにあり（詳細については後述）、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。

そのような宮崎県の基幹産業たる畜産に関する試験研究を行い、畜産技術の創出とその体系化を図り、もって本県の畜産業の近代化と合理化に資することを基本コンセプトとしている。

イ 具体的業務内容

（ア）試験研究業務

上記で述べた基本コンセプトの下、さらに平成17年3月に策定の「第6次宮崎県農業・農村振興長期計画」に沿いつつ、（ア）近年の飼料価格や原油価格の高騰という背景を踏まえた先端技術による省力・低コスト技術の開発（イ）知事のトップセールスにより知名度が飛躍的に向上した宮崎県ブランドの生産技術確立試験（ウ）高病原性鳥インフルエンザやBSE問題等により、食への安全志向が高まっている中での安全・安心で美味しい生産技術の確立試験（エ）肉用牛、酪農、養豚、養鶏の飼養技術等に関する各種試験研究（オ）家畜排せつ物等に関する環境衛生技術の試験研究（カ）飼料草地に関する試験研究等を実施している。

（イ）生産物の配布と分析業務

生産現場の要望に応じ、和牛・乳用牛受精卵、種畜、種鶏の配布及び飼料分析を実施している。

（ウ）広報・相談業務

広報及び相談業務は、これがなされて初めて試験研究機関の存在意義が認知される重要な業務である。相談業務は、農業改良普及センター他の県の農業関係機関やJA等を通じて持ち込まれるもの、畜産農家から直接畜産試験場の窓口持ち込まれる等様々なルートにより持ち込まれる。

平成19年度における研究成果の発表及び広報・研修活動の概略は次の通りである。

a 試験研究の発表

「海草粉末製品給与による採胚成績改善効果について」ほか27件を研究会、講演会、専門誌等において発表。

b 広報、公演

「発育と繁殖能力に優れたランドレース種の系統造成」ほか39件について、専門誌、業界紙、宮崎県広報、大学、市町村において行っている。

c 研修

畜産農家、農業改良普及員、大学、JA等を対象に延べ32回の研修を行っている。

(エ) 技術指導

農業改良普及員や受精卵移植実務者等を対象に延べ9回実施。

(オ) 施設の開放等

畜産関係の研修会の開催については、高病原性鳥インフルエンザやBSE等の防疫上の問題から会場を提供することは限定されているが、防疫上問題のない範囲において関係者等の視察の受入を行っているほか、試験場祭り(他の試験研究機関と持ち回りで開催)等により、地域に根ざした試験場を目指している。ちなみに、平成20年度は畜産試験場の担当で、天候不良の中1,500人の来場者があり、一般の来場者に加えて畜産農家の来場もあり、研究成果の発表コーナーで熱心に研究員に質問する姿も見受けられた。

(5) 施設の概要

ア 土地、建物の概要

(単位：㎡)

箇所	土地			建物	備考
	区分	地目	実測面積	実測延面積	
本場	公用	敷地	131,780.81	16,257.06	
		畑	305,654.00	0.00	
		山林	449,122.00	0.00	
		その他	429,882.00	0.00	
	借受		0.00	0.00	
	計		1,316,438.81	16,257.06	

川南支場	公用	敷地	3,313.00	1,344.28	
		畑	29,687.00	0.00	
		山林	8,009.48	0.00	
		その他	190,600.00	13,737.05	
	借受		0.00	0.00	
	計		231,609.48	15,081.33	
合計			1,548,048.29	31,338.39	

上記については、管理部門作成の土地台帳及び登記簿謄本より作成した。

イ 主な施設
本場分

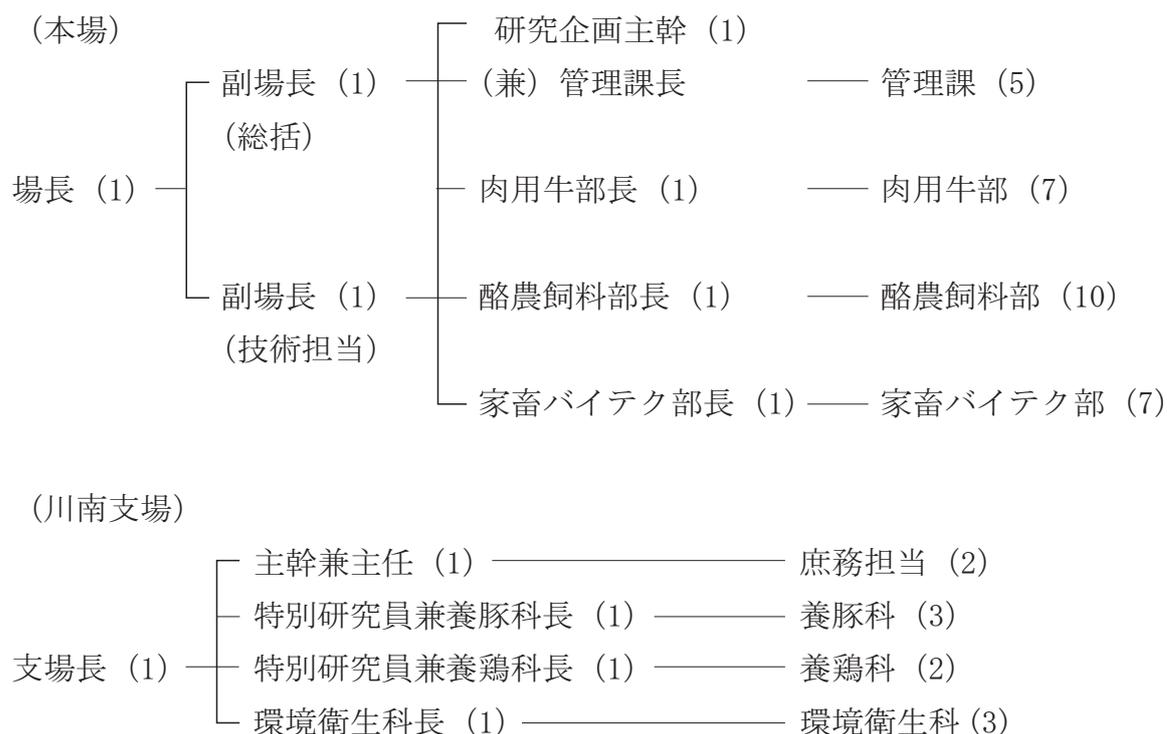
分野	施設等名称
本館	管理棟(711.76 m ²)、研究員棟(535.51 m ²)、酪農研修館(1,906.09 m ²)、 バイテク研究棟(1,056.2 m ²)
肉用牛部門	育成牛舎(283.86 m ²)、肥育牛舎(931.5 m ²)、繁殖牛舎(908.82 m ²)
酪農飼料部門	酪農成牛舎(624.97 m ²)、酪農育成牛舎(943.48 m ²)、隔離牛舎(714.16 m ²)
バイテク部門	供卵牛舎(330.20 m ²)、新供卵牛舎(644.06 m ²)、バイテク乾草舎(393.78 m ²)
その他	職員宿舎(628.82 m ²)

川南支場分

分野	施設等名称
本館	管理棟(1,344.28m ²)
養豚部門	ウインドレス総合豚舎(1,526.91m ²)、育成豚舎(732.18m ²) 分娩豚舎(693.17m ²)、検定豚舎(632.10m ²)
養鶏部門	日本鶏維持鶏舎(121.50m ²)、日本鶏系統保存鶏舎(139.50m ²) ウインドレス鶏舎(228.00m ²)、肉用種鶏検定舎(368.48m ²)
環境衛生部門	家畜衛生試験舎(466.40m ²)、堆肥舎(407.90m ²) 環境保全試験舎(165.00m ²)

(6) 組織

ア 組織図



イ 担当業務内容

(本場)

○管理課

- 1 庶務一般に関すること
- 2 場務の総合運営に関すること
- 3 県有財産及び機械器具の管理に関すること
- 4 試験場内の連絡調整に関すること
- 5 試験研究の総合的企画調整に関すること
- 6 試験研究資料の収集及び整理に関すること
- 7 広報及び畜産業に係る相談に関すること
- 8 他部の主管に属さないこと

○肉用牛部

- 1 肉用牛の育種改良の試験研究に関すること
- 2 肉用牛の飼養及び管理の試験研究に関すること

○酪農飼料部

- 1 乳用牛の育種改良、飼養及び管理の試験研究に関すること
- 2 飼料作物の栽培、利用及び品種改良の試験研究に関すること
- 3 未利用飼料資源の利用開発の試験研究に関すること
- 4 草地の維持、管理及び利用の試験研究に関すること

○家畜バイテク部

- 1 家畜の受精卵の処理及び移植の試験研究に関すること
- 2 家畜の受精卵移植技術に関する応用試験研究及び受精卵の供給に関すること

(川南支場)

○庶務

- 1 庶務一般に関すること

○養豚科

- 1 高付加価値宮崎ハマユウポーク生産技術確立試験に関すること
- 2 新育種技術を用いたランドレース種の系統造成試験に関すること
- 3 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業に関すること
- 4 系統豚の維持・普及に関すること

○養鶏科

- 1 鶏の飼養衛生管理に関すること
- 2 新たな地域ブランド「みやざき地頭鶏」の性能向上試験及び原種鶏に関すること
- 3 安全・安心な健康志向型鶏肉生産技術確立試験（飼料米）に関すること

○環境衛生科

- 1 人と自然にやさしい養豚技術に関する研究（養豚汚水の適正処理に関する試験）に関すること
- 2 養豚経営における窒素・リン低減化技術の確立に関すること
- 3 家畜の飼養・衛生管理に関すること
- 4 宮崎県方式低コスト浄化処理施設の機能向上技術の開発に関すること

ウ 最近5カ年間の職員数の推移（各年度3月31日現在）

(本場)

(単位：人)

職種	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研究職	18	18	17	17(1)	18(1)
行政職	4	5	5	5	6
技労職	20	20	20	19	12
臨時職員	42	47	40	46	51
合計	84	90	82	87	87

(川南支場)

職種	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研究職	9	9	9	9(1)	9(1)
行政職	2	2	2	2	2
技労職	11(2)	11(1)	10	10(2)	5
臨時職員	21	20	19	31	31
合計	43(2)	42(1)	40	52(3)	47(1)

(合計)

職種	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研究職	27	27	26	26(1)	27(2)
行政職	6	7	7	7	8
技労職	31(2)	31(1)	30	29(2)	17
臨時職員	63	67	59	77	82
合計	127(2)	132(1)	122	139(3)	134(2)

カッコ内の数字は長期休職者

臨時職員には、非常勤職員、期間を定めて雇用されるもの、日々雇用されるものが含まれている。なお、この臨時職員数は年間の延べ人数である。

職員数の増減については、2. 監査結果、(7) 人事において説明。

(7) 平成 19 年度の主な事業内容（継続案件も含めた試験研究課題）（単位：千円）

NO	試験研究課題	期間	担当部署	予算
1	宮崎牛の育種改良強化のための新たな選抜指標の検討	H18年～H22年	肉用牛部	3,426
2	受精卵移植利用きょうだい検定事業	S62年～	肉用牛部	9,133
3	DNA 情報を活用した「宮崎牛」育種改良事業	H16年～	肉用牛部	20,199
4	宮崎牛安定生産技術確立試験	H17年～H20年	肉用牛部	19,618
5	先進的肉用牛繁殖経営確立試験	H17年～H20年	肉用牛部	9,639
6	焼酎粕を活用した安全でおいしい宮崎牛ブランド生産技術の確立	H18年～H22年	肉用牛部	4,310
7	高能力牛群造成試験(乳中尿素態窒素による栄養評価試験)	H17年～H19年	酪農飼料部	15,063
8	夏期における生乳生産向上技術確立試験	H18年～H22年	酪農飼料部	7,585
9	自給粗飼料生産の機械体系化確立試験(一部受託研究)	H10年～	酪農飼料部	9,404
10	肉用牛子牛自給粗飼料利用技術確立試験	H15年～H19年	酪農飼料部	1,562

11	水田放牧推進事業	H18年～H19年	酪農飼料部	544
12	飼料作物の優良品種選定試験	S57年～	酪農飼料部	223
13	自給飼料分析指導センターにおける飼料分析	S60年～	酪農飼料部	1,123
14	天敵蜂の増殖手法等確立試験(受託研究)	H15年～	酪農飼料部	273
15	天敵蜂を活用したアルファルファタコゾウムの防除法の確立	H18年～H22年	酪農飼料部	2,455
16	牧草及び飼料作物の系統適応性検定試験並びに冠さび病特性検定試験	S51年～	酪農飼料部	1,857
17	受精卵移植技術高位平準化事業	H19年～H21年	家畜バイテク部	3,072
18	新技術による優良遺伝資源の有効活用技術の確立	H18年～H22年	家畜バイテク部	11,602
19	性別別受精卵を活用した優秀乳用後継牛作出事業	H17年～H21年	家畜バイテク部	2,983
20	低コスト新鮮牛受精卵輸送器の開発	H19年～H19年	家畜バイテク部	1,572
21	新育種技術を用いたランドレース種の系統造成	H15年～H21年	養豚科	29,234
22	高付加価値「宮崎ハマユウポーク」生産技術確立試験	H18年～H22年	養豚科	14,388
23	焼酎粕の機能性を利用した肥育豚の生産性向上に関する試験	H19年～H21年	養豚科	3,000
24	農産廃棄物を発酵基質とする食品産業廃棄物混合サイレージ調製による家畜飼料の開発	H19年～H19年	養豚科	989
25	新たな「みやざき地頭鶏」の性能向上試験	H17年～H21年	養鶏科	4,609
26	安全・安心な健康志向型鶏肉生産技術確立試験	H18年～H20年	養鶏科	4,813
27	焼酎粕及びヤシの実を利用した飼料の採卵鶏への給与試験(受託研究)	H19年～H19年	養鶏科	890
28	養豚経営における窒素・リン低減化技術の開発	H17年～H19年	環境衛生科	3,240
29	養豚経営における高機能膜を利用した浄化処理機能向上技術の開発	H17年～H20年	環境衛生科	5,566
30	人と自然にやさしい養豚技術に関する研究(養豚汚水の適正処理に関する試験、家畜排せつ物及び肉組織中の悪臭物質低減に関する試験)	H18年～H21年	環境衛生科	16,338

(8) 最近の主な研究成果について

ア 実用化できた研究成果

「新鮮牛受精卵輸送器」の開発。平成17年8月特許出願。平成20年6月より製品販売開始。販売数（平成20年9月現在）県内30個、県外40個。

イ 特許の状況、数

(ア) 平成18年度から19年度特許出願件数 2件

a 直接移植可能な胚の保存剤と保存及び融解方法

b ウシ個体における枝肉重量を評価する遺伝子マーカー及びそれを用いた枝肉重量評価方法

(イ) 平成20年3月31日現在特許保有件数 1件

a 動物胚凍結ストロー用識別キャップ

(9) 収入・支出の状況

ア 本場

(ア) 最近5年間の決算の状況

(単位：千円)

節区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収入	公有財産使用料	182	191	192	197	201
	財産貸付料	1,208	1,554	1,690	1,116	668
	畜産課 物品売払収入	2,688	2,076	1,671	1,222	1,497
	畜産試験場 物品売払収入	13,349	14,612	16,044	339	10,225
	不用物品売払代金	0				598
	畜産課 生産物売払収入	18,310	11,790	17,390	23,130	18,040
	畜産試験場 生産物売払収入	27,433	26,664	33,174	57,378	42,226
	農業・生物系研究機構業務受託料		12,000	4,787		
	日本植物調節剤研究業務受託料			189		509
	農業・食品産業技術業務受託料				7,290	2,700
	産業支援財団受託料			600	1,149	
	農産業振興奨励会業務受託料	600				
	雑入		547	27	218	2,495

	過年度収入					
	合計	63,770	69,434	75,764	92,039	79,159
支 出	共済費※	126	107	341	427	4,031
	賃金※	21,441	19,863	20,524	21,419	18,147
	旅費	9,425	5,562	5,518	5,730	5,683
	需用費	105,913	127,384	107,521	115,653	106,160
	役務費	9,659	9,672	11,451	10,992	8,237
	委託料	8,067	12,614	6,257	6,819	7,092
	使用料及び賃借料	2,889	7,054	7,663	7,648	7,726
	原材料費	13,683	19,202	13,788	18,055	17,727
	備品購入費	12,264	30,651	23,089	25,060	21,721
	職員手当等	550	1,380	1,120	1,100	935
	報償費	615	360	1,185	1,500	1,320
	負担金・補助及び交付金	197	213	204	199	166
	公課費	149	161	149	124	149
	報酬※	0	0		1,063	27,136
	工事請負費	0	1,365		668	
	合計	184,978	235,588	198,810	216,457	226,230
	収支差額	-121,208	-166,154	-123,046	-124,418	-147,071

※賃金とは、臨時的に雇用される職員へ支給される給与であり、報酬とは非常勤職員へ支給される給与のことであって、共済費とは主に非常勤職員に対する法定福利費用である。平成19年度より、現業職を非常勤職員により対応する人事体制になったことにより、共済費と報酬は平成19年度において増加している。

(イ) 支出の業務別内訳

(単位：千円)

款 区 分	(目区分) 節区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総 務 費	(一般管理費)	91	0.05%	1,556	0.72%	322	0.14%
	共済費	0		6			
	賃金	0		1,426			
	旅費	91		124		322	
	(人事管理費)	0		0		82	0.04%
	旅費	0		0		82	
	(財産管理費)	0		2,675		0	

	需用費	0		2,675		0	
	小計	91	0.05%	4,231	1.95%	404	0.18%
農 林 水 産 業 費	(農業総務費)	16,901	8.50%	20,664	9.55%	19,275	8.52%
	賃金	2,988		2,688		2,846	
	旅費	815		1,529		869	
	需用費	8,978		10,381		9,654	
	役務費	451		949		582	
	委託料	546		1,406		1,867	
	使用料及び賃借料	1,079		1,026		1,061	
	原材料費	2,044		2,685		2,396	
	備品購入費	0		0		0	
	(畜産総務費)	1,120	0.56%	1,100	0.51%	935	0.41%
	職員手当等	1,120		1,100		935	
	(畜産振興費)	57,062	28.70%	52,614	24.31%	50,229	22.20%
	共済費	229		168		168	
	賃金	7,814		6,921		5,781	
	報償費	1,185		1,500		1,320	
	旅費	1,957		1,925		1,532	
	需用費	30,962		25,802		26,618	
	役務費	1,096		939		1,048	
	委託料	330		330		330	
	使用料及び賃借料	164		164		179	
	原材料費	1,090		1,095		17	
	備品購入費	12,169		13,709		13,209	
	負担金・補助金・交付金	57		52		18	
	公課費	9		9		9	
	(畜産試験場費)	123,636	62.19%	131,664	60.83%	155,387	68.69%
	報酬	0		1,063		27,136	
	共済費	112		253		3,863	
	賃金	9,722		10,384		9,520	
旅費	2,655		2,152		2,878		
需用費	67,581		71,279		69,888		
役務費	9,904		9,104		6,607		
委託料	5,381		5,083		4,895		

	使用料及び賃借料	6,420		6,458		6,486	
	原材料費	10,654		14,275		15,314	
	備品購入費	10,920		11,351		8,512	
	負担金・補助金・交付金	147		147		148	
	公課費	140		115		140	
	小計	198,719	99.95%	206,042	95.19%	225,826	99.82%
災害復旧費	(県有施設災害復旧費)	0	0%	6,184	2.86%	0	0.00%
	需用費			5,516			
	工事請負費			668			
	小計	0	0%	6,184	2.86%	0	0.00%
	合計	198,810	100.00%	216,457	100.00%	226,230	100.00%
	備品購入費を除く研究費	175,721	88.39%	191,397	88.42%	204,509	90.40%
	研究者人数	17		17		18	
	研究者1人当たり研究費	10,337		11,259		11,362	

イ 川南支場

(ア) 最近5年間の決算の状況

(単位：千円)

節区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収入	公有財産使用料					
	財産貸付料					
	畜産課 物品売払収入					
	畜産試験場 物品売払収入※	3,118	631			34,598
	不用物品売払代金					
	畜産課 生産物売払収入					
	畜産試験場 生産物売払収入※	36,412	38,858	48,612	46,899	17,021
	雑入	14		5		4,880
	過年度収入	154				
	合計	39,698	39,489	48,617	46,899	56,499

支 出	共済費	15	0	0	53	2,317
	賃金	16,683	17,341	15,045	16,671	14,636
	旅費	3,593	2,942	3,250	2,415	2,770
	需用費	70,300	77,495	76,713	71,796	76,987
	役務費	5,692	6,516	5,237	5,739	4,489
	委託料	8,233	8,125	10,125	7,863	8,519
	使用料及び賃借料	140	148	140	140	57
	原材料費	8,846	8,491	9,640	9,111	8,727
	備品購入費	615	0	1,691	1,447	757
	職員手当等	490	845	910	1,120	410
	報償費	0	0	0	0	0
	負担金・補助及び交付金	72	72	72	72	42
	公課費	72	34	72	34	72
	報酬	0	0	0	0	14,982
	工事請負費	0	0	0	0	0
	合計	114,751	122,009	122,895	116,461	134,765
収支差額	-75,053	-82,520	-74,278	-69,562	-78,266	

※数字の変動の幅が大きいのは、「物品」と「生産物」との区分の基準が曖昧であったことによる。

なお、共済費、報酬が平成19年度に増加している理由は本場に同じ。

(イ) 支出の業務別内訳

(単位：千円)

款 区 分	(目区分) 節区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総 務 費	(一般管理費)	110	0.09%	972	0.83%	1,410	1.05%
	共済費	0		31		126	
	賃金	0		937		1,283	
	旅費	110		4		1	
	(人事管理費)	0		0		23	0.02%
	旅費	0		0		23	
	(財産管理費)	0		0		0	
	需用費	0		0		0	
	小計	110	0.09%	972	0.83%	1,433	1.06%

農 林 水 産 業 費	(農業総務費)	5,979	4.87%	5,557	4.77%	5,380	3.99%
	賃金	450		454		503	
	旅費	354		350		350	
	需用費	1,805		1,434		1,317	
	役務費	61		0		0	
	委託料	2,600		2,600		2,600	
	使用料及び賃借料	0		0		0	
	原材料費	0		0		0	
	備品購入費	709		719		610	
	(畜産総務費)	910	0.74%	1,120	0.96%	410	0.30%
	職員手当等	910		1,120		410	
	(畜産振興費)	3,047	2.48%	4,686	4.02%	4,363	3.24%
	共済費	0		0		0	
	賃金	158		141		0	
	報償費	0		0		0	
	旅費	317		276		295	
	需用費	2,572		4,052		3,897	
	役務費	0		217		24	
	委託料	0		0		0	
	使用料及び賃借料	0		0		0	
	原材料費	0		0		0	
	備品購入費	0		0		147	
	負担金・補助金・交付金	0		0		0	
	公課費	0		0		0	
	(畜産試験場費)	112,849	91.83%	103,223	88.63%	121,877	90.44%
	報酬	0		0		14,982	
	共済費	0		22		2,191	
	賃金	14,436		15,139		12,850	
	旅費	2,470		1,785		2,100	
	需用費	72,335		65,407		70,472	
	役務費	5,176		5,522		4,465	
	委託料	7,526		5,263		5,919	
使用料及び賃借料	140		140		57		
原材料費	9,640		9,111		8,727		
備品購入費	982		728		0		

	負担金・補助金・交付金	72		72		42	
	公課費	72		34		72	
	小計	122,785	99.91%	114,586	98.39%	132,030	97.97%
災害復旧費	(県有施設災害復旧費)	0	0%	903	0.78%	1,300	0.96%
	需用費	0		903		1,300	
	工事請負費	0		0		0	
	小計	0	0%	903	0.78%	1,300	0.96%
	合計	122,895	100.00%	116,461	100.00%	134,763	100.00%
備品購入費を除く研究費		121,204	98.62%	115,014	98.76%	134,006	99.44%
研究者人数		9		9		9	
研究者1人当たり研究費		13,467		12,779		14,890	

(10) 宮崎県の農業政策（畜産分野）及び畜産試験場の位置付けと特徴

ア 宮崎県の農業（畜産分野）について

宮崎県の経済における農林水産業の占める割合は、平成18年度の県内総生産額でみると約5.9%を占め、さらに、農業産出額のうち57.4%を畜産が占めており、肉用牛、養豚、養鶏ともに全国有数の産地として宮崎県の基幹産業の一つとも言える位置付けにあり、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。

特に、平成19年開催の“和牛のオリンピック”と呼ばれる第9回全国和牛能力共進会で「宮崎牛」が9部門の全てで優等賞に入賞、うち7部門で優等賞首席を獲得し、名実ともに日本一となった。これは生産者の日々の創意工夫と関係者の一丸となった取り組みによるものもあると考えられるが、このことについては特筆に値する部分があるため、Ⅱの監査結果において説明を加えることとする。

また、知事のトップセールスを契機とした地鶏ブーム、宮崎県の固有種である「みやざき地頭鶏」に対する消費者の期待も畜産農家に「みやざきブランド」確立へ大きな自信を生み出している。

しかしながら、近年の畜産をとりまく情勢は、規模拡大が進む一方で①飼養戸数の減少や担い手の問題②消費者ニーズの多様化③国際化の一層の進展④環境問題への対応⑤国内でのBSEや高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の発生などにより、大きな転換期を迎えている。

このような情勢の下で、安定した畜産振興を図るためには、地域の条件に配慮しながら、需要の動向に的確に対応しつつ、生産性の向上と生産コストの低減を図るとともに、販路の拡大等を通じた「みやざきブランド」の確立や家畜伝染病防疫体制の強化が緊急の課題となっている。

このため、これらの状況を踏まえ、平成17年に策定の「第六次農業農村振興長期計画」及び「酪農・肉用牛生産近代化計画」を基本として、生産から流通・消費及び家畜衛生などの諸施策を積極的に推進している。

イ 宮崎県の畜産政策について

(ア) 地域農業支援体制の充実

a 農業経営支援制度（金融・価格安定制度）の充実

畜産経営の安定的な発展を推進するため、農業近代化資金や農業改良資金、並びに公庫資金等制度資金の積極的活用を促進し、認定農業者をはじめ農業法人等の育成を図る。

また、畜産経営を改善し、健全な経営を確立するため、引き続き畜産特別資金に対する利子補給を実施し、負債農家の経営改善を図る。

さらに、近年の配合飼料価格の高騰等を背景に、国が「家畜飼料特別支援資金」を創設したことに伴い、関係団体及び金融機関等と連携を密にしながら上乘せ利子助成を図るなど、当該資金の利用を積極的に推進する。

b 輸入に打ち勝つ力強い生産構造の構築

(a) 競争力強化を目指すみやざき農業の新展開

①肉用牛対策

高品質で低コストの肉用牛生産と安定的な牛肉の供給体制を確立するため、担い手の育成による繁殖から肥育に至る地域内一貫生産体制を推進するとともに、肉用牛改良の促進、地域における生産支援システムの構築、新生産技術の普及等により生産基盤の強化を図る。

また、「肉用子牛生産者補給金制度」や「肉用牛肥育経営安定対策事業」等の円滑な運用により、肉用牛農家の経営安定を図るとともに、流通販売体制の整備、PR活動の積極的な展開により、「宮崎牛」のより一層のブランド確立を図る。

②酪農対策

規模拡大を希望する意欲ある酪農経営体を育成し、生産基盤強化を図る。

また、酪農ヘルパー制度の普及・定着による定休型酪農経営の確立や、搾乳施設での新技術の活用による省力化の推進、牛群検定や受精卵移植技術の活用による乳用牛の改良促進、和牛受精卵を活用した経営基盤の強化を図る。

③養豚対策

WTO農業交渉、自由貿易協定（FTA）等による国際化の進展、環境規制の強化、飼料価格の高騰等により、今後、一層の経営体質強化が迫られることから、「強い農業づくり交付金事業」を活用して計画的な施設整備による規模拡大を推進するとともに、「宮崎ハマユウポーク」のブランド化を推進し、消費者ニーズに対応した高品質で、安全・安心な豚肉の生産に努める。

④養鶏対策

採卵鶏農家の経営安定を図るため、「鶏卵価格安定対策事業」を引き続き実施するとともに、新たに「地域養鶏振興対策事業」を実施し、飼料費低減対策及び鳥インフルエンザ防止対策を通じて本県ブロイラー農家の生産基盤の強化を図る。

さらに、「みやざき地頭鶏」の生産振興を図るため、「みやざき地頭鶏ブランド対策事業」を実施し、種鶏の安定供給、生産拡大及び地域協議会の整備による生産販売体制の強化を進め、「みやざき地頭鶏」の一層のブランド化を推進する。

⑤飼料対策

バイオエタノールの需要の急増等による配合飼料価格の急激な高騰の中、宮崎県畜産の振興を図るため、「飼料価格高騰緊急対策事業」を実施し、耕畜連携による飼料イネ、飼料用米、飼料作物の面積拡大や生産性の向上及び飼料生産の組織化・外部化等を推進するとともに、養豚疾病状況の調査や飼養衛生管理の指導を行い家畜の生産性向上によるコスト低減対策を一体的に推進する。

一方、流通飼料対策については、飼料安全性の確保及び品質の改善を図るための指導等や、食品残さの飼料化を推進するとともに、BSE発生防止に万全を期すため、「流通飼料対策事業」を実施し、県内畜産物の安全性を高める。

また、「畜産担い手育成総合整備事業」を実施し、飼料基盤に立脚した生産性の高い経営体の育成に努める。

(イ) 家畜防疫の強化

養豚農場におけるオーエスキー病、(1981年以降に国内で発生するようになったウイルス病で、妊娠豚では異常産を起こし、子豚では神経症状がみられ、高い死亡率を示す。回復した豚は潜伏感染豚となって、生涯にわたりウイルスを体

内に持ち、妊娠・分娩などのストレスによってウイルスが再活性化され、ウイルスを体外へ排泄する)の清浄化を図るため、「オーエスキー病清浄化総合対策事業」により、ワクチンの全頭接種やサーベイランス(抗体検査)を推進し、農場指導を強化するとともに、自衛防疫組織を中心にしたモデル地域を設け、地域ぐるみでの清浄化への取組を促進させることにより、宮崎県のオーエスキー病の清浄化を総合的に推進する。

また、高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病に係る検査・診断に迅速かつ的確に対応する施設を整備し、検査機能の強化のため、「みやぎきの畜産を衛る家畜保健衛生所機能強化事業」を実施し、宮崎家畜保健衛生所においてバイオハザード(病原体封じ込め)対策を充実させた高度な検査施設の整備を図る。

(ウ) 資源循環型農業の推進

地域と調和した資源循環型畜産の展開

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき平成 20 年 3 月に「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」を改定し、今後とも畜産農家等に対する適正管理推進とともに今回の計画では、特に、有機質資源であるたい肥の有効利用の推進をポイントとしている。

このため、「耕畜連携による資源循環型農業確立事業」により、家畜排せつ物の適正管理・利用に関する技術的指導体制の強化を図りながら、畜産農家等への啓発活動、立入調査・検査(悪臭及び水質)等を通じて家畜排せつ物の適正処理を推進するとともに、「地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業(農政企画課所管分)」と一体的に資源循環型農業を実践できる家畜排せつ物処理施設・機械等の計画的な整備を推進する。

また、「宮崎県良質たい肥生産流通促進協議会」が実施する「良質たい肥生産利用機能強化事業」を通じて、耕種農家と畜産農家との連携いわゆる「耕畜連携」の強化を図ることにより、たい肥の有効利用を促進し、地域ぐるみでたい肥を活用した土づくりを推進する。

ウ 畜産試験場の使命と特徴

畜産に関する試験研究を行い、畜産技術の創出とその体系化を図り、もって本県畜産が競争力を備えた付加価値の高い産業として持続的に発展していくことに資することを使命とする。

また、その役割は第六次宮崎県農業・農村振興長期計画及び宮崎県農業の試験研究構想に基づき、

ア 畜産の生産現場で発生する技術的問題の解明と多様な研究ニーズに対応した新技術の開発に取り組むこと

イ 大学等の最先端技術や基礎研究（シーズ）を、いち早く現場への応用技術として開発・普及すること

ウ 技術普及のための実証試験に取り組むこと

エ 家畜、家きん等の改良増殖及び供給に取り組むこと

等であり、具体的には、みやざきブランドの推進に向けて、産肉性・経済性に優れた宮崎牛生産技術の確立、系統豚ハマユウの系統造成試験、みやざき地頭鶏原種鶏の維持・改良と種鶏用ヒナの供給に取り組んでいる。また、牛受精卵の供給、乳牛の暑熱対策、豚の尿処理の試験等を実施している。

エ 畜産施策における畜産試験場の位置付け

宮崎県では「第六次宮崎県農業・農村振興長期計画」及び「酪農・肉用牛生産近代化計画」を基本として、生産から流通・消費にいたる各般の施策を推進しながら畜産の振興を図っている。

畜産試験場では、これらの計画の実現を目指し研究開発の方向と具体的な研究目標を取りまとめた「宮崎県農畜水産試験研究推進構想」に沿って、生産現場で発生する技術問題の解明と多様な試験研究ニーズに対応した新技術の開発や家畜、家きんの改良増殖及び供給を積極的に推進している。

実施にあたっては、産学官の連携強化や競争的資金等の活用を図りながら、新たな技術の迅速な開発に向けた共同研究を積極的に推進するとともに、現地試験の実施及び関係機関・団体との連携強化や生産者との技術交流会の実施など、さらに開かれた試験場としての活動に取り組んでいる。

オ 公的研究機関の必要性

宮崎県の畜産は、地域の条件を生かし農業産出額の57%以上を占める農業の基幹作目となっており、「宮崎牛」「宮崎ハマユウポーク」「みやざき地頭鶏」を中心として全国でもトップクラスの地位を築いている。

畜産試験場はこの発展過程において、各畜種毎の飼養管理技術の開発と普及、各団体等の畜産技術員の養成、宮崎県独自の品種・系統を作出するための育種改良の取り組みなど技術革新の担い手として「みやざきブランド」確立の中心的役割を果たしてきた。

研究成果は、このように広く宮崎県内の畜産農家の経営向上につながり、ひいては宮崎県の基幹産業である農業や農村地域の活性化、地域経済の活力強化にもつながる公共性の強いものである。

今後、更に宮崎県の特性を生かした畜産を発展させ、厳しい産地間競争を勝ち抜いていくためには、他の都道府県より優秀な種畜を生産し、それらをもとに高品質

の畜産物を低コストに生産できる技術を開発することが喫緊の課題であり、畜産試験場の役割はますます高まっているものと考えられる。

(11) 国・都道府県・大学・民間等との役割分担及び連携について

ア 類型及びそれぞれの機関の役割、特徴

(ア) 国及び独立行政法人研究機関

特定の行政に直結したものもあるが、大学や民間で取り組むことのできない、食の安全、消費者の信頼確保と健全な食生活の実現等、国の戦略に沿った重点的な研究が重要になってきている。

(イ) 都道府県立試験研究機関

県の研究機関で行われる研究は、大学や民間で取り組むことのできない、大学等の基礎研究による最先端の理論や普及につながる技術の実証等、県の戦略に沿った重点的な研究が重要になってきている。

(ウ) 大学

大学では、人材の養成とともに、学術研究として、一人一人の研究者の自由な発想が尊重され、研究分野の選定は研究者の全くの自主性に任せられる。

(エ) 民間企業、団体等

民間企業では、個々の企業戦略に基づいて商品化をめざした技術開発研究が行われている。

イ 上記の各機関との連携の状況

20年度においては、各機関と連携して共同研究等を実施している。

(ア) 国及び独立行政法人研究機関（国の外郭団体を含む） 共同研究 9件

(イ) 都道府県立試験研究機関 (件数は重複有り) 7件

(ウ) 大学 (") 7件

(エ) 民間企業、団体等 (") 5件

(12) 畜産試験場と設置目的が近接すると思われる宮崎県が出資している公社、事業団等、及び、宮崎県に設置されている協会、協議会等、また、その他の関連団体との関係及び役割分担について

ア 宮崎県が出資している公社

(ア) 宮崎県畜産協会（県出資額：182,858千円）

宮崎県畜産協会は、「良質な畜産物の生産及び流通、家畜・畜産物の価格の安

定及び保健衛生並びに畜産経営の安定等に努め、もって宮崎県における畜産の振興に寄与する」ことを目的として設立されている。

畜産協会の活動の主体は各種補助事業や農家の技術・経営指導に関する業務が主で、畜産試験場は、畜産協会に対して農業改良普及センターと連携して農家の技術・経営指導に関する助言等を行う立場にある。

(イ) 宮崎県家畜改良事業団（県出資額：40,000千円）

家畜改良事業団は、「肉用牛の改良及び増殖を促進するため、自ら種雄牛を繋養し、家畜人工授精用凍結精液の計画的な需給管理、和牛種雄牛産肉能力検定及び肥育事業の推進を行うこと」を目的に設立されている。

畜産試験場とは、和牛の種雄牛の造成や、能力評価における情報収集、分析・検討の面で他の関係機関も含め連携をとりながら業務を進めている。家畜改良事業団の活動の主体は宮崎県が造成した種雄牛の凍結精液の製造・販売である。

(ウ) 宮崎県畜産公社（県出資額：80,000千円）

宮崎県畜産公社は、「宮崎県内における農業者の預託に係る乳用牛の保育、育成及び家畜の能力検定、乳用牛、肉用牛の育成、繁殖、肥育等を行うことにより畜産の近代化を強力に推進するとともに家畜の生産改良を促進し、もって当該地域の農業生産力の増強と農業者の経済的社会的地位の向上を図る」ことを目的に設立されている。

畜産試験場とは、和牛の種雄牛造成における産肉能力検定や、他の機関との共同研究における試験牛の預託、バイオテック部門の新技术開発の一環として試験牛の提供等で連携している。

イ 県に設置されている協会、協議会等

(ア) 宮崎県農業会議

宮崎県農業会議は、農地法等に基づく農地の調整、農業生産法人等の企業的農業経営体の育成、新規就農者の育成確保等に対する業務を行っている機関であり、畜産試験場と連携した業務はない。

(イ) 宮崎県良質たい肥生産流通促進協議会

宮崎県良質たい肥生産流通促進協議会は、「畜産農家群と耕種農家群との連携を密にし、家畜排せつ物の適正な処理と良質たい肥の生産・広域流通を促進する体制を整備することにより、畜産経営における環境保全及び畜産の安定的な発展並びに資源循環型農業の推進を図る」ことを目的に設立されている。畜産試験場は必要とされる情報を提供している。

(ウ) 宮崎県飼料草地協会

宮崎県飼料草地協会は、「飼料草地等」の高度利用、放牧の推進、林地の畜産的利用を通じ、安全な国産粗飼料の確保、環境に配慮した畜産の振興及び飼料全

般の総合的な対策を推進し、もって本県畜産の発展に寄与する」ことを目的に設立されている。畜産試験場は必要とされる情報を提供している。

ウ その他

(ア) 養鶏業協会等の同業者団体

養鶏協会は、「鶏病の予防及び養鶏の技術向上に努めることにより、養鶏事業の健全な発展を促進し、もって県民の食生活の向上に寄与する」ことを目的に設立されている。畜産試験場は必要とされる情報を提供している。

(イ) 各種農協等

農協は、組合員の生産性向上のための技術指導や新技術の実証・普及等を行っており、畜産試験場の研究成果も利用されているが、連携した業務はない。

2. 監査結果

(1) 収入に関する財務事務

ア 概要

収入に関しては、宮崎県作成の「調定元帳（一般企業における総勘定元帳の収入関係の元帳に相当するもので、“調定”とは、収入の原因、納入金額、納入義務者等を調査して決定することを言う）」より任意に10件の取引を抽出し、宮崎県の定める財務規則に従って適正に処理されているか、個々の収入取引においてその収入取引が発生した事情に応じて収入すべき金額が正しく調定され、納入の通知が正しくなされ、正しく収納されているかについて、「宮崎県使用料及び手数料徴収条例」や「畜産試験場における生産物価格についての農林水産部長通知」等の根拠条例・通知等や、調定調書、物品等処分伺書、決裁伺書等の県内部で作成された書類、及び、契約書、精算書等の県外部を経由して作成された書類を精査して検証し、不明点については関係部署に質問を行った。

なお、収入科目や金額、その推移については「1. 概要」の「(9) 収入・支出の状況」を参照のこと。

イ 監査結果

収入に関する財務事務については、宮崎県の定める財務規則に従って適正に処理され、個々の収入取引においてその収入取引が発生した事情に応じて収入すべき金額が正しく調定され、納入の通知が正しくなされ、正しく収納されていた。

ウ 監査意見

(ア) 内部振替取引の収入計上について

子豚の成豚振替時や子牛の成牛（肥育牛）振替時に「生産物売払収入」として

収入が計上されている。これは、現金の移動を生じさせない単なる計算上の収入である。

同時に「原材料費」として同額が計算上の支出として計上されているので差し引き収支はゼロではあるが、これらの成豚や成牛が外部に売却された時は再び「物品売払収入」として計上され、結果的に同一生産物について収入が2度計上されることになり、歳入規模が膨らんでしまう結果になっている。

この処理は、一般企業と違い公会計では費用と収益の対応という概念や貸借対照表が存在しない状況で生産物を管理するために考えられたものと思われるが、一般企業でいえば売上の水増し計上に相当する処理であり、総務省が推進している「新地方公会計制度」の導入を機に改善する必要があると考える。

(イ) 受託研究に関する一連の手続きについて

独立行政法人からの受託研究において、研究受託の決裁、受託承諾書の作成送付、委託先からの契約書の送付、委託研究契約書の作成（締結）送付という一連の手続きが、同一日付で行われていたが、これらの一連の手続きは現実には1日で済ませることは不可能な処理であり、事前の話し合いで受託研究の内容のすべてについて打合せを済ましておいて、その後形式を整えるために一連の手続きを踏んだのではないかと思慮され、研究委託の申し込みから契約締結に至る実態を不明瞭なものにしている。改善が必要と考えられる。

また、受託研究費の請求に当たって、決裁を受けた日以前に調定調書が作成されていた。これは決裁の内諾を得た段階で調定調書を作成してしまった事務上のミスと思われるが、誤解を招く恐れがあるので手続きを遵守すべきである。

なお、受託研究については抽出取引以外にも数件について、受託研究についての収支について検討してみた。支出については、ほぼ事前に積算した範囲内に収まっている。しかし、支出項目はその受託研究を実施するに当たって新たに発生する項目に限られており、固定的な支出（県職員の人件費、施設の損料、水道光熱費等）は含まれていないにも拘らず、ほぼ支出超過となっている。畜産試験場の回答によれば、もしそれらの研究を受託でなく自前で実施した場合は全額畜産試験場の持ち出しになってしまうところ、受託料により少なくともその研究のために新たに発生する支出はほぼ賄うことができるので止むを得ないとのことであったが、事前の積算に当たってはそれら新たに発生する支出以外の項目についても含めて原価計算を行い、少しでも多くの受託料を引き出す努力、そして、受託研究ごとのより精密な収支計算を行うべきかと思慮する。

(ウ) 平成14年度に発生した鶏の販売代金2件777,490円が未収のままとなっている。どのような回収のための方策をとったのか、その結果どのような状況で

あるのかを記録として残すとともに、徴収不能であれば速やかに不納欠損金として処理すべきものとする。

(2) 支出に関する財務事務

ア 概要

歳出に関しては、宮崎県作成の「歳出予算整理簿（一般企業における総勘定元帳の支出関係の元帳に相当するもの）」より、金額及び性質上重要性のある「旅費」「需用費」「役務費」「原材料費」「備品購入費」「委託料」「報償費」「使用料及び賃借料」について任意に46件の取引を抽出し、宮崎県の定める財務規則に従って適正に処理されているか、歳出（以後支出という）は正当な根拠に基づき為されているか、支出金額に過不足はないか、最も合理的で安価な購入・調達等に基づく支出であるか、支出時期は適正か等につき、それぞれの支出項目に応じた関係書類を検証し、不明点については関係部署に質問を行った。また、歳出に関する財務事務には、物品購入契約に関する財務事務、及び、業務委託契約に関する財務事務も含まれるが、これらについては主に手続き面に重点を置き上記の8支出項目の後ろに追加して記載してある。

なお、支出科目や金額、その推移については「1. 概要」の「(9) 収入・支出の状況」を参照のこと。

イ 監査結果

(ア) 旅費

畜産試験場における旅費は、近隣地域への出張に伴う少額の旅費がかなりの部分を占め、金額が嵩むものは主として研究大会への出席、異動に伴う赴任旅費等が散見される内容である。これらについては、職員の旅費に関する条例、旅行命令書、旅程表、研究大会等のパンフレット及び出張報告書、旅費内訳書兼請求書、領収書、支出負担行為兼支出命令書、等により旅行（出張）の必要性、金額の合理性・正確性について検証を行ったが、「意見」の項で述べている事項を除き、特記すべき事項はなかった。

(イ) 需用費

需用費とは一般的には聞きなれない言葉であるが、宮崎県財務規則によれば「行政事務の執行上必要とされる物品の購入費、その他その効用が比較的短期間に消費される性質の経費」と定義されており、畜産試験場においては消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費、水道光熱費、原材料費、修繕費等がその主なものであり畜産試験場の支出の中で最も大きな比率を占める支出項目である。

なお、原材料に関しては別に「原材料費」という支出項目があるが、県の財務

規則によっても両者の区分は不明瞭であり、畜産試験場では家畜の飼料は需用費、作物の種子・人工授精用精液・受卵牛・試験用鶏等の購入費、子豚・子牛の成豚・成牛への振替支出等を原材料費としている。後記「意見」で述べているとおり、この区分には一考を要する。

需用費に関しては、物品購入要求書、物品修繕要求書、予算執行伺い等その支出が必要とされる根拠書類、競争入札関係書類、随意契約に係る見積依頼書・見積書、予定価格調書等の購入先の選定手続き及び購入価格の妥当性に関する書類、契約書、請書等の購入契約成立を裏付ける書類、検査調書等購入物の数量・品質等を確認する書類、請求書等の支払額確定の裏付けとなる書類、支出負担行為書、支出命令書等の正当な職務権限を有する者による支払い手続きの妥当性を裏付ける書類を精査した。監査の結果、後記「意見」で述べている事項を除き、特記すべき事項はなかった。

(ウ) 役務費

この支出項目も一般的には聞きなれない言葉であるが、主として人的なサービスの提供に対して支払われる対価のことで、通信運搬費、保管料、手数料、損害保険料等が主要なものであるが、畜産試験場における役務費はその殆どを手数料（生産物の検査・分析・登録や販売に関する手数料）が占めている。

上記（イ）同様、支出が必要とされる根拠書類、購入先の選定手続き及び購入価格の妥当性に関する書類、正当な職務権限を有する者による支払い手続きの妥当性を裏付ける書類を精査した。監査の結果、特記すべき事項はなかった。

(エ) 原材料費

この支出項目の殆どは（イ）で述べた家畜の作物の種子購入代、子豚・子牛の成豚・成牛への振替支出、特に子豚・子牛の成豚・成牛への振替支出が大部分を占めている。

振替支出は収入に関する財務事務の（意見）の項で述べている振替収入取引と表裏をなすもので、これに関しては振替収入取引との整合性が認められた。

それ以外の購入取引については需用費に準じて精査を行ったが、特記すべき事項はなかった。

(オ) 備品購入費

備品とは、一品の取得価額が2万円以上のものをいうが、これについては需用費に準じて精査を行った。

監査の結果、後記「意見」で述べている事項を除き、特記すべき事項はなかった。

(カ) 委託料

畜産試験場における委託料の内容は、主として委託研究、各種設備保守点検、警備・清掃・除草、廃棄物処分等に関する支出であるが、これらについては特に委託先の業者等の選定手続きに重点を置きつつ需用費に準じて精査を行った。

監査の結果、後記「意見」で述べている事項を除き、特記すべき事項はなかった。

(キ) 報償費

報償費とは、「役務の提供、施設の利用などによって受けた利益に対する代償及び公益上一定の行為に報い、かつ、これを推奨する報償的性格を有する経費のこと」を言うが、この定義の後段の部分はややあいまいな内容を含むものの、畜産試験場における報償費は、きょうだい検定事業において、農家の所有するメス牛の腹を借りて、畜産試験場所有の受精卵を移植する際の受精卵移植師に対する技術料がその全てである。

この支出についても、需用費に準じて精査を行ったが、特殊な取引であるため受精卵移植台帳、家畜人工授精師作成の受精卵移植証明書も併せて検討した。

監査の結果、特殊な取引のため関係書類同士の関連理解に手間取ったものの、関係部署のヒアリングの結果、特記すべき事項はなかった。

(ク) 使用料及び賃借料

畜産試験場における使用料及び賃借料は、その殆どがパソコンや分析器等の専門機器のいわゆるリース料であるが、中途解約時の損害金の定めがないため「賃貸借契約」として扱われている。これらは長期継続契約と言い複数年にわたって債務を負担する行為となるため、その条件が条例及び運用要領により定められている。

抽出した取引の中には平成19年度中に新規にリース契約を締結したものはなく、いずれも前年度以前からの継続案件であり、前年度以前の条件と一致していることを関係書類・ヒアリングで確認するとともに、平成19年度の契約に関する手続きにつき、購入先の選定手続きに関する部分を除き需用費に準じて監査を行った。

監査の結果、特記すべき事項はなかった。

(ケ) 物品購入契約に関する財務事務、及び、業務委託契約に関する財務事務

物品購入および業務委託契約の締結が、地方自治法及び宮崎県財務規則に基づき適正、かつ、効率的に行われているかについて監査を行った。

最近3カ年における契約状況は次の通りである。

a 指名競争入札による購入等

(本場)

区分	摘 要		平成17年度	平成18年度	平成19年度
指名競争入札	件 数	総額契約	2件	1件	1件
		単価契約	件	件	件
	平均落札率	総額契約	97%	93%	84%
		単価契約	%	%	%
	総 契 約 金 額		6,783千円	10,080千円	4,620千円

(川南支場)

該当なし

b 一般競争入札による購入等

(本場)

該当なし

(川南支場)

区分	摘 要		平成17年度	平成18年度	平成19年度
一般競争入札	件 数	総額契約	1件	1件	1件
		単価契約	0件	0件	0件
	平均落札率	総額契約	69%	67%	80%
		単価契約	－%	－%	－%
	総 契 約 金 額		2,772千円	2,625千円	3,087千円

c 随意契約による購入等 (一件当たり30万円以上の契約)

(本場)

区分	摘 要		平成17年度	平成18年度	平成19年度
随意契約	件 数	総額契約	36件	46件	42件
		単価契約	件	件	件
	平均契約率	総額契約	98%	97%	93%
		単価契約	%	%	%
	総 契 約 金 額		18,278千円	26,526千円	20,218千円

(川南支場)

区分	摘 要		平成17年度	平成18年度	平成19年度
随意契約	件 数	総額契約	11件	11件	7件
		単価契約	6件	6件	7件
	平均契約率	総額契約	98%	91%	92%
		単価契約	94%	85%	73%
	総 契 約 金 額		48,581千円	47,479千円	46,665千円

畜産試験場における購入物件や委託業務は財務規則で定める随意契約の要件を満たすような金額の取引が大部分を占め、入札によるものは上記の通りこの3年間で7件だけである。

宮崎県では、平成17年に発覚した官製談合事件後、東国原新知事の下入札改革に取り組んでおり、上記の通り件数は少ないものの落札率は低下しており、とくに、一般競争入札における落札率の低下が目につくところであり、また、この傾向は随意契約にも見て取れ、建設・土木業者だけでなくその他の納入業者等も「県の仕事は手続きが面倒な上に利益がとれないどころか赤字だ」という嘆きの声が監査人の耳に入ってくるほどであり、物品購入・委託業務における経済的合理性は確保されているものと推察される。

監査の結果、物品購入および業務委託契約の締結は、後記「意見」で述べている事項を除き、地方自治法及び宮崎県財務規則に基づき適正、かつ、効率的に行われていると認められた。

(コ) 経費節減について

宮崎県においても財政事情は厳しく、全庁をあげて経費節減に取り組んでいる。

畜産試験場における経費節減の取り組みについて質問したが、1. 概要の(9)「収入支出の状況」に記載の通り、支出額は本場、川南支場共に減少傾向にはない。特に平成19年度は、報酬支出が大きく増えているが、これは、将来の人件費を減少させるべく現業職（運転、現場作業等）の人員を行政職に配置換えし、現業職を非常勤職員で賄ったことによる支出増である。一時的に人件費支出が増える結果となっているが、将来的には大きな支出削減効果を生む効果が期待されるもので、現時点ではやむを得ない支出増加と思われるが、将来にわたっての検証が必要と考える。

畜産試験場の説明では、あらゆる支出項目について支出削減努力をしており、特に支出の中で大きな割合を占める需用費については、削減努力をしているものの、固定的・経常的な支出が多く、目に見えて効果を上げているのは水道光熱費程度とのことであった。本場については、水道光熱費の削減についてのデータはなかったが、川南支場においては記録がなされており、削減の経過は見て取ることができた。

ウ 監査意見

(ア) 旅費について

旅費の計算は、財務会計システムにより、出発地、経由地、到着地、宿泊の有無その他必要事項を入力すれば最も経済的な経路で自動計算される方式をとつ

ており、この方式はシステムが適切に設計されているという前提を置けば、恣意性を排除し、省力化も図れるものとして妥当と思われる。

ただし、飛行機と宿泊がセットになった、いわゆるパック旅行については、旅費内訳書兼請求書のすべての支出項目の合計額より精算支出額のほうが若干多くなっており、一見旅費の過大支給のように見て取れる。これは、旅費のうち宿泊費については実際に宿泊しようがしまいが、職務の級に応じた定額が支給されることに起因している。宿泊費が定額支給のため、パック旅行の場合わざわざ財務会計システムを離れて手計算でパック代金を飛行機代と宿泊費に分解し、その結果得られた宿泊代が所定の宿泊代に満たない場合はその差額を上乗せ支給していることからこのような結果になっている。この説明を受けるために手書きの説明資料を作成してもらい納得するのに30分以上を要した。また、パック旅行の場合の旅費精算の事務作業も煩雑であるとの説明を受けた。パック旅行を利用することは経費節減の意味から推奨されることではあるので、単純にかかった経費で精算すれば無用の誤解や煩雑な事務作業も不要なのであるが、現状では宿泊費が定額支給となっており、しかもそれが財務会計システムに組み込まれていないため止むを得ないというのが現場の認識であった。

パック旅行に限らず宿泊費は定額支給であることから領収書の添付も当然ながら無い。

旅費精算の透明性を高め無用な事務作業を減らすためにも、職務の級に応じた一定の限度額を設けた上で実費精算とする方向で検討されたい。

(イ) 需用費について

既述の通り、畜産試験場では家畜の飼料は需用費、作物の種子・人工授精用精液・受卵牛・試験用鶏等の購入費、子豚・子牛の成豚・成牛への振替支出等を原材料費としている。

この、子豚・子牛の成豚・成牛への振替支出等を原材料費としている処理は分かりづらいが、畜産試験場で生まれた豚や牛は、その時点では何も経理処理されない。支出を伴っていないので原価ゼロである。その子豚や子牛が餌を食べれば飼料代という支出が発生するが、この支出は需用費として処理される。子豚・子牛が成豚・成牛になった段階で、「収入に関する監査意見」の項で述べたように所定の計算方法により算出された金額により生産物売払い収入と原材料費に両建てで計上する。従って、収入についてだけでなく、支出のうち飼料代についても二度支出に計上される結果となっている。

この処理も、一般企業と違い公会計では費用と収益の対応という概念や貸借対照表が存在しない状況で生産物を管理するために考えられたものと思われるが、畜産試験場の収支の状況を分析する上では却って分かりづらくすることに

なっており、これについても「新地方公会計制度」の導入を機に改善する必要があると考える。

また、需用費の内容は種々雑多なものが含まれているため、支出の傾向分析等を行うのは非常に困難である。県の財務規則を改定し、支出区分をもう少し細分化すべきと考える。なお、飼料は明らかに家畜の生育のためのものであり、畜産試験場の収支の状況を明瞭にするという意味から原材料費として処理すべきものとする。

(ウ) 備品購入費について

これについては、後記物品購入契約に関する財務事務、及び、業務委託契約に関する財務事務において触れているので参照のこと。

(エ) 委託料について

これについても、後記物品購入契約に関する財務事務、及び、業務委託契約に関する財務事務において触れているので参照のこと

(オ) 物品購入契約に関する財務事務及び業務委託契約に関する財務事務について

需用費に関連して、随意契約による物品（乾草）の購入において、「物品購入要求書」の作成承認、「見積書」の徴収、「調達決定兼受入交付伺」の作成承認という一連の手続きが1日で終了しているものがあつたが、現実的に1日で終了することは不可能な手続きである。これは、正式な見積書を徴収する前に電話等で問い合わせ事前に価格や購入先を決定し、それに合わせて形式を整えているものと考えられる。正規の手続きを踏んでも結果は同一かもしれないが、無用な誤解を招かないためにも正規の手続きを踏むべきものとする。

また、請求書の受領日ではなく発行日に支出命令がなされているものがあつたが、これも現実的に1日で行うことは不可能な処理である。これには施設の修繕であつたが、修繕を要求した現場の人間が事務処理に不慣れで事務処理を行わないまま修繕を行い、後になって書類の体裁を整えたとのことであつたが、さらに、請求書の日付もそこだけ複写ではなく修正インクで書きなおした跡があり、会計年度をまたがった取引でもないのになぜなのかという思いを抱かせるものであつた。日頃からの研修、意識付けの徹底が望まれる。

財務規則によれば、競争入札、随意契約等の契約方法を問わず原則として「予定価格調書」を作成しなければならないが、需用費に関連して予定価格調書はあるものの、その予定価格の算出根拠が不明確なものが一部あつた。この算出根拠が明確でなければ、たとえ落札率が低くても最も経済的に購入できたとは言えないことになってしまう。関連業者への聞き取りやインターネットからの情

報、メーカーの価格表等を参考にしていると思われるが、予定価格調書には漏れなくその算出根拠を明確に示す資料を添付すべきと考える。

需用費、備品購入費等物品やサービスの購入において、財務規則においては納品書の保存を義務付けていない。畜産試験場においても、念のために最近の分は保存してあるが特に整理編綴はしていないとのことであったが、財務規則において納品書の保存義務を定めていないことは大きな欠陥と言える。

平成19年において、宮崎県では不適正な事務処理（いわゆる預け、書き換え、不適切な現金等）が問題となったが、納品書が保存・整理され、請求書と照合可能な状態にあれば預けや書き換えの問題については抑制が働き、また、発見も比較的容易であったと考えられる。ただし、納品書まで書き換えられていた場合には効果がないと思われる。

委託費において、庁舎警備委託業務の場合、受託業者が委託者や第三者に損害を与えた場合に備えて受託業者が賠償責任保険に加入しなければならない契約になっているが、この保険加入の事実の確認漏れが1件あったので、契約締結時には、契約の類型に応じたチェックリスト等を作成しておき活用することが望まれる。

樹木伐採作業委託業務において、積算価額336千円の業務の見積りに3社が見積書を提出したが、最低見積価額と最高見積価額との間に4倍近い差があり、あまりに差が大きいので単なる見積書の数合わせかという疑問を生じ積算根拠と見積書の内容を突合せ精査したところ、見積依頼における作業の内容・条件の提示が不十分なためと判明した。より明確な見積条件等の提示が望まれる。

(カ) 経費節減について

監査の結果に記載の通り、畜産試験場の説明ではそもそも経費節減の対象となる支出項目が限られているとのことであったが、どのような支出項目が毎年どのように発生しており、それに対してどのような削減努力をしどのような結果が得られたかという分析・検討記録は水道光熱費以外認められなかった。このことは、需用費の項で延べた通り支出項目の括りがあまりにも大きいことも原因の一つかと考える。いちいち手作業で類似支出項目を拾い出さなければならないからである。

とは言え、説明責任を果たし、経費削減の実を上げるためにも、単なる予算との比較にとどまらず試験場独自の目標を定め、一般企業なら当然のように行っている目標設定、差異分析、支出分析、支出効果の測定、代替手段の検討等の手段を実施するとともに、その経緯・結果を記録に残すべきと考える。

宮崎県においては、「不適正な事務処理」の再発防止策の一つとして、「経費節約奨励システム」を平成20年度から導入したとのことであるが、それによれば、

「各部局の他の模範となるような節減努力や創意工夫により生じた予算の執行残額の一定額を翌年度の調整事務費等に加算して予算要求できる」となっており、環境的にも経費節減に取り組みやすくなっていると考えます。

(3) 公有財産管理の状況

ア 概要

畜産試験場における公有財産は、土地、建物およびそれらの従物でありその主要な明細はⅠ概要5.施設の概要(1)土地、建物の概要に記載の通りである。

土地については現場を視察するとともに、土地台帳と登記簿謄本との照合を行った。

建物についても現場を視察し、一部について建物台帳との照合を行ったが、建物は登記されていないため、登記簿謄本との照合は行い得なかった。監査の視点は、実在性、維持管理の状況、稼働状況である。

イ 監査結果

(ア) 実在性、及び、維持管理の状況

本場は、歴史があるだけに建物はよく言えば風格があるが、一部の建物は老朽化が進んでおり、また、一部の建物については手狭さを感じたが、現時点における実在性、及び、維持管理の状況に特記すべき事項はなかった。

川南支場については、平成9年から5年間かけて行った施設整備事業及び、平成19年度に行った鶏舎建設事業により、また、取り扱っている畜産物(豚、鶏)の病気に対する抵抗力のなさに対処するため防疫対策が徹底されていることもあり、整然とした印象を受けた。実在性、及び、維持管理の状況については、一部の付属設備(糞尿処理施設)にやや老朽化したものがあったが、それを含め特記すべき事項はなかった。

(イ) 稼働状況

下記に示す遊休不稼働建物を除き、適切に稼働していると認められた。川南支場の建物については利用休止中のものがあったが、試験研究課題によっては利用休止物件が発生するものの、次の試験研究課題に備えて維持管理されており、遊休不稼働建物としては扱わなかった。

遊休不稼働物件（本場）

（単位：千円）

財産 No	財産名称	取得年度	耐用年数	評価額	取得価額	コメント
29	1号放牧看視舎	S42年以前	15	0	250	20年度中取り壊し予定
30	2号放牧看視舎	S42年以前	15	0	313	20年度中取り壊し予定
32	修練生寄宿舍	S42年以前	20	0	42,573	取壊すべきも予算つかず
計	3件			0	43,136	

遊休不稼働建物ではないが、本場にはその地理的条件から職員宿舎（RC造で3DKが10室）を有するが、道路が良くなったこと、車が普及したことにより満室だったものが、現在は2室しか入居者がいない状況であり、その維持管理費を考えて、県では宿舎の所在する高原町に寄付することを検討しているとのことであった。特記すべき事項はなかった。

また、本場の酪農研修館は、研修生受け入れのため昭和47年に宿泊施設付きで約5千5百万円で建築されたものであるが、その使命を終え平成7年以降は催事、研修等稼働日数は年間20日に満たず、無ければ無いでも済む施設ではあるもののこれまたRC造の強固な建物であり取り壊しのためには莫大なコストがかかるため存続させているものである。稼働ゼロではないため遊休不稼働物件としては扱わなかった。

（ウ）火災保険付保状況

火災保険は、原則として木造建物のみ加入しており、それ以外の建物は未加入である。

ウ 監査意見

（ア）実在性、及び、維持管理の状況について

本場の建物およびその付属設備については老朽化が進んでおり、県の財政が厳しい状況の中制約はあるものの、一度にまとまった負担が発生する状況を避けるために、今後計画的な補修を行っていくことが望まれる。

（イ）稼働状況について

職員宿舎に関しては、監査の結果に記載した通りである。

酪農研修館については、手狭な研究棟を見た後では、何らかの有効活用方法はないかとの印象を持った。ぜひ、さらなる活用方法の模索検討をすべきと考える。

(ウ) 火災保険付保状況

木造以外の建物が災害に遭わないはずがなく、早急に損害保険に加入すべきである。

(4) 物品管理の状況

ア 概要

本場、川南支場の物品のうち重要備品（車両運搬具、及び、取得価額が百万円以上の物品）すべてについて現品確認、及び、整備・整理状況、稼働状況等の調査を行った。重要備品以外の物品については、重要備品の現品確認時に整備・整理状況について視認し、必要に応じて用途や利用頻度、管理状況等について質問を行った。

イ 監査結果

(ア) 全般

本場、川南支場共に重要備品台帳と現品とはすべて一致した。ただし、修理中のため、修理業者が保管中の重要備品が1件あったが、それについては修理業者の預り証で確認できた。また、すべての備品につき整備・整理状況に特記すべき事項はなかった。

(イ) 整理票について

重要備品も含め、備品には整理票が貼付してあるが、整理票の様式が重要備品もそれ以外の備品も全く同一であり、現品確認に手間取る原因となった。色で区分する等の工夫がぜひ必要と思われる。

現品確認時、整理票が貼付していないものが1件あったが、油性インキで現品に物品番号が記載されており、整理票は発行済みで単なる貼り忘れであったのでその場で貼付してもらった。

なお、整理票は財務会計システムに物品を登記することにより発行されるが、その際登録番号は連番で自動的に割り当てられるので、登録番号を見ただけではどこの部署の所有に属するものか判別することはできなかった。

(ウ) 物品管理担当者による現品確認について

宮崎県総務事務センター作成の「物品管理事務の手引き」によれば、「常に帳簿と現品が一致しているよう突合を適時行い、変質その他の事故等が生じないよう注意する」と規定されている。この点について質問したところ、本場においては毎年定時には行っておらず適宜に行っており、最近では平成20年2月に行

った後、今回の包括外部監査の実施日前に再調査したとのことであった。川南支場においても状況は同様であった。

従って、物品管理担当者による現品確認は、過去においては適正に行われていたとは言い難い。

(エ) 稼働状況、及び遊休重要備品について

備品台帳に記載されている稼働状況に基づき、車両については運行管理簿、それ以外の重要備品については現品調査時における視認及び質問により稼働状況を調査した。なお、備品使用簿は本場における液晶プロジェクターについてのみ作成されていた。

調査の結果、本場においては年間10日～20日程度しか稼働しない重要備品が16件川南支場では1件見受けられ、さらに川南支場においては現状において稼働日数ゼロのものが5件あった。川南支場における稼働日数ゼロのものは、試験研究課題が終了し、次の試験研究が開始されるまでの一時的休止であった。それ以外の重要備品の稼働率の低い原因は、大きく分けると①飼料収穫時や種蒔時だけ等、特定の時期のみ使用するもの②使用頻度は低い但那がなければ試験研究業務が行い得ない特殊な分析機器等③新機種が導入されたが万一それが壊れた場合に備えたスペア用の旧型機種の種類に分けられる。①②については、建設機械等のようにリース会社から必要なときに必要な期間だけ借りられる物件であればリースで代用することができるが、汎用性のない特殊な機械であるためリースで代用することは無理であり、また、分析機器等については畜産試験場の本場と支場で、或いは他の試験研究機関と共有するという方法も考えられなくはないが、分析機器等は全てコンピューターと連動しており、移動・設置の手間や費用を考えると現実的な方法ではなく、稼働率の低さは止むを得ないと考える。③については稼働率が低くなって当然なものである。

上記を総合して、特に理由もなく稼働率が低かったり遊休状態にあり、その購入に疑問を覚えるような重要備品は存しなかった。

(オ) 重要物品の更新状況

最近3カ年の重要備品の購入状況は次の通りである。

年度	本場		川南支場		合計	
	点	千円	点	千円	点	千円
平成17年度	6	9,497	0	0	6	9,497
平成18年度	5	8,894	1	1,239	6	10,133
平成19年度	5	9,010	0	0	5	9,010

(カ) 重要備品の老朽化について

場所	重要備品総数		左のうち耐用年数経過済みのもの		耐用年数経過済み物件の割合
	数量	取得価額(A)	数量	取得価額(B)	(B)/(A)
本場	123 点	364,509 千円	79 点	257,246 千円	70.6%
川南支場	53 点	124,493 千円	52 点	123,254 千円	99.0%
合計	176 点	489,002 千円	131 点	380,500 千円	77.8%

上記の通り、重要備品の老朽化はかなり進んでおり、現品確認に際してもその状況は見てとれた。

ウ 監査意見

(ア) 整理票について

上記監査の結果で記載の通り、整理票の様式については、重要備品とそれ以外の備品について一目で分かるような工夫をすべきである。これは、整理票を作り直すことなく、手書きで色を付ける等の方法により即実行可能と思われる。

同じく、監査結果で記載の通り、整理票は財務会計システムに物品を登記することにより登録番号は連番で自動的に割り当てられ発行されるので財務会計システムの組み直しを伴うため即実行することは困難とは思いますが、番号を見ただけでどの部署の所属かが分かるような発行方法に改めるよう配慮されたい。でなければ、現品調査に際し、不足する重要備品を他の場所から移動してきて埋め合わせても、判別困難だからである。

(イ) 物品管理担当者による現品確認について

これについては、そもそも“帳簿と現品が一致しているよう突合を適時行い”という「物品管理事務の手引き」の規定があいまいなことに原因があると考えられる。おそらく、部署により繁閑の時期が違うことに配慮しての規定かとは思いますが、最低限「毎年定時に最低限1度は行うこと」という規定に改めるべきと考えられる。

(ウ) 重要備品の老朽化について

監査結果に記載の通り、重要備品の老朽化・陳腐化はかなり進んでおり、このことは現品調査時における視認によっても確認できたところである。畜産試験場においては、自前の機器では対応できない場合は、最新の設備を有している国等の機関に持ち込んで対処しているとのことであった。また、畜産農家のお手本(モデル)となるべき畜産試験場の機器がお手本にならず、却って畜産農家の

ほうが先端機器を有している場合があるとの声が聞かれたが、先端機器がなくてもこれだけのことが出来るのだという意味合いはあるものの、畜産王国を標榜し、それだけの実績を有しており、畜産農家からそれなりの評価を得ている状況を考えると、計画的な設備の更新が望まれる。

(5) 毒物、劇物の管理の状況

ア 概要

畜産試験場には、その業務の性格上薬事法に定める毒物・劇薬を使用しているため、その管理状況の適否について監査を行った。

イ 監査結果

(ア) 管理規則等の有無

毒物、劇物は、「宮崎県畜産試験場・受精卵センター毒物劇物等管理要領」に基づき管理されている。本場においては、さらに管理規則を設け管理されていたが、川南支場においては独自の管理規則は設けていなかったものの、後記の通り保管状態、使用管理の状態に特記すべき事項はなかった。

(イ) 保管状態について

本場、川南支場とも鍵のかかるロッカーに整然と保管されており、鍵の保管責任者も定められていて保管状態に特記すべき事項はなかった。

(ウ) 使用管理簿について

本場、川南支場とも使用管理簿を備え整然と購入数、使用数、残数、使用者、使用目的等が記録されていた。畜産試験場では定期的に棚卸を実施しているとのことであったが、一部につき使用記録簿と現品残数量との照合を行った結果、特記すべき事項はなかった。

(6) 現金、預金通帳、郵便切手、印紙等の管理の状況

ア 概要

現金、預金通帳、郵便切手、印紙、給油券等の管理が適切に行われ、不明朗な収支や異常な残高がないかについて、金庫や各種出納簿、及び現物確認を行った。

イ 監査結果

(ア) 現金について

畜産試験場では現金を扱わず、収入は県所定の納入通知書により指定金融機関で収入する方法をとっており、支出については資金前渡の場合（これについて

は後述)を除き支出命令に基づき口座振替により支払する方法をとっており、手元に現金残高はなく、したがって、現金出納簿も作成されていない。特記すべき事項はなかった。

(イ) 普通預金について

本場、川南支場共に、二つの口座の預金通帳を有している。一つは、資金前渡用であり、新規採用職員の給与につき、口座振替手続きが未済な初回の給与については現金支給せざるを得ないため、会計課よりこの通帳に振込み、それを引き出して支給するため、及び、例は少ないが会費や講習会費等の支払いのための資金前渡用としているものであり、もう一つは年末調整の還付金を現金支給するため一旦会計課より還付金の振り込みを受け、それを引き出して該当者に還付するために使用されているものである。

預金通帳を閲覧したが、その使用目的のみに限定して使用されており不明朗な預け入れや引き出しはなく、当然ながら残高はゼロであり、特記すべき事項はなかった。

(ウ) 切手、印紙、給油券について

切手については、「郵便切手使用簿」により購入使用状況・使用目的、現在残高を調査した。本場の切手は使用状況に比して必要以上の残高(112,750円)があったが、これは、川南支場において大量の切手の在庫があり、その移管を受けたためとのことで、何故このような大量の切手の在庫があったかの由来は不明とのことであった。

おそらく平成19年に表に出た不適正な事務処理に関係したものではないかと思われるが、今後は適正量の発注管理に努めるとのことであった。

なお、「郵便切手使用簿」の残高と現品とは一致した。

印紙については、使用履歴、在庫ともなかった。給油券については、「給油券整理簿」により受入数、使用数、使用目的、残数等を調査するとともに、給油券の現物と突合した。特記すべき事項はなかった。

(7) 人事について

ア 概要

畜産試験場における人的資源の面における体制を検証するため、職員数、人件費額、能力開発等について監査を行った。

イ 監査結果

(ア) 人事について

最近5カ年間の職員数の推移(再掲)各年度平成20年4月1日現在)

(本場)

(単位：人)

職種	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研究職	18	18	17	17(1)	18(1)
行政職	4	5	5	5	6
技労職	20	20	20	19	12
臨時職員	42	47	40	46	51
合計	84	90	82	87	87

※平成 19 年度において、技労職が減少し行政職が増加しているのは、県の現業職（運転、現場作業等）は可能な限り行政職へ配置転換（他の部局等への配置転換も含む）し、現業職は臨時職員で対応していくという方針に基づくものである。また、平成 18 年度まで研究職として扱われていた場長及び副場長が行政職として扱われるようになり、また、平成 18 年度までは別組織であった「優良家畜受精卵総合センター」が機構改革により畜産試験場に統合されたが、このことを加味すると研究職は平成 19 年度に 3 人増加し、行政職及び技労職は 6 人減少している。

(川南支場)

職種	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研究職	9	9	9	9(1)	9(1)
行政職	2	2	2	2	2
技労職	11(2)	11(1)	10	10(2)	5
臨時職員	21	20	19	31	31
合計	43(2)	42(1)	40	52(3)	47(1)

(合計)

職種	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研究職	27	27	26	26(1)	27(2)
行政職	6	7	7	7	8
技労職	31(2)	31(1)	30	29(2)	17
臨時職員	63	67	59	77	82
合計	127(2)	132(1)	122	139(3)	134(2)
臨時職員以外	64	65	63	62	51

(イ) 勤続年数について

(本場)

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

職種	人数	平均 年齢	勤続年数(年)			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	18人	38.8歳	4.1		10.3	14.4
行政職	16人	50.6歳	16.7	0.5	10.1	27.3
技労職	2人	58.5歳	19.7		19.5	39.2
計	36人					
平均		45.1歳	10.6	0.2	10.7	21.5

(川南支場)

職種	人数	平均 年齢	勤続年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	9人	39.2歳	4.0		11.2	15.2
行政職	2人	40.5歳	0.5		20.0	20.5
技労職	4人	58.8歳	25.2		9.3	34.5
計	15人					
平均		44.6歳	9.1		12.0	21.1

※行政職には場長、副場長(技術)を含む。また、本場の行政職の勤続年数は現業職を除けば約3年となる。

イ 人件費の状況

(ア) 人件費総額

(本場)

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
研究職	—	137,362	127,955
行政職+現業職	—	178,859	146,695
小計	—	316,221	274,650
嘱託職員	0	0	0
臨時職員	20,865	22,909	49,314
合計	—	339,130	323,964
支出総額	—	532,678	500,880
支出総額に占める人件費割合	— %	63.67%	64.68%

平成17年度分は、人事課の都合により数字の提供を受けることができなかった。以下同じ。

平成19年度において、研究職の人件費が減少しているのは、既に述べたように平成18年度まで研究職として扱われていた場長及び副場長が行政職として扱われるようになったことによる。場長、副場長が行政職として扱われるようになったのにも拘らず行政職+現業職の人件費が減少しているのは、次項イ)で述べている理由による。

(川南支場)

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研究職	—	68,152	64,377
行政職＋現業職	—	80,145	48,489
小 計	—	148,297	112,866
嘱託職員	0	0	0
臨時職員	15,045	16,724	31,935
合 計	—	165,021	144,801
支出総額	—	264,758	247,631
支出総額に占める人件 費割合	— %	62.33%	58.47%

行政職＋現業職の人件費が減少しているのは、職員数が減少したことによる。

(本場＋川南支場)

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研究職	—	205,514	192,332
行政職＋現業職	—	259,004	195,184
小 計	—	464,518	387,516
嘱託職員	0	0	0
臨時職員	35,910	39,633	81,249
合 計	—	504,151	468,765
支出総額	—	797,436	748,511
支出総額に占める人件 費割合	— %	63.22%	62.63%

行政職＋現業職の人件費が減少しているのは、職員数が減少したことによる。

(イ) 職員

(嘱託、臨時除く) 1人あたり人件費

(本場)

(単位：千円)

職種	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研究職	—	—	17	8,080	18	7,109
行政職＋ 現業	—	—	24	7,452	18	8,150
合計	—	—	41	7,713	36	7,629

平成19年度において、研究職の1人当たり人件費が減少し、行政職+現業職の1人当たり人件費が増加しているのはア)で述べた理由のほか、平成19年度から48歳未満の現業職の職員は行政職に異動したことにより、行政職に占める年齢の若い層の割合が増えたこと(これは、行政職一人当たり人件費の低下要因になる)とが合わさってのことによる。また、行政職+現業職の人数が減少しているのは、上記現業職から行政職への異動時に他の部局に配置転換となった職員がいることによる。

(川南支場)

(単位：人)

職種	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研究職	—	—	9	7,572	9	7,153
行政職+ 現業	—	—	12	6,679	7	6,927
合計	—	—	21	7,061	16	7,054

行政職+現業職の職員数が減少している理由は本場に同じ。

(ウ) 臨時雇用職員の配置

(平成19年度)

(単位：人)

所属グループ	本場	川南支場	合計
総務グループ	3	1	4
牛飼養グループ	48	0	48
豚飼養グループ	0	12	12
鶏飼養グループ	0	8	8
環境衛生グループ	0	10	10
合計	51	31	82

ウ 能力開発について

現状では、制度としての研修は行われてはいないが、研修のための旅費に予算措置がつくようになったことから独立行政法人である試験研究機関に最長で3カ月程度派遣している。これは、研修自体もさることながら、そのような国等の機関と人のつながりを作ることも派生的効果と期待されている。また、本場では大学の博士課程に一人在席させているが、いずれにしても、元々の研究職の人員が少ないため研修等に人員を送り出すと人員のやり繰りがつかず本来の試験研究業務に支障が出てしまうのが現状とのことであった。

エ 人事評価（業績評価）について

特に試験研究機関独自の制度は有しておらず、一般の職員と同様の方法で行っ

ているが、研究職ということ踏まえ、研究の進捗状況、成果等については日報やヒアリングにより管理を行い、かつ、博士号の取得、意欲等も含めて総合的に評価している。

(3) 監査意見

ア 人事について

上記の通り、臨時職員も含めた職員数では目立った増減はないが、臨時職員を除くと減少の傾向にある。畜産試験場の使命を考えたとき、人員削減により研究成果が上がらなかったのでは角を矯めて牛を殺すという結果にもなりかねないが、研究職の人員は維持しており、さらに、「2. 歳出に関する財務事務」の経費節減の項で記述の通り、現業職は可能な限り行政職へ配置転換し、現業職は臨時職員で対応していくという方針がうまく機能すれば、将来的には大きな人件費削減効果をもたらす効果があると考えられ、人件費削減のための工夫の跡が見て取れる。

また、在職年数としては県の方針として、研究職は4年、行政職は3年で異動することを基本としているとのことであった。他の県においても研究職の平均在職年数はこの数字に近いものがあるが、行政職はともかく研究職で4年という平均在職年数は、畜産試験場の概要で記した「継続案件も含めた試験研究課題」には、長期継続の試験研究課題も多いことから考えても、腰を落ち着けた深みのある研究が可能であるのかということについて疑問を抱かざるを得ない。

イ 人件費の状況について

上記の通り、人事制度改革により正職員の人員減に併せて正職員の人件費も減少している。試験研究活動との兼ね合いもあるが、総支出に占める人件費割合の高さを考えると、現業作業の臨時職員化はすでに実行に移されているが、業務の見直しによる外注化等が可能な作業の洗い出し等、さらなる削減努力が期待される。

ウ 能力開発について

上記の通り、畜産試験場における能力開発は自己啓発・自己研鑽に頼る部分が大きいと思われるが、事項で述べる研究課題の設定、研究成果の評価及び開示をより確実に行い、畜産試験場に外部の目を意識させることにより常に緊張感をもって自己啓発・自己研鑽に当たられることを望みたい。

エ 人事評価（業績評価）について

一般企業においては、研究員の個々の研究実績により、多額のインセンティブを提供する流れとなっている。公的研究機関においては、そのような流れを取り入れることは県民の理解を得ることは難しく困難と思われるが、研究職にある職員

も世の流れは周知のはずであり、優秀な人材を獲得、維持していくためには、研究職独自の人事評価制度を設けるべきと考える。

(8) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示の状況

ア 概要

(ア) 監査の視点

試験研究機関においては、現在の状況及び将来の予測に基づく適切適時な研究課題の設定、なされた試験研究が課題設定時に予測された目標をより効率的に達成しているかの評価、そして達成された研究課題の成果は、それが開示・普及され畜産の現場において活用されて初めて存在意義が明らかとなる。

そこで、研究課題の設定から研究成果の評価及び開示に至る一連の流れにつき検証した。

(イ) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示の制度的仕組み

宮崎県では、農政水産部技術調整会議設置要領、同事務処理要領、同専門部会運営要領により、制度的仕組みを構築している。

具体的には、以下の通りである。

(研究課題が決定されるまでの過程)

- ①関係機関からの要望を受けた研究課題を「畜産技術に関する要望事項」という様式で整理する。
- ②専門部会及び幹事会において技術調整会議事務処理要領の検定課題選定基準により内容を検討し、A～Eの5段階に区分する。
A区分：課題化する必要があると考えられるもの
B区分：既定課題の中で一部をとりあげることが可能なもの
C区分：既に要望事項の一部又は全部について研究に着手しているもの
D区分：本県又は近県の既存研究成果が活用できるもの
E区分：研究員、施設、研究蓄積その他の理由により当分課題化が困難なもの
- ③A区分又はB区分とした研究問題と試験場独自の発想に基づく試験研究問題については、「新規試験研究計画」を別様式により作成する。
- ④「畜産技術に関する要望事項」及び「新規試験研究計画」について、試験研究評価検討委員会で評価を受けるとともに技術調整会議で試験研究課題を決定する。

(研究課題の中間評価の仕組み)

研究課題の中間評価については制度化されておらず、試験研究が継続中

で普及の可能性があると思われる課題について、研究機関の途中で「研究成果カード（後述）」を作成し成果の評価を行っている。

（研究成果の事後評価の仕組み）

- ①試験研究終了課題に関しては「終了課題検討表」により研究の背景と目的、予算額、研究成果の概要、成果の具体的内容、見込まれる効果・対象地域、評価（研究成果評価基準による）意見等を取りまとめるとともに、生産者に普及可能な技術及び指導機関、研究機関等での活用が見込まれる技術について、「普及技術分類基準」により分類し、その結果を「研究成果カード（終了課題検討表の内容をより詳細にし、成果の活用面・留意点まで記載したもの）」にとりまとめる。
- ②専門部会及び幹事会において「終了課題検討表」「研究成果カード」の評価を行う。
- ③専門部会及び幹事会終了後、「技術普及カード（研究成果カードと内容は類似しているが、成果の内容、活用上の留意点につきより詳細に記してあるもの）」を作成し、関係機関に送付する。
- ④各地域農業改良普及センターの普及機関では、普及に移した技術について、その3年目における普及結果を評価し、「普及技術評価カード（普及に移した技術の概要、普及推進上提起された問題点、評価、意見要望等を記載したもの）」にとりまとめ、営農支援課に提出する。
- ⑤営農支援課は、各地域農業改良普及センターから提出された「普及技術評価カード」に基づき普及結果の評価を行い、その結果を関係機関に通知する。

以上の流れを図表化すると次の表の通りである。

	事務局	営農支援課 水産政策課	専門部会(幹事会の下部組織)	幹事会(試験場長会)	技術調整会議	宮崎県農政水産部試験 研究評価委員会	関係機関(農政水産部各課、 各支庁、各農振局、各家畜保 衛所、JA、漁連等)
2月末まで	関係機関に課題選定の参 考とするための要望書の 回答を取りまとめ						
3月末まで		専門部会別に整理、分類					
5月中旬まで			専門部会長(各場長)は、①送付を受けた研究 課題を「研究課題選定基準」により検討し回答の 区分分けを行い、その結果を別記1号に記載す るとともに、②A又はB区分とした研究問題と試 験場独自の発想に基づく研究課題についてを別 記2号により整理する				
5月末まで				「様式1号及び2号」について幹事会 を開催し検討を行い研究課題を決定 し右に送付して評価を受ける			
7月中旬まで					試験研究課題の決定	「様式1号、2号について 評価し会長に意見具申	
速やかに	研究問題の提出を受けた 関係機関に別記1号により 通知						
試験研究終了後 速やかに			別表3「研究成果評価基準」により評価を行いそ の結果を別記3号「終了課題検討表」によりまと めるとともに別表4の「普及技術等分類基準」に より分類しその結果を別記4号「研究成果カード」 にまとめる。品種登録又は特許取得がある場合 には、別記5号の「登録等の可否に関する意見 総括表」を作成				
6月、12月				「終了課題検討表」「研究成果カー ド」「登録の可否に対する意見総括 表」についての検討を行い、「普及技 術等」の決定及び登録の可否に関 する意見のとりまとめを行う。また、「終 了課題検討表」を開帳及び委員会に 提出し評価を受け、品種登録又は特 許取得がある場合には、登録等の可 否に対する意見の取りまとめ結果を 報告			
7月上旬まで					本会議を開催し、評価 委員会の協議結果を参 考にしつつ評価・検討 する		
幹事会開催後速 やかに	「普及技術等」について別 記6号の「普及技術カード」 を作成し関係機関に送付 する						
普及に移した技 術の実施3年目 の12月末日まで							「普及結果評価基準」により評 価しその結果を別記7号「普及 技術評価カード」に取りまとめ 農業技術、水産技術ごとに提 出
上記後速やかに		「普及技術評価カード」を 基に普及結果の評価を行 いその結果を農政水産部 各課、支庁、各農振局、 各試験場に通知					

(ウ) 研究成果の普及の仕組み

普及に移した技術については、農政水産部各課、西臼杵支庁、各農林振興局、各地域農業改良普及センター、各家畜衛生保健所、JA 経済連、畜産協会等の機関により畜産農家に対し指導、普及啓発活動を行っている。

(エ) 畜産試験場以外の試験研究機関との相互連携について

関連する分野、例えば、飼料用米については農業試験場と共同で研究を行い、宮崎県が一大産地である焼酎の製造過程で発生する、従前は廃棄物であったところの焼酎粕についての飼料化の研究は、工業試験場からの技術を受容する等の形で連携を図っている。

また、平成12年から全試験研究機関が参加する合同研修会を実施すること等により、研究員相互の情報交換を行っている。

イ 監査結果

研究課題の設定から研究成果の評価及び開示に至る一連の流れにつき検証するに際し、実際の研究課題を抽出した上で、農政水産部技術調整会議設置要領、同事務処理要領、同専門部会運営要領等の諸規程を参照しつつ、研究課題の要望から「普及技術評価カード」による普及技術の評価に至るまでの過程における諸帳票、議事録等を閲覧し、必要と思われる事項については関係者に質問を行った。

(ア) 研究課題の設定について

「畜産技術に関する要望事項」を閲覧してみると、現下の畜産業界が直面している諸問題を現場から吸い上げた要望機関からの要望事項がよく整理されている。その後の、要望事項の内容検討・課題化の必要性分類を経て新規試験研究計画の策定のプロセスも、特記すべき事項はなかった。自己満足的な研究課題ではなく、畜産現場で耳にし、報道等で接したことのある現実的な問題が取り上げられていた。

(イ) 研究課題、研究成果の評価について

研究課題の事前評価、研究成果の事後評価については、内部の機関による評価のほか、外部の評価委員会（農政水産部試験研究評価検討委員会）による評価も行われており特記すべき事項はなかった。

中間評価に関しては、「試験研究が継続中で普及の可能性があるとと思われる技術を含む課題については、研究機関の中途でも「研究成果カード」を作成するとともに、評価を行っているとのことであった。

(ウ) 研究成果の開示、普及活動について

折角の研究成果も畜産の現場に普及され実践されその効果が実証されなければ意味をなさないが、各地域農業改良普及センター等の普及機関により普及・指導活動がなされ、さらに、普及に移した技術について、その3年目における普及結果を評価しており、制度としては特記すべき事項はなかった。

研究成果の開示普及活動に関連して、平成19年開催の“和牛のオリンピック”と呼ばれる第9回全国和牛能力共進会で「宮崎牛」が9部門の全てで優等賞に入賞、うち7部門で優等賞首席を獲得し、名実ともに日本一となった。

宮崎県においては、個々の畜産農家が試行錯誤の末掘り当てた優秀な種牛を独占することなく、畜産試験場、家畜改良事業団、畜産公社等の連携のもと、優秀な血統を有する受精卵を広く県内の肥育農家に供給している。上記機関が連携し、優秀な和牛の一番の基となる種づくりをしている。宮崎県内では、母牛はバラバラだが父牛の血統は同一の傾向がある。種は他の県には販売しないが、種の血統を引く子牛は他県にも販売するので、その血統をひく子牛は全国に散らばって各地のブランド牛になっている。ところが、宮崎県以外では個々の農家が試行錯誤しながら牛づくりをしている例があり、そのような地域ではあちらこちらの父牛の血統を引く子牛が混在し、その結果当たり外れが出ることになる。宮崎は、県全体で統制がとれており、畜産試験場等に集約されて組織立っている、というのが畜産業者等の現場の声であり、その結果が和牛オリンピックでの好成績につながったものと評価される。

また、東国原知事のトップセールスの下、鶏におけるブランド鶏「みやざき地頭鶏」、豚におけるブランド豚「宮崎ハマユウポーク」も、地産地消の流れの下、県内はもちろん県外に対する出荷量も増大している。川南支場はこの「みやざき地頭鶏」「宮崎ハマユウポーク」の系統造成を行い、種鶏、原種の供給を一手に行っており、川南支場では「うちが種鶏や原種を供給できなければ、地頭鶏もハマユウポークも宮崎から消えてなくなってしまう」という強烈な自負を持っており、施設の衛生管理の厳重さを体験し、職員の研究への取り組みの現状を視察したものとしては頼もしさを感じたところである。

ちなみに宮崎県庁横で県の特産品を販売している宮崎物産館の売上は、東国原新知事の就任前年の平成18年が約125百万円であったものが平成19年には590百万円、平成20年度は910百万円と驚異的に増大しており、東京の新宿にある宮崎県のアンテナショップも大幅に売上を伸ばしている。一番の売れ筋は「鶏の炭火焼」とのことである。

この売上増大は、新知事の人気にあやかっただけのものではあるが、これにより県内外の多くの人に宮崎の畜産品に接する機会を持ってもらったことは事実であり、この機会をとらえて一過性のブームに終わらせることなく更なる宮崎ブラ

ンドの確立周知、そして、更なる消費拡大を図るためにも安全・安心で美味しい生産技術の確立という使命を担う畜産試験場の役割は増大しているものと考えらる。

(エ) コスト管理について

畜産試験場においては、研究課題ごとの工数管理やコスト管理は行っていないとのことであった。その理由としては、工数が膨大なこと、経費のうち共通経費が大部分を占めるためということであった。

(3) 監査意見

ア 研究課題の中間評価について

研究課題の中間評価については上記の通りであるが、任意に行うのではなく制度として、実施に移されたすべての研究課題について行うべきではないかと考える。それにより、管理者がすべての実施中の試験研究課題の進捗状況を把握でき、試験研究作業の調整・コントロールができ、より効率的な試験研究活動を行うことができるようになる。

イ 研究成果の開示、普及活動について

研究成果の開示や普及活動については制度としては問題ないと思われた。

また、「I 概要の4 具体的業務内容」において記述の通り試験研究の発表及び広報・研修、指導活動を活発に行っていると思われるが、畜産農家の中には畜産試験場が新聞発表した研究成果を見逃したためそのことについて知らないケースも見受けられた。

できれば、Eメールを利用してメールマガジンの登録を呼びかけ、定期的にメールマガジンを配信する等の方法で、せっきくの研究成果をより周知するような方策をとることが望まれる。

ウ 研究課題ごとの工数管理やコスト管理について

これについては、確かに畜産試験場の述べているような障壁はあるものの、「I 概要の(9) 収入支出の状況」に計上されている支出項目には、職員の人件費は勿論、将来の負担に係る退職給付費用や減価償却費、畜産試験場が負担すべき公債費等は含まれていない。研究課題別のコスト把握・管理は現状では無理としても最低限畜産試験場全体としていくらのコストがかかっており、それに対して収入は如何ほどであり、結果として、畜産試験場の維持にいかほどのコストがかかっているかということを明確にするためにも、畜産試験場全体でのコスト計算書の作成・開示が必要かと考える。

IV 宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センター

1. 概要

(1) 設置目的

宮崎県工業技術センター

県内工業の振興を図るため、中小企業の技術開発・技術力の向上について支援を行うことを目的としている。

宮崎県食品開発センター

宮崎県の基幹産業である食品産業等の技術開発・製品開発等を支援することを目的としている。

(2) 沿革

昭和23年 2月 宮崎県工業試験場設立（宮崎市西丸山町）

昭和46年11月 宮崎市恒久に新築移転

平成10年12月 宮崎郡佐土原町（現宮崎市佐土原町）に新築移転

(3) 所在地等

所在地 宮崎市佐土原町東上那珂16500-2

敷地面積 67,069平方メートル

建物延面積 18,488平方メートル

管理研究棟、実験棟1,2、賃貸工場（3区画）

(4) 宮崎県工業技術センターの組織・事務分掌（19年度）

所長 センターの代表者

副所長（総括） 所長の補佐（総括）

副所長（技術） 所長の補佐（技術）

管理課 予算経理、会計事務

財産管理

図書室の管理運営

企画・デザイン部 試験研究及び技術支援の総合的企画調整・評価

関係行政機関等との工業技術の連絡調整

試験研究情報の収集、広報活動

工業デザインの研究及び支援

資源環境部	工場排水、廃棄物等の処理及び再資源化に関する試験研究及び支援 有用環境微生物の試験研究及び支援 窯業技術の試験研究及び支援 窯業・鉱物・廃棄物等の依頼試験
材料開発部	新素材の試験研究及び支援 高分子材料の試験研究及び支援 S P G応用技術の試験研究及び支援 工業材料等の依頼試験
機械電子部	機械加工技術の試験研究及び支援 機械システム・エネルギー技術の試験研究及び支援 C A D / C A M / C A E 及びその応用技術に係る試験研究及び支援 福祉機器・電子技術に係る試験研究及び支援 金属・非金属・電子技術に係る依頼試験及び支援

(5) 宮崎県食品開発センターの組織・事務分掌

所長	センターの代表者
管理課（宮崎県工業技術センターと兼務）	
企画・デザイン部（宮崎県工業技術センターと兼務）	
食品開発部	県産の農林畜水産物を有効に利用するための試験研究 食品の機能性評価に関する試験研究 食品の品質保持技術に関する試験研究 食品企業・食品加工グループ等の技術支援及び研修支援 加工食品に関する依頼試験及び共同研究
応用微生物部	発酵食品に関する試験研究 有用微生物に関する試験研究 発酵食品製造に関する依頼試験、共同研究等の技術支援 焼酎用酵母の分譲

(6) 職員状況

宮崎県では採用時に行政職、研究職を区別せず、本人の適性や希望等を考慮して採用後の人事異動で試験研究機関に配属される仕組みになっており、行政と試験研究機関との間で人事交流が行われている。しかし、試験研究のためには質の高い研究員の維持・確保が不可欠であるため、研究で実績を上げた職員や技術支援力のある職員についてはできる限り試験研究機関での勤務が継続できるように、人事ヒアリン

グにおいても人事担当部局に強く要望しているということである。

宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センターの過去5年間の職員の状況及び平成18年度と平成19年度の職種別年齢別人数をまとめると次のようになっている。

職員状況表

(単位:人)

				H16.3.31	H17.3.31	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31
宮崎県工業技術センター	年度末人数	事務	管理課	4	6	5	7	8
			研究企画班					
			資源環境部					
			材料開発部					
			機械電子・デザイン部					
			計	4	6	5	7	8
		技術	管理課	1	1	0	1	0
			研究企画班	3	3	3	3	5
			資源環境部	5	4	5	4	4
			材料開発部	6	6	6	6	6
			機械電子・デザイン部	13	12	14	13	11
			計	28	26	28	27	26
	計	管理課	5	7	5	8	8	
		研究企画班	3	3	3	3	5	
		資源環境部	5	4	5	4	4	
材料開発部		6	6	6	6	6		
機械電子・デザイン部		13	12	14	13	11		
計		32	32	33	34	34		
移動の状況	転入	6	5	6	5	7		
	転出	8	5	3	4	6		
	退職	2	2	2	1	1		
	新規採用	2	2	0	1	0		
	年度末人数	32	32	33	34	34		

宮崎県食品開発センター	事務	管理課						
		研究企画班						
		食品開発部						
		応用微生物部						
	計							
	技術	管理課						
		研究企画班						
		食品開発部	8	8	7	7	8	
		応用微生物部	5	5	5	5	5	
	計	13	13	12	12	13		
計	管理課							
	研究企画班							
	食品開発部	8	8	7	7	8		
	応用微生物部	5	5	5	5	5		
計	13	13	12	12	13			
移動の状況	転入	2	4	0	3	1		
	転出	3	4	0	3	0		
	退職	0	0	1	1	0		
	新規採用	1	0	0	1	0		
	年度末人数	13	13	12	12	13		

※ 宮崎県工業技術センターについては、平成19年度から研究企画班にデザイン部門が取り入れられ、企画・デザイン部となっている。

※ 宮崎県食品開発センターの管理課・研究企画班については、宮崎県工業技術センターと兼務であるため計上していない。

職種別年齢別人数

(単位:人)

宮崎県工業技術センター		20代	30代	40代	50代	60代以上	合計	平均年齢(才)
平成18年度	研究職	4	8	6	11		29	
	その他正規職			4	3		7	
	非常勤職						13	
	合計						49	44.04

平成 19年 度	研究職	3	7	5	12		27	
	その他正規職			3	6		9	
	非常勤職						16	
	合計						52	46.06

(単位:人)

宮崎県食品開発セン ター		20代	30代	40代	50代	60代 以上	合計	平均年 齢(才)
平成 18年 度	研究職	4	4	2	2	1	13	
	その他正規職						10	
	非常勤職							
	合計						23	39.03
平成 19年 度	研究職	4	4	2	1	1	12	
	その他正規職				1		1	
	非常勤職						9	
	合計						22	40.05

(7) 業務内容

宮崎県工業技術センターと宮崎県食品開発センターでは主に次のような業務を行っている。

ア 試験研究業務

企業が困っている技術上の問題や業界が抱えている問題を解決するため、様々なテーマを研究するとともに企業等への技術移転を行うもので、次の2つの形態がある。

(ア) 共同研究

宮崎県と企業が人と資金を出し合って共同で研究するものである。資金は、共同研究負担金として当該研究に必要な試薬や器具等の消耗品の経費を、宮崎県と企業が1/2ずつ負担している。企業が負担している共同研究負担金は宮崎県工業技術センターの歳入調の中で共同研究負担金として計上されている。

(イ) 受託研究

宮崎県が企業等から研究を受託して行う研究で、当該研究に必要な試薬や器具等の消耗品の経費全額を企業等が負担しており、その金額は宮崎県工業技術センターの歳入調の中で産業支援財団受託料、産業技術総合研究所受託料、雑入として計上されている。

共同研究、受託研究共に国庫補助を利用したものや宮崎県単独で行うものなどがあり、平成19年度実績では次のようになっている。

	自主研究	共同研究	受託研究
宮崎県工業技術センター	41% (13件)	31% (10件)	28% (9件)
宮崎県食品開発センター	58% (11件)	21% (4件)	21% (4件)
	国庫補助	県単独	その他
宮崎県工業技術センター	16% (5件)	41% (13件)	43% (14件)
宮崎県食品開発センター	10% (2件)	58% (11件)	32% (6件)

財政状況が大変厳しい中において、県費の支出をできる限り抑えるため、国等が創設する各種の“委託事業”や“補助事業”を最大限に活用して研究開発に取り組んでいるようである。

イ 支援業務

宮崎県下の中小企業を対象に、各々がそれぞれの業界にわたって技術指導、技術相談、技術研修等を行うものであり、主なものは次のとおりである。

(ア) 依頼試験

企業の品質管理や技術開発、新製品開発等を支援するため、各種試料の元素分析、化学分析、材料試験等を実施するものである。宮崎県は依頼企業から依頼試験手数料を徴収しているが、使用料及び手数料徴収条例で定められた手数料を収入証紙で納付してもらっている。なお、収入証紙に関する事務は会計管理局会計課が行っているため、宮崎県工業技術センターの歳入調の中には計上されてこない。

手数料は次のような根拠に基づき積算され、原則として3年ごとに金額の見直しが行われている。

$$\text{手数料 (1 試験あたり)} = [\text{①} + (\text{②} + \text{③} + \text{④}) \times \text{試験時間} + \text{⑤}] \times 1.05$$

① 光熱水費の積算 (光熱水費の単価: 宮崎県工業技術センター実績値より)

「光熱水費の単価」 × 「1 試験当たり機器が使用する光熱水費の量」

② 機器償却費の積算

(「償却額 (購入価格の9割)」 / 「耐用年数 × 年間使用時間」) / 60

③ 修繕料の積算

(「購入価格の1割」 / 「耐用年数 × 年間使用時間」) / 60

④ 試験に要する人件費の分単価

「人件費時間単価」 / 60

※ 人件費時間単価は財政課通知による

⑤ 材料費の積算

1 試験当たり使用する消耗品費

(イ) 設備使用

企業の研究者・技術者等に対する試験研究備品の利用、更に研究室を持たない企業への開放実験室や賃貸工場の貸出を行うものである。宮崎県は利用企業から機械設備使用料、開放実験室及び賃貸工場使用料を徴収しているが、使用料及び手数料徴収条例で定められた使用料を収入証紙で納付してもらっている。なお、収入証紙に関する事務は会計管理局会計課が行っているため、宮崎県工業技術センターの歳入調の中には計上されてこない。

使用料は次のような根拠に基づき積算され、原則として3年ごとに金額の見直しが行われている。

a. 機械設備使用料

$$\text{使用料（1時間あたり）} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.05$$

① 光熱水費の積算（光熱水費の単価：宮崎県工業技術センター実績値より）

$$\text{「光熱水費の単価」} \times \text{「1時間あたり機器が使用する光熱水費の量」}$$

② 機器償却費の積算

$$\text{「償却額（購入価格の9割）」} \div \text{「耐用年数} \times \text{年間使用時間」}$$

③ 修繕料の積算

$$\text{「購入価格の1割」} \div \text{「耐用年数} \times \text{年間使用時間」}$$

④ 材料費の積算

$$1 \text{時間あたり使用する消耗品費}$$

b. 開放実験室及び賃貸工場使用料

「行政財産の目的外使用許可に係る使用料算定要領」（昭和61年4月1日総務部管財課定め）に基づいて算定。

$$\text{月額使用料} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \div 12 \text{月}$$

① 建物使用料（ア＋イ）

ア 土地換算

$$\text{m}^2 \text{当固定資産税評価額} \div 0.7 \times \text{建築面積} \times \text{使用面積} \div \text{延床面積} \times 4/100 \times 1.05$$

イ 建物換算

$$\text{m}^2 \text{当再建築価格} \times (1 - (1 - \text{残存率}) \times \text{経過年数} / \text{耐用年数}) \times \text{使用面積} \times 6/100 \times 1.05$$

② 光熱水費

$$(\text{電気料} + \text{水道料} + \text{下水道} + \text{ガス料} + \text{塵芥処理料} + \text{害虫駆除料}) \times \text{使用面積}$$

③ 火災保険料

$$\text{火災保険料} \times \text{使用面積} \div \text{延床面積}$$

(ウ) 技術相談・技術指導

企業の相談を受け、生産工程の合理化・省力化、技術開発・新製品開発等の指導を行うものである。技術相談・技術指導は無料となっている。

ウ その他業務

研修室の貸出を行っており、利用企業から研修室使用料を徴収しているが、使用料及び手数料徴収条例で定められた使用料を収入証紙で納付してもらっている。なお、収入証紙に関する事務は会計管理局会計課が行っているため、宮崎県工業技術センターの歳入調の中には計上されてこない。

使用料に関しては、県内同等施設（宮崎県林業技術センター、宮崎県木材利用技術センター等）の使用料を参考に原則として3年ごとに金額の見直しが行われている。

(8) 産業財産権等（知的財産権）

宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センター共に試験研究業務を行っているが、その成果物として産業財産権等があげられる。過去5年間の産業財産権等の出願や取得状況をまとめると次のようになる。

産業財産権等（知的財産権）

(単位:件)

	区分	摘要	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	取得 計
宮崎 県工 業技 術セ ンター	特許	前年度までの出願	26	29	37	38	34	5
		当年度新規出願	5	8	8	5	3	
		当年度取得特許	1	0	2	1	1	
		当年度取得断念特許	1	0	5	8	1	
		年度末出願中計	29	37	38	34	35	
	著作権	前年度までの登録	12	12	13	17	21	9
		当年度新規登録	0	1	4	4	0	
		年度末登録計	12	13	17	21	21	
	意匠	前年度までの出願	0	2	0	0	2	4
		当年度新規出願	2	0	0	2	0	
		当年度取得意匠	0	2	0	0	2	
		当年度取得断念意匠	0	0	0	0	0	
		年度末出願中計	2	0	0	2	0	
取得件数	特許		1	0	2	1	1	5
	著作権		0	1	4	4	0	9
	意匠		0	2	0	0	2	4
	計		1	3	6	5	3	18

※海外出願特許については、複数国に出願している特許が存在するが、どこか1カ国でも登録になった場合は「当年度取得特許」にカウントしている。

(単位:件)

	区分	摘要	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	取得 計
宮崎 県食 品開 発セ ンター	特許	前年度までの出願	5	6	7	8	11	0
		当年度新規出願	1	1	2	6	4	
		当年度取得特許	0	0	0	0	0	
		当年度取得断念特許	0	0	1	3	2	
		年度末出願中計	6	7	8	11	13	

特許成立割合 (H20. 3. 31 現在)

宮崎 県工 業技 術セ ンター	特許	特許成立件数(権利満了)	3	29	66%
		特許成立件数(現在も保持)	18		
		特許成立件数(現在維持せず)	8		
		拒絶査定	8	15	34%
		審査請求せず	7		
		計	44	44	100%
宮崎 県食 品開 発セ ンター	特許	特許成立件数(権利満了)	0	1	16%
		特許成立件数(現在も保持)	1		
		特許成立件数(現在維持せず)	0		
		拒絶査定	3	5	84%
		審査請求せず	2		
		計	6	6	100%

これによると過去5年間で、宮崎県工業技術センターにおいては、新規出願が29件、特許取得が5件となっており、宮崎県食品開発センターでは新規出願が14件、特許はまだ取得していないことがわかる。

2. 監査結果

平成19年度宮崎県工業技術センター(宮崎県食品開発センター分は含まれている)の歳入調、歳出調は次のようになっている。

歳入調、歳出調

(単位:千円)

款	項	目	節	収入済額
分担金及び負担金	負担金	商工費負担金	共同研究負担金	800

使用料及び手数料	使用料	商工使用料	公有財産使用料	57
財産収入	財産売払収入	物品売払収入	不用物品売払代金	66
		生産物売払収入	食品開発センター	4,312
諸収入	受託事業収入	商工受託事業収入	産業支援財団受託料	900
			産業技術総合研究所受託料	650
	雑入	雑入	雑入	5,624
歳入計				12,409

(単位:千円)

款	項	目	節	支出済額
総務費	総務管理費	一般管理費	報酬	1,801
			共済費	228
			旅費	8
		人事管理費	旅費	14
農林水産業費	農業費	農業総務費	需用費	382
商工費	工鉱業費	工鉱業総務費	職員手当費	1,015
		工鉱業振興費	報償費	540
			旅費	333
		需用費	62	
			使用料及び賃借料	42
		工業試験場費	報酬	1,253
			共済費	392
			賃金	9,349
			報償費	690
			旅費	6,325
			需用費	85,569
			役務費	3,195
			委託料	92,337
			使用料及び賃借料	17,185
			原材料費	299
			備品購入費	1,816
			負担金・補助金及び交付金	319
		公課費	56	
歳出計				223,212

(1) 収入に関する財務事務

ア 商工費負担金 共同研究負担金

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度調定元帳から任意に1件の取引を抽出して、宮崎県財務規則（昭和39年規則二号）等を具体化した宮崎県会計事務の手引き（平成19年10月）等に従って処理されているかについて、調定調書、収入更正調書、共同研究契約書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(ウ) 監査意見

共同研究負担金については、当該研究に必要な試薬や器具等の消耗品の経費を宮崎県と企業が1/2ずつ負担していて、企業が負担している1/2相当分が収入に計上されている。これは、企業との共同研究は宮崎県工業技術センターが行う企業支援の一つであるが、無料で行う通常の技術指導に比べ多くの時間・労力・経費を必要とすることから、必要経費の一部を負担してもらっているということである。

共同研究負担金の額は平成19年度実績では25,000円、50,000円、100,000円、125,000円、150,000円、200,000円となっており、金額の違いは研究の種類や内容により必要経費が異なることによるものであり、正確には不明ということであるが、少なくとも30年来同じような金額（途中現在まで多少の増額はあったようであるが）で、金額決定方法も変わっていないということである。

共同研究負担金の金額決定は一般的には価格決定ということができ、価格決定方法として使用すると見積もられる試薬や消耗品の金額の半分ということで負担金を決定しているということになる。

全ての原価要素を含んだ原価計算は行われておらず、試薬や消耗品の使用料を把握しているにとどまっている。

そこで価格決定と原価計算との関係を見てみることにする。

価格決定には大きく分けると、原価計算をしてこれに利益を上乗せして価格を計算する方法、仕入原価に利益を上乗せして価格を計算する方法、市場の需給関係から価格が決定される場合等がある。

宮崎県工業技術センター・宮崎県食品開発センター共に営利を目的とした組織ではなく、仕入れしたものを販売するという組織でもないことから、価格決定方法の中で原価計算をしてこれを基に価格を決定する方法（営利を目的としていないため当然に利益は上乗せしていないし、その必要もない）が最適であると

思われる。

ここで原価計算には総合原価計算と個別原価計算に大きく分けられるが、宮崎県工業技術センター・宮崎県食品開発センターの特定のテーマに関する試験研究という業務内容から考えれば、テーマごとの個別原価計算が採用されることになる。実際例の価格決定では、次のように内容的には個別原価計算に基づく価格決定方法が採用されている。

価格決定のパターン例

1 生産物売払収入

食品開発センター

生産物（焼酎用純粋酵母）の売り払い代金

項目		金額(円)
材料費	酵母エキス	3,300
	ポリペプトン	1,400
	グルコース	2,500
	リン酸二カリウム	40
	硫酸マグネシウム	10
	容器、綿花他消耗品	2,650
	小計	9,900
加工費	手数料(人件費)	43,260
直接費	材料費＋加工費	53,160
間接費		
生産価格		
決定価格	1本当たり	3,300

2 生産物売払収入

食品開発センター

試験醸造焼酎の売り払い代金

項目		金額(円)
材料費	種麴	420
	さつまいも	12,000
	米	11,400
	R瓶	0
	水	2,748
	小計	26,568
加工費	公課費(酒税)	23,700
直接費	材料費＋加工費	50,268
間接費		
生産価格		
決定価格	1本当たり	198

3 商工受託事業収入

産業支援財団受託料

受託研究の受託料

区分		金額(千円)
直接経費		
	謝金	
	旅費	34
	研究費	
	設備・備品費	451
	消耗品費	415
	印刷・製本費	
	賃金	
	雑役務費	
	通信運搬費	
光熱水料		
その他		
研究費計	866	
直接経費計	900	
消費税相当額(謝金・外国旅費・賃金)		
間接経費(技術料及び機器損料等)		0
一般管理費		0
合計		900

4 商工受託事業収入

産業技術総合研究所受託料

受託研究の受託料

費用	金額(円)
消耗品その他の経費	619,048
消費税	30,952
合計	650,000

5 雑入 雑入

受託研究の受託料

区分	金額(円)
原材料費	300,000
合計	300,000

6 雑入 雑入 研究費の受取負担金

項目	金額(千円)
材料費	
材料及び研究用消耗品	9,460
調査費	
特許調査費	200
旅費	
県外調査、学会発表	400
県内打合せ	50
その他	
諸経費	
外注加工費	1,400
文献購入費	150
書類購入費	150
事務用品購入費	150
光熱水費	300
負担金	3,740

7 雑入 雑入 受託研究の受託料

項目	金額(千円)
原材料及び副資材購入経費	3,000
消費税	150
総計	3,150

8 雑入 雑入 受託研究の受託料

項目	金額(千円)
労務費	0
その他の経費	45
一般管理費	0
総経費	45
消費税及び地方消費税	2
合計	47

これからみると生産物（焼酎用純粋酵母）の売り払い代金を除いて、他のケースでは使用すると見積られる材料費や消耗品等の直接材料費と直接経費を基に価格決定が行われていることが分かる。

ここで一般的に製造原価には次のような原価要素が考えられる。

	製造直接費	製造間接費
材料費	直接材料費	間接材料費
労務費	直接労務費	間接労務費
経 費	直接経費	間接経費

これらの原価要素の内、直接労務費や製造間接費に関しては考慮されていないケースがほとんどである。生産物（焼酎用純粋酵母）の売り払い代金の場合、使用すると見積られる材料費や消耗品等の直接材料費と直接経費に、専門的な知識、技能を要する職員の宮崎県の時間単価にかかった時間数を乗じた人件費すなわち直接労務費をプラスした製造直接費を基に価格決定が行われているが、製造間接費に関しては考慮されていない。

減価償却費は一般的には製造間接費の中の間接経費に該当する。しかし、宮崎県工業技術センター・宮崎県食品開発センターの場合には特定のテーマに従っていろいろな機械等を使用するため、そのテーマにとっては直接経費として取り扱うことが妥当となる。

パターン例の原価計算の様式をみると、間接費や一般管理費といった項目が設定されているケースもあることから、直接経費として捉える機械等の減価償却費や製造間接費を価格決定のための原価計算から排除すると決まっている訳ではないように思える。

価格決定と原価計算は本来別のものであり、原価計算の結果求められた原価の金額そのまま価格設定をしなければならないものではなく、原価計算の結果を基に価格を決定すればよいものであり両者が違っていても問題はない。

従って原価計算の結果は結果として、宮崎県内の企業の支援という両センターの目的から考えて、ある場合は直接材料費だけを回収すればよいという価格決定もあるであろうし、別の場合は直接材料費の他に直接経費（機械等の減価償却費を含む場合もあれば含まない場合もある）も回収するという価格決定もあるであろう。また生産物（焼酎用純粋酵母）の売り払い代金で実際に行われているようにかかった直接労務費も価格決定に含めるということも1つの方法であるし、製造間接費の一部または全部を含めるという場合も考えられる。

しかし、現在は価格決定の基にしている直接材料費及び減価償却費を含まないところの直接経費による原価計算しか行っていないため、特定の研究にいくらの原価がかかるのか若しくはかかったのかということに関するデータがない状況である。従って、費用対効果、例えば特定の特許を取得するのにどのくらいの原価がかかり、その特許を幾らの使用料で使わせているのかの分析や、特定の研究を今後も継続するか否かの判断をする場合に今までどれくらいの原価がかかっているか、また今後どれくらいの原価がかかりそうか等の判断に資する資料がない状況になっている。また今後研究を受託する場合に、現在の価格体系のままでよいのか改善する余地はないのか等を判

断する材料もない状態である。

平成19年度においては全重要備品387件(宮崎県工業技術センター276件、宮崎県食品開発センター111件)の内、車や移動書架等の事務備品を除いた364件について、1日何時間で何日稼働したかという稼働状況が重要備品調の中で報告されている。その中の一部を抜粋すれば次のようになっている。

重要備品調 抜粋

平成19年度(20年3月31日現在)

(単位:円)

備品区分	品名	前年度末 現在高	取得年月日 払出年月日 (当年度)	現在高	設置場所	稼働状況 (日数等)	修繕料	備考 所属
08-1 0204433	風向風 速測定 装置	1	H10.11.27	1	燃焼・ 熱流動 実験室	3日 3H/日		機械 電子
		5,985,000		5,985,000				
12-3 0204468	冷熱衝 撃試験 器	1	H10.11.25	1	自動化 実験室	7日 17H/日		機械 電子
		10,295,250		10,295,250				
12-3 0204465	振動試 験機	1	H10.11.26	1	自動化 実験室	106日 8H/日		機械 電子
		21,840,000		21,840,000				
12-3 0204456	X線テ レビ検 査シス テム	1	H10.11.26	1	材料試 験室・ 非破壊 検査室	15日 2.8H/ 日		機械 電子
		18,900,000		18,900,000				
08-1 0204551	圧力画 像解析 システ ム	1	H10.11.26	1	計測機 器室	2日 3H/日		機械 電子
		3,192,000		3,192,000				
11-2 0205069	機構解 析ツ ール	1	H10.11.30	1	機構解 析室	0日 0H/日		機械 電子
		6,147,750		6,147,750				
12-3 0209958	放射・ 伝導 EMI試 験シス テム	1	H10.11.30	1	EMC 測定 室・電 波暗室	89日 5H/日		機械 電子
		23,047,500		23,047,500				

12-3 0209959	放射・伝導 EMS 試験システム	1	H10.11.30	1	EMC 測定 室・電 波暗室	10 日 5H/日		機械 電子
		15,701,700		15,701,700				
12-1 0204553	炭酸ガ スレー ザー加 工用自 動プロ グラミ ング装 置	1	H10.11.30	1	高密度 エネル ギー加 工実験 室	14 日 2H/日		機械 電子
		7,423,500		7,423,500				
12-3 0204432	雰囲気 加熱炉	1	H10.11.30	1	材料開 発実験 室	10 日 5H/日		材料 開発
		3,139,500		3,139,500				
12-1 0204564	CNC 三次元 測定器	1	H10.12.2	1	精密測 定室	78 日 1H/日	44,142	機械 電子
		18,585,000		18,585,000				
12-3 0209962	YAGレ ーザー 加工機	1	H10.12.25	1	高密度 エネル ギー加 工実験 室	10 日 1H/日	945,000 226,275	機械 電子
		37,590,000		37,590,000				
11-2 0205201	高速度 撮影装 置用画 像解析 キット	1	H10.12.25	1	計測機 器室	2 日 3H/日		機械 電子
		1,249,500		1,249,500				
08-1 0220403	非接触 三次元 形状入 力装置	1	H11.8.26	1	機構解 析室	15 日 2H/日		機械 電子
		3,654,000		3,654,000				
10-2 0220164	工具顕 微鏡	1	H11.8.31	1	精密測 定室	26 日 1.5H/ 日		機械 電子
		10,591,350		10,591,350				

08-1 0220775	真円度 測定機	1	H11.9.27	1	精密測 定室	13 日 1.2H/ 日		機械 電子
		3,874,500		3,874,500				
08-1 0220777	レーザ ードッ プラー 振動計	1	H11.9.29	1	自動化 実験室	1 日 1H/日		機械 電子
		6,079,500		6,079,500				
10-1 0220779	万能投 影機	1	H11.9.29	1	精密測 定室	10 日 1H/日		機械 電子
		2,310,000		2,310,000				
12-3 0221272	プリント 基板加 工装置	1	H11.10.28	1	電子機 器開発 室	10 日 5H/日		機械 電子
		1,289,400		1,289,400				
12-1 0221963	CNCス ピード ストロ ーク研 削盤	1	H11.10.29	1	工作試 験室	1 日 1H/日		機械 電子
		19,372,500		19,372,500				

(注) 元々の表には品名と前年度末現在高との間に以下の項目がある。

型式・年式
品質・形状

取得年月日・払出年月日(当年度)と現在高の間に以下の項目がある。

本年度中受・払内訳				
受 入 高			払 出 高	
購入	所管換	その他	所管換	その他

設置場所と稼働状況(日数等)の間に以下の項目がある。

所管換先等

それぞれあるがここでは記載を省略している。

過去の使用年数は当初取得日から把握できるため、稼働状況のデータがあれば今後の設備の更新予想から1日当たりもしくは1時間当たりの減価償却費相当額は計算できると思われる。

また生産物(焼酎用純粋酵母)の売り払い代金の場合には、人件費に関して見積で計上しているという実績があるため、直接労務費や直接経費(減価償却費を含んだもの)による原価計算は資料的には行いうる状況にあると思われる。

事実、研究ではないが、使用料及び手数料徴収条例を改定するために依頼試験、機械設備使用料、開放実験室及び賃貸工場使用料の金額を計算する場合には、材料費だけでなく光熱水費、機器償却費、修繕料、人件費も計算根拠に含められている。使用料の一

部を抜粋すれば次のような状況である。

機械設備使用料 抜粋

金属加工機械器具

H20.4.1 現在

No.	機械名	時間外	円/1時間
1	旋盤	可	785
2	高速精密旋盤	可	780
3	CNC 精密旋盤	可	2,110
4	治具中ぐりフライス盤	可	1,015
5	立フライス盤	可	1,055
6	NC 治具中ぐり盤	可	3,405
7	マシニングセンター	可	3,145
8	平面研削盤	可	815
9	エンドミル研削盤	可	720
10	CNC スピードストローク研削盤	可	1,485
11	NC 成形放電加工機	可	2,305
12	NC ワイヤカット放電加工機	可	2,370
13	CNC ウォータージェット加工機	可	4,030
14	レーザ加工機	可	4,035
15	YAG レーザ加工機		3,940
16	NC 自動プログラミング装置		1,020
17	CAD/CAM/CAE システム		3,840
18	CAM システム		3,295
19	TIG 溶接装置	可	780
20	スポット溶接機	可	1,310
21	CO ₂ 半自動溶接機	可	480
22	精密万能自動切断機	可	600
23	試料切断機	可	845
24	開先加工機	可	530
25	バンドソー(帯鋸盤)	可	260
26	コンターマシン	可	395
27	ダイスポッティングマシン	可	5,645
28	冷凍チャックシステム		970
29	スパッタリング装置	可	1,395

※ 時間外に開放する設備は、通常開放している上記の機器の中で時間外可と記載されている機器である。

ここでは製造直接費をほぼ全て含んだ原価要素を基に原価計算が行われていることになり、研究の場合にはなぜ行われていないのか疑問に感じざるを得ない。

製造間接費に関しては典型的には建物の減価償却費や事務職員の人件費等が考えられるが、どこまでを原価要素として捉えるのか、どのような基準で各テーマに配分するのか等議論が分かれるところであり、実際の数字で原価計算を行わず製造直接費の何%という形で原価計算に組み込むことで特段の問題はないと考えられる。

いずれにしても、機械等の減価償却費を含んだところの製造直接費による原価計算は、現状の事務作業のままでもある程度適正に行うことはそれほど困難であるとは思われず、上述のデメリットを克服するためにも原価計算制度を確立させた方がよいと思われる。

イ 商工使用料 公有財産使用料

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度調定元帳から任意に2件の取引を抽出して宮崎県財務規則（昭和39年規則二号）等を具体化した宮崎県会計事務の手引き（平成19年10月）等に従って処理されているかについて、調定調書、使用許可財産返還承諾書、戻出調書、請求書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

ウ 物品売払収入 不用物品売払代金

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度調定元帳から任意に1件の取引を抽出して宮崎県財務規則（昭和39年規則二号）等を具体化した宮崎県会計事務の手引き（平成19年10月）等に従って処理されているかについて、調定調書、見積書、納入通知書兼領収証との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

エ 生産物売払収入 食品開発センター

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度調定元帳から任意に3件の取引を抽出して宮崎県財務規則（昭和39年規則二号）等を具体化した宮崎県会計事務の手引き（平成19年10月）等に従って処理されているかについて、調定調書、収入更正調書、生産物処分伺との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

（イ）監査結果

特記すべき事項はなかった。

（ウ）監査意見

宮崎県食品開発センターでは焼酎製造に使用する焼酎酵母を県内の焼酎製造業者に販売している。焼酎酵母の販売価格は毎年度当初に原価計算をして決定している（平成19年度は1本（1.8リットル）当たり3,300円）が、そこでは見積もられた原材料費や消耗品費に標準の人工費を加えたものを年間の総生産量で割って1リットル当たりの販売価額が計算されているだけで、その他の原価要素を含んだ原価計算は行われていない。

宮崎県内で焼酎酵母を販売しているのは宮崎県食品開発センターだけであり、他に焼酎酵母の販売をしている業者はいない。宮崎県内の焼酎製造メーカー40社（45工場）の内、約60%が宮崎県食品開発センターから購入しているということである。購入していないメーカーは、自社培養したり鹿児島県酒造組合等から購入しているということである。

なお、焼酎酵母に係る会計事務処理については、予算執行権を持っている宮崎県工業技術センターで執り行っている。

焼酎用純粋酵母の他機関の販売価格状況を調べてもらったところ次のような結果になった。

- ①（財）日本醸造協会7,875円（アンプル5本セット）
- ②鹿児島県酒造組合連合会1,680円（600ミリリットル）
- ③球磨焼酎酒造組合2,600円（1,000ミリリットル）

焼酎用純粋酵母の販売価格は主に1ccあたりに含まれる酵母数によって左右されるが、販売機関毎に1ccあたりに含まれる酵母数は異なっている。そこで宮崎県食品開発センターの1cc当たりの酵母数と同じになるように他機関の酵母数を調整して、宮崎県食品開発センターの販売価格と比較できるように他機関の販売価格を調整すると次のようになるということである。

- ①（財）日本醸造協会3,937円
- ②鹿児島県酒造組合連合会3,580円
- ③球磨焼酎酒造組合3,780円

宮崎県の販売価格は3,300円（1.8リットル）となっていて比較した3件と比

べて安くなっているが、これは宮崎県の販売価格の算出の基となった原価計算に、直接経費としての減価償却費や製造間接費が含まれていないことによるものと思われる。

なお、平成20年度の宮崎県食品開発センターの販売価格は、平成19年度までの原材料費や消耗品費に標準の人的費を加えたものに郵送に使用する段ボールや広口瓶等の一部の間接経費を加算して3,565円（1.8リットル）に改定されている。しかし、ここでも減価償却費は含まれていない。

現在全ての原価要素を含んだ原価計算が行われていないため、酵母1.8リットル製造するのに幾らかかっているのか、他機関と比べて販売価格が高いのか安いのか等を判断する材料がない状態である。

平成20年度からは減価償却費は含まれていないものの一部の間接経費を価格決定に反映させていることから分かるように、現状のままでも全ての原価要素を含んだ原価計算を行うことはそれほど難しいとは思われないため、適正な原価計算制度を確立させた方がよいと思われる。

オ 商工受託事業収入 産業支援財団受託料

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度調定元帳から任意に1件の取引を抽出して宮崎県財務規則（昭和39年規則二号）等を具体化した宮崎県会計事務の手引き（平成19年10月）等に従って処理されているかについて、調定調書、委託研究契約書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(ウ) 監査意見

産業支援財団受託料は、当該研究に必要な試薬や器具等の消耗品の経費全額を産業支援財団に負担してもらっており、その金額が収入として計上されている。必要な試薬や器具等の消耗品の経費を把握されているがその他の原価要素を含んだ原価計算は行われていない状況である。すなわち直接労務費や直接経費としての減価償却費を含んだ原価計算を行っていないため、受託研究の原価の把握を行えない状況となっている。

従ってある研究に幾らの費用がかかっているかこれに対する受託料が幾らである、という分析ができない状態である。

前述のように現状のままでも原価計算を行うことはそれほど難しいとは思われないため、適正な原価計算制度を確立させた方がよいと思われる。

カ 商工受託事業収入 産業技術総合研究所受託料

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度調定元帳から任意に1件の取引を抽出して宮崎県財務規則（昭和39年規則二号）等を具体化した宮崎県会計事務の手引き（平成19年10月）等に従って処理されているかについて、調定調書、委託研究契約書、委託研究実施計画書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(ウ) 監査意見

産業技術総合研究所受託料は、当該研究に必要な試薬や器具等の消耗品の経費全額を産業技術総合研究所に負担してもらっており、その金額が収入として計上されている。必要な試薬や器具等の消耗品の経費を把握されているがその他の原価要素を含んだ原価計算は行われていない状況である。すなわち直接労務費や直接経費としての減価償却費を含んだ原価計算を行っていないため、受託研究の原価の把握を行えない状況となっている。

従ってある研究に幾らの費用がかかっている、これに対する受託料が幾らである、という分析ができない状態である。

前述のように現状のままでも原価計算を行うことはそれほど難しいとは思われないため、適正な原価計算制度を確立させた方がよいと思われる。

キ 雑入 雑入

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度調定元帳から任意に9件の取引を抽出して宮崎県財務規則（昭和39年規則二号）等を具体化した宮崎県会計事務の手引き（平成19年10月）等に従って処理されているかについて、調定調書、戻出調書、納入通知書兼領収証、再委託契約書、委託研究契約に係わる確定額の通知について、振込金受取書、研究開発委託契約書、委託契約書、委託業務実施契約書、委託額の確定について、精算払請求書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(ウ) 監査意見

雑入には企業からの受託研究料が収入として計上されている。産業支援財団

受託料と産業技術総合研究所受託料も同じ受託研究による収入であるが、これらは毎年継続して行われてきているため別科目として独立させているものである。毎年行われない受託研究は雑入として受け入れられているが、毎年継続的に行われているか否かだけの差で内容的には同じものである。

雑入に計上されている受託料は、当該研究に必要な試薬や器具等の消耗品の経費全額を依頼企業に負担してもらっており、その金額が収入として計上されているものである。そこでは必要な試薬や器具等の消耗品の経費を把握されているがその他の原価要素を含んだ原価計算は行われていない。すなわち直接労務費や直接経費としての減価償却費を含んだ原価計算を行っていないため、受託研究の原価の把握を行えない状況となっている。

従ってある研究に幾らの費用がかかっている、これに対する受託料が幾らである、という分析ができない状態である。

前述のように現状のままでも原価計算を行うことはそれほど難しいとは思われないため、適正な原価計算制度を確立させた方がよいと思われる。

(2) 支出に関する財務事務

ア 一般管理費 旅費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に1件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書(赴任)との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

イ 人事管理費 旅費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に1件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書、支出更正命令書、旅費内訳書兼請求書、旅行命令書、決裁伺書、支出負担行為兼支出命令書(控除)との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

ウ 農業総務費 需用費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に1件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書、請求書、見積書、調達決定兼受入交付伺、物品購入要求書(消耗品類)との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

エ 工鉱業振興費 報償費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に3件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書、支出更正命令書、決裁伺書、支出負担行為兼支出命令書(控除)、予算執行伺、支出負担行為兼振替支出命令書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

オ 工鉱業振興費 旅費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に2件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書、旅費内訳書兼請求書、決裁伺書、支出負担行為兼振替支出命令書、領収証、旅行命令手計算用、旅費計算書兼請求書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

カ 工鉱業振興費 需用費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に1件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書、請求書、調達決定兼受入交付伺、物品購入要求書(消耗品類)との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

キ 工鉦業振興費 使用料及び賃借料

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に1件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書、決裁伺書、請求書、見積書、予算執行伺との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

ク 工業試験場費 報償費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に2件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書、予算執行伺、債権債務者登録確認票(特定債権債務者)登録との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

ケ 工業試験場費 旅費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に3件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書、支出更正命

令書、旅費内訳書兼請求書、旅費計算書兼請求書、戻入命令書、返納通知書兼領収書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

コ 工業試験場費 需用費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に11件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、請求書、見積書、調達決定兼受入交付伺、物品購入要求書(消耗品類)、予算執行伺、請書、支出負担行為書、修繕決定伺、物品修繕要求書、随意契約理由書、支出命令書、見積依頼人調書、検査調書、物品修繕契約書、予定価格書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

サ 工業試験場費 役務費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に2件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書、請求書、見積書、予算執行伺、戻入命令書、請書、支出負担行為書、支出命令書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

シ 工業試験場費 使用料及び賃借料

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に3件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、決裁伺書、請求書、見積書、予算執行伺、支出負担行為書、随意契約理由書、支出命令書、検査調書、予定価格書、賃貸借

契約書、賃貸借契約の一部を変更する契約書、開札調書、入札書との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

ス 工業試験場費 原材料費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に1件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、支出負担行為兼支出命令書、請求書、見積書、調達決定兼受入交付伺、物品購入要求書(消耗品類)との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

セ 工業試験場費 備品購入費

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度歳出予算整理簿から任意に1件の取引を抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、請求書、見積書、請書、支出命令書、物品購入要求書(備品)、機種選定委員会審査結果との突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

ソ 委託料

(ア) 実施した監査手続の概要

平成19年度監査調書の委託料調から任意に21件抽出して宮崎県財務規則(昭和39年規則二号)等を具体化した宮崎県会計事務の手引き(平成19年10月)等に従って処理されているかについて、下記の書類との突合や担当者へのヒアリングにより検討を行った。

突合した書類

支出命令書、請求書、検査調書、請書、業務委託契約書、支出行為負担書、見積

書、予定価格書、予算執行伺、見積依頼人調書、概算払請求書、決裁伺書、委託研究契約書、課税事業者届出書

(イ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(ウ) 監査意見

請書及び契約書を作成する場合に納入業者に対して課税事業者届出書の提出が求められている。

徴収の目的は、請書及び契約書に記載する金額に関して、納入業者が免税事業者であれば総額を記載するだけで課税事業者であれば総額を記載するとともに内書きで消費税及び地方消費税の金額を記載するようになっているため、課税事業者と免税事業者を区別する必要があるために課税事業者届出書を作成して貰っているということである。また納入業者ごとの課税事業者・免税事業者の管理を統一して行っていないため、同一の年度内でもその都度提出を求めているということである。

平成 16 年 4 月 1 日以降それまで年 3000 万円以下であった消費税等が免税となる課税売上高が年 1000 万円以下に引き下げられているため、ほとんどの納入業者は課税事業者となっていると思われる。

合見積等の場合に課税事業者と免税事業者の区別なく消費税等相当額を除いた金額（または消費税等相当額を含んだ金額で）で判定されていることや、契約金額も課税事業者と免税事業者共に消費税等相当額を含んだ金額で記載され、単に請書や契約書に課税事業者の場合に内書きをしているという差があるだけである。

また納入業者の側からも内書きがあろうがなかろうが納める消費税等の金額に差は生じず、また免税事業者か否かの判定にも影響は生じない。

以上の諸点を総合的に勘案すれば課税事業者届出書は宮崎県及び納入業者の双方にとって実務上意味がなく、廃止するのが適当と考えられる。

タ 下記の「節」に関しては作業が主に本庁の総務部で行われているものや、税金等宮崎県工業技術センターや宮崎県食品開発センターでの自由裁量の余地が少ないものであるため、今回の包括外部監査の対象から除外している。

一般管理費 報酬、一般管理費 共済費、工鉦業総務費 職員手当費
工業試験場費 報酬、工業試験場費 共済費、工業試験場費 賃金
工業試験場費 負担金・補助金及び交付金、工業試験場費 公課費

(3) 重要備品の管理事務

ア 実施した監査手続の概要

平成19年度重要備品現有高調書から、任意に宮崎県工業技術センター276件の内64件、宮崎県食品開発センター111件の内23件の重要備品を選び現物との照合を行った。

イ 監査結果

宮崎県工業技術センターの所属として登録されているが実際は宮崎県食品開発センターで使用されており、宮崎県工業技術センターから宮崎県食品開発センターへ所管換しなければならない重要備品が3件(薄層自動検出装置、粒度分布測定器、光学顕微鏡オリンパスBH-2)あった。

宮崎県工業技術センター所属とされている重要備品276件の内64件を重要備品現有高調書と照合したが、その中で所管換を要するものが3件あった。他にもある可能性があり、早急に全件照合し直す必要がある。

ウ 監査意見

重要備品の所属が違っていることが見落とされてきていたのは、価格決定の基礎となる原価計算に直接経費としての減価償却費を含めてこなかったためだと思われる。

原価計算に減価償却費を含めていれば、重要備品の所属が違っていれば重要備品を使用して研究したにもかかわらず減価償却費が計上されてこなかったり逆に使用していない重要備品の減価償却費が計上されてきたりするため、この段階で所属の間違いが発見されるはずである。

また現物があるにもかかわらず平成18年度の重要備品現有高調書に計上されていなかった重要備品が平成20年1月に適正に計上しなおされているが、このことも価格決定の基礎となる原価計算に直接経費としての減価償却費を含めてこなかったためだと思われる。

原価計算に減価償却費を含めていれば、重要備品現有高調書に計上されていない重要備品が有れば重要備品を使用して研究したにもかかわらず減価償却費が計上されないということになり、この段階で計上漏れが発見されるはずである。

前述のように重要備品調べにおいては重要備品の稼働状況(日数等)が1日何時間稼働で延べ何日稼働したと詳細に記録されている。

重要備品ごとに稼働状況が把握されているのであれば、共同研究や受託事業のテーマごとに減価償却費を含んだ原価計算を行うことは比較的容易であるはずである。減価償却費の計算については原価計算を行ってれば、重要備品の所属の誤りや計上漏れがあればこの段階で発見されるはずであり適正な原価計算を行うべ

きと思われる。

また重要備品現有高調書において、移管した備品の場合には取得年月日欄に当初の取得日ではなく移管日が記載されるようになっている。

重要備品1件ごとに作成されている備品台帳上には当初取得年月日欄と取得年月日欄があり、当初取得年月日欄には当初の取得年月日が記載され、取得年月日欄には移管された備品は最後の移管年月日が、移管されたことがない備品は当初の取得年月日がそれぞれ記載されている。このことからデータとしては当初の取得から移管の状況が全て維持管理されていることが分かる。

重要備品現有高調書に当初取得年月日が記載されていない状態が今まで問題になってこなかったのは、価格決定の基礎となる原価計算に直接経費としての減価償却費を含めてこなかったためだと思われる。原価計算に減価償却費を含めていれば、減価償却費を計算するためには当初取得年月日のデータは不可欠となってくる。従って一覧表であり使用頻度が高いと思われる重要備品現有高調書には当初取得年月日が記載されるように様式を改定して、減価償却費の計算に資することができるようにするほうが良いと思われる。

(4) 土地、建物の管理事務

ア 実施した監査手続の概要

建物に関しては不動産登記法附則第9条により登記されていない。土地に関しては登記されているため、面積や担保提供の有無について登記簿謄本と土地台帳を突合及び担当者へのヒアリングにより検討を行った。

イ 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(5) 現預金実査について

ア 実施した監査手続の概要

現金の実査を行おうとしたが、現金は置いていなかった。

通帳は工業技術センター分で給与と賃金の資金前渡用の2冊を、食品開発センターで給与の資金前渡用の1冊を確認した。

イ 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(6) 指導業務について

ア 実施した監査手続の概要

宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センターの行う指導業務にはいろいろな形態があるが、代表的なものに依頼試験、設備利用、技術相談がある。

これらを宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センター別に平成17年度から19年度の3年間の利用企業数と利用件数をまとめてヒアリング及び分析的検討を行った。

分析結果

年度別利用企業数及び利用件数

			総数		利用回数				2回以上利用の内			
					1回		2回以上		県外数		県内数	
			企業数	件数	企業数	件数	企業数	件数	企業数	件数	企業数	件数
宮崎県工業技術センター	依頼試験	平成17年度	143	810	61	61	82	749	3	11	79	738
		平成18年度	140	750	59	59	81	691	2	77	79	614
		平成19年度	133	673	60	60	73	613	3	184	70	429
	設備利用	平成17年度	90	841	35	35	55	806	3	10	52	796
		平成18年度	124	897	58	58	66	839	1	3	65	836
		平成19年度	119	1076	56	56	63	1020	3	38	60	982
	依頼試験・設備利用計		749	5047	329	329	420	4718				
	技術相談	平成17年度	550	1342	446	446	104	896	11	51	93	845
		平成18年度	573	1661	437	437	136	1224	34	159	102	1065
		平成19年度	549	1432	431	431	118	1001	14	57	104	944
技術相談計		1672	4435	1314	1314	358	3121					
宮崎県食品開発センター	依頼試験	平成17年度	39	74	24	24	15	50	0	0	15	50
		平成18年度	44	113	24	24	20	89	0	0	20	89
		平成19年度	46	77	32	32	14	45	0	0	14	45
	設備利用	平成17年度	32	207	15	15	17	192	2	7	15	185

	年度					100%	100%			88%	96%
	平成18年度	44	191	24	24	20	167	0	0	20	167
						100%	100%			100%	100%
	平成19年度	60	186	33	33	27	153	0	0	27	153
						100%	100%			100%	100%
依頼試験・設備利用計		265	848	152	152	113	696				
		100%	100%	57%	18%	43%	82%				
技術相談	平成17年度	298	772	226	226	72	546	2	9	70	537
						100%	100%			97%	98%
	平成18年度	367	947	281	281	86	666	2	7	84	659
						100%	100%			97%	98%
	平成19年度	446	993	356	356	90	634	0	0	90	634
						100%	100%			100%	100%
技術相談計		1111	2712	863	863	248	1846				
		100%	100%	78%	32%	22%	68%				

利用企業数から見ると依頼試験、設備利用では年に1回しか利用していない企業の総利用企業に対する割合は、宮崎県工業技術センターで44%、宮崎県食品開発センター57%となっている。技術相談ではそれぞれのセンターで79%と78%となっている。

利用件数から見ると、依頼試験、設備利用では年2回以上利用している企業の利用件数の総利用件数に対する割合が宮崎県工業技術センターで93%宮崎県食品開発センター82%となっている。技術相談ではそれぞれのセンターで70%と68%となっている。

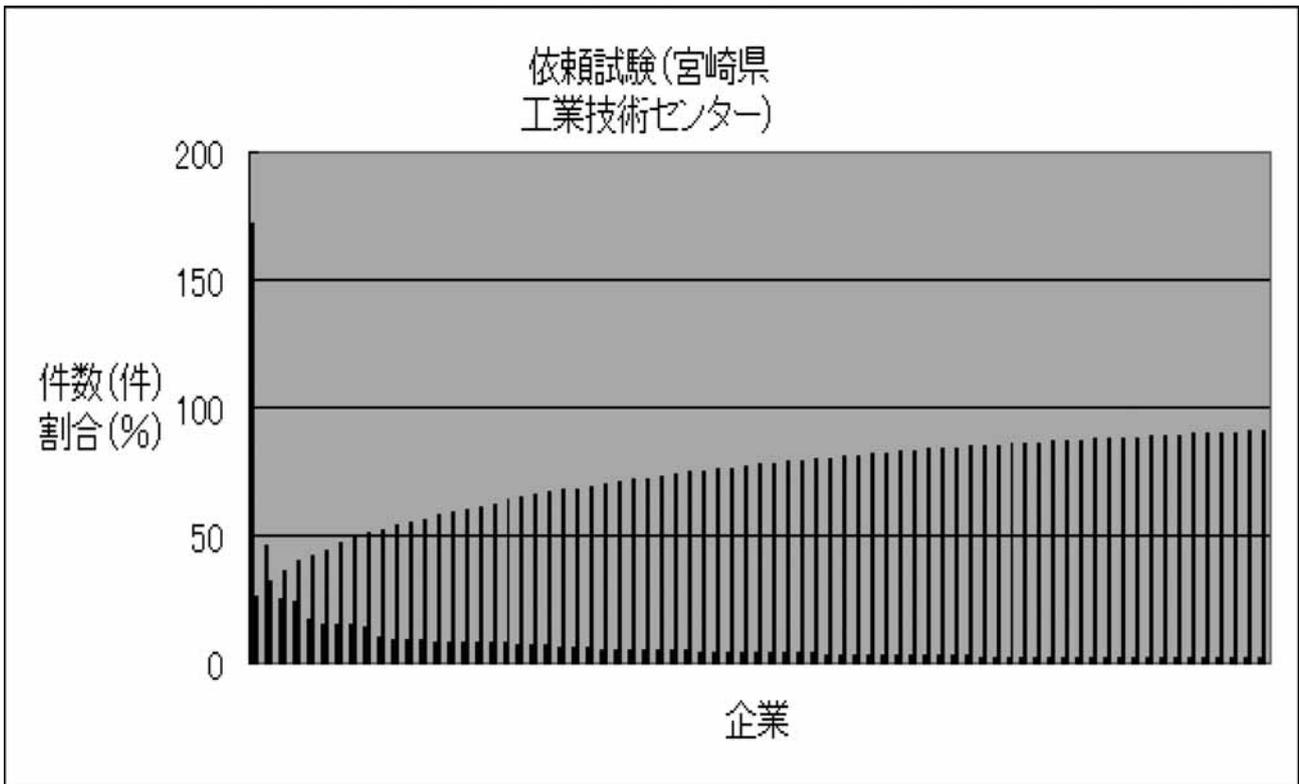
これらのことから大半の企業は年に1回しか利用していないが、利用している企業は年に何回も繰り返し利用していることが分かる。

また年2回以上利用している企業のなかでは宮崎県内の企業や宮崎県内にある支社、工場などからの利用が圧倒的に多くなっている。

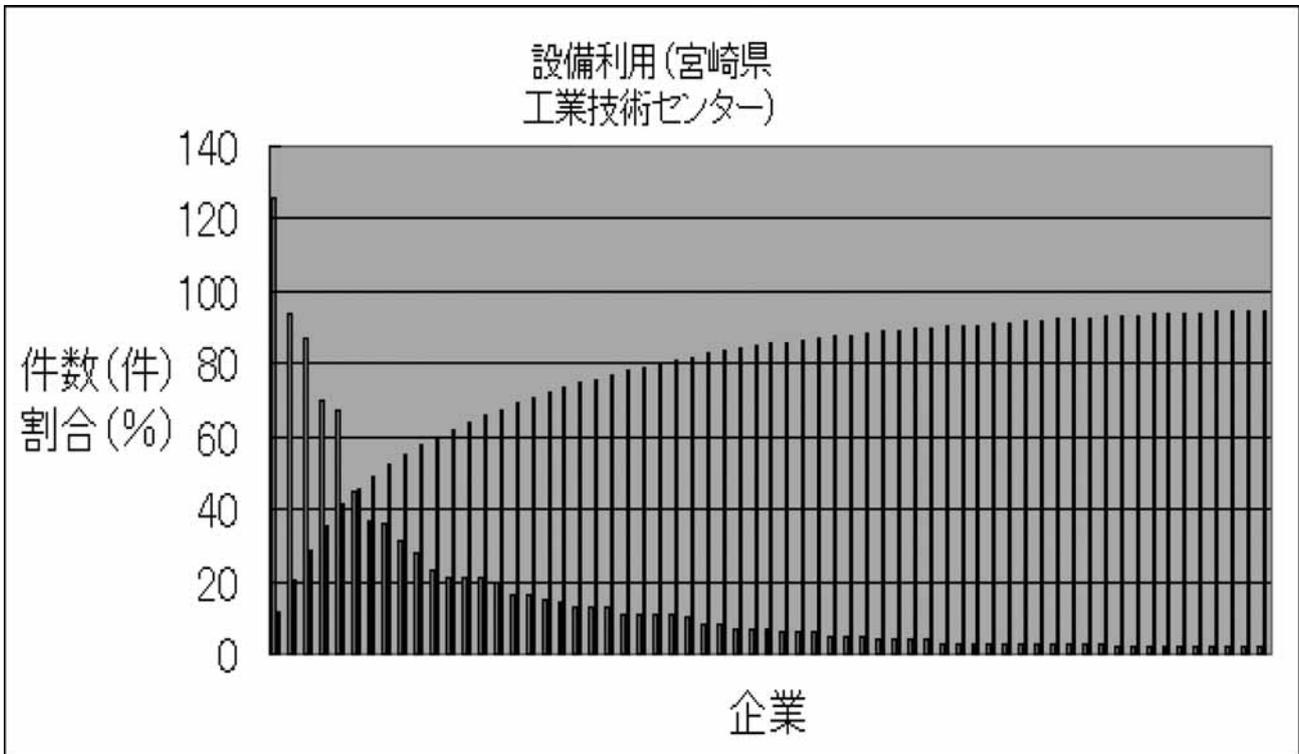
宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センター別にみると全体の利用件数が違うため単純な比較はできないものの、宮崎県工業技術センターの方が県外企業の利用が多く宮崎県食品開発センターはほとんど県内企業にしか利用されていないことがわかる。

このことから両センター共に宮崎県内の企業に貢献していると考えられるが、特に宮崎県食品開発センターにおいては食品産業が宮崎県内の基幹産業であることが、県内企業からの高い利用率に反映していると思われる。

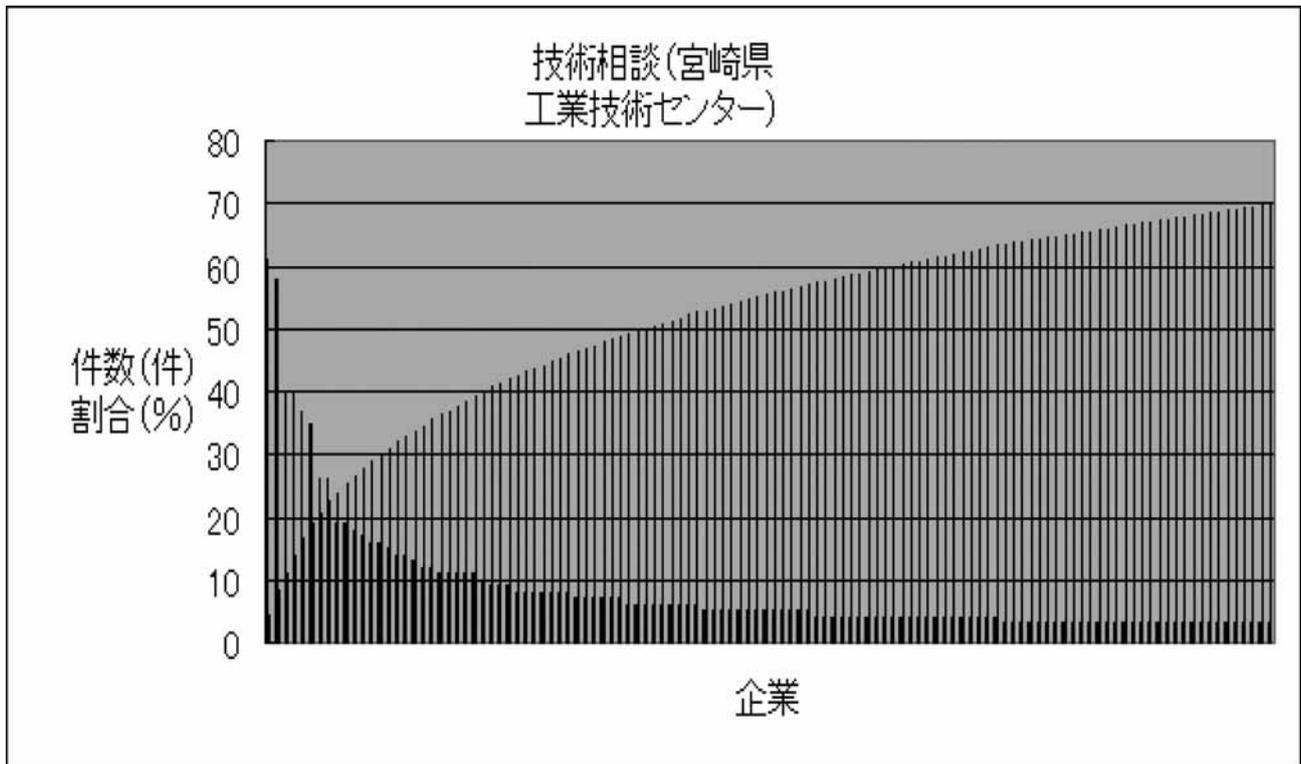
平成19年度に年2回以上利用している企業に関して、1社当たりの利用件数が多い順に、1社当たりの利用件数と、総利用件数に対する累計の利用件数の割合(%)を棒グラフ化すると次のようになる。横軸には企業を利用件数の多い順に並べ、縦軸には1企業当たりの利用件数(件)と総利用件数に対する累計の利用件数の割合(%)を表示している。



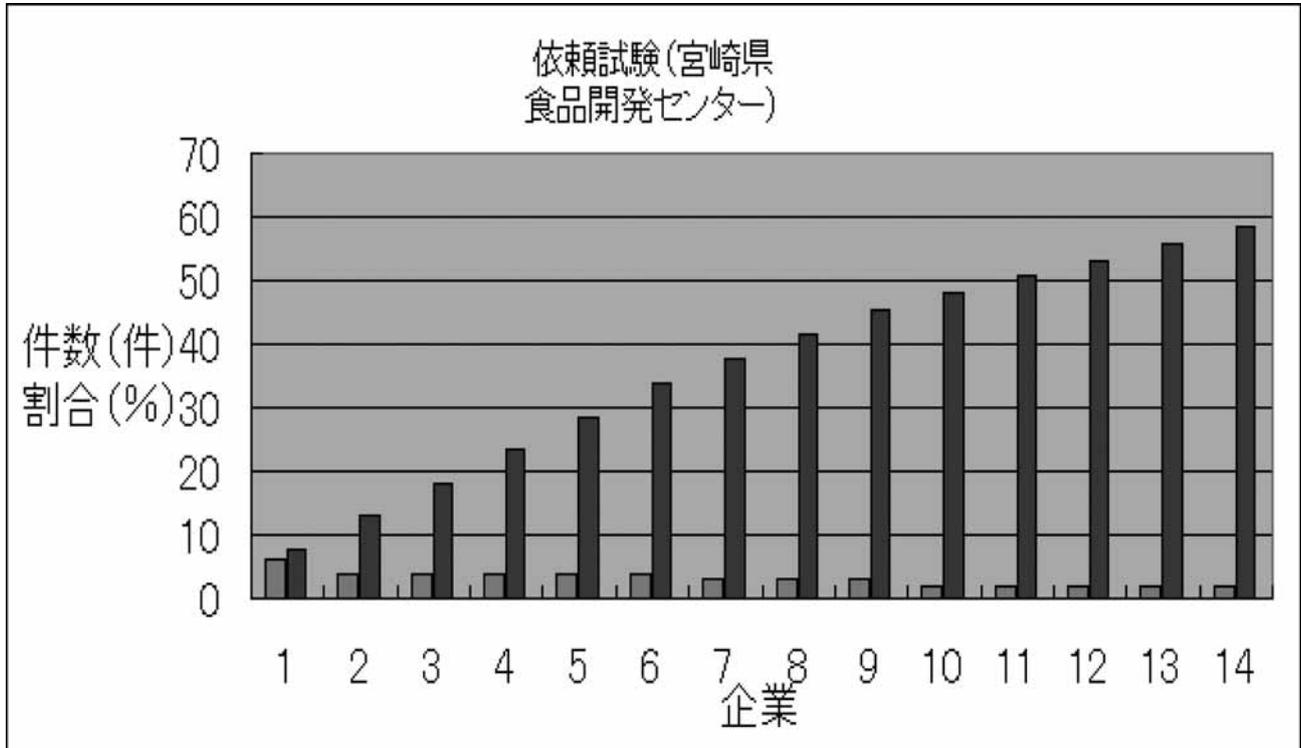
上記の企業数は73社、総利用件数は613件で、図の左端の企業の利用件数は172件である。



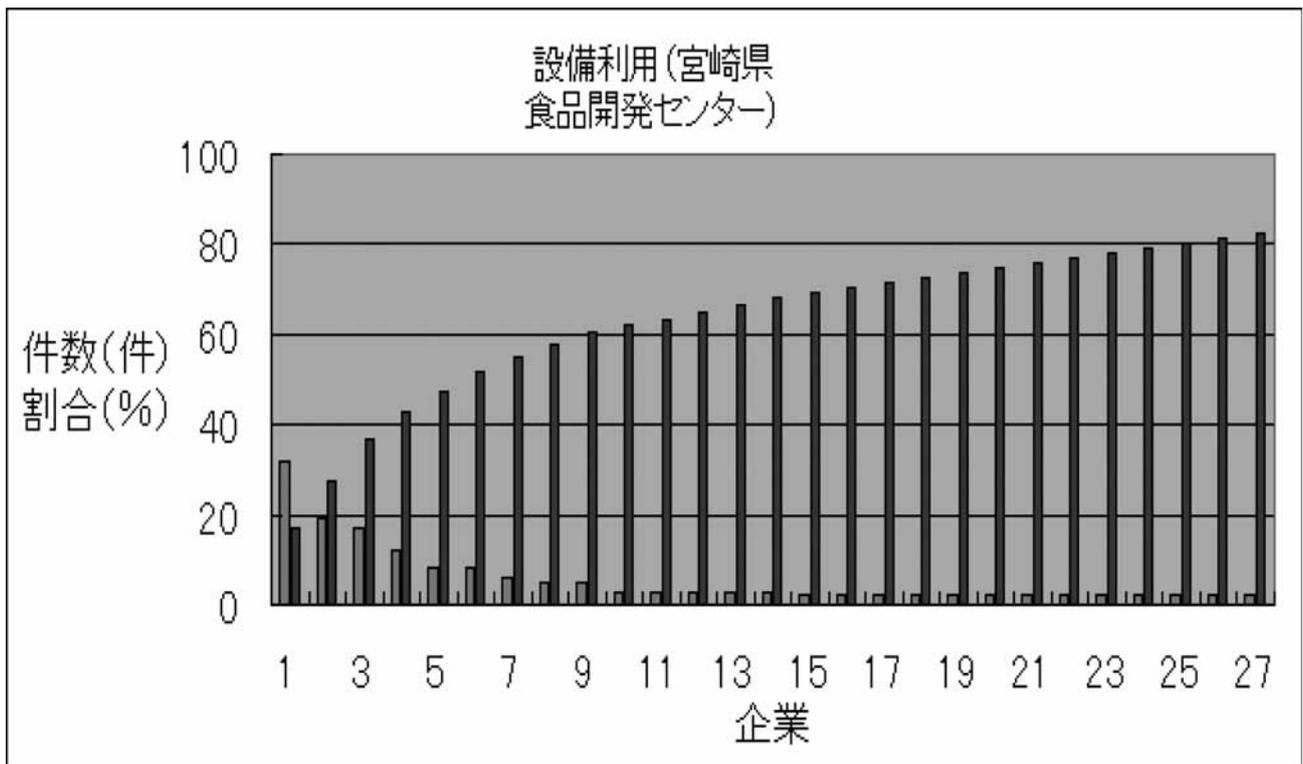
上記の企業数は63社、総利用件数は1,020件で、図の左端の企業の利用件数は126件である。



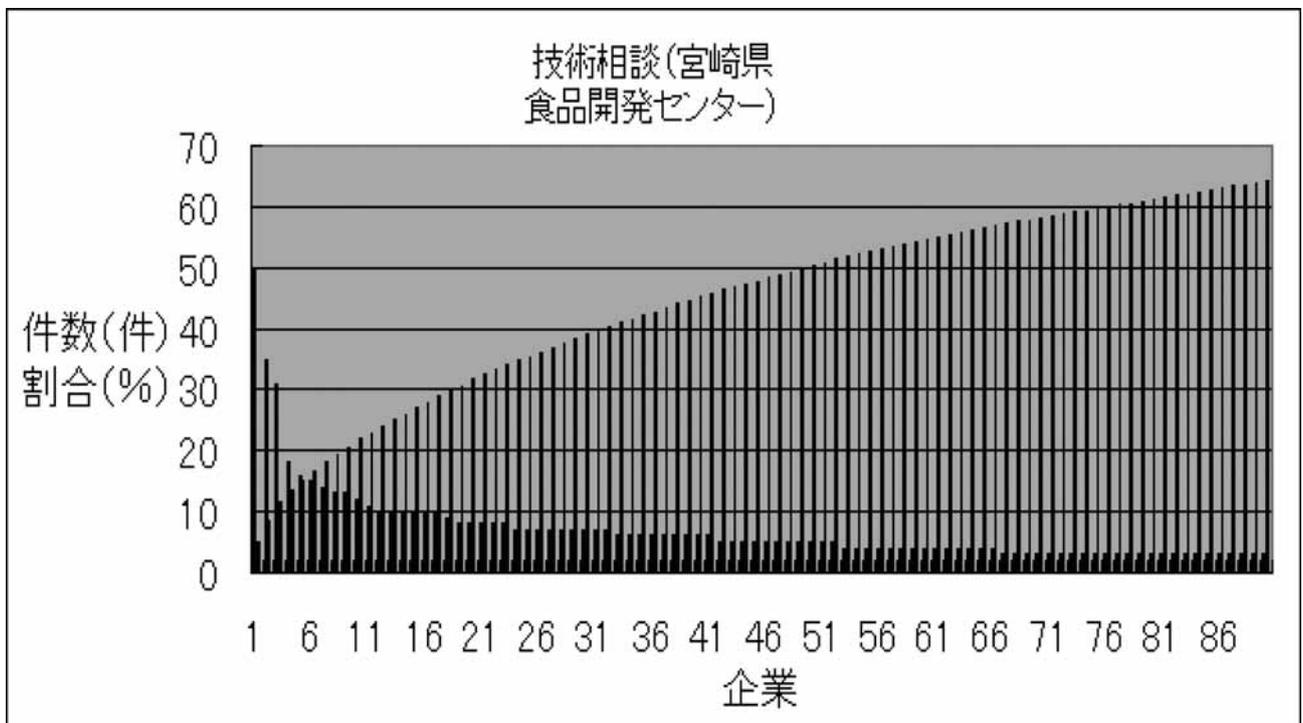
上記の企業数は118社、総利用件数は1,001件で、図の左端の企業の利用件数は61件である。



上記の企業数は14社、総利用件数は45件で、図の左端の企業の利用件数は6件である。



上記の企業数は 27 社、総利用件数は 153 件で、図の左端の企業の利用件数は 32 件である。



上記の企業数は 90 社、総利用件数は 993 件で、1 件のみの利用件数を除くと 637 件で図の左端の企業の利用件数は 50 件である。

これによると宮崎県食品開発センターの依頼試験を除いて、宮崎県工業技術センターの依頼試験・設備利用・技術相談、宮崎県食品開発センターの設備利用・技術相談に関しては、利用件数の上位の企業の利用件数が全体の利用件数に占める割合が高くなっていて、利用が一部の企業に集中傾向があることが分かる。

また宮崎県工業技術センター、宮崎県食品開発センター別で見ると、宮崎県工業技術センターの方が利用が一部の企業に集中している傾向が強く、宮崎県食品開発センターの方は比較的傾向が弱いことが分かる。

これらの表とグラフから、宮崎県食品開発センターはほとんど県内企業が利用しており、なおかつ一部の企業に集中することなく比較的多数の企業に利用されていることになる。これに対して宮崎県工業技術センターは宮崎県食品開発センターに比べると県外企業の利用が多く、かつ一部の企業が多く利用する傾向があることになる。

これらのことは宮崎県は食品産業が基幹産業であり県内全域に食品関係の企業があるのに対し、食品以外の製造業の場合は企業が特定の地域や分野に偏っていて裾野が広くないという現状を反映しているように思える。

イ 監査結果

特記すべき事項はなかった。

V 宮崎県水産試験場

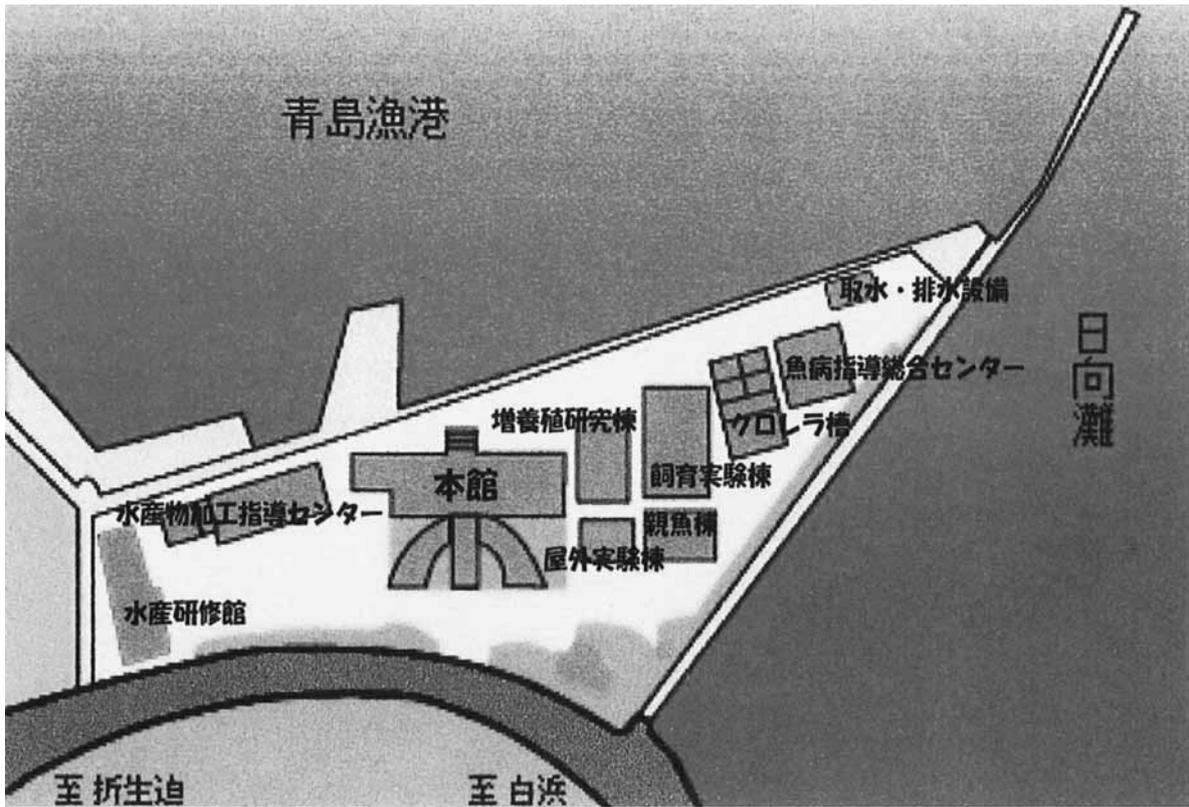
1. 概要

(1) 所在地

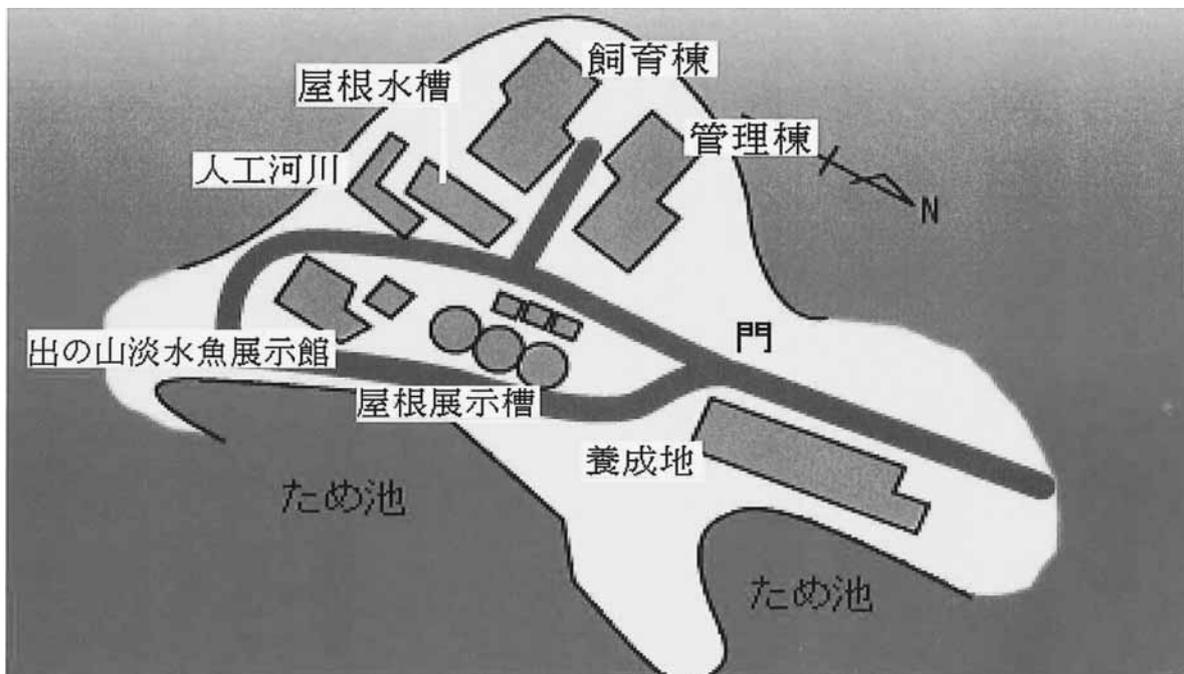
- 【本 場】 宮崎県宮崎市青島6丁目16番3号
【小林分場】 宮崎県小林市大字南西方出の山1091
【米良試験地】 宮崎県児湯郡西米良村大字上米良字猪之津久呂398の2



【本 場】



【小林分場】



(注) 出の山淡水魚展示館は平成18年4月1日付けで小林市に無償譲渡されている。

(2) 沿革

- 明治36年(1903年)4月 水産試験場を現在の宮崎市青島に設置
- 明治44年(1911年)4月 宮崎県庁内に移転
- 昭和12年(1937年)8月 油津分場を現在の日南市油津、出張所を現在の延岡市土々呂に設置
- 昭和14年(1939年)4月 西米良村に米良養魚場を設置
- 昭和16年(1941年)4月 水産試験場を県庁から現在の日南市油津に移転、油津分場を廃止、土々呂出張所を分場に昇格
- 昭和22年(1947年)4月 水産指導所(淡水部門)を宮崎市恒久に設置
- 昭和22年(1947年)10月 水産試験場と水産指導所を廃止、新たに遠洋(日南市油津)、沿岸(延岡市土々呂)、淡水(宮崎市恒久)の各漁業指導所として発足
- 昭和31年(1956年)3月 淡水漁業指導所小林総合養魚場を小林市南西方に設置
- 昭和45年(1970年)4月 水産試験場を宮崎市青島に再設置し、各漁業指導所を廃止、日南分場(日南市油津)、延岡分場(延岡市土々呂)、小林分場(小林市南西方)を設置
- 昭和55年(1980年)5月 水産試験場本場内に魚病指導総合センターを設置
- 昭和56年(1981年)4月 延岡分場を延岡市熊野江町に移転、栽培漁業センターを併設
- 昭和57年(1982年)3月 綾試験地(東諸県郡綾町)を廃止
- 昭和62年(1987年)3月 日南分場(日南市油津)を廃止
- 昭和63年(1988年)2月 水産試験場本場内に水産物加工指導センターを設置
- 平成2年(1990年)4月 水産試験場内の増養殖研究施設を増改築
- 平成4年(1992年)3月 延岡分場・栽培漁業センター(延岡市熊野江町)を廃止
- 平成7年(1995年)3月 小林分場施設更新
- 平成15年(2003年)4月 創立100周年
- 平成17年(2005年)4月 2部6科制から3部制へ再編

(3) 設置等根拠

(根拠法令、条例、規則等)

「宮崎県行政組織規則」

(設置)

第228条 水産業試験研究及び技術指導を行うため、水産試験場を置く。

(名称及び位置)

第228条の2 水産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮崎県水産試験場	宮崎市青島6丁目16番3号

一部改正〔平成20年規則16号〕

(所掌事務)

第228条 水産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水産業の試験研究に関すること。
- (2) 水産業の技術指導に関すること。

(内部組織)

第230条 水産試験場に次の課及び部を置く。

管理課

資源部

増殖部

生物利用部

2 前項に規定する生物利用部に分場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮崎県水産試験場生物利用部 小林分場	小林市大字南西方字出之山1091番地

3 前項に規定する分場に試験地を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮崎県水産試験場生物利用部 小林分場米良試験地	児湯郡西米良村大字上米良字猪之津久呂 398番地2

(分掌事務)

第231条 前条第1項に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1) 庶務一般に関すること。
- (2) 場務の総合調整に関すること。
- (3) 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
- (4) 試験場内の連絡調整に関すること。
- (5) 試験船の運航に関すること。
- (6) 他部の主管に属さないこと。

資源部

- (1) 漁況及び海況の試験研究並びに漁海況予報に関すること。
- (2) 水産資源管理の試験研究に関すること。
- (3) 漁場開発及び漁業操業の効率化の試験研究に関すること。
- (4) 水産情報の高度化の試験研究に関すること。

増殖部

- (1) 増殖技術の試験研究に関すること。
- (2) 水産動植物の生態系の試験研究に関すること。
- (3) 漁場環境保全の試験研究に関すること。

生物利用部

- (1) 種苗生産の試験研究に関すること。
- (2) 養殖技術の試験研究に関すること。
- (3) 水産動植物の防疫技術の試験研究に関すること。
- (4) 内水面における漁場生産の試験研究に関すること。
- (5) 水産物の付加価値向上の試験研究に関すること。

(4) 業務概要、内容

ア 基本コンセプト

元気のいい水産業を支える水産技術開発の推進

本県の水産業が将来にわたりタンパク供給産業の役割を果たし、力強い産業として発展していくために、未来を拓く水産技術の開発をコンセプトとし、「持続的生産技術の開発」「安全で安心して消費できる水産物の安定供給技術の開発」「生態系や環境に配慮した技術の開発」「高度情報化技術の開発」の4つ大きな柱のもとに、現場ニーズにあった技術開発、普及を推進する。

イ 具体的業務内容

(本場)

管 理 課：

漁業調査取締船みやざき丸:「みやざき丸」は、本県のかつお漁船が操業している中
南洋海域から本州東方沖に至る広範な海域で、カツオ・マグロ類の漁場調査、漁獲調査、
海洋調査等を行い漁場探索を効率化するための漁場形成機構の解明等に取り組んでい
る。また、日向灘沖合域の海洋調査や沿岸域の漁場形成要因調査も実施している。

漁業調査取締船たちばな:「たちばな」は、本県沿岸の海洋調査等で活躍している。
魚群探知機やドップラ一流速計（ADCP）等の海洋観測機器を搭載しており、日向灘に
おける漁場形成予測、漁模様や海況変動の予測技術の確立に重要なデータを提供して
いる。ただし、老朽化にともない、買い替え時期を迎えるにあたり、平成20年4月1日
より用途を廃止し水産政策課の「たかちほ」に一本化することになった。

研究企画主幹：

本県の水産産業を健全に維持発展させるために、現場ニーズを把握し、どのような技術
や科学的知見が求められているか、そのためにどのような試験や研究を行うべきかを
検討し研究課題を調整している。

また、得られた成果を素早く漁業者等に普及するため、研究成果発表会の開催、普及
技術カード等の成果情報の配布、現場での普及指導、ホームページでの様々な情報提供
などを行っている。

■主な業務

- ・試験研究課題の調整
- ・共同研究の調整
- ・研究成果の公表、技術普及・指導
- ・視察受け入れ

(<http://www.suisi.miyazaki.miyazaki.jp/>) の管理・運営

資 源 部：

限りある水産資源を上手に利用するため、日向灘に来遊するイワシ・アジ・サバ類の
資源生態を把握し、来遊魚種や量を予測する技術を研究している。

また、厳しい漁業経営を支えるため、海の水温分布や流れ、海流（黒潮）の動きや漁
獲状況などを調べ、漁場がどのような場所にできるかを研究したり、漁業者が取り組む
資源管理を支援する技術の開発等を通じ、操業の効率化技術を開発している。

■主な業務

- ・資源生態に関する調査研究
- ・資源管理に関する試験研究

- ・海洋に関する調査研究
- ・漁場形成に関する調査研究
- ・漁海況予測（短期、長期）に関する調査研究
- ・漁場造成に係る調査研究
- ・漁海況情報サービスネットワーク
（<http://ocean-info.ddo.jp/contents/mz/>）の管理運営

増 殖 部：

水産資源をつくり育てるために、マダイ、ヒラメ、カサゴ等を放流して資源を増やす「栽培漁業」の技術開発を担当している。また、水産動植物が生まれ、育つ生態や環境を維持するために、それらの産卵場や生育場として重要な役割を果たしている藻場や干潟をはじめ浅海や沿岸といわれる陸近くの海の環境・生態維持のための調査や技術開発を担当している。

■主な業務

- ・栽培漁業関係の調査及び技術開発
- ・藻場の生態に関する調査及び藻場造成技術開発
- ・沿岸生態・環境の保全・回復に関する調査及び技術開発

生物利用部：

漁業で生産された水産物を新鮮かつ高品質な状態で供給し、消費者の皆さんには安全安心をお届けし、また高い評価を得ることで本県水産業が産地間競争等で優位に立てるよう、鮮度保持技術や加工技術の開発を行っている。

また、養殖業において健康でおいしい魚づくりのための飼育技術や疾病予防技術等を研究するとともに、消費者ニーズに的確に応えるため新しい魚種の種苗生産技術の開発を行っている。

■主な業務

- ・水産物鮮度保持技術の開発
- ・加工技術等水産物高付加価値化技術の開発
- ・養殖技術の開発
- ・養殖漁場環境の保全技術の開発（増殖部共同）
- ・疾病の診断、治療、予防技術の開発・普及
- ・種苗生産技術の開発

●水産物加工指導センター

新しい加工技術の研修、漁協女性部等の直販加工品や特産物の試作品づくり等が行える施設で、様々な機器が整備されている。

●魚病指導総合センター

海面、内水面養殖で発生する様々な魚病の治療方法や防疫技術を研究するとともに、巡回指導等を通じ養殖魚の魚病の診断と適切な治療、予防及び飼育方法の指導を行っている。

(小林分場)

内水面の水産資源を適正に保つため、生物の生態や環境の把握、種苗放流による資源の維持技術や種苗生産技術の開発を行っている。

また、内水面養殖業を振興するため、養殖技術の改良や新しい魚種の開発を行っている。

■主な業務

- ・内水面における生態や環境の把握
- ・内水面養殖魚（アユ、ヤマメ、ニジマス）の種苗生産技術の改良と系統保存
- ・新しい魚種、チョウザメ種苗生産・養殖技術の開発
- ・内水面資源の増殖技術の開発

(5) 施設の概要

ア 土地、建物の概要（平成20年3月31日現在）

(単位：m²)

箇所	土地			建物	備考
	区分	地目	実測面積	実測延面積	
本場	公用	敷地	11,979.44	3,756.33	-
		畑	-	-	-
		山林	-	-	-
		その他	-	-	-
	借受		-	-	-
			-	-	-
	計	11,979.44	3,756.33		
小林分場	公用	敷地	22,004.58	1,919.05	
		畑	-	-	-
		山林	-	-	-
		その他	-	-	-
	借受		-	-	-
			-	-	-
	計	22,004.58	1,919.05		
米良試験地	公用	敷地	4,091.00	230.07	
		畑	-	-	-
		山林	-	-	-
		その他	-	-	-
	借受		-	-	-
			-	-	-
	計	4,091.00	230.07		
合計		38,075.02	5,905.45		

イ 主な施設（平成20年3月31日現在）

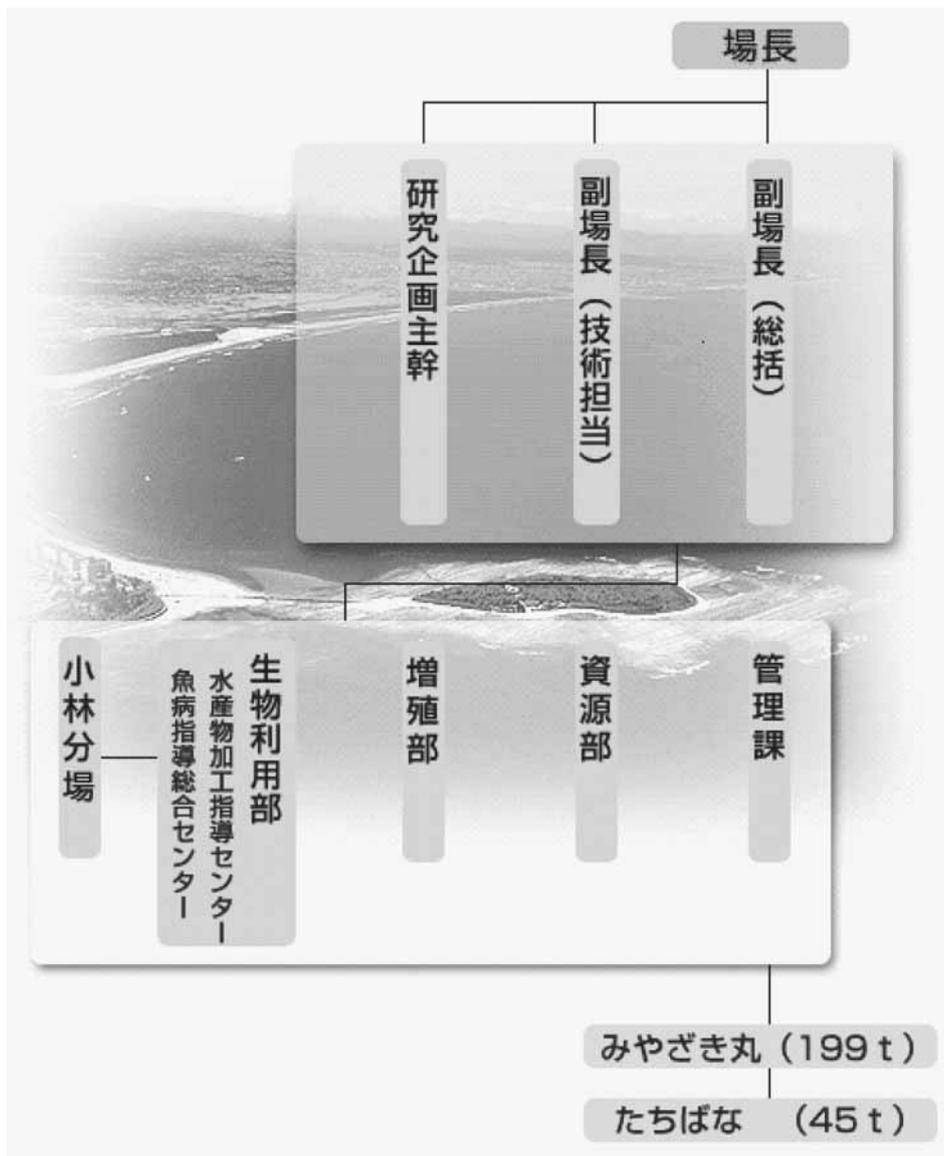
分野	施設等名称
本館	本館事務所棟（1,182.3 m ² ）
管理課	水産研修館（574.74 m ² ）、水族展示館（144.0 m ² ）、機械室（45.0 m ² ）
資源部	倉庫（72.59 m ² ）
増殖部	増養殖研究棟（339.0 m ² ）、飼育実験棟（460.0 m ² ）

生物利用部	魚病指導総合センター (411.3 m ²)、水産物加工指導センター (180.0 m ²)、親魚棟 (220.0 m ²)、燻乾室 (40.0 m ²)
小林分場	管理棟 (833.97 m ²)、飼育棟 (1,085.08 m ²)
米良試験地	事務所 (83.3 m ²)、倉庫 (109.07 m ²)、採卵室 (31.7 m ²)

(6) 組織

ア 組織図、及び、職員に関する調べ

場長	1
副場長 (総括)	1
副場長 (技術担当)	1
管理課長 (副場長 (総括) 兼務)	
管理課	7
漁業調査取締船みやざき丸	17
研究企画主幹	1
資源部長	1
資源部	4
増殖部長	1
増殖部	5
生物利用部長 (副場長 (技術担当) 兼務)	
生産物利用部	5
小林分場長	1
小林分場	2
計	<u>47</u> 名



イ 最近5カ年間の職員数の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

職 種	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研 究 職	21	21	20(1)	21(1)	20
行 政 職	7	6	7(1)	8(1)	10(3)
技 労 職	23	3	25	22	17
嘱 託	8	8	7	8	9
臨時職員	3	2	2	2	3
合 計	62	60	61	61	59

(注) カッコ内書きは長期休職者、19年度の(3)の内、2は産休及び育休

(7) 平成19年度の主な事業内容

資源部

イワシ・アジ・サバ類の直近の漁場形成予測技術を開発するため、操業船の日毎の漁獲位置や漁獲内容等の詳細な操業情報の収集と、日向灘の海況情報や来遊資源の資源生態情報との照合解析による調査研究を開始した。また、県が造成する各種魚礁等による人工漁場の漁獲効果を簡便で高精度に把握する技術を開発するため、GPS データロガーを県内漁船に設置し、記録された航跡情報を解析し、操業時間を判定するための基準作りに取り組んでいる。

増殖部

種苗放流によるカサゴの資源増大を図るため、県中央の都農町と川南町地先をフィールドに、種苗の標識放流及び追跡調査を中心とした調査を行っている。また、藻場の衰退や磯焼けが広がる九州周辺海域において、一方では、近年南方系ホンダワラ類の分布拡大等が見られ、何らかの環境変動が起こっている可能性が示唆されていることから、九州各県が連携し藻場の実態把握や藻場回復等に関する広域的な調査、研究をスタート、本県は藻場維持機構に関する研究に着手した。

生物利用部

種苗生産部門においては、カワハギの種苗生産技術開発に取り組み、採卵方法の改善、受精卵の確保及び止水式飼育方法の導入により稚魚を生産するとともに、カンパチ種苗量産現場ではふ化仔魚の減耗要因を把握するため、餌料生物（ワムシ等）の栄養価との因果関係について検討した。

利用加工部門においては、鮮度低下の早いシイラの鮮度保持技術を開発するため、シイラの鮮度低下に関する特性並びに漁船魚槽の温度変化の調査を行った。また、シイラの付加価値をより高めるために「シイラ焼酎もろみ漬け」の開発を行うとともに、加工原料として周年安定的供給のための冷凍保管技術開発の検討を行った。

また、加工指導センター事業では、付加価値の高い水産加工品開発を目的に県内加工業者や漁協女性部及び漁業者を対象に加工法の紹介や技術指導を行った。

養殖・魚病部門においては、基幹養殖業であるカンパチ養殖業の飼料コスト削減技術開発に取り組み、モイストペレットの鮮魚にカタクチイワシを利用するためにはビタミンB1添加が必要であることを明らかにし現場へ普及した。

また、魚病指導総合センターの運営事業では、養殖漁家等に対する魚病の診断防疫業務として、魚病検査を実施するとともに、養殖主産地等への巡回を行い、魚類防疫対策や水産用医薬品の適正使用のほか、飼育技術の普及・指導に努めた。その他、細菌性疾病対策として難病対策試験を行い、養殖ブリ類の重要疾病であるノカルジア症のワク

チン開発試験を実施した。

小林分場

内水面漁業養殖業の振興のため、アユ・マス等の発眼卵及び稚魚の供給を行うとともにヤマメの種苗生産を行い本県の純系原種を保存した。また、内水面魚介類の遺伝的多様性を図るために、純系原種であるヤマメの増殖方法の検討を行った。

チョウザメ養殖の推進については、日ソ漁業協力協定の一環で、昭和58年に我が国に提供されたチョウザメのうち、200尾を水産試験場小林分場に受入れ、研究に着手した。平成3年、国に続き全国で2番目となる種苗生産、平成16年には全国で初めてシロチョウザメの完全養殖に成功した。現在まで県内各地で10数業者がチョウザメの飼育に取り組んでおり、飼育管理に関する技術指導を行った。また、チョウザメの全雌化に関する研究及び有用成分であるコラーゲンに関する研究を実施した。

遺伝子分析による新育種技術の開発については、高温系ニジマスに特有の遺伝子検索手法を検討するとともに高温適応システムを維持した。

また、河川の生物の生息状況の把握や、河川放流用アユの冷水病保菌検査を行うとともにモクズガニ資源増大のための中間育成技術を開発し、内水面漁協へ技術指導を行った。

(8) 収入・支出の状況（水産試験場）

ア 最近5年間の決算の状況

（単位：円）

節区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
収入	公有財産使用料	7,375	7,500	7,500	7,500	7,500	
	財産貸付料						
	水産試験場物品売払収入	7,989,237	17,626,854	11,009,940	12,845,890	14,101,647	
	雑入	1,794,402	1,366,278	55,265	358,564	78,103	
	合計	9,791,014	19,000,632	11,072,705	13,211,954	14,187,250	

支 出	報酬	10,225,925	10,132,355	9,646,580	11,419,180	12,460,890	
	職員手当等	1,844,358	3,649,818	2,076,000	2,821,500	2,853,000	
	共済費	3,420,143	2,815,372	2,719,036	2,966,475	3,282,047	
	賃金	29,697,800	25,398,945	24,187,700	23,238,615	25,504,440	
	報償費	4,648,936	3,880,500	3,671,500	3,606,000	3,692,300	
	旅費	27,507,479	21,925,435	22,204,173	22,442,750	23,569,479	
	需用費	169,958,963	137,184,210	137,792,013	143,758,158	179,830,604	
	役務費	13,519,013	11,076,152	14,060,052	15,497,270	16,260,988	
	委託料	21,853,088	80,111,803	80,790,299	88,860,115	70,779,312	
	使用料及び 賃借料	14,981,624	11,249,910	11,370,835	11,220,938	7,155,687	
	工事請負費	2,121,000	0	1,532,650	2,835,000	2,545,000	
	備品購入費	4,491,542	748,230	1,600,935	1,216,845	3,853,739	
	負担金、補助 及び交付金	1,724,000	1,789,000	1,789,000	1,789,000	1,789,000	
	公課費	40,900	91,900	36,500	110,800	80,600	
	合計	306,034,771	310,053,630	313,477,273	331,782,646	353,657,086	
収支差額	△ 296,243,757	△ 291,052,998	△ 302,404,588	△ 318,570,692	△ 339,469,836		

イ 支出額の業務別内訳

款 区 分	(目区分) 節区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		金額	構成 比	金額	構成 比	金額	構成 比
総 務 費	(一般管理費)						
	共済費			232,690	12.2%	112,516	13.6%
	賃金					597,060	72.3%
	報償費			1,607,160	84.0%	111,600	13.5%
	旅費	5,890	100%	72,524	3.8%	4,770	0.6%
	(人事管理費)						
	旅費					3,964	100%
	(財産管理費)						
	工事請負費	1,532,650	100%				
小計	1,538,540		1,912,374		829,910		

農 林 水 産 業 費	(農業総務費)						
	職員手当等						
	共 済 費			15,000	0.1%	14,000	0.1%
	賃 金	1,596,550	15.1%	2,328,150	17.3%	2,359,200	19.8%
	報 償 費						
	旅 費	666,991	6.3%	885,845	6.6%	511,860	4.3%
	需 用 費	2,146,230	20.3%	2,016,291	15.0%	1,818,188	15.3%
	役 務 費	10,280	0.1%	147,000	1.1%	94,864	0.8%
	委 託 料	4,034,000	38.2%	2,979,700	22.1%	3,050,000	25.6%
	使用料及び賃借料	1,439,880	13.6%	1,689,750	12.5%	568,500	4.8%
	工事請負費			2,835,000	21.0%	2,545,000	21.4%
	備品購入費	662,000	6.3%	585,000	4.3%	931,300	7.8%
	(農業試験場費)						
	備品購入費	67,750	100%				
	(水産業総務費)						
	職員手当等	2,076,000	33.5%	2,821,500	10.3%	2,853,000	44.6%
	共 済 費			11,000	0.04%	11,000	0.2%
	賃 金	1,366,365	22.0%	1,598,325	5.8%	1,055,450	16.5%
	報 償 費	17,500	0.3%	20,000	0.1%	20,000	0.3%
	旅 費	1,098,132	17.7%	1,396,908	5.1%	845,216	13.2%
	需 用 費	920,253	14.8%	1,206,299	4.4%	1,153,342	18.0%
	役 務 費	10,500	0.2%	66,993	0.2%	49,635	0.8%
	委 託 料	454,650	7.3%	20,072,850	73.2%	184,800	2.9%
	使用料及び賃借料	260,000	4.2%	231,000	0.8%	231,000	3.6%
	負担金、補助及 び交付金						
	(水産業振興費)						
	報 酬			100,000	0.6%		
	共 済 費			271,000	1.5%	21,000	0.1%
	賃 金	2,823,640	14.9%	3,856,900	21.6%	2,237,625	14.4%
報 償 費	832,000	4.4%	864,000	4.8%	864,000	5.6%	
旅 費	1,032,128	5.4%	1,497,235	8.4%	1,041,874	6.7%	

需用費	3,415,243	18.0%	3,273,858	18.3%	2,642,729	17.0%
役務費	1,164,731	6.1%	1,610,018	9.0%	1,216,996	7.8%
委託料	9,187,500	48.5%	5,197,500	29.1%	6,555,000	42.2%
使用料及び賃借料	486,000	2.6%	765,000	4.3%	798,000	5.1%
備品購入費			447,300	2.9%	149,130	1.0%
(漁業取締費)						
旅費	100,000	11.5%	878,594	10.1%	28,229	0.6%
需用費	773,199	88.5%	7,646,074	87.9%	4,343,148	99.4%
役務費			171,481	2.0%		
(水産試験場)						
報酬	9,646,580	3.5%	9,712,020	3.7%	12,349,290	3.9%
共済費	2,719,036	1.0%	2,436,785	0.9%	3,123,531	1.0%
賃金	18,401,145	6.7%	15,455,240	5.9%	19,255,105	6.1%
報償費	2,822,000	1.0%	2,722,000	1.0%	2,808,300	0.9%
旅費	19,301,032	7.0%	17,711,644	6.8%	21,133,566	6.7%
需用費	130,537,088	47.4%	129,615,636	49.4%	169,873,197	54.0%
役務費	12,874,541	4.7%	13,501,778	5.1%	14,899,493	4.7%
委託料	67,114,149	24.4%	60,610,065	23.1%	60,989,512	19.4%
使用料及び賃借料	9,184,955	3.3%	8,535,188	3.3%	5,558,187	1.8%
備品購入費	871,185	0.3%	184,545	0.1%	2,773,309	0.9%
負担金、補助及び交付金	1,789,000	0.6%	1,789,000	0.7%	1,789,000	0.6%
公課費	36,500	0.01%	110,800	0.04%	80,600	0.03%
小計	311,938,733		329,870,272		352,827,176	
合計	313,477,273		331,782,646		353,657,086	

2. 監査結果

宮崎県水産試験場の財務事務は、以下の指摘事項の部分を除き、総合的には関係法令等に基づき、概ね適正に処理されており、特記すべき事項はなかった。

なお、監査結果に関連する意見を含めて記載している。

(1) 収入に関する財務事務

ア (款) 使用料及び手数料 (目) 農林水産業使用料

(ア) 概要

電柱の設置に係る土地使用料である。

(イ) 監査手続

調定元帳計上分について、調定調書、行政財産使用許可台帳、行政財産使用許可書・申請書、決裁伺書等を閲覧し、金額との照合を行った。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

イ (款) 財産収入 (目) 生産物売払収入

(ア) 概要

本場でのみやざき丸による航海水揚げ代および分場でのチョウザメ稚魚等生産物の直接販売による収入である。

本場では、みやざき丸で水揚げされたカツオ等について市場で有償にて処分を行っている。本場では現金引渡しは行われなため、現金出納帳への記載はない。本場では、基本的に、委託業者がみやざき丸で水揚げしたものを市場で販売し手数料を控除して残額を指定金融機関に振り込むことになっている。本場には、業者から仕切書が送付され、これに基づき生産物処分伺、調定調書の作成、および生産物台帳への転記を行う。業者が控除する手数料については、業者ないし漁業協同組合ごとに地方卸売市場業務規程等により品目ごとに卸売価格の5%以内で決まっている。

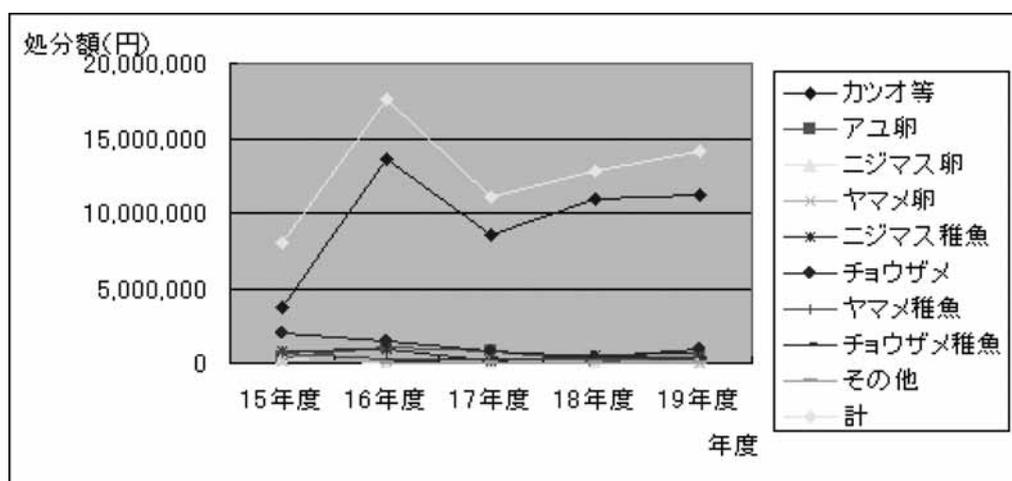
小林分場では、アユ卵、ニジマス卵・稚魚、チョウザメ成魚・稚魚等分場で養殖しているものを、地域住民等に売却している。具体的には、業者が事前に試験場に問い合わせ、準備が出来るものは試験場で午前中に現金販売している。処分決裁は場内で生産物処分伺により分場長の承認を得ることにより行われている。分場では業者より受領書を受け取るとともに領収証を発行の上複写の領収証原符を保存、当日のうちに金融機関に振り込み領収証を保管している。さらに、売却及び金融機関振込と同日に、本場に処分伺、調定調書を作成送付し、現金出納簿に記帳を行っている。これを受け本場では当該承認の後生産物台帳に記帳している。

また、直接販売の処分単価については、年度当初に全国の種卵、種苗価格を参考に「生産物の処分価格表」を作成し、これに単価設定理由を付して決裁伺書に場長の承認を得る事により決定される。

a 生産物の処分額推移

(単位：円)

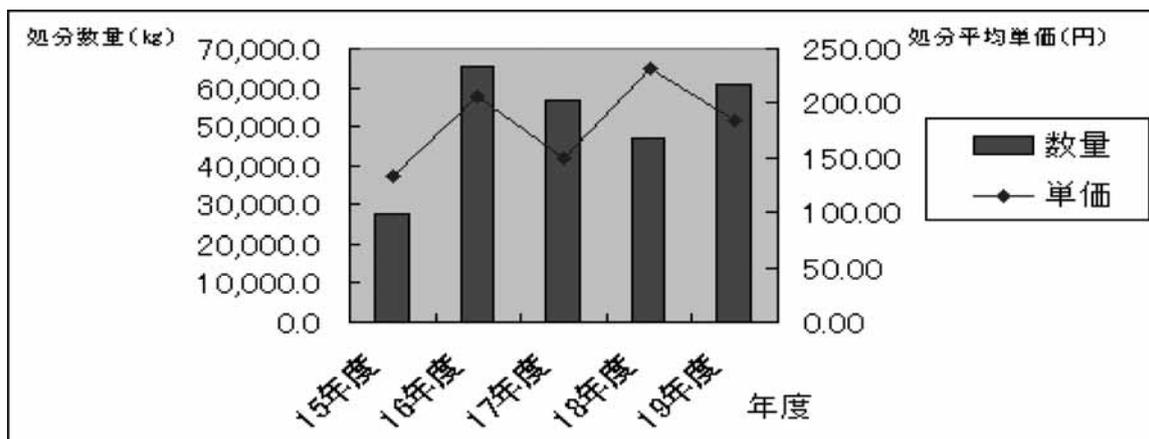
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
カツオ等	3,667,913	13,543,597	8,555,135	10,978,529	11,214,757
アユ卵	420,000	1,050,000	735,000	126,000	409,500
ニジマス卵	315,000	0	3,780	18,900	12,600
ヤマメ卵	197,400	126,420	255,150	216,300	10,500
ニジマス稚魚	745,812	932,711	158,980	518,112	704,539
チョウザメ	2,037,210	1,507,065	806,505	386,872	926,730
ヤマメ稚魚	605,902	289,086	212,310	233,331	451,657
チョウザメ稚魚		128,100	283,080	367,846	330,939
その他		49,875	0	0	40,425
計	7,989,237	17,626,854	11,009,940	12,845,890	14,101,647



b カツオ等処分数量・単価推移

(単位：kg, 円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
数量	27,530.0	65,379.0	56,662.7	47,203.4	60,824.8
単価	133.23	207.15	150.98	232.57	184.37



c 小林分場での処分先別販売高推移

(単位：円)

業 者 名	平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	合計
小林市観光協会	1,851,360	172,809	69,930	204,750	279,825	2,578,674
養魚場・料理店A	147,466	1,311,176	627,270	131,460	262,185	2,479,557
宮崎県水産振興協会	210,000	840,000	630,000	126,000	409,500	2,215,500
養魚場B	547,050	586,740	-	367,500	367,500	1,868,790
料理店C	172,200	44,100	89,880	73,500	166,110	545,790
養魚場D	220,500	152,880	92,610	6,510	21,000	493,500
料理店E	-	-	-	23,940	421,344	445,284
養魚場F	105,000	67,200	108,780	63,000	7,350	351,330
養魚場G		210,000	105,000	-	-	315,000
養魚場H	210,000	-	69,300	-	15,750	295,050
養魚場 I	140,175	-	-	21,000	131,985	293,160
温泉旅館 J	-	-	165,585	120,015	-	285,600
養魚場 K	-	-	-	193,200	-	193,200
料理店 L	41,475	81,637	26,460	6,300	6,300	162,172
料理店 M	-	-	-	-	157,500	157,500
養魚場 N	151,200	-	-	-	-	151,200
養魚場 O	-	-	-	-	147,000	147,000
養魚場 P	78,277	49,875		12,159		140,311
養魚場 Q	-	-	-	136,500	-	136,500
養魚場 R	-	126,000	-	-	-	126,000
養魚場 S	42,000	-	147,000	-	-	189,000
養魚場 T	67,200	52,500	-	-	-	119,700
料理店 U	11,550	91,759	-	-	-	103,309
その他	325,871	296,581	322,990	381,527	493,541	1,820,510
合計	4,321,324	4,083,257	2,454,805	1,867,361	2,886,890	15,613,637

処分先数 (件)	32	37	34	41	42	110
----------	----	----	----	----	----	-----

(イ) 監査手続

本場でのカツオ等の処分については全件、調定元帳と生産物台帳の照合及び生産物台帳と仕切書、生産物処分同、調停調書との照合をおこない計上額の正確

性および合規性について検証した。また、分場でのチョウザメ等の直接販売については多数であるため3月分および無作為に抽出したものについて調定元帳と生産物台帳との照合および生産物台帳と生産物処分単価表、生産物処分伺、調定調書、受領書、銀行振り込み領収証、現金出納簿との照合を行い計上額の正確性および合規性について検証した。また、単価設定について、担当者へのヒアリング及び決裁伺書、漁業協同組合の地方卸売市場業務規程、全国養鱒技術協議会要録等根拠証憑類、過去10年間の生産物単価表等を閲覧し、単価設定の妥当性について吟味した。さらに、無償処分について、生産物調との照合および宮崎県水産試験場生産物譲与申請書の閲覧等により妥当性を吟味した。

(ウ) 監査結果

以下の点を除き、書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

a 生産物処分の決裁権限について

生産物処分の決裁権限は「財務規則第3条第3項の規定による総合農業試験場、畜産試験場及び水産試験場の各支(分)場長の専決額の引き上げ等について(通知)」によると、他の試験場と異なり分場長ではなく場長にあることになっているが、分場での生産物処分については、分場長の承認により行われており、場長への処分伺いが処分後となっており実質事後報告となっている。規則に基づかない処理であるため、改める必要がある。ただし、他の試験場は生産した支場の長となっており、水産試験場のみ異なる扱いをする理由も見当たらず、事務の効率化の観点からも他の試験場同様生産現場の長とするとも検討してはどうだろうか。

b 処分単価について

単価については、過去10年間の生産物単価表によると平成12年にニジマス稚魚11～15g、平成15年にベステル成魚の単価に改定があった以外改定は行われていない。ただし、単価設定理由書にも記載されている通り、飼料単価は上昇傾向にあるが、養殖業者が販売する食用魚の価格低迷が続いており、処分単価を如何に設定すべきか困難な課題もある。

c 小林分場での直接販売における処分先について

小林市観光協会は、県が平成18年4月1日に小林市に無償譲渡した淡水魚展示館の管理を行っており、当該展示館内の魚の餌用に購入している。また、宮崎県水産振興協会(旧名宮崎県栽培漁業協会)は、主に種苗生産のための卵を購入している。上記協会以外のほとんどは、試験場近辺を中心とした個人

の料理店や養魚場等が処分先となっている。(イ概要 c 小林分場での処分先別販売高推移を参照)。なお、広く一般に養殖を普及させることも試験場の重要な役割であるため、規制を加える必要はないと思われるが、公有財産でもあるため、不正使途等へのけん制等管理面からも処分同に処分先の業種、購入使途・目的は記入させてもよいのではないだろうか。

d 無償贈与について

平成19年度は、試験場祭り(県民への広報活動の一環として年1回開催)のための試食品としてカツオ90kg、放流・飼育試験のため漁業協同組合へアユ発眼卵240万粒、民間業者へチョウザメ稚魚(500g)300尾が無償贈与されている。当該民間業者は、先のイ概要c小林分場での処分先別販売高推移の養魚場・料理店Aに該当するが、オープン当初より試験場の養殖鯉の販売普及の一翼を担って開業されたものである。今回の無償贈与分については、無償とする理由に関して宮崎県水産試験場生産物譲与申請書によれば「・・・本格的なシロチョウザメ養殖を開始するにあたり、今回導入する種苗で飼育員や餌料等コスト面での実証及び検証を行いたい。については飼育員及び餌料等コスト面での実証及び今般導入する種苗について譲渡申請するものである。」としている。当該業者には餌料の給餌量を記録してもらっており、分場長も年2回現場確認を行っているとのことであり、民間ベースでの研究の一環とも言えるが、少なくとも特定の業者に有利に働くようなことがあってはならない点に注意を要する。

ウ (款) 雑収入 (目) 雑入

(ア) 概要

非常勤職員の雇用保険料等の公金振替分である。

(イ) 監査手続

調定元帳計上分のうち、数件について調定調書、領収書控、賃金報酬内訳書と照合した。

(ウ) 監査結果

特記すべき事項はなかった。

(2) 支出に関する財務事務

ア 報償費

(ア) 概要

内容としては、講師謝金や市場調査(せり前の標識魚の確認や体重測定等)やカツオ漁況調査(組合員の漁況調査ノートの収集、情報提供等)等であり、内容

により契約期間は定められるが、調査員の選任は漁業協同組合の紹介斡旋によることが多い。

(イ) 監査手続

歳出予算整理簿より任意に抽出した事案について予算執行伺、支出負担行為兼支出命令書、事業報告調書等と照合し、計算の正確性、合規性について検証した。

(ウ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

イ 旅費

(ア) 監査手続

歳出予算整理簿より任意に抽出した事案について旅行命令書、支出負担行為兼支出命令書、旅費内訳書兼請求書等と照合し、計算の正確性、合規性について検討した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ウ 需要費（修繕工事を除く）

(ア) 監査手続

歳出予算整理簿より任意に抽出した事案について予算執行伺、物品購入要求書、調達決定兼受入交付伺、支出負担行為兼支出命令書、見積書、請求書、契約書（単価契約分）等と照合し、計算の正確性、合規性について検討した。

(イ) 監査結果

特に、A重油（みやざき丸の燃料）については金額が多額であるため、単価決定の適切性について宮崎県石油協会が県に提示している単価との1年間分の比較や単価変更の都度、物品供給単価変更契約書等必要書類が整備されているか、業者の選定に問題はないか等ヒアリング等してみたが特に指摘すべき事項は見あたらなかった。また、その他抽出した事案についても、書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

エ 需要費（修繕工事）

(ア) 監査手続

歳出予算整理簿より任意に抽出した事案について予算執行伺、支出負担行為兼支出命令書、見積書、請求書、契約書、検査調書、工事完成届・引渡書、開札

調書、予定価格書、入札書等と照合し、計算の正確性、合規性、契約形態の適切性について検討した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

オ 役務費

(ア) 監査手続

歳出予算整理簿より任意に抽出した事案について予算執行伺、支出負担行為兼支出命令書、見積書、請求書等と照合し、計算の正確性、合規性について検討した。

(イ) 監査結果

予算執行伺等によっても随意契約の理由が判然としない点については、カ委託料 (イ) 監査結果 aで記載していることと同様であるが、その他の点については、書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

カ 委託料

(ア) 監査手続

歳出予算整理簿より任意に抽出した事案について予算執行伺、支出負担行為兼支出命令書、見積書、請求書、契約書、検査調書、工事完成届・引渡書、開札調書、予定価格書、入札書等と照合し、計算の正確性、合規性について検討した。

(イ) 監査結果

a 水産試験場に限ってのことではないかもしれないが、委託先選定理由や随意契約の理由について、予算執行伺等に形式的な記載はあるが、もう少し内容が理解できる程度の理由・根拠等を付して回覧・決裁した方が良いのではないか。予算執行伺等によれば「契約の目的が競争入札に適さないため」、「他に取扱者なきため」等とあるが、なぜ競争入札に適さないのか、代替品では不都合なのか等判然としない。「A社に案件に精通した者がおり、当該者は・・・」とか「B社に優れた設備があり、当該設備を使えば・・・」とか「県内には同製品の取扱はなく、代替品だと・・・」といった多少具体的な理由・根拠あるいは選定に至った経緯・検討過程を記述させることにより形式的な選定になることを避けることができ、また責任所在の明確化にもなるのではないかと思われる。

b 研究委託について、契約によっては契約書上特許権等の帰属先、特許料等

費用の負担関係、経済的利益の帰属関係、委託終了後の物品の所有関係等が不明確となっている先がある。後の紛争を防止するためにも特許権等の帰属については事前に契約書上で出来る限り具体的に明示して取り決めておく必要がある。

キ 使用料及び賃借料

(ア) 監査手続

歳出予算整理簿より任意に抽出した事案について予算執行伺、支出負担行為兼支出命令書、見積書、請求書、契約書等と照合し、計算の正確性、合規性について検討した。また、用船料の単価設定等について決裁伺書その他根拠書類を閲覧し、当該妥当性を吟味した。

(イ) 監査結果

有料道路通行料を除き、書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。有料道路通行料については、月初に資金前渡を受け、場長の承認の上領収書と引き換えに使用者に支払われている。県予算から引き出した際に「使用料及び賃借料」として計上され、月末に清算し、余剰金ができれば「使用料及び賃借料」の戻しとして処理される。予算から引き出した段階で「現金」として管理し、現金出納帳への記載、手許現金との照合も必要である。

ク 工事請負費

(ア) 監査手続

歳出予算整理簿より任意に抽出した事案について予算執行伺、支出負担行為兼支出命令書、請求書、契約書、検査調書、工事完成届・引渡書、開札調書、予定価格書、入札書等と照合し、計算の正確性、合規性、契約形態の適切性について検討した。

(イ) 監査結果

書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

ケ 備品購入費

(ア) 監査手続

歳出予算整理簿より任意に抽出した事案について物品購入要求書、調達決定兼受入交付伺、支出負担行為兼支出命令書、見積書、請求書、物品登録通知書等と照合し、計算の正確性、合規性について検討した。

(イ) 監査結果

下記(4)物品購入契約に係る財務事務に記載した指摘事項を除き、書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。

(3) 業務委託契約等に関する財務事務

ア 監査手続

業務委託契約、営繕工事等に係る契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約が適切に行われているか、予算執行伺、契約締結伺、決議書等により各手続の執行状況、契約形態の適正性について検証した。

イ 監査結果

a 指名競争入札について

区分	摘 要		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
指名競争 入札	件 数	総額契約	8 件	8 件	8 件
		単価契約	— 件	— 件	— 件
	平均落札率	総額契約	97.0%	97.4%	97.9%
		単価契約	— %	— %	— %
	総 契 約 金 額		140,355 千円	91,560 千円	122,575 千円

(a) 平均落札率が97.9%と高めになっている。これは、特に継続的な修繕等において、予定価格の設定の際、基本的に前回低い価格で入札した業者数件に事前に全般的な見積書を提出させてそのうちから部分ごとに最も低い見積価格を前に全般的な見積書を提出させてそのうちから部分ごとに最も低い見積価格を組み合わせでおこなっているため、予定価格がかなり低いものとなっていることも一因だと思われる。事実、再度入札や入札の不調が数件みられる。

(b) また、指名競争入札において、同じ業者が数年継続して落札している例も数件見られる。これに関しては、特に修繕において当初製作した業者が製作内容の把握、部品調達等の点において有利であることは歪めない。

b 随意契約について

区分	摘 要		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
随意契約	件 数	総額契約	54 件	50 件	60 件
		単価契約	件	件	件
	平均契約率	総額契約	97.5%	96.8%	94.0%
		単価契約	%	%	%
	総 契 約 金 額		44,861 千円	51,394 千円	45,119 千円

(注) 上表は1件30万円以上の案件を集計している。

(a) 随意契約における1者随意契約（見積合わせ省略分）…1件30万円以上

摘 要	平成17年度	平成18年度	平成19年度
随意契約数 (A)	53 件	50 件	59 件
1者随意契約数 (B)	33 件	33 件	37 件
1者随意契約率(B)/(A)	62.3%	66.0%	62.7%

1者随意契約が多くなっているが、このうち10件（平成19年度）はみやぎ丸が航海に要する餌を航海毎に航海先の業者1社から購入するためである。他の先については、試験場独自仕様のもので取扱業者が限られていたりしていることによるものである。

(b) 随意契約における予定価格と契約価格の一致について

予定価格＝契約価格のケース（平成17年度～平成19年度）

摘 要	平成17年度	平成18年度	平成19年度
随意契約数 (A)	53 件	50 件	59 件
予定価格＝契約価格件数 (B)	1 件	1 件	1 件
発生率 (B) / (A)	0.02%	0.02%	0.02%

予定価格＝契約価格のケースが一件見られるが、これは委託先の会社が水産試験場仕様のものとしてシステムを開発したものであり、積算単価も委託先が承知しているためである。二者以上から見積書を徴収できず、予定価格の判断がつかない案件については、仮見積から予定価格を設定している。ただし、業者の言い値にならないよう検証の工夫は必要と思われる。

(4) 物品購入契約に係る財務事務

ア 概要

(ア) 平成19年度当初予算における部署別備品要求 (単位：千円)

部署名	部署からの要求		水産試験場最終決定額	
	点数	金額	点数	金額
管理課	1	42		
増殖部	1	870	1	630
小林分場	3	1,239	3	1,083
生物利用部 (9月補正)	4	424	4	311
資源部			1	215
生物利用部 (2月補正)	1	200	3	535

農総 資源部	4	904	4	904
増殖部 (執行残より)			1 ※	27
水振 資源部	1	88	1	87
資源部 (執行残より)			1 ※	62
計	15	3,767	19	3,854

※下記 c 「書き換え」の問題について」に記載している不適正購入分

(イ) 重要機器備品について、取得価額の高額のもの(上位20点)(単位:台数、円)

No	機器備品名称	取得年月	取得価額
1	液体クロマトグラフィ	H02.03	10,594,000
2	水分測定器	H12.01	8,715,000
3	電子顕微鏡	H02.03	8,327,550
4	真空凍結乾燥機	H05.10	6,186,180
5	スモークハウス	H04.11	5,266,905
6	高温高圧調理殺菌試験機	S62.12	4,935,000
7	電気透析器	H13.03	4,672,500
8	給餌作業船	H05.09	4,055,625
9	イオンクロマトグラフィ	H04.08	3,666,285
10	ガスクロマトグラフィ	H06.01	3,460,800
11	高速液体クロマトグラフィ	H07.03	3,460,800
12	関展示用水槽	H07.03	3,136,350
13	真空乳化かくはん機	H03.12	3,028,200
14	コーンカウンター	H02.03	2,941,680
15	窒素分解装置	H06.07	2,882,197
16	蛍光顕微鏡	H07.03	2,736,195
17	マイクロプレートリーダー	H09.09	2,625,000
18	倒立顕微鏡システム	H12.10	2,409,750
19	細胞融合装置	H03.03	2,379,300
20	マルチチャンネル検出器	H08.11	2,296,900

イ 監査手続

物品の購入契約について、会計規則に従い、指名競争入札、随意契約等が適切に行われているか、物品規則に従って購入手続が行われているか検証した。また、「預け」や「書き換え」の有無、年度末近くの購入の有無や使用数量と購入数量と

の関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認するため、納品書、請求書等と照合するとともに、担当者にヒアリングを行った。

ウ 監査結果

下記を除き書類の不備及び不整合はなく、計算の正確性、合規性について特記すべき事項はなかった。なお、試験研究器材類として購入するもののうち、その予定価格が100万円以上のものは試験研究器材類機種選定委員会により機種選定の審査対象とされているが、当年度は一件該当し、適正に当委員会の選定に付されていた。

a 物品購入事務処理について

消耗品の購入について、納品書上では、フラットファイル（ピンク）が100冊（10P、1P＝10冊）、フラットファイル（グリーン）が100冊（10P）、フラットファイル（ブルー）が100冊（10P）各々購入となっているが、消耗品出納簿では同日付でフラットファイル（緑）が100冊とフラットファイル（赤）が100冊の受入、フラットファイル（青）が受入なしとなっている。担当者的話によると、「納品書からある程度まとめて消耗品出納簿に記載しているが、上記フラットファイル（緑）100冊とフラットファイル（赤）50冊とフラットファイル（青）50冊については実際には納品書に記載されていても納入されなかった。したがって、消耗品出納簿の記載誤りでフラットファイル（赤）50冊とフラットファイル（青）50冊の受け入れと記載すべきであった」との回答だった。納品書であるにもかかわらず未納品があること自体疑問であり、またフラットファイル（緑）およびフラットファイル（赤）とフラットファイル（青）で処理が異なった点も疑問であるが、確かに納品書には印字ではないが「未」の加筆記載があり、請求書上にも同品と思われるものは見当たらなかった。納品書自体は業者の問題もあるが、納品書の差し替え等適切な処置をすべきであった。また、管理課による物品確認および都度の出納簿への記載といった原則が守られていない。さらに、物品購入要求書等は請求書に基づき後付で作成、送付されており所定の手続によっていない。定期的な棚卸もされておらず、出納簿の信憑性にも疑義があるといわざるを得ない。

b 年度末近くの購入の有無等について

使用数量と比較し3月に多少多めの購入となっているが、担当者によると、翌期より物品の管理部署が総務事務センターで一元化されるため、4月から1、2ヶ月は物品購入事務に支障が出るのが予測されるため、多少多めに購入したものであり予算消化目的ではないとの回答を得た。

c 「書き換え」の問題について

(a) 概要

平成19年度で「書き換え」が2件発生している。「書き換え」とは、実際には備品を購入しているにもかかわらず、予算不足等を理由に消耗品を購入したようにみせかけて処理することである。以下、当年度に発生した2件の「書き換え」について、購入の経緯および平成19年度でも「書き換え」が2件発生した理由、その後の処理について記載する。

① 書き換えにより「オフィス2007プロ」を購入した件についての購入の経緯

平成18年度末に、使用中のパソコン（H14導入）が不調となり業務に支障を来す事態となったため、本課から令達のあった備品購入費の範囲内で、基本ソフト（ウインドウズビスタ）のみがインストールされたパソコンを購入した。業務に使用するソフトの「オフィスプロフェショナル2007」をインストールする必要があるが生じたが、平成19年度に備品購入の予算（令達）がないため、消耗品を購入したようにして、実際には備品を購入したものである。

※購入した「オフィスプロフェショナル2007」＝61,980円

※支払い上の物品内訳

エルマーマット：水中でも書ける記録紙

チューブファイル：書類整理用ファイル

H19.05.01 予算執行伺い

H19.05.16 納品・検査

H19.06.08 支払い

② 書き換えにより「ウェットスーツ」を購入した件についての購入の経緯

潜水作業に必要なウェットスーツが破損し修復不能で業務に支障をきたすようになり、新たにウェットスーツを購入する必要があるが生じたが、平成19年度に備品購入の予算（令達）がないため、消耗品を購入したようにして、実際には備品を購入したものである。

※購入した「ウェットスーツ」＝27,300円

※支払い上の物品内訳

ウェットスーツ：2着

H19.05.01 予算執行伺い

H19.05.17 納品・検査

H19.06.15 支払い

- ③ 平成19年度に不適正事務処理について指摘・批判されたのに、なぜ是正されなかったか

平成19年5月17日に「みやざき学園」による『預け』の実態が公表され、全庁的な『預け』の調査が5月22日以降に行われた。また、その過程で『書き換え』についても事実が明らかとなり、改めて6月11日以降『書き換え』を含む調査が行われた。

※この『書き換え』調査において、平成19年度分で2件の『書き換え』が判明したが、調査中に支払い予定日（6月8日及び15日）が経過していたため、支払い停止の措置が出来なかった。

- ④ 2件の物品についての平成19年度での会計処理

備品購入費に振替をし、備品としての登録を行い適正に処理している。

(b) 監査意見

宮崎県水産試験場では、先の全庁的な『預け』の調査により、平成14年度3件（297千円）、平成15年度2件（175千円）、平成16年度4件（204千円）、平成17年度6件（324千円）、平成18年度15件（1,262千円）の「書き換え」が発覚している。いずれも予算不足等を理由に消耗品（需用費）を購入したようにみせかけて備品（備品費）を購入していたものであり、私的な費消はなかったものと見られるが、予算執行の観点からも不適切な処理であることは明らかであり、厳に慎むべきである。今後、宮崎県の財政が逼迫している現状、ますます十分な予算の確保は困難であると推測されるが、会計はあくまで事実の写像であり、真実を歪めるものであってはならない。

(5) 知的財産権に関する財務事務

ア 概要

過去10年間に水産試験場で取得した特許権は3件であり、実用新案権が1件である。うち、平成19年度は特許権1件、実用新案権1件を取得している。また、現時点で特許申請中が2件ある。業務の内容から、知的財産権を取得できる研究は限られているのが現状である。

イ 監査手続

担当者へのヒアリング、特許証等により内容を確認するとともに、決裁伺い等により所定の手続に基づいて知的財産権の取得がなされているか検証した。

ウ 監査結果

a 特許取得の可否に対する意見について

決裁伺いはあるが、特許申請をするか否かの議事録等はない。「宮崎県農政水産部技術調整会議事務処理要領」（平成19年7月1日に一部改正）によると、専門部会長（試験場各部長等）は、「研究成果カード」を基に、開発した品種の品種登録又は技術の特許取得の可否に対する意見について、「登録等の可否に対する意見総括表」を作成するものとする事となっている。また、登録等の可否に関する幹事会の検討、取りまとめ等も行う事となっている。しかし、平成19年7月1日改正前の同要領では前述の取扱は要求されておらず、結果的に特許申請をするか否かの検討および議事録の作成はされなかったものである。もともと発明次第特許申請の予定で研究がなされるとの認識もあったようである。今後は、同要領に基づき手続が行われるものと思われるが、そもそも同要領の有無にかかわらず、責任所在の明確化の観点からも特許申請をするか否かの検討および議事録の作成は行う必要があったものと思われる。

b 職員の職務発明等に対する補償金について

「宮崎県職員の職務発明等に関する規程」第9条では、知事は、特許権を取得したときは、発明者に対し、登録補償金として権利一件につき1万5千円を支払うものとする事となっているが、先の本年度取得時の発明者に対しては往査時点では登録補償金が支払われていなかった。早急に規程に従った処理を行う必要がある。

(6) 公有財産の管理事務

ア 概要

(ア) 施設設備及び備品の概要 平成20年3月31日現在 (単位:円)

箇所	土地	建物	重要物品		合計
	取得価額	取得価額		取得価額	取得価額
本場	20,408,638	421,480,451	39件	112,751,892	554,640,981
小林分場	1,010,000	551,225,000	6件	12,064,132	564,299,132
米良試験地	650	298,750	—	—	299,400
合計	21,419,288	973,004,201	45件	124,816,024	1,119,239,513

(イ) 遊休不稼働の建物

(単位：千円)

財産名称	取得年度	取得価額	備考
小林分場米良 試験地 事務所・倉庫	S42.03	5,750	S15.11 新築
採卵室	S47.03	160	
外便所	S51.11	133	

イ 監査手続

- (ア) 公有財産台帳の閲覧、また関係者に質問することにより、実地調査が行われているかどうか確認した。
- (イ) 登記簿謄本等との照合及び必要に応じて現地の視察及び実地調査を行った。

ウ 監査結果

(ア) 土地について

本場の公舎敷地について、登記簿謄本上面積12,771.87㎡に対して、台帳上11,996.31㎡しかなく、両者が相違している。また、小林分場の公舎敷地について、登記簿謄本上面積14,879.08㎡に対して、台帳上14,151.08㎡しかなく、両者が相違している。さらに、米良試験地についても、面積3,787.00㎡に対して、台帳上3,787.85㎡となっており、両者に相違が生じている。変更登記時の台帳上の修正漏れということであるが、速やかに修正する必要がある。

(イ) 建物について

a 遊休施設について

小林分場米良試験地については、平成20年6月に飼育魚を全て小林分場に移し、以降については使用の見込みがなく、財産調整委員会に「有効活用の協議を提案していきたい」との回答を得ているので、早期に実行していただきたい。

本場の水産研修館は、従来地元漁業関係者の研修や小学生等の見学等で活用されていたが、現在では建物が老朽化し危険であるため、昔の漁具や貴重な資料等が展示された状態のままとなっている。平成16年3月付けでまとめられた「水産試験研究機能高度化整備基本計画」では、老朽化が著しく耐震性に乏しい試験場本館と水産研修館を取り壊し、同場所に高度化する研究に対応する機能を有し、研修施設も備えた水産試験場の整備が描かれている。しかし、本県の予算状況の悪化から「計画」に基づく新水産試験場建設計画は凍結された。このため現在、水産研修館は、平成18年3月10日付けで研修館としては用途廃止とし、取り壊す費用が計上でき次第取り壊すこととしてい

る。小学生等の県民研修では1回 50 人を限度として本館の会議室が使用されているが、場所が狭く十分な受入が出来ず、また昔の漁具等も以前ほど見学できない状態である。また、漁業者への研修についても、主に現地での研修とし、多くの人が集まる研修や発表会は、他の施設の会議室等を利用している状況である。財政状態が逼迫している中、建物の建て替えや取り壊しも容易ではないが、建物の老朽化による危険性、維持費用の増加および漁具等の雨漏りなどによる劣化等を考えるに、出来る限り早いうちに対策を講じるべきものと思われる。

本場の回遊魚施設についても、現在はアカマダイの飼育に一部使用されているのみで、決して有効活用されている状況とは言えない。

b 火災保険の付保状況について

建物には一切火災保険が付されていないが、公共施設であるため、予算の関係もあるかもしれないが、基準を設け何らかの資産保全を図る必要があるのではないだろうか。

(7) 物品の管理事務

ア 監査手続

(ア) 重要備品の管理について、備品出納簿の作成状況、備品整理票の貼付状況の確認、及び重要備品現有高調書に計上されている備品全件について実査を行った。

(イ) 車両については全件車検証と突合し、船舶については船舶検査証書、船舶国籍証書と突合した。

(ウ) 重要備品以外の備品の管理については、備品出納簿の作成状況を確認し、備品出納簿より任意に抽出し実査を行い、備品整理票の貼付状況の確認をおこなうとともに、逆に任意に現場で抽出した備品が備品出納簿に計上されているかの確認をおこなった。

(エ) 図書管理については、図書管理簿の作成状況、備品整理票の貼付状況の確認、及び備品出納簿に計上されている図書について任意に抽出し実査を行った。

(オ) 消耗品の管理については、消耗品出納簿の作成状況の確認をおこない、消耗品出納簿より任意に抽出し実査をおこなうとともに、逆に任意に現場で抽出した消耗品が消耗品出納簿に計上されているかの確認をおこなった。

(カ) 上記 (ア) から (オ) の物品について、不用物品、未使用物品の有無および所管換え、廃棄処分、寄贈等の処理が適切になされているか、所管換え伺、処分伺、不良品明細表等と照合した。

イ 監査結果

(ア) 重要備品の管理については、以下を除き適切に処理されていた。

a 玄関展示用水槽について

玄関展示用水槽が現在は使用されていないにもかかわらず、重要備品現有高調書に計上されていた。これは、撤去が困難なため、壁で目隠ししている状態のままとなっているものであるが、当初の用途に使用されていない以上、少なくとも重要備品現有高調書ないし備品出納簿からは除却処理すべきであると思われる。

b レオメーターについて

レオメーターについて、老朽化による廃棄を理由に代替品を平成20年1月に取得しているが、往査時現在廃棄処分の伺いまでしか処理をしておらず手続が遅延している。

c 保険の付保状況について

『みやざき丸』および『みやざき丸』の搭載艇に船舶保険（19年度掛金4,106千円）、『たちばな』に船舶保険（19年度掛金2,403千円）、『あおしま丸』に漁船保険（19年度掛金58千円）が付保されているのみで、他の重要物品については保険が付されていない。予算の関係もあるかもしれないが、公共物であるため、基準を設け何らかの資産保全を図る必要があるのではないだろうか。

(イ) 車両については、特記すべき事項はなかった。

(ウ) 重要備品以外の備品の管理については、以下を除き適切に処理されていた。

a 実際の備品整理票と備品出納簿の備品番号に差異のある物件について

実際の備品整理票と備品出納簿の備品番号に相違のある備品が2件（分光光度計、コンプレッサー）あった。これは、平成17年4月に備品台帳の整理をおこなった際、物品管理課より照合の依頼がきていたが確認漏れであったためである。

(エ) 図書の管理については、別途、図書出納簿は設けておらず、取得価額2万円以上のものを備品出納簿に計上し管理している。小林分場では、備品出納簿に

「産業図書一式」と記載されているだけで個別の図書名、数量等についても記載されていない。図書出納簿を整備し、消耗的なもの等は別として取得価額2万円未満の図書についても、定期的な実地棚卸等適切な管理を行う必要があると思われる。

(オ) 消耗品の管理については、以下のとおりである。

(本場)

a 事務消耗品について

物品購入契約に係る財務事務ウ監査結果でも述べたとおり購入ないし出納簿への記載が所定の手続によっておらず、また、定期的な棚卸とその差異の修正もおこなわれていないため、大きな差異はないとしても出納簿の信憑性に疑義があるといわざるを得ない。なお、抽出した実査の範囲では、結果、蛍光ペンが2本、ボールペンが1本出納簿より物品の方が少なかった。原因は不明である。

b 未使用品について

丸型分液ロート（昭和60年取得）および丸型フラスコ（平成12年取得）については、使用可能な状態であるが現在未使用であり、今後も使用見込みはないとのことであるので、早期に他機関に照会するなど有効活用を図るべきと思われる。

(分場)

乾電池の受払簿以外、消耗品の記帳、管理は行っていない。担当者によると、分場では在庫となるような消耗品はない。リサイクルして使用したり、それでも新規に必要な場合には、必要な量だけ本場から支給を受けるようにしているとのことであった。

(8) 毒物・劇物の管理に関する財務事務

ア 概要

水産試験場では、各種の調査研究等を行う中で、必要な薬品を購入、保管している。業務の内容から、毒物・劇物も使用されることから、適切な管理が求められる。

イ 監査手続

毒物・劇物の購入から保管、使用、処分及び点検について、管理状況を検証した。具体的には、薬品出納簿を通査、薬品の保管状況の視察、薬品使用簿と現物との照合、薬品の点検状況の確認を行った。照合に当たっては、各資料を通査の上、任意にサンプルを抽出した。

ウ 監査結果

(ア) 毒物・劇物を含め、薬品の取扱いについて、具体的な手引き・要領等が整備されていない。適切な管理を継続的に行うためには、取扱いについて文書化し標準化することが必要である。

(イ) 劇毒物については、取扱者が限定されており、保管庫には施錠がしてある。ただし、本場の一部課の中には保管庫の鍵が誰にでも入手できる場所に保管されているところがあった。他人が容易に入手できないよう鍵の保管には注意が必要である。

(ウ) 実地棚卸については、取扱者が3ヶ月に1度、部長立会いの下実施し、受払メモから月別に集計し、劇毒物受払簿を作成し、場長の承認を得ている。ただし、日常の使用に関しては、各課で独自の受払メモにより管理しているが、定型的な出納簿を作成する必要があるだろうか。

(エ) 本場で不用薬品として処分対象としたが、廃棄物業者が引き取れないとのことで、そのまま残っている薬品があった。安全管理上も、早期に処分の検討が必要である。

(オ) 劇毒物以外の薬品については、受払台帳等の記帳、実地棚卸はなされておらず、十分な管理がされているとはいえなかった。

(カ) 使用されていない薬品が多少あると思われるが、過去の使用状況等を整理して今後の使用の可否も含め、処分するか否か検討する必要がある。

(9) 現金及び郵便切手等の管理について

ア 現金管理について

(ア) 監査手続

現金出納簿を閲覧し、必要に応じて調定票、調定収納状況一覧表と照合した。

(イ) 監査結果

基本的には入り払いともに金融機関への振込となっているために、手許に現金は保有していない。例外的に、①分場における生産物処分代金、②本場における調査物残渣処分代金、③有料道路通行料等の前渡金がある。①の生産物の処分代金は午前中に受領し同日の午後には金融機関へ振り込まれるため、日を越して手許に保有されることはないが、現金出納帳に適切に記帳されており、問題はなかった。②は、調査物残渣処分のため職員に売却した代金であり手許に保

持される。当該残渣物の職員への有償譲渡の処理は、「水産試験場における調査物残渣等処理について」の規程に基づき平成20年7月1日より実施され、以降現金出納簿の記帳がなされている。それ以前においては無償にて職員に譲渡していた。また、当該規程には処分価額の計算については規定されているが、回収代金の処理については県の歳入とすること以外には具体的な規定はされていない。実際、7月以降の処分代金について10月17日に一括して県の指定口座へ振込入金されている。担当者によると、今回は失念していたが、今後は締め日・振込日を定め適切に処理を行うとのことであった。③については、(2)キ(イ)使用料及び賃借料の監査結果に記述している。

イ 郵便切手等について

(ア) 監査手続

郵便切手等について、実査を行った。また、年度末近くの購入の有無や使用枚数と購入数量との関係など、経済性を考慮した購入を行っているかを確認した。

(イ) 監査結果

平成19年度のパイ入はなかつたが、平成18年度までにおいて種別によっては年間の払い出し数量の倍以上のパイ入があつたり、使用状況からみて在庫が十分あるにもかかわらず追加パイ入したりしているものもあり、適正在庫とはなっていない。全般的にみても経済性を考慮したパイ入を行っているとはいえないため今後も注意を要する。

(10) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示について

ア 概要

(ア) 研究課題の設定の業務フロー

「宮崎県農政水産部技術調整会議事務処理要領」に基づき、次年度の試験研究課題の選定を行っている。選定までの流れは次のとおりである。

- ① 事務局は、関係機関に対し、次年度の試験研究課題選定の参考とするため、農畜水産業技術に関する要望事項（以下「研究問題」という。）の提出を依頼し、2月末日までに研究問題の収集を行うとともに、これを速やかに水産政策課に送付するものとする。

関係機関：農政水産部各課、漁連、内水面漁連 その他

- ② 水産政策課は、送付を受けた研究問題を専門部会別に整理・分類し、3月末日までに試験場に送付するものとする。

- ③ 専門部会長（試験場各部長等）は、5月中旬までに専門部会を開催し、

送付を受けた研究問題を研究課題選定基準により検討を行うとともに、回答のため、研究問題の回答区分を行い、その結果を整理する。

- ④ 幹事長（試験場長）は、幹事会を開催し、②で整理された研究課題について検討を行い、5月末日までに試験研究候補課題を決定し、技術調整会議会長（農政水産部長）に提出するとともに、宮崎県農政水産部試験研究評価検討委員会）に提出し、評価を受けるものとする。
- ⑤ 試験研究候補課題の提出を受けた会長は、本会議を開催し、評価検討委員会の協議結果も参考にしつつ検討を行い、7月中旬までに試験研究課題を決定する。
- ⑥ 事務局は、試験研究課題の決定後速やかに、研究問題の提出を受けた関係機関へ通知する。

（イ）研究課題の事後評価についての業務フロー

「宮崎県農政水産部技術調整会議事務処理要領」に基づき、試験研究課題の評価を行っている。評価の流れは次のとおりである。

- ① 評価を行う試験研究成果等の範囲は、試験場において当該年度に試験研究を終了した課題、試験研究が継続中で普及の可能性があると思われる技術を含む課題、途中で試験研究を中止しようとする課題及び農政水産部外の試験場、先進的農業者等が開発した普及性の高いと思われる農業に係る技術に限るものとする。
- ② 専門部会長（試験場各部長等）は、試験研究が終了後速やかに専門部会を開催し、研究成果評価基準により試験研究課題の評価を行い、その結果を「終了課題検討表」に取りまとめるとともに、生産者に普及可能な技術及び指導機関、研究機関等での活用が見込まれる技術（以下「普及技術等」という。）について、普及技術等分類基準により分類し、その結果を「研究成果カード」に取りまとめる。
- ③ 特に開発した品種の品種登録又は技術の特許取得をする場合は、専門部会長（試験場各部長等）は、②の「研究成果カード」を基に、品種登録又は特許取得の可否に対する意見について、「登録等の可否に対する意見総括表」を作成するものとする。（平成19年7月1日改正により追加）

④ 幹事長（試験場長）は、取りまとめた「終了課題検討表」、「研究成果カード」、「登録等の可否に対する意見総括表」について、6月及び12月に幹事会を開催し、検討を行い、「普及技術等」の決定及び登録等の可否に対する意見の取りまとめを行う。

また、「終了課題検討表」を会長及び委員会に提出し、終了課題の評価を受けるとともに、登録等の可否に対する意見の取りまとめ結果を報告する。

⑤ 終了課題の研究成果の提出を受けた会長は、7月上旬までに本会議を開催し、評価委員会の協議結果も参考にしつつ評価・検討を行うものとする。

⑥ 事務局は、②の「普及技術等」について「普及技術カード」を作成し、幹事会終了後速やかに関係機関に送付する。

(ウ) 平成19年度実施中の主な試験研究課題

NO	試験研究課題	期間	担当部署	予算額 (千円)
1	衛星情報を用いた鉛直水温の推定手法の研究(Ⅰ)	H19～21	資源部	62,443
2	主要浮魚類の資源生態に関する研究(カタクチイワシ、マアジ、サバ類)	H16～20	資源部	10,055
3	主要浮魚類の漁場形成要因の把握による今日の漁場予測技術の開発	H19～23	資源部	
4	定置網漁業への黒潮の影響の解明	H17～19	資源部	
5	マグロ類の資源生態の資源評価に関する研究	H14～23	資源部	
6	高度漁海況情報による漁場形成要因解明試験	H18～22	資源部	607
7	木材を利用した魚礁開発	H15～19	資源部	2,786
8	簡便で精度の高い魚礁効果調査手法の研究	H19～21	資源部	900
9	マダイ、ヒラメの放流効果モニタリング	H17～19	増殖部	955
10	カサゴの放流技術開発	H17～21	増殖部	1,956
11	アカアマダイ放流による生物特性の把握	H19～23	増殖部	2,320

12	藻類培養と遺伝情報の保存に関する研究	H16～20	増殖部	466
13	養殖漁場等の環境把握と評価	H19～21	増殖部	1,218
14	環境浄化機能生物の開発	H17～21	増殖部	1,207
15	核藻場造成によるガラモ場復興試験	H17～21	増殖部	7,023
16	鮮度低下が早い魚種における鮮度保持技術の開発	H18～22	生物利用部	2,153
17	ウイルス性疾病の防除対策	H18～20	生物利用部	1,229
18	養殖漁場環境監視システム整備等の高度化	H18～21	増殖部	2,010
19	低コスト餌料改善法の開発	H19～21	生物利用部	948
20	資源回復計画の検討対象種の資源生態に関する研究	H17～21	資源部	1,996
21	赤潮・貝毒・底生生物のモニタリング	H17～21	増殖部	1,238
22	ニジマス高温適用品種の作出及び米良系ヤマメの保存	S58～	小林分場	1,870
23	高温系ニジマスの形質発現機構の解明	H16～20	小林分場	
24	内水面における魚類等生息環境の把握	H18～22	小林分場	436
25	チョウザメ全雌化に関する研究	H17～21	小林分場	457
26	チョウザメ有用成分に関する研究	H19～23	小林分場	1,530
27	内水面魚介類の遺伝的多様性の確認	H19～23	小林分場	2,439

(エ) 最近の主な研究成果

a 実用化できた研究成果

平成19年度成果カード(予定)

No	課 題 名
1	定置網漁業への黒潮の影響の解明(定置網の漁獲特性)
2	定置網漁業への黒潮の影響の解明(ブリ漁況と海況の関係)
3	定置網漁業への黒潮の影響の解明(アジ仔漁況と海況の関係)
4	定置網漁業への黒潮の影響の解明(アジ漁況と海況の関係)
5	主要浮魚類の資源生態に関する研究(マアジⅠ)
6	主要浮魚類の資源生態に関する研究(マアジⅡ)
7	木材を利用した魚礁開発

8	マダイの放流効果モニタリング
9	ヒラメの放流効果モニタリング
10	残存群落の食圧制限要因の解明と藻場造成実証試験
11	水産物鮮度保持マニュアルの作成
12	水産系廃棄物の再利用技術の開発
13	モクズガニの簡易施設による中間育成技術の開発
14	モクズガニ小型個体群への外部標識の開発
15	モクズガニ資源増大に関する研究

新聞で取り上げられた主な研究成果（平成18年度以降）

- カワハギ稚魚生産成功（宮日）
- 宮崎キャビア生産拡大へ（宮日）
- ホヤ延岡名物に（夕刊デーリー）
- 豊漁をもたらす暖水波及県水試がパターン化（宮日）
- 藻場再生へ研究進む（宮日）
- 宮崎県水試の予測的中カツオ船団6日で漁獲3億円など（南日本、朝日、宮日、西日本）
- 疲労回復にカサゴ抜群など（宮日、毎日、読売）
- 県シイラ加工研究（宮日）
- 曲面型藻礁使い実証試験ほか（宮日、夕刊デーリー）
- 環境にも味も良しリッテルボヤで複合養殖（夕刊デーリー、宮日）
- 減少する本県沿岸の藻場県が空撮調査（宮日2回）
- ウルメイワシ豊漁か（夕刊デーリー）
- 平成19年度宮崎日日新聞産業賞カサゴの種苗生産技術の開発から機能性成分の解明までの一連の研究
- 平成20年度宮崎日日新聞産業賞「ウニの食育」を抑制するための曲面型藻礁の開発と藻場回復の研究
- 平成20年度宮崎日日新聞科学賞日向灘の浮き魚類（イワシ、アジ、サバ類）の来遊予測技術の開発

b 広報活動

- 「普及技術カード」の印刷
- 漁業者の研修会・定例会等での成果の報告（30数回程度／年）

○水産試験場研究成果発表会 1回/年

○県漁連「水産宮崎」への投稿 11回/年

c 主な研究等の発表事項（内容、場所、媒体等）

平成19年度発表分

①学会投稿

課 題 名	発表誌名
日本南岸沿岸域へのカツオ来遊機構	日本水産海洋学会誌

②その他の投稿

課 題 名	発表誌名
日向灘におけるカタクチイワシの資源生態と漁況予測	黒潮の資源海洋研究第8号
宮崎県沿岸のクロメ藻場の分布と造成	成山堂書店
藻場回復のためのウニ類除去法開発と回復藻場におけるムラサキウニの身入りの評価	平成19年度瀬戸内海ブロック生産環境部会・栽培資源部会合同部会議事録

③学会口頭発表

課 題 名	会 議 名	場 所
簡易施設によるモクズガニ中間育成技術の開発	日本水産学会秋季大会	北海道大学
釣り針飲み込みカサゴの生残試験	日本水産学会秋季大会	北海道大学
日向灘におけるブリのアーカイバルタグ標識放流調査	日本水産学会九州支部大会	宮崎大学
日向灘におけるカタクチイワシの資源生態	日本水産学会春季大会	東海大学
ウニ除去区縁辺部における繰り返し除去によるウニ類再進入防止の可能性	日本水産学会秋季大会	函館市
ウニ分布及び魚類のホンダワラ採食と波浪流動条件との関係	日本水産学会九州支部会	宮崎市
クロメ藻礁設置場所に形成されたクロメ藻場	日本藻類学会第32会大会	東京都
西日本沿岸の藻場の現状と温暖化の影響	水産海洋シンポジウム 地球温暖化とその沿岸・沖合海洋生態系への影響－検知と予測－	東京都
水産養殖用飼料としてのサンマミールの有効性について	日本水産学会春季大会	静岡市

カタクチイワシ主体MPがカンパチの成長と抗病性に及ぼす影響	日本水産学会九州支部大会	宮崎市
豊富な水産資源の飼料への有効活用	日本水産学会九州支部例会 ・シンポジウム	宮崎市
日本南岸沿岸域へのカツオ来遊機構	日本水産海洋学会	静岡市
カタクチ主体EPがカンパチの成長と抗病性に及ぼす影響	日本水産学会九州支部大会	宮崎市
宮崎県沿岸で漁獲されたシイラの性成熟状況と筋肉成分の季節変化	日本水産学会秋季大会	函館市
水産養殖用飼料としてのサンマミールの有効性について	日本水産学会春季大会	静岡市

d 特許の状況、数

平成18年度から19年度特許出願件数	1件
平成20年3月31日現在特許保有件数	3件

e 平成19年度における技術指導の実績

①講習会

講習会(現地説明会等)	開催回数	延べ受講者数 (出席者数)
カサゴ資源回復計画に関するカサゴ延縄漁業者との意見交換会 (研究結果の現場説明・協議・指導)	6	49
ウツボさばき講習会 (未利用資源活用)	8	14
県北まき網漁業者組合定例会 (漁況予測説明)	2	21
小型底曳網漁業者協議会 (資源管理調査結果説明)	1	7
県定置網漁業協会通常総会 (ブリ回遊研究説明)	1	6
養殖研究講演会	1	40
養殖勉強会	6	100

②現場で活用されている近年の研究成果（技術指導）

資源部

○海洋状況把握調査

- ・調査船情報、浮き魚礁海洋観測情報、人工衛星情報から漁場（日向灘海域）の水温分布、潮流の方向・流速の状況を把握し、漁業者に提供する。

この情報は、漁場探査や漁が可能な海況であるかどうかの漁業者の重要な判断材料となっている。

○主要浮魚類の来遊資源量・漁期・来遊魚種の推定

- ・日向灘の主要浮魚類であるイワシ・アジ・サバ類の漁況（日向灘への来遊状況）を予測し情報を提供することで、漁業者は漁具、漁場を選択する判断材料として活用し、効率的な漁業が行われる。

○カツオ漁場の予測

- ・これまで収集した漁場データと現在の海況情報を合成することで、漁場を予測する技術を開発している。

この技術により、平成19年、20年度と漁期初めの漁場形成を漁業者より先に確認し、その情報は漁業者の効率的な漁獲に活用された。

○木材を利用した魚礁開発

- ・本県漁業者から集魚効果が高いと期待され、魚礁材料として要望の強い木材の利用については、海況条件は厳しく、既存の木製魚礁では耐久性、安全性の問題から日向灘海域への導入は困難であった。そこで、本試験で日向灘に適した木製魚礁について、魚礁機能に関する調査を行い、木材を利用した増殖機能付加型魚礁の開発を行い、有効な魚礁として近い将来、水産基盤整備事業に活用される見込みである。

増殖部

○放流技術の確立と資源添加効果の実証

- ・マダイ・ヒラメ・カサゴなどの種苗放流において、その効果を明らかにし、漁業者に放流指導を行い、漁業者による資源管理の実施など「つくり育てる漁業」を推進している。

○藻場造成技術の確立

- ・藻場減少の原因を究明し、減少を抑制する技術の開発を行った。この技術に基づき、藻場造成に取り組む漁業者を指導し、藻場造成管理技

術として活用されている。

○オオニベの種苗生産・中間育成に係る効率化技術の開発2

- ・我が国で初めて、水産試験場で種苗生産技術を開発し、放流事業が進められているオオニベの種苗生産コストの低減や健苗性向上の技術開発により、種苗生産の効率化が図られている。

○藻場の残存群落の食圧制限要因の解明と藻場造成実証試験

- ・藻場は、現在衰退傾向にあるため、有効な藻場造成技術の開発が必要とされ、関係団体等からの藻場造成に関する要望も多い。これまでの試験・研究で藻場の衰退要因として、海水の高温化や海水の濁りによる照度不足、藻食動物の過剰採食が考えられている。この内、最重要視され、人為的制御が可能な藻食動物による過剰採食について研究し、食圧を低減させる条件の解明、有効な藻場造成技術開発を行い、その一つの成果として、海藻増殖機能付加型ブロック礁を開発し、事業化が期待されている。

○養殖場環境調査

- ・養殖場の水質・底質等の変化を継続的に把握することで、健全な養殖場環境が保持され、養殖業者が健康な魚を生産する上でのバロメーターとなっている。
更に有害プランクトンの監視も漁業者とともに実施している。

生物利用部

○活けしめ脱血装置の実用化試験

- ・カツオは色変わりや鮮度低下が早く、大消費地から遠い本県の生鮮カツオは、消費地市場での評価において不利な状況にある。そこで、カツオの付加価値向上を図る目的で開発された自動活けしめ脱血装置の有効性を明らかにした。結果、日向市のカツオ船に搭載されブランド化が進められている。

○水産物鮮度保持マニュアルの作成

- ・水産物の鮮度品質保持に対して、生産から流通加工、消費に携わる人が各段階で行うべきことを理解し、連携、協力し合っ一連の管理を図らなくては、水産物の安全・安心が確保されない。しかしながら、現状は、消費者の手に届くまでに行われている水産物の鮮度保持方法

が一定の基準として示されておらず、時には鮮度保持に関わる人の誤った理解や過信によって取扱方法が異なり、ひいては鮮度の差すなわち品質のバラツキを生じさせている可能性が否めない。そこで、本県の養殖カンパチ、養殖マサバ、脱血カツオの鮮度保持マニュアルを作成した。これを各関係漁業者への普及を図った結果、現場での活用がなされ、品質向上が図られている。

○安全な養殖魚の生産技術指導

- ・養殖業者や関係漁協に対して、給餌、投薬など、安全で健康な養殖魚を生産するための技術指導や病気の診断を行い適正な投薬指導などを行っている。その結果、病気に対する養殖業者の意識は、投薬からワクチン活用など予防へと変化している。

小林分場

○チョウザメの種苗生産技術の開発

- ・チョウザメの種苗生産と飼育技術を開発し、その飼育管理技術の民間への移転を進め、県内10数業者が養殖に取り組んでいる。

○モクズガニ資源増大に関する研究

- ・モクズガニは内水面漁業において重要な魚種であるが、近年資源が減少しつつあり、各地で放流が行われている。そこで、漁協が簡易で効果的な中間育成が実施できるよう技術開発と普及を行った結果、漁協が導入している。

イ 監査手続

規定に基づき研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切になされているか検討した。具体的には、「宮崎県農政水産部技術調整会議設置要領」に即して、新規研究課題の設定については、関係者からの研究課題要望事項に関する資料および専門部会、幹事会、評価委員会、本会議での検討資料や議事録を閲覧し、研究成果の評価及び開示については、「終了課題検討表」、「研究成果カード」、専門部会、幹事会、評価委員会、本会議での検討資料や議事録、「普及技術カード」等を閲覧した。

ウ 監査結果

特許申請をするか否かの検討および議事録が未作成であったことに関しては(5) 知的財産権に関する財務事務の(ウ) 監査結果で記述済みであり、当該事項を

除いては適切に研究課題の設定、研究成果の評価及び開示がなされていると認められた。また、研究成果の開示については、成果カードとし、印刷製本するほか、水産試験場ホームページで公開している。さらに、普及指導員が現地での指導で活用している。ただし、公表された研究成果が、どのように利・活用されているかについての追跡調査は実施されていないとのことであったので、この点に関しては今後検討する必要があると思われる。

(11) 宮崎県の水産業政策及び水産試験場の位置付けと特徴

ア 宮崎県の水産業について

本県の海岸線は総延長約400 kmで北部と南部では屈曲に富んでいるが、中部は平坦な砂浜地帯となっている。本県の海域は、沖合を北上する黒潮の影響が強く、沿岸部では、流入する河川水や豊後水道から南下する沿岸水と黒潮によって複雑な海況となっており、沿岸はイワシ、アジ、サバなどの好漁場となり、さらにその沖合にはカツオ、マグロの漁場が形成されている。

海面漁業は、北部ではまき網、底びき網などの網漁業とブリ類、マダイを主体とする養殖魚、中部ではぱち網、一本釣り、曳縄、はえ縄、底びき網、さらに南部ではカツオ一本釣、まぐろ延縄等の沖合、遠洋漁業が盛んに行われている。

海面養殖業は冬季の高水温と天然種苗の確保が容易であるという条件を背景にして内湾の多い県北部のブリ養殖中心に順調に伸びてきた。

水産加工業は、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、串間市、南郷町、門川町など県内に広く立地し、イワシ、アジ、サバ、チリメン等の塩干、煮干し品や節製品を主体に生産している。

内水面漁業については、大淀川、一ツ瀬川、五ヶ瀬川、小丸川、耳川などの河川が太平洋に注ぎ、アユ、コイ、ウナギ等を対象とする河川漁業が行われている。

また、ウナギ、アユの天然種苗や豊富な地下水、温暖な気候など自然条件を活かし、ウナギ、アユ、コイ等を主体に内水面養殖が行われている。(平成19年度 宮崎県水産白書P 1 から引用)

イ 宮崎県の水産政策について

水産業が、資源の持続的な利用と環境との調和をはかりながら、生産にとどまらず、販売力を強化し、限られた資源を最大限に活用して産業として競争力を向上することにより、消費者ニーズに沿った安心な水産物を安定的に供給する元気のいい水産業の確立を目指す。

また、安全・安心で美味しい水産物の提供に加え、水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮により、県民の健康で豊かな生活の実現を推進する。

これらを実現するために「健康で豊かな生活を支える『元気のいい水産業』の確

立」の基本目標のもと、

- 豊かな資源の確保と持続的利用の推進（資源管理と環境保全）
- 競争力のある経営と消費者に信頼される水産物の供給（健全経営と販売力強化）
- 果敢に挑戦する、多様な担い手の確保（人づくり）
- 多面的機能を発揮する快適生活・交流空間である漁村・内水面の創造（機能発揮と交流促進）
- 元気のいい水産業を支える水産技術開発の推進（技術開発と研究機能高度化）を柱に施策が体系づけられている。

（宮崎県水産業・漁村振興長期計画基本目標と施策体系表から引用）

ウ 水産試験場の使命と特徴

水産試験場は、21世紀の宮崎県水産業の持続的発展を支える試験研究拠点として、高度化、多様化する研究ニーズに的確かつ迅速に対応する。（水産試験研究機能高度化整備基本計画 はじめにから引用）

試験研究においては、消費者等の需要に即した農畜水産物づくりを基本に、国内外の競争に打ち勝つ高度な技術や生産環境の変化に対応した技術等の開発を進めるとともに、産学官民が連携した研究体制等による技術開発の加速化や技術普及の迅速化を図る。

（宮崎県農畜水試験研究推進構想 はじめにから引用）

エ 水産施策における水産試験場の位置付け

宮崎県水産業・漁村振興長期計画の5本柱施策の1つである「元気のいい水産業を支える水産技術開発の推進（技術開発と研究機能高度化）」を担い、持続的生産技術の開発、・安全で安心して消費できる水産物の安定供給技術の開発をする。

- ・生態系や環境に配慮した技術の開発をする。
- ・高度情報化技術の開発を具体的施策とする。

（宮崎県水産業・漁村振興長期計画 施策体系表から）

オ 公的研究機関の必要性

- 産業の育成を目的としていること

部分的な委託は現在も実施しているが、産業育成を目的とする施策の一翼を担うトータル的な研究機関は民間にはない。

- 水産業はタンパク供給産業であり、その盛衰は国民の食に影響する重要な課題である。このため、国、地方公共団体が連携と分担をはかりながら、技術開発を進めていく必要がある。

- 海洋観測、資源状況把握調査は、海洋環境等の変化を把握する上で重要であるが、民間が営利目的で実施されているものはなく、公的機関に委ねられている。
(宮崎県では、海洋調査の一部を民間に委託するなど、効率化を図っている)

(12) 国・都道府県・大学・民間等との役割分担及び連携について

ア 類型及びそれぞれの機関の役割、特徴

a 国及び独立行政法人研究機関

- 全国に共通するあるいは広域にまたがる問題等や対外国との間で解決するための研究。
- 各県の指導、コーディネート。
- 高額な研究施設（調査船）を必要とするような試験。
- 多くの高度な知識、技術を持った研修者のプロジェクトが必要な試験。
- 基礎研究を含む高度な技術開発
- 最先端の情報修正、技術習得

例)

カツオ、マグロ類などの高度回遊性魚類の研究

太平洋岸全域の黒潮流動や物質輸送に係る広域流動の把握・解析及び広域シミュレーション・予測

太平洋系群魚種等の広域資源評価

長期漁海況予報における広域動向評価、

魚病技術の開発、新魚種開発、赤潮プランクトン防除等の技術開発

b 都道府県立試験研究機関

- 地方のニーズにあった試験研究の実施
- 県地先の試験、調査の実施
- 地元漁業者の技術指導

例)

自県地先海域の海況把握・解析、還元情報の活用による地先海域の研究推進
資源評価魚種の地先海域の情報収集・解析、還元情報を活用した地先来遊資源の評価研究

地先の長期漁海況予測と還元された広域情報を基にした予報文の作成公表
関係県と連携したプロジェクト研究による地先資源の研究推進

自県漁業者の生産活動に直結する海域限定あるいは受益限定型の試験研究の推進

自県漁業者に関連する各種情報の収集・応用研究・指導・情報発信
地元ニーズにあった種苗生産、赤潮プランクトン発生状況調査

c 大学

○基礎研究を含む高度な技術開発

○最先端の情報修正、技術習得

d 民間企業、団体等

○経済市場に繋がる試験研究

例)

産業活動を支援する広域漁海況情報の収集・発信
企業活動における専門分野の情報やツールの提供
種苗生産

イ 上記の各機関との連携の状況

共同研究一覧（19年度）

No	部・科名	研究課題名	連携・共同研究機関・企業等
1	資源部	木材を利用した増殖礁の開発	民間4社・木材利用技術センター
2	増殖部	核藻場の造成によるガラモ場復興試験	瀬戸内海水産研究所・(財)宮崎県水産振興協会※
3	増殖部	ムラサキウニの肥育(短期養殖)	宮崎大学
4	増殖部	本邦南西水域の環境変化に対応した藻場の回復・拡大技術の高度化	水産研究センター等・長崎大学・鹿児島大学・(株)水棲生物研究所等 長崎県他5県
5	増殖部	管理しながら収穫する藻場造成	漁協・東臼杵農林振興局・南那珂農林振興局
6	生物利用部	養殖魚の難病ノカルジア症の早期診断技術とワクチン開発	宮崎大学
7	生物利用部	「健康な魚」を作る養殖用飼料開発に関する研究	宮崎大学
8	生物利用部		水産研究センター、静岡水試、日清丸紅等
9	生物利用部	海洋性バイオマスの機能性成分探索と抽出技術の開発 (都市エリア産学官連携促進事業)	九州保健福祉大学・宮崎大学・吉玉精鍍等・宮崎県食品開発センター
10	生物利用部	SPG膜乳化油脂注入加工品の開発	宮崎大学

11	生物利用部	宮崎県産シイラを用いた「焼酎もろみ漬け」の研究開発	宮崎大学・水永水産・(財)県産業支援財団
12	小林分場	チョウザメの有用成分に関する研究	福井県立大学
13	小林分場	高温系ニジマス の形質発現機構の解明	東京大学大学院
14	資源部	漁海況調査事業	水産研究センター・各県水試
15	資源部	我が国周辺資源調査	水産研究センター・各県水試
16	資源部	高度回遊性魚類調査	水産研究センター・各県水試

※ (財) 宮崎県水産振興協会：県出資団体

(財) 宮崎県水産振興協会は、昭和56年に県営の「宮崎県栽培漁業センター」として施設が整備された後、平成4年度に第3セクターとしての「財団法人宮崎県栽培漁業協会」として発足し、平成19年度から「財団法人宮崎県水産振興協会」と改称、栽培漁業の推進、養殖業の振興、水産関係団体の組織強化や漁業担い手育成などの事業を実施している。事務局・施設の所在地は宮崎県延岡市。

ウ 監査意見

宮崎県水産試験場は、「(10) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示について」や「(11) 宮崎県の水産業政策及び水産試験場の位置付けと特徴」等で記載したとおり、宮崎県の水産業の育成・向上に寄与し、かつ、周囲からも高い評価を得ているものと認識している。しかし、近年宮崎県の財政事情が悪化する中、十分な予算の確保は困難となってきたのも事実である。今後は、限られた予算の範囲で、国や他の都道府県、大学、民間等との効率的な役割分担及び連携・協力の強化がいつそう求められるものと思われる。

(13) 人事について

ア 概要

(ア) 人数、平均年齢

職種	人数	平均年齢	勤続年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	20人	38.0	5.9	0	7.3	13.2
行政職	10人	49.9	7.1	0	19.3	26.4
技労職	17人	35.6	11.4	0	1.8	13.2
平均		39.7	8.1	0	7.9	16.0

(イ) 水産試験場人件費

(単位：千円)

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度
人 件 費	研究職	172,066	159,358
	行政職	50,328	56,865
	船舶職員	134,332	134,869
	小 計	356,726	351,092
	嘱託職員(非常勤職員)	13,139	14,408
	臨時職員	24,486	26,840
	小 計	37,625	41,248
支出総額		394,351	392,340
支出総額に占める人件費割合		51.5 %	52.6 %

(注) 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費、及び賃金を含む。

(ウ) 職員（嘱託、臨時除く）1人当たり人件費

(単位：千円)

職種	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研究職		—	22	7,821	21	7,588
行政職		—	7	7,190	8	7,108
船舶職員		—	22	6,106	22	6,130
合計		—	51	6,995	51	6,884

研究職の19年度は高額者が行政職に切替があったため平均値が低くなっている。
行政職の19年度には、年度途中から休職者2名分の給与支給が無いため平均値が低くなっている。

(エ) 嘱託、臨時職員の所属表

所属グループ等	非常勤・嘱託職員	臨時職員
管理課	4 人	2 人
資源部	1 人	4 人
増殖部	人	6 人
生物利用部	2 人	4 人
小林分場	3 人	人
合 計	10 人	16 人

イ 試験研究者の採用方針及び方法

- ・本県においては試験研究専門職の採用は行っておらず、人事異動の中で適正・能力等を見極め、また人材育成の観点も含めて試験研究機関への配置を行っている。
- ・試験研究については通常の業務（行政・普及）と比較すると専門性も高く、成果を発揮できるまでに時間を要することから、人事ローテーションを長期化（5年以上）している。
- ・長期的な視野からの人材育成については、本庁・振興局・試験研究・普及部門等の様々な分野を経験させる中で、現場のニーズに立脚し、かつ先見性のある施策を立案・実施する能力を有する職員の育成を図っているが、試験研究職員もこのジョブローテーションの中で育成し、適性を見極めている。

ウ 研究職員に対する人事評価の方針等

- ・人事評価については一般の職員と同様の方法で行っており、研究職に特殊なものではないが、研究の進捗状況、成果等については観察・ヒアリングを行い、かつ、博士号取得の取組、意欲等も含めて総合的に評価している。

エ 試験場の業務内容（①調査研究業務、②生産物の販売業務、③技術相談業）別の業務従事時間

水産試験場業務は、①調査研究を主目的としており、③技術相談も受けている。
②生産物については、みやざき丸が漁場調査した際の漁獲物や、小林分場において試験飼育魚の余剰分を販売としているので%表示にすると、〔 ① 96% ② 1% ③ 3% 〕の状況となる。

オ 必要な人材の維持・確保のための外部委託・人材派遣・非常勤職員の活用等

定点海洋観測や魚病ウィルス検査等で外部委託を行っているほか、マスの品種改良や魚病ワクチンの開発など漁業資源、増殖、藻場、水産物加工の分野で産学官の共同研究を実施している。また、水産総合相談、魚病相談、魚病指導等において、非常勤職員を活用している。

カ 監査意見

試験研究という専門性を考慮しつつ、長期的な視野から人事ローテーションを実施している点は評価できる。ただし、支出総額に占める人件費割合が52.6%を占めており、職員の増員は困難な中、必要な人材の維持・確保のため、ますます効率的な外部委託や人材派遣、非常勤職員の活用等の工夫が求められるものと思われる。